

# 北の大地☆子ども未来づくり北海道計画

(第四期子ども未来づくり計画)

令和2年度～令和6年度

案

## 第四期「北の大地☆子ども未来づくり北海道計画」の 策定に当たって

道では、平成16年（2004年）10月に「北海道子どもの未来づくりのための少子化対策推進条例」を全国に先駆けて制定し、平成17年度（2005年度）から3期15年にわたり、各般の施策に取り組んでまいりましたが、平成30年（2018年）の本道の合計特殊出生率は1.27と、全国平均の1.42を下回り、全国で2番目に低い水準で推移するなど、依然として少子化が進んでいる状況にあります。

この要因は、未婚化や晩婚化に加え、核家族化が進んでいること、さらには非正規職員・従業員の割合の高さなど、様々な要因や背景が複雑に重なり合っているものと考えています。

全国的にも少子化が進行する中、国においては、幼児教育や高等教育の無償化、待機児童の解消など、子育て世帯や子どもたちに、大胆に政策資源を投入することとしています。

こうした国の動向や本道における少子化の状況、第三期計画の評価結果を踏まえ、この度、令和2年度（2020年度）から5年間を計画期間とする第四期計画を策定し、豊かな自然環境など、北海道の特性を十分に活かし、妊娠・出産、子育てなどのライフ・ステージに応じた切れ目のない総合的な少子化対策に取り組んでいくこととしています。喫緊の課題である待機児童の解消や児童虐待防止のほか、子育て世帯の経済的負担軽減などを重点的な視点として定め、実効性のある施策を展開し、結婚や出産を望むすべての人々の希望がかない、子どもたちが幸せに育つことのできる地域社会の実現を目指してまいりますので、道民の皆様の一層の御支援と御協力を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

終わりに、計画の策定に当たり、貴重な御意見、御提言をいただきました「北海道子どもの未来づくり審議会」の委員の皆様をはじめ、道民の皆様に深く感謝申し上げます。

令和2年（2020年）3月

北海道知事 鈴木 直道

## 目次

第1	計画の基本事項	- 1 -
1	計画策定の趣旨	- 1 -
2	計画のめざす姿	- 1 -
3	計画の位置づけ	- 2 -
4	他計画との関連	- 2 -
5	計画の期間	- 2 -
第2	少子化や子育て環境の現状	- 3 -
1	少子化の現状や要因	- 3 -
	(1) 少子化の現状	- 3 -
	(2) 少子化の要因	- 5 -
2	ひとり親家庭の状況	- 10 -
3	社会的養護の状況	- 11 -
4	児童虐待相談対応件数の状況	- 12 -
5	道民の意識とニーズ	- 13 -
第3	これまでの計画に基づく取組と評価	- 18 -
1	取組全体の評価	- 18 -
2	目標設定項目の推進状況	- 19 -
3	各ステージごとの評価	- 21 -
	(1) 結婚のステージ	- 21 -
	(2) 妊娠・出産のステージ	- 22 -
	(3) 子育てのステージ	- 24 -
	(4) 子育て・自立のステージ	- 34 -

(5) 地域の環境づくりのステージ .....	- 40 -
第4 第四期計画策定の考え方 .....	- 44 -
1 現状や評価を踏まえた今後の対応 .....	- 44 -
2 計画の基本目標 .....	- 45 -
3 目標達成に向けた重点的な視点 .....	- 49 -
第5 計画推進のための取組と指標の設定 .....	- 54 -
1 第四期計画の施策目標と取組 .....	- 54 -
2 第四期計画における目標設定項目 .....	- 56 -
3 各ステージの取組 .....	- 59 -
(1) 子どもや子育てをみんなで応援するステージ .....	- 59 -
(2) 妊娠や出産を支援するステージ .....	- 69 -
(3) 子育てを支援するステージ .....	- 72 -
(4) 子育てや自立を支援するステージ .....	- 88 -
第6 計画の推進 .....	- 94 -
1 計画の推進体制 .....	- 94 -
2 計画の点検評価 .....	- 94 -
第7 別表 .....	- 96 -
第8 資料編 .....	- 141 -
1 道内市町村における少子化対策に係る主な取組状況 .....	- 142 -
2 用語の解説 .....	- 160 -
3 各種データ .....	- 178 -
4 北海道子どもの未来づくりのための少子化対策推進条例 .....	- 182 -

## 第1 計画の基本事項

### 1 計画策定の趣旨

北海道では、平成16年10月に、子どもの健やかな成長に適した豊かな自然環境など、北海道の特性を十分に生かしながら、社会全体で出産や子育て、子どもの成長をしっかり支えることができる社会を目指すことを目標とした「北海道子どもの未来づくりのための少子化対策推進条例」（以下「条例」という。）を全国に先駆けて制定し、平成17年度から3期15年にわたり、少子化対策に取り組んできました。

しかし、合計特殊出生率は全国平均を下回り、未婚化・晩婚化や核家族化の進行などにより、全国を上回るスピードで少子化が進行しており、その流れを変えるまでには至っていません。

また、全国的に見ても、出生数が平成28年に初めて100万人を割り込むなど、少子化が進行する中、国は平成29年12月に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」において、幼児教育や高等教育の無償化、待機児童の解消など、子育て世帯や子どもたちに、大胆に政策資源を投入することとしています。

こうした、国の動向や本道における少子化の状況、第三期計画の評価結果を踏まえ、ライフ・ステージに応じた切れ目のない支援を行うため、第四期計画を策定し、今後5年間の少子化対策の具体的な施策や目標などを定めることとします。

### 2 計画のめざす姿

本道の将来を担う子どもが、広い大地と豊かな自然の中で、のびのびと心豊かに成長することは、道民全ての願いであり、少子化が進行するなかで、結婚、出産、子育てに対する不安や障壁を取り除き、これまでの計画と同様、子どもの健やかな成長に適した豊かな自然環境など、北海道の特性を十分に生かしながら、「安心して子どもを産み育てることができる環境」、「子どもが健やかに成長できる環境」の2つの環境づくりを進めていきます。

このため、現状の少子化の流れを変え、子どもの未来に夢や希望が持てる活力あふれる北海道の実現に向けて、条例で定める11の基本的施策に基づき、向こう5年間の少子化対策に関する施策目標を定め、ライフ・ステージごとに切れ目のない支援を総合的かつ計画的に実施します。

### 3 計画の位置づけ

本計画は「北海道総合計画」の特定分野別計画、条例第7条に基づく実施計画として策定し、関連する次の5つの計画の内容を盛り込みます。

No	計画名	根拠（法・通知）
1	都道府県行動計画	次世代育成支援対策推進法第9条
2	母子保健計画	母子保健について（平成26年6月17日付雇児発0617第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）
3	子ども・子育て支援事業支援計画	子ども・子育て支援法第62条
4	母子家庭等自立促進計画	母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条
5	都道府県社会的養育推進計画	都道府県社会的養育推進計画の策定について（平成30年7月6日付子発0706第1号厚生労働省子ども家庭局長通知）

### 4 他計画との関連

「北海道子どもの貧困対策推進計画」と調和させるとともに、幼児教育や義務教育、高校教育などの教育分野や人口減少対策、保健・医療・福祉、男女平等参画、女性活躍、経済・雇用など関連する計画と整合性を保ち、連携して施策を展開します。

### 5 計画の期間

計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

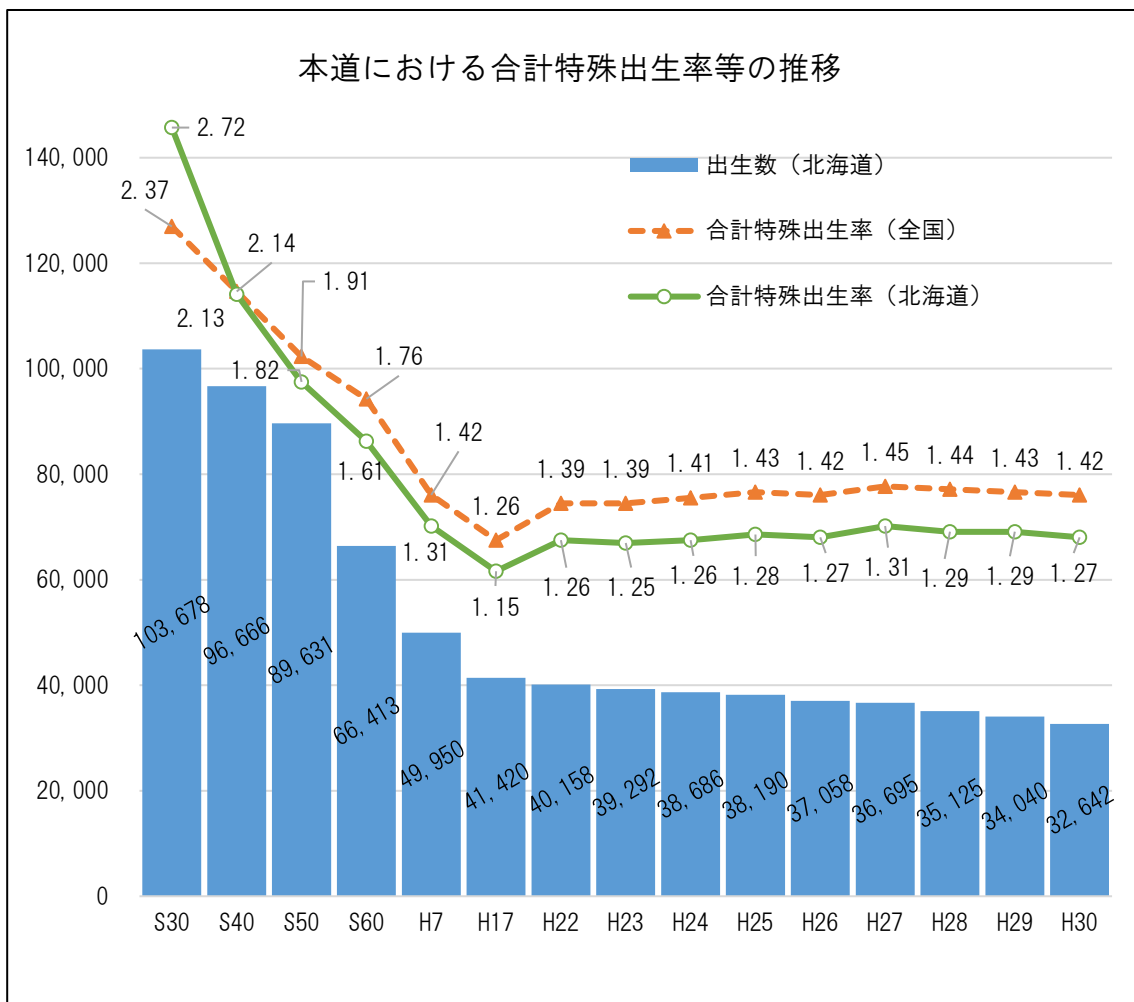
## 第2 少子化や子育て環境の現状

### 1 少子化の現状や要因

#### (1) 少子化の現状

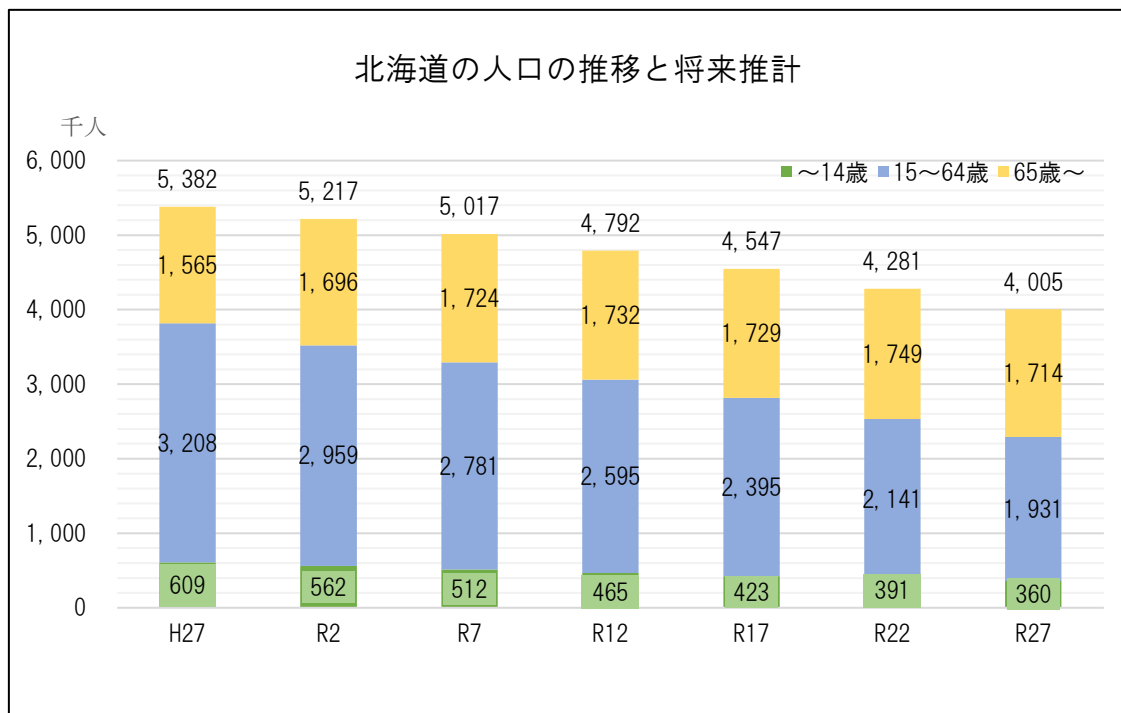
本道の出生数は、昭和31年以降、年間10万人を下回り、一時的に回復した年はあるものの、減少の一途をたどり、平成30年には約3万2千人となっています。

また、合計特殊出生率は昭和39年に初めて全国平均2.05を下回る2.04となり、平成17年には1.15（全国平均1.26）まで減少し、その後、平成20年台には1.2台まで上昇しましたが、平成30年では依然として1.27（全国平均1.42）と東京に次いで全国で2番目に低い状況となっています。



厚生労働省「人口動態統計」

国立社会保障・人口問題研究所が発表した平成 30 年 3 月の推計によると、このまま少子化が進行した場合、北海道の人口は令和 27 年には 400 万 5 千人まで減少することが予測されています。



国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成 30（2018）年推計）」



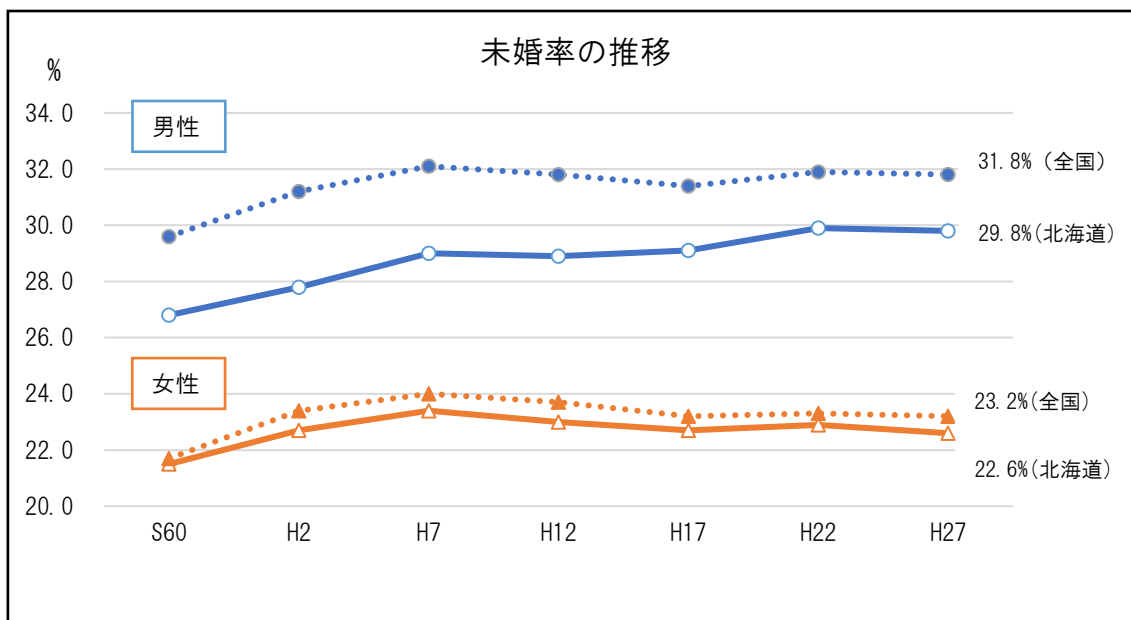
## (2) 少子化の要因

少子化の要因は、未婚化・晩婚化・晩産化のほか、本道では全国と比較して、核家族化が進んでいることや若年者の失業率が高いことなども影響し、これらの要因や背景が複雑に絡み合って、全国を上回るスピードで少子化が進行しているものと考えられます。

### ①未婚化

全国の未婚率（15歳以上に占める未婚者の割合）は、直近の平成27年と平成22年を比べると、男性・女性ともに0.1ポイント減少しています。

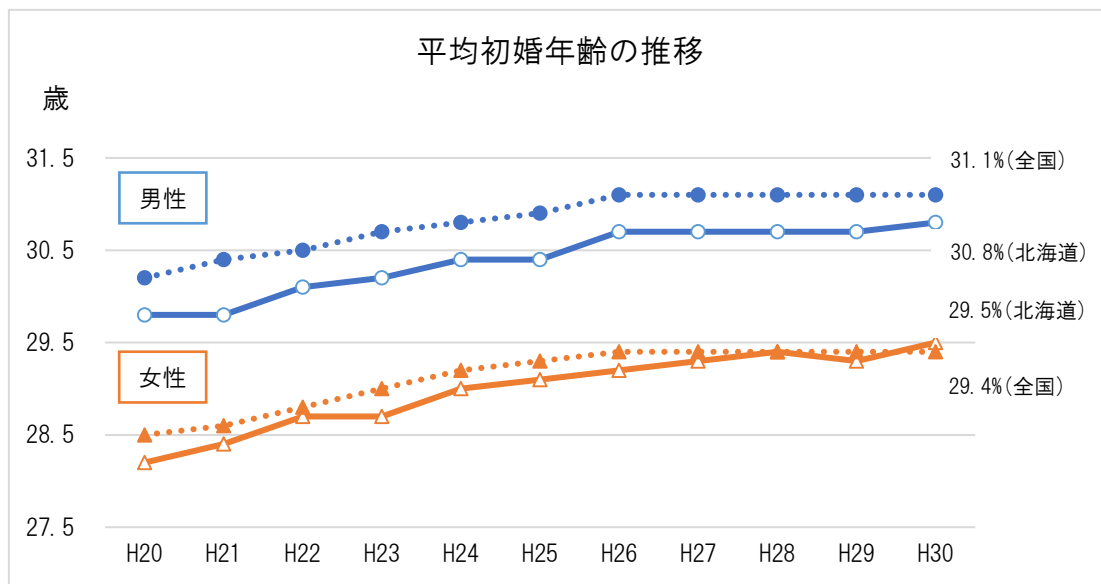
また、本道も全国と同様、男性で0.1、女性で0.3ポイント減少し、平成27年は、全国に比べ、男性で2.0、女性で0.6ポイント低くなっていますが、依然として大きな推移の変化は見られません。



総務省「国勢調査」

## ②晩婚化

全国の女性の平均初婚年齢は、平成 22 年の 28.8 歳に比べ、平成 30 年では 29.4 歳と 0.6 歳上昇しています。本道も同様の傾向があり、男性で 0.7 歳、女性で 0.8 歳上昇しています。

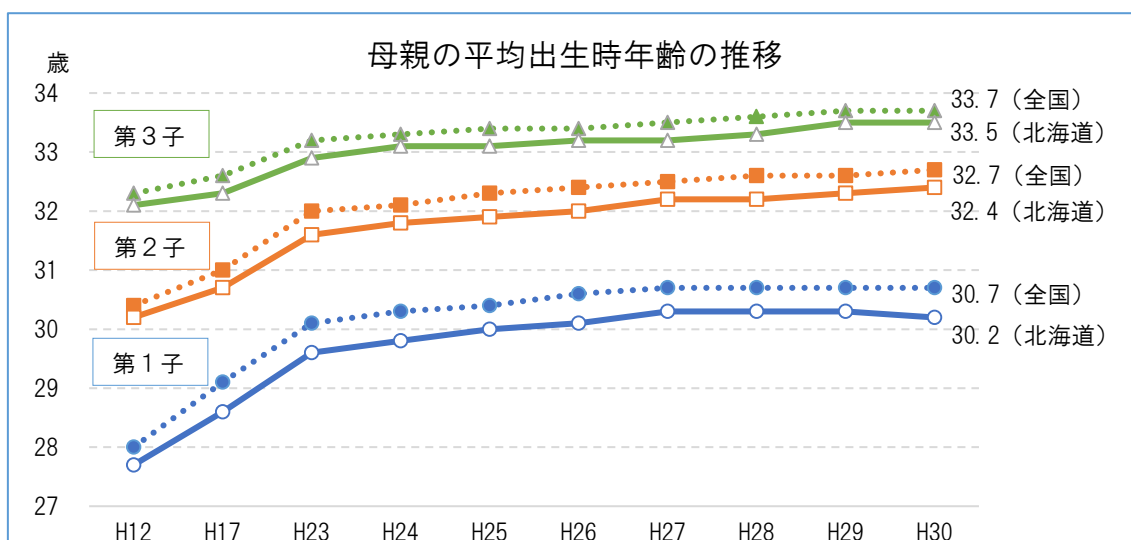


厚生労働省「人口動態統計」

## ③晩産化

本道の第 1 子出生時の母親の平均年齢は、平成 25 年に 30 歳代になって以降、徐々に上昇し、平成 30 年で 30.2 歳となっています。

また、第 2 子、第 3 子出生時の年齢も上昇傾向にあります。

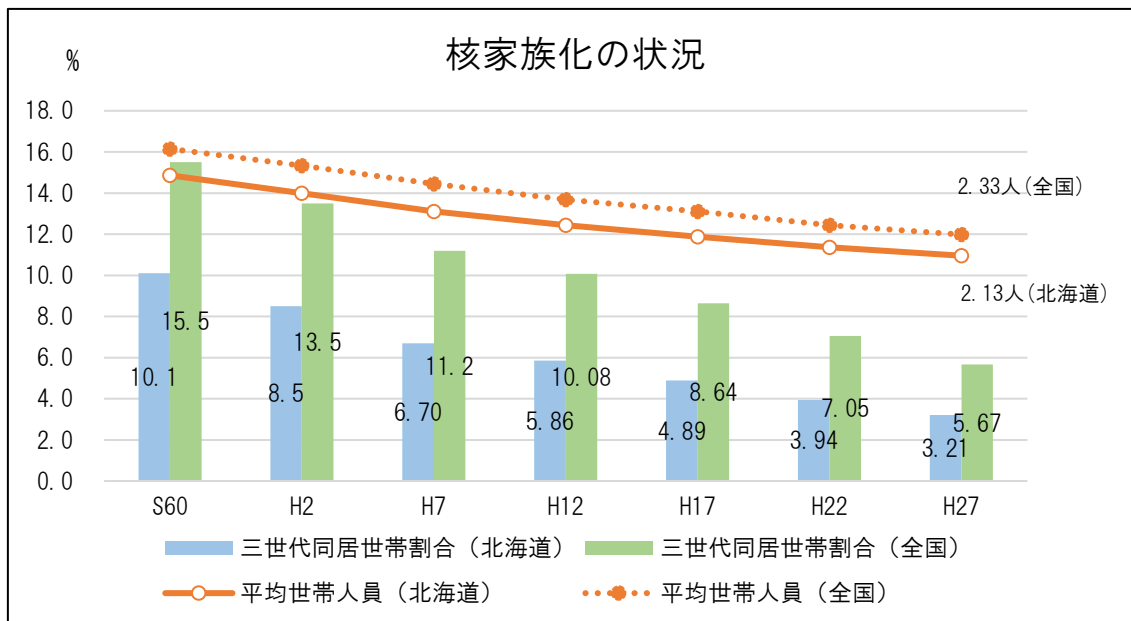


厚生労働省「人口動態統計」

#### ④核家族化

三世代同居している世帯の割合及び平均世帯人数ともに減少傾向にあり、家庭内の子育て力が低下している状況にあります。

さらに、本道では、三世代同居世帯割合が平成 27 年で 3.21%と全国の 5.67%に比べ 2.46 ポイント、平均世帯人員も全国の 2.33 人に対し、2.13 人と 0.2 ポイント下回っており、全国よりも核家族化が進行している状況にあります。

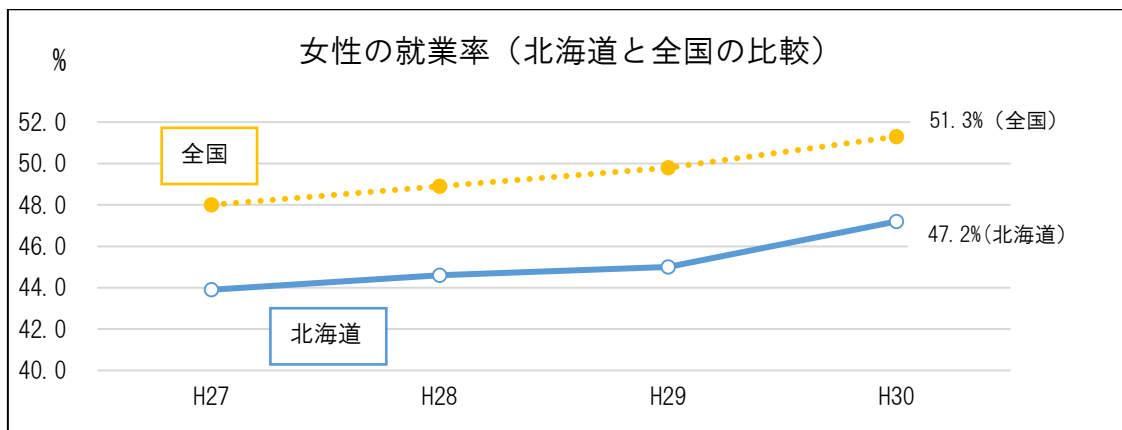


総務省「国勢調査」

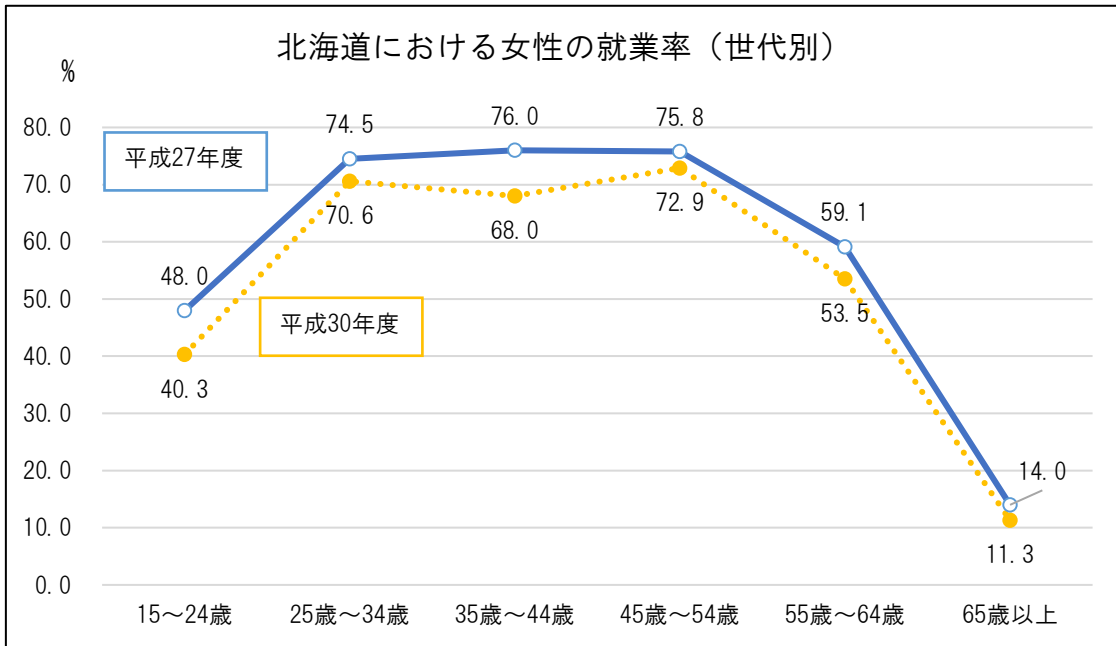
#### ⑤女性の就業率

本道の女性の就業率は全国平均を下回っていますが、増加傾向にあり、女性の社会進出が進んでいます。

また、女性の世代別就業率を平成 27 年と平成 30 年で比較すると、特に 35 歳～44 歳の就業率が大きく伸びているなど、子育て世代の就業者が増加しています。



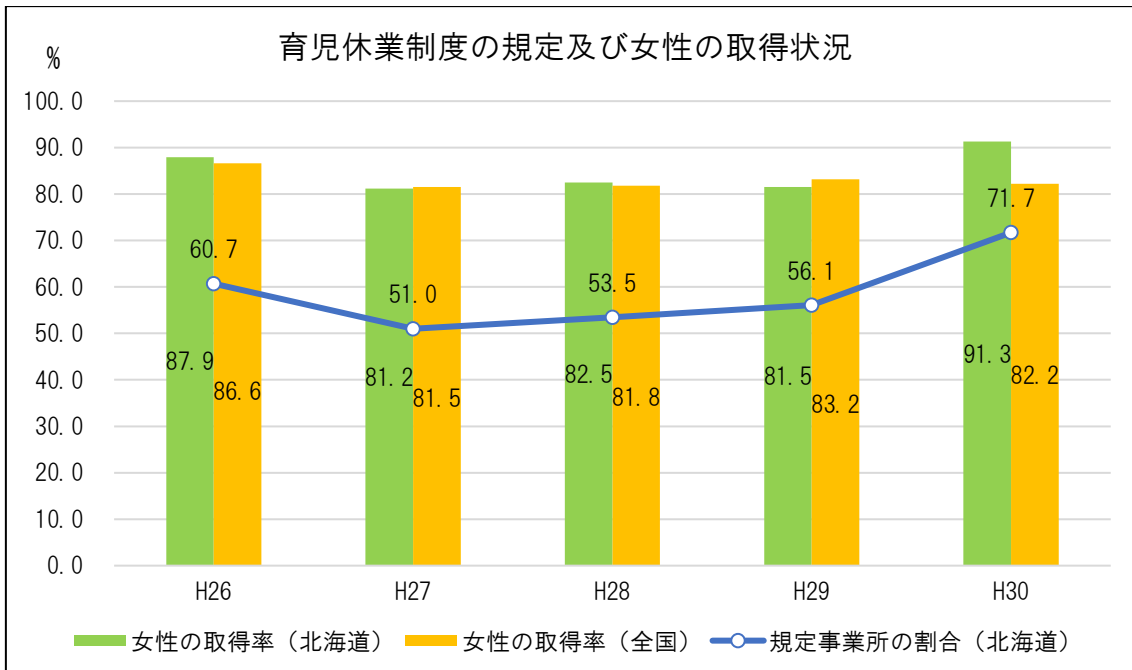
総務省「労働力調査」



総務省「労働力調査」

#### ⑥育児休業制度の規定等

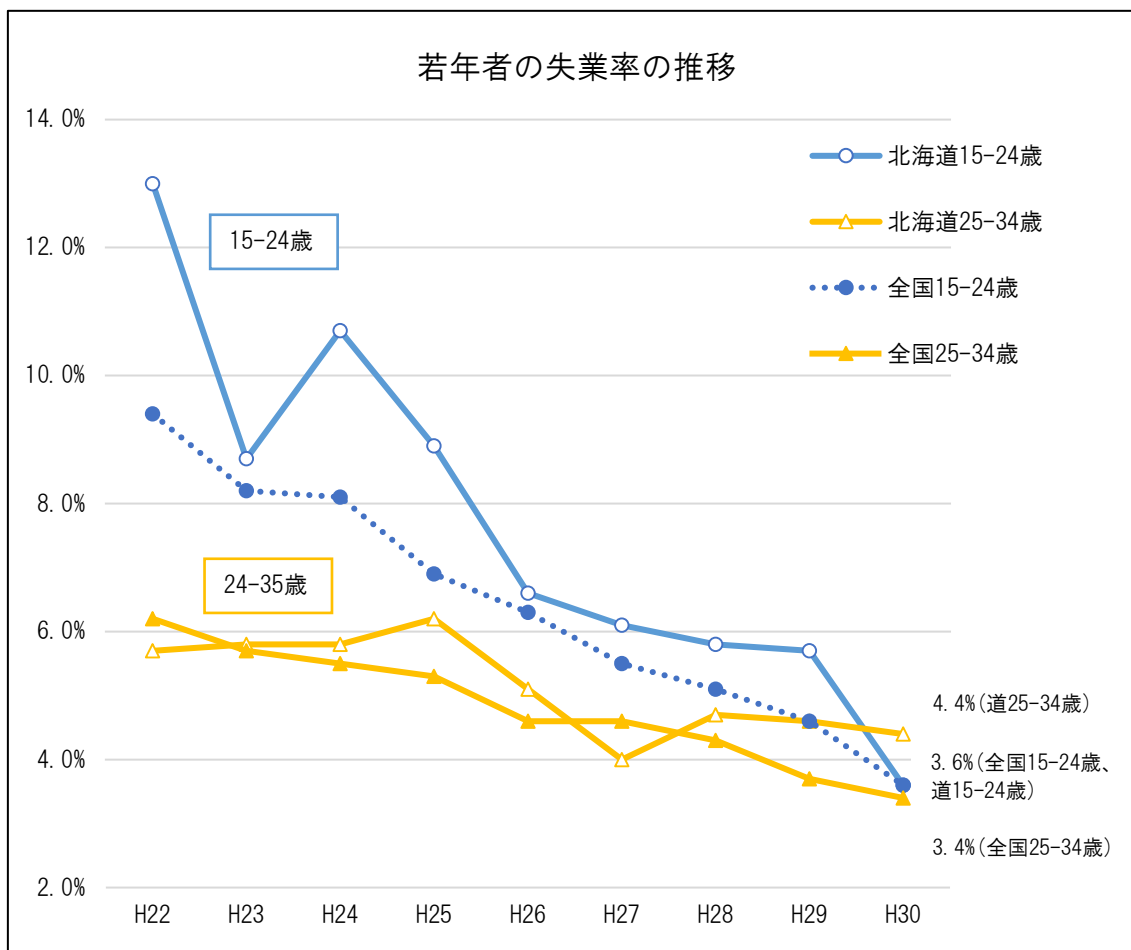
本道における育児休業制度を規定している事業所の割合は、平成30年は前年から15.6%増加し、また、女性の育児休業制度取得率も平成30年は91.3%と全国平均を大きく上回っている状況にあります。



北海道分：「就業環境実態調査」、全国分：厚生労働省「雇用均等基本調査」

### ⑦若年者の失業率

本道における若年者の失業率は、改善傾向にあるものの、依然として全国平均を上回っています。



総務省「労働力調査」

### ⑧非正規職員・従業員の割合

本道における会社などの役員を除く雇用者に占める非正規職員・従業員の割合は減少傾向にあります。全国平均を上回っている状況です。

若年者（15～34歳）における非正規職員・従業員の割合も同様の傾向が見られます。

	非正規職員・従業員の割合			
			若年者（15～34歳）	
	H24	H29	H24	H29
北海道	42.8%	40.6%	40.6%	35.1%
全国平均	38.2%	38.2%	35.3%	32.9%

総務省「就業構造基本調査」

## 2 ひとり親家庭の状況

平成27年の全道におけるひとり親世帯は、平成22年と比較して、母子世帯・父子世帯ともに減少傾向にあり、離婚率は全国平均より高いものの、同じく減少傾向にあります。

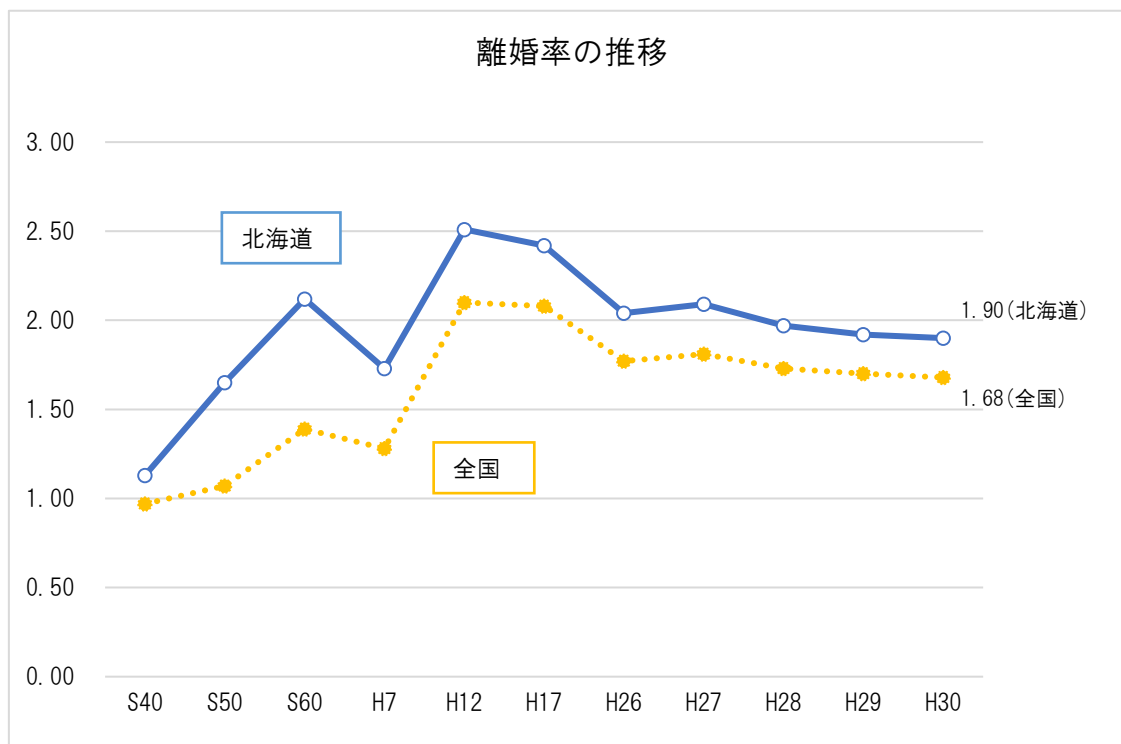
また、平成29年の母子世帯及び父子世帯の年収を平成24年と比べると、増加傾向にあり、特に母子世帯、父子世帯ともに200万円未満の年収がある世帯が減る一方で200～300万円の年収がある世帯の割合が増加しています。

### (1) ひとり親世帯数

	平成17年	平成22年	平成27年
母子世帯	48,812 世帯	50,034 世帯	45,651 世帯
父子世帯	5,059 世帯	5,018 世帯	4,481 世帯
計	53,871 世帯	55,052 世帯	50,132 世帯

総務省「国勢調査」

### (2) 離婚率



厚生労働省「人口動態統計」

### (3) 母子世帯の年収の推移

	H15	H20	H24	H29
200万円未満	55.4%	58.6%	57.1%	54.2%
200～300万円未満	32.1%	28.6%	29.9%	28.5%
300万円以上	12.5%	12.8%	13.0%	12.4%

(公財) 北海道民生委員児童委員連盟調査「ひとり親家庭(父と子・母と子の家庭)の生活と意識に関する調査」

(北海道)「ひとり親家庭生活実態調査」

### (4) 父子世帯の年収の推移

	H15	H20	H24	H29
200万円未満	13.9%	16.3%	20.5%	18.7%
200～300万円未満	23.7%	27.9%	30.4%	44.3%
300万円以上	62.4%	55.8%	49.1%	34.7%

(公財) 北海道民生委員児童委員連盟調査「ひとり親家庭(父と子・母と子の家庭)の生活と意識に関する調査」

(北海道)「ひとり親家庭生活実態調査」

## 3 社会的養護の状況

保護者のいない児童や虐待を受けた児童など、社会的養護を必要とする児童に対し、自立のための援助や施設退所後の支援を行うために、道内で23ヶ所の児童養護施設等が設置されています。

施設養護と家庭養護の在所児童数の割合は概ね2：1となっており、年々、家庭養護の割合が高くなっています。

### (1) 施設養護の状況

平成31年3月現在

	施設数	定員数	在所児童数
児童養護施設(本体)	23施設	1,361人	1,172人
児童養護施設(地域小規模)	20施設	120人	111人
乳児院	2施設	60人	47人

### (2) 家庭養護の状況

平成31年3月現在

	施設数	定員数	在所児童数
ファミリーホーム	24施設	143人	107人

平成31年3月現在

	登録里親数	委託里親数	委託児童数
里親	777人	362人	509人

#### 4 児童虐待相談対応件数の状況

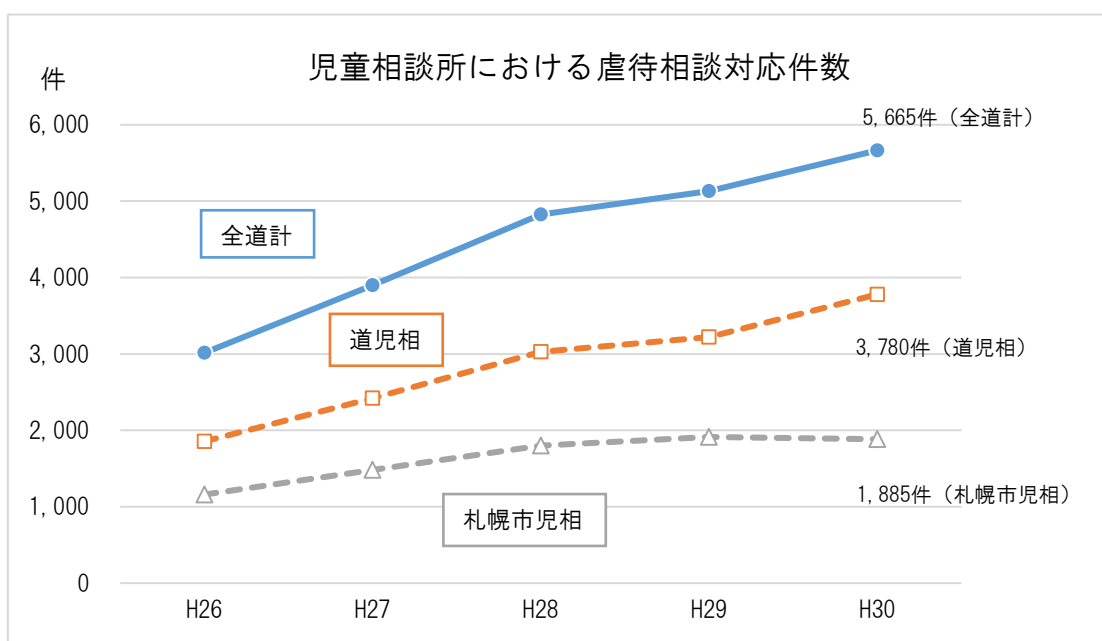
児童相談所における児童虐待相談対応件数は、毎年、増加の一途を辿っており、平成30年度（速報値）では、全道で5,665件と過去最高となっており、前年と比べて1.1倍、5年前の平成26年度と比べて、約1.9倍に増えている状況です。

（単位：件）

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	前年度比
全道	3,014	3,900	4,825	5,133	5,665	1.10倍
道児相	1,855	2,420	3,027	3,220	3,780	1.17倍
札幌市児相	1,159	1,480	1,798	1,913	1,885	0.99倍
全国	88,931	103,286	122,575	133,778	159,850	1.19倍

※ 児童相談所が受理した相談のうち、「児童虐待事案」として対応した件数。

※ H30年度の数値は速報値。



※相談対応結果（H29～H30）

（単位：件）

	施設入所	里親等委託	面接指導	その他	計
H30年度	105	33	3,333	309	3,780
	2.8%	0.9%	88.2%	8.2%	100%
H29年度	89	25	2,892	214	3,220
	2.8%	0.8%	89.8%	6.6%	100%
増減	16	8	441	95	560



## 5 道民の意識とニーズ

### (1) 夫婦の完結出生児数・平均理想子ども数・平均予定子ども数

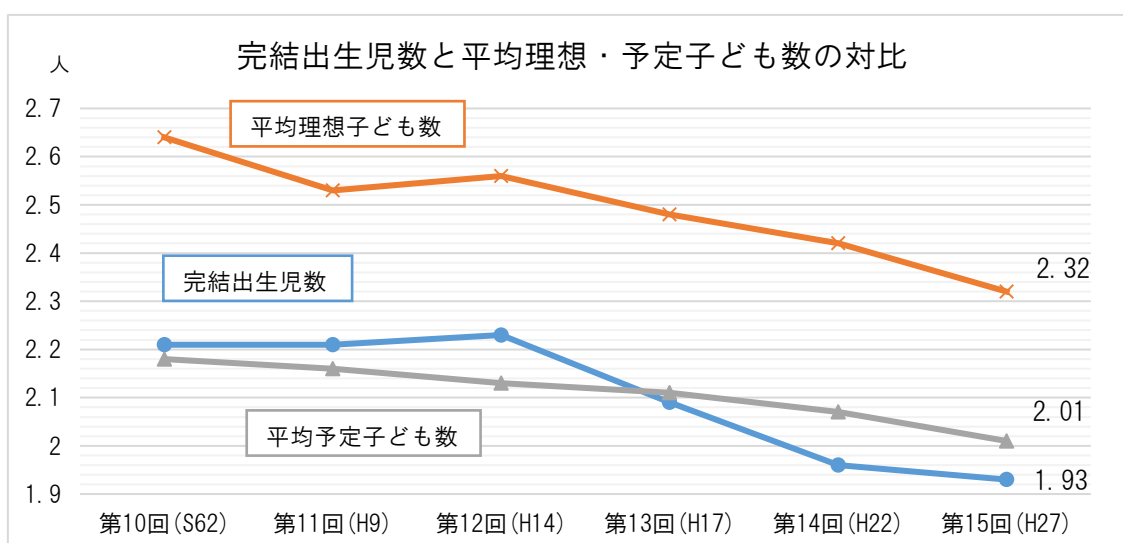
「第15回出生動向基本調査 結婚と出産に関する全国調査」（平成25年 国立社会保障・人口問題研究所）によると、夫婦の完結出生児数（結婚持続期間15～19年夫婦の平均出生子ども数であり、夫婦の最終的な平均出生子ども数とみなされる）は、1.93人と過去最低となっています。

また、出生子ども数の分布を見ると、半数を超える夫婦が2人を生んでいます。子ども3人以上を持つ夫婦の割合は前回調査から減少しており、一方で子ども1人の夫婦が増えています。

#### ※夫婦の出生子ども数分布の推移（結婚持続期間15～19年）

調査年次	0人	1人	2人	3人	4人以上	完結出生児数
第10回 (S62)	3.1%	9.3%	56.4%	26.5%	4.8%	2.21人
第11回 (H9)	3.7%	9.8%	53.6%	27.9%	5.0%	2.21人
第12回 (H14)	3.4%	8.9%	53.2%	30.2%	4.2%	2.23人
第13回 (H17)	5.6%	11.7%	56.0%	22.4%	4.3%	2.09人
第14回 (H22)	6.4%	15.9%	56.2%	19.4%	2.2%	1.96人
第15回 (H27)	6.2%	18.6%	54.0%	17.9%	3.3%	1.93人

また、夫婦にたずねた理想的な子どもの数（理想子ども数）の平均値は、調査開始以降最も低い2.32人となっており、夫婦が実際持つつもりの子どもの数（予定子ども数）の平均値も、2.01人と過去最低となっています。理想子ども数と予定子ども数は、いずれも夫婦の完結出生児数を上回る値となっています。



※夫婦の平均理想・予定子ども数（結婚持続期間 15～19 年）

	第 10 回 (S62)	第 11 回 ( H9)	第 12 回 (H14)	第 13 回 (H17)	第 14 回 (H22)	第 15 回 (H27)
平均理想子ども数	2.64 人	2.53 人	2.56 人	2.48 人	2.42 人	2.32 人
平均予定子ども数	2.18 人	2.16 人	2.13 人	2.11 人	2.07 人	2.01 人

理想の子ども数を持たない理由について、前述の出生動向基本調査のほか、道民意識調査を行ったところ、最も多いのが「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」（全国：56.3%、道：59.2%）であり、次に多いのは「高年齢で産むのはいやだから」（全国：39.8%、道：20.7%）、「欲しいけれどもできないから」（全国：23.5%、道：23.1%）などとなっています。

<理想の子どもを持たない理由>

項 目		全 国					北海道
		～29 歳	30～34 歳	35～39 歳	40～49 歳	計	
経済的 理由	子育てや教育にお金がかかりすぎるから	76.5%	81.1%	64.9%	47.7%	56.3%	59.2%
	自分の仕事に差し支えるから	17.6%	24.2%	20.2%	11.8%	15.2%	15.4%
	家が狭いから	17.6%	18.2%	15.2%	8.2%	11.3%	7.1%
年齢・ 身体的 理由	高年齢で産むのはいやだから	5.9%	18.2%	35.5%	47.2%	39.8%	20.2%
	欲しいけれどもできないから	5.9%	10.6%	19.1%	28.4%	23.5%	23.1%
	健康上の理由から	5.9%	15.2%	16.0%	17.5%	16.4%	10.7%
育児負担		15.7%	22.7%	24.5%	14.3%	17.6%	17.2%
夫に 関する 理由	夫の家事・育児への協力が得られないから	11.8%	12.1%	8.5%	10.0%	10.0%	7.7%
	末の子が夫の定年まで成人して欲しいから	2.0%	4.6%	6.0%	8.0%	7.3%	6.5%
	夫が望まないから	7.8%	9.1%	9.9%	7.4%	8.1%	5.3%
その他		13.7%	13.0%	16.3%	8.7%	11.9%	5.9%

全国分：「第 15 回出生動向基本調査 結婚と出産に関する全国調査」、北海道：道民意識調査

## (2) 少子化社会や子育てについての道民意識

少子化社会や子育てについての意識やニーズに関する調査を実施しました（平成30年12月道民意識調査など）。調査結果は次のとおりとなっています。

### ① 少子化に対する問題意識

少子化の進行は、「非常に問題である」、「多少問題である」と回答した方が合わせて88.6%を占め、道民の少子化に対する問題意識の高さが伺えます。

<設問：あなたは、少子化が進むことや「少子社会」についてどう思いますか>

	H18	H20	H24	H30	
非常に問題である	62.5%	61.2%	60.4%	63.7%	} 88.6%
多少問題がある	29.3%	27.5%	28.3%	24.9%	
特に心配する必要はなし	4.5%	4.1%	4.9%	5.4%	
むしろ望ましい	0.4%	0.7%	0.5%	0.6%	
わからない	1.8%	5.0%	4.3%	4.2%	
無回答	1.5%	1.6%	1.7%	1.3%	

### ② 子育ての環境に対する意識

少子化の進行を危惧する中で、住んでいる地域の子育て環境については、安心して子どもを育てられる環境だと思うかとの問いに対し、「とてもそう思う」、「そう思う」と回答した方が合わせて54.4%となっています。

また、人口規模別に見ても、前回調査時の平成24年に比べ、安心できる環境との意識が上昇しており、特に町村部の意識が高い状況となっています。

<設問：あなたがお住まいの地域は、安心して子どもを育てられる環境だと思うか>

	H18	H20	H24	H30
とてもそう思う	4.9%	7.4%	4.0%	6.1%
そう思う	48.8%	47.2%	46.1%	48.3%
あまり思わない	36.4%	31.5%	33.5%	25.4%
全く思わない	4.0%	4.5%	3.8%	3.8%
わからない	4.8%	7.8%	9.5%	13.8%
無回答	1.1%	1.6%	3.1%	2.5%

	H24	H30
札幌市	47.6%	52.4%
人口10万人以上	41.7%	52.7%
人口10万人以下	53.7%	53.2%
町村	59.6%	65.8%

54.4%

### ③ 仕事と家庭を両立するための課題

育児休業などの取得や、職場への復帰などについては、前回調査（平成24年）よりも改善傾向にあり、職場における仕事と家庭の両立支援の考え方が浸透してきている傾向が窺えるものの、保育所や保育サービスが不十分と感じている方が、平成24年に比べ約20ポイント増えています。

<設問：仕事と子育てを両立するために、どのようなことが問題になると思うか>

	H18	H20	H24	H30
育児休業など職場の支援体制が不十分	40.7%	34.2%	54.0%	41.5%
保育所や保育サービスが不十分	24.6%	25.5%	19.0%	39.3%
育児休業等がとりにくい職場環境	42.5%	39.3%	29.5%	33.9%
病気の子どもを預かってくれる保育施設が少ない	36.0%	34.9%	32.9%	31.9%
就業時間上の配慮が不十分	24.3%	25.5%	19.0%	24.0%
職場への復帰や再就職が困難	40.5%	38.1%	34.2%	24.0%
両立について配偶者や家族の理解や援助の不足	18.7%	16.3%	16.7%	18.2%
小学校入学後の放課後児童対策が充実していない	20.3%	18.8%	17.2%	13.4%
雇用や労働条件に関する男女差別	13.9%	11.9%	14.5%	12.3%
特になし	4.6%	3.9%	4.0%	4.5%
その他	3.7%	4.6%	5.0%	4.9%
無回答	4.3%	4.2%	1.4%	2.8%

④ 大学生に対するアンケート調査

道が実施した大学生へのアンケート調査によると、90%以上の学生が少子化に対し問題意識を持っており、80%以上が結婚や出産を希望しています。

(調査実施大学～H27:20校、H28:14校、H29:29校、H30:28校)

<少子化に対する問題意識>

	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	
非常に問題である	71.3%	52.9%	53.7%	63.7%	} 95.3%
多少問題がある	25.3%	39.9%	36.3%	31.6%	
特に心配する必要はない	1.4%	3.2%	4.8%	3.1%	
むしろ望ましい	0.4%	0.0%	0.7%	0.1%	
わからない	1.2%	4.0%	4.0%	1.4%	
無回答	0.4%	0.0%	0.5%	0.1%	

<家庭を持つことへの意識（結婚して、子どもを持ち、親になる）>

	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	
とてもそう思う	53.3%	51.1%	44.9%	48.3%	} 83.1%
思う	32.3%	33.1%	33.0%	34.8%	
あまり思わない	7.9%	6.8%	11.7%	9.3%	
全く思わない	2.2%	5.0%	4.2%	3.4%	
わからない	3.8%	3.6%	5.8%	3.9%	
無回答	0.5%	0.4%	0.4%	0.3%	

## 第3 これまでの計画に基づく取組と評価

第三期計画では、条例で定める11の基本的施策の中心に「結婚」、「妊娠・出産」、「子育て」、「子育て・自立」の4つのライフ・ステージと、それを支える「地域の環境づくり」の5つのステージを設定し、各ステージに盛り込まれた29項目の施策の目標を定めるとともに、目標達成に向けた主な取組77本を掲げて、施策を推進してきました。

また、取組の数値目標である事業指標や効果を検証するための成果指標を設定したところです。

ここでは、これまでの取組全体と、「国の施策に関する提案」に係る3つの施策目標を除く28項目74本の主な取組について評価しました。

### 1 取組全体の評価

・第三期計画においては、11の基本的施策を中心に5つのステージを設定し、各ステージに盛り込まれた少子化に関連する施策や事業を総動員し、官民一体となった取組を総合的かつ計画的に推進してきました。

また、毎年度の推進状況を把握し、課題や問題点を北海道人口減少問題対策本部少子化対策推進部会で整理し、北海道子どもの未来づくり審議会の意見を踏まえながら、計画の着実な推進に努めてきたところであり、一部事業において遅れが見られるものの、多くの取組については概ね計画どおりに推進することができました。

・しかし、未婚化や晩婚化の進行、核家族世帯の増加、さらには、若年者の完全失業率に見られる不安定な経済雇用情勢などにより、合計特殊出生率は全国平均を下回り、依然として、本道の少子化の流れを変えるには至っていない状況にあります。

・このため、74本の主な取組について、十分な点検・検証を行い、各施策の効果的かつ効率的な実施を検討するとともに、今後の国の動向も踏まえ、道における人口減少問題への対応など、各種取組とも連動しながら、総合的かつ計画的な少子化対策の推進に一層取り組んでいく必要があります。

## 2 目標設定項目の推進状況

### ①学校教育や保育を必要とする量の見込み及び確保方策

		計画（上段R1、下段H30）			H30実績				
		幼児期の学校教育を希望する子ども (1号認定)	保育を必要とする子ども			幼児期の学校教育を希望する子ども (1号認定)	保育を必要とする子ども		
			3歳以上 (2号認定)	1・2歳 (3号認定)	0歳 (3号認定)		3歳以上 (2号認定)	1・2歳 (3号認定)	0歳 (3号認定)
		量の見込み	61,740 63,161	41,273 41,947	25,547 26,163	6,851 7,004	—	—	—
確保方策	認定こども園 幼稚園・保育所	74,062 74,204	46,155 46,312	24,268 24,338	7,333 7,337	70,184 94.6(%)	45,554 98.4(%)	25,479 104.7(%)	7,470 101.8(%)
	特定地域型 保育事業			1,984 1,971	602 596			2,314 117.4(%)	733 123.0(%)
	認可外保育 施設		4,837 4,984	1,813 1,871	454 478		3,731 74.9(%)	1,656 88.5(%)	262 54.8(%)
	計	74,062 74,204	50,992 51,296	28,065 28,180	8,389 8,411	70,184 94.6(%)	49,285 96.1(%)	29,449 104.5(%)	8,465 100.6(%)

※下段の率は、左記のH30の計画値に対する進捗率

### ②認定こども園及び地域子ども・子育て支援事業

項目	平成30年度		令和元年度目標	進捗率
	目標	実績		
認定こども園設置数	283ヶ所	345ヶ所	298ヶ所	121.9%
時間外保育	836ヶ所	837ヶ所	856ヶ所	100.1%
病児・病後児保育	60ヶ所	62ヶ所	86ヶ所	103.3%
一時預かり	527ヶ所	692ヶ所	540ヶ所	131.3%
子育て短期支援	40市町村	39市町村	47市町村	97.5%
利用者支援事業	47市町村	46市町村	53市町村	97.9%
放課後児童クラブ	1,011ヶ所	1,032ヶ所	1,016ヶ所	102.1%
地域子育て支援拠点	397ヶ所	405ヶ所	398ヶ所	102.0%
ファミリー・サポート・センター	64市町村	65市町村	76市町村	101.6%

※進捗率は平成30年度目標に対する実績の率

### ③児童養護施設等における、本体施設、小規模グループケア及び里親やファミリーホーム等への委託の割合

項目	平成30年度実績	令和元年度目標	進捗率
本体施設	64.4%	66.4%	—
小規模グループケア及び 地域小規模児童養護施設	5.7%	7.5%	76.0%
里親及びファミリーホーム	29.9%	26.1%	114.6%

※進捗率は令和元年度目標に対する平成30年度実績の率

#### ④その他目標設定項目

項目	平成30年度実績	令和元年度目標	進捗率
婚活セミナーの開催	延べ45ヶ所	延べ35ヶ所	128.6%
次世代教育のための出前講座実施数 (大学数)	延べ91校	延べ120校	75.8%
総合周産期母子医療センターの整備 (指定)	4ヶ所	6ヶ所	66.6%
助産師外来の開設第二次医療圏数	13圏域	21圏域	61.9%
待機児童数	152人	ゼロ	—
夜間保育	6ヶ所	10ヶ所	60.0%
休日保育	32ヶ所	55ヶ所	58.2%
放課後子供教室	112市町村	全市町村	62.6%
母子・父子自立支援プログラムの策 定数	494件	250件	197.6%
女性(25～34歳)の就業率	74.5%	全国平均値以上	96.0%
育児休業制度取得率	男性 3.5% 女性 91.3%	男性 10% 女性 90%	男性 35% 女性 101.4%
年次有給休暇取得率	49.1%	67.0%	73.3%
子育てを支援する企業の割合	大企業 97.3% 中小企業 3.42%	大企業 100% 中小企業 25%	大企業 97.3% 中小企業 13.7%
1歳6か月児健康診査受診率	97.6%	100%	97.6%
3歳児健康診査受診率	97.1%	100%	97.1%
子ども部会の運営	1部会2回開催	子どもの意見を施 策に適切に反映	—
ブックスタート事業の実施状況	178市町村	全市町村	99.4%
国際理解教育の実施状況	100%	100%	—
食育推進計画を策定している市町村 数	123市町村	全市町村	68.7%
インターンシップの実施状況	64.0%	50.0%	106.8%
「北海道家庭教育サポート企業等制 度」登録企業数	2,424社	2,500社	97.0%
ネットトラブルの未然防止の取組状 況	小：100% 中：100% 高：100%	100%	100.0%
せわずき・せわやき隊等の組織化	95市町村	全市町村	53.1%
少子化対策パネル展の開催	延べ149ヶ所	延べ150ヶ所	99.3%
地域と連携した通学路の安全確保の 取組状況	小：100.0% 中：99.6%	100%	—
「北海道赤ちゃんのほっとステー ション」登録施設のある市町村数	86市町村	全市町村	48.0%

※上記は計画期間である5カ年で達成すべき目標を設定

※進捗率は令和元年度目標に対する平成30年度実績の率



### 3 各ステージごとの評価

#### (1) 結婚のステージ

施策目標	主な取組
1 出会いへのサポートなどの結婚支援	(1)適切な情報提供や相談体制の整備 (2)広域連携による結婚サポート事業の推進
2 結婚を応援する気運の醸成	(3)結婚支援に関する正確な情報提供 (4)次世代教育の実施

#### 【主な施策の取組状況】

- 平成27年9月に「結婚サポートセンター」を設置
  - ・延べ相談件数  
②863件、②675件、②813件、③027件（本人等相談、事業者相談）
  - ・自治体等向けフォーラムの開催  
各年1回（参加者数：②63名、②56名、②902名、③03名）
- 結婚応援サイトを運営
- 大学生等を対象に、自分の将来を考える機会の提供のため、出前講座を実施  
（②720校、②814校、②929校、③028校）

#### 【施策の効果】

- 婚活セミナー等に参加した婚活者に前向きな意識の醸成が図られ、自治体等の婚活イベント企画の参考となっています。また、出前講座で若者のライフデザインを考えるきっかけづくりに資することができました。

#### 【施策の課題】

- 結婚サポートセンターが行うセミナー等や出前講座の参加者の満足度は高くなっていますが、結婚支援事業を行う自治体等関係機関への相談援助の充実や出前講座の対象を高校生等に広げるなど、より社会全体の気運の醸成に資する事業展開が必要です。

## (2) 妊娠・出産のステージ

施策目標	主な取組
3 妊娠・出産を応援する気運の醸成	(5)妊娠・出産に関する正確な情報提供
4 妊娠・出産に関する支援体制の整備	(6)母子保健サービスの推進体制の整備 (7)相談体制等の整備 (8)産後ケア体制の充実

### 【主な施策の取組状況】

- 「母になる人への贈りもの運動」を実施
- 道立保健所に設置している「女性の健康サポートセンター」において、女性の健康上の相談、健康保持や予防に関する普及啓発などを実施
- 妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援が行われるよう、市町村における「子育て世代包括支援センター」の設置を促進
  - ・ ㉗4市町村、㉘17市町村、㉙24市町村、㉚36市町村
- 分娩可能な医療機関がない地域の妊産婦に健診や出産に係る交通費・宿泊費を助成する市町村に対し補助を実施
  - ・ ㉛66市町村、㉜80市町村、㉝85市町村
- 産後の母子に対する心身のケアや育児のサポート等を実施する「産後ケア事業」を促進
  - ・ ㉞1市、㉟3市町、㊱12市町村、㊲29市町村

### 【施策の効果】

- 母になる人への贈りもの運動では、妊婦向け割引券付き情報誌を配布することにより、適切な情報提供や妊娠・出産を応援する気運の醸成につながりました。
- 女性の健康サポートセンター等の相談支援体制の充実や妊婦健診に係る交通費助成などにより、妊娠・出産に係る環境整備が図られました。

### 【施策の課題】

- 母になる人への贈りもの運動の認知度を高め、協賛企業拡大に向けて企業等へ積極的に働きかけることが必要です。
- 妊娠・出産や子育てに関する様々な不安や悩みに応えるため、子育て世代包括支援センターや産後ケア事業など、身近な地域で切れ目ない支援を提供できる体制の充実を図ることが必要です。

施策目標	主な取組
5 周産期医療体制の整備	(9)総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センター等の整備 (10)産婦人科医師の確保等
6 不妊治療等への支援	(11)相談体制の整備 (12)経済的負担の軽減

### 【主な施策の取組状況】

- 周産期母子医療センターの施設等整備や運営を支援
  - ・施設整備：⑳1か所、㉑1か所、㉒1か所、㉓1か所
  - ・運営費補助：㉔20か所、㉕19か所、㉖18か所、㉗24か所
- 不妊専門相談センターを設置（旭川医科大学附属病院）、不妊症や不育症に関する専門相談を実施
  - ・相談件数（不妊症）：㉘27件、㉙46件、㉚35件、㉛45件
  - ・相談件数（不育症）：㉜5件、㉝8件、㉞12件、㉟8件
- 不妊治療（体外受精、顕微授精）や不育症の治療を受けている夫婦の治療費の一部を助成
  - ・助成件数（不妊症）：㉟2,033件、㊱1,886件、㊲1,923件、㊳1,751件
  - ・助成件数（不育症）：㊴37件、㊵66件

### 【施策の効果】

- 総合周産期母子医療センターや地域周産期母子医療センターの整備により、ハイリスクな分娩等に対応する周産期医療体制が確保されています。
- 不妊症や不育症に悩み、治療を望む方に対し、専門的な医療相談や不妊・不育治療経験者等によるピア・サポートを行うとともに、治療費の助成を行うことにより、心理的・経済的負担の軽減が図られました。

### 【施策の課題】

- 一部の地域周産期母子医療センターで、医師不足等により分娩の取り扱いを制限しているため、安定した体制整備が必要です。
- 子どもを持つことを希望しながら子どもに恵まれない方の心の悩みに対応する相談体制の充実や特定不妊治療費負担軽減に係る国の助成制度の拡充、医療保険適用範囲の拡大等、安定的な制度運用と充実が必要です。

### (3) 子育てのステージ

施策目標	主な取組
7 地域の子育てを応援する気運の醸成	(13)子育てに関する正確な情報提供 (14)父親の育児への積極的参加の促進 (15)「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」の実現に向けた理解や普及啓発の促進

#### 【主な施策の取組状況】

- 結婚、妊娠・出産、子育てに関する様々な情報を、総合ポータルサイトにより提供
- 地域において子育て支援活動に意欲的に取り組んでいる団体等に対し表彰（ほっかいどう未来輝く子育て大賞）<sup>②7</sup>3団体、<sup>②8</sup>2団体 1個人 1企業、<sup>②9</sup>4団体、<sup>③0</sup>3団体 1企業
- 市町村における「子育て世代包括支援センター」の設置を促進
- 仕事と家庭の両立ができる職場環境整備のため企業に対する「ワーク・ライフ・バランス」の普及啓発を促進
- 男女平等参画社会づくりの推進のため、情報誌の発行及び先駆的活動を表彰（男女平等参画チャレンジ賞）<sup>②7</sup>団体1・個人1、<sup>②8</sup>団体1・個人1、<sup>②9</sup>団体1・個人1、<sup>③0</sup>個人2
- 道立女性プラザの運営及び公益財団法人北海道女性協会が実施する事業を支援

#### 【施策の効果】

- 総合ポータルサイトを開設し、子育て支援サービス等に関する情報を効果的に周知・広報したほか、ほっかいどう未来輝く子育て大賞により、地域における子育て支援活動の紹介や地域の活動の促進に寄与しました。
- 仕事と家庭を考えるシンポジウムを札幌市と共同で開催した行事に組み込んだことにより、札幌市との連携が図られ、仕事と家庭の両立に向けた普及啓発を効果的に行うことができました。
- 男女が社会のあらゆる分野で性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる「男女平等参画社会」の実現に向け、意識の変革や環境づくりに資することができました。

#### 【施策の課題】

- 総合ポータルサイトやほっかいどう未来輝く子育て大賞の認知度をさらに高め、社会全体で子育てを応援する更なる気運の醸成が必要です。
- 妊娠・出産や子育てに関する様々な不安や悩みに答えるため、子育て世代包括支援センターなど、身近な地域で切れ目ない支援を提供できる体制の充実を図ることが必要です。
- 「男女平等参画社会」づくりの重要性について、更なる理解の促進が必要です。

施策目標	主な取組
8 待機児童の解消等 9 幼児教育・保育の充実	(16) 保育サービスの充実 (17) 教育・保育の一体的提供の促進 (18) 多様な保育サービスの提供 (19) 教育・保育を支える人材の確保及び質の向上 (20) 良質なサービスの確保 (21) 子育て支援等に関する情報提供

### 【主な施策の取組状況】

- 保育所及び認定こども園等の計画的な整備やサービス提供体制の確保を実施
  - ・ 保育所整備：⑳12 か所、㉘7 か所、㉙4 か所、㉚11 か所
  - ・ 小規模保育事業所整備：㉘5 か所、㉙4 か所、㉚5 か所
  - ・ 認定こども園（保育所分）整備：㉘24 か所、㉘17 か所、㉙21 か所、㉚13 か所
  - ・ 認定こども園（幼稚園分）整備：㉘13 か所、㉘27 か所、㉙6 か所、㉚13 か所
- 小規模保育、家庭的保育、一時預かり、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点等の支援の担い手となる人材を確保するため、子育て支援員研修を実施
- 保育所及び認定こども園における職員配置に係る特例を実施
  - ・ ㉘5 市町7施設、㉙9 市町18施設、㉚10 市町24施設
- 保育士資格の取得を目指す学生の支援や、保育補助者の雇上支援、未就学児を持つ保育士への支援及び潜在保育士への就職支援を行う貸付事業を実施
- 保育士の専門性や保育の質の向上を図るとともに、キャリアパスの明確化による職場定着を図るため、保育現場におけるリーダー的職員の育成を目的としたキャリアアップ研修を実施：㉚修了者数4,261名
- 道内全14管内で、保育所、認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚部、小学校の教職員及び市町村の幼児教育担当職員を対象に「幼児教育を語る会」を開催。「北海道幼児教育振興基本方針」に係る行政説明及び幼小接続の在り方などについての意見交流を実施：㉙参加者700名、㉚参加者717名

### 【施策の効果】

- 様々な働き方や生活形態に応じた保育サービスの確保により、働きながら安心して子育てができる環境整備が図られ、女性の就業率の向上にも寄与しています。
- 保育サービスを提供する幼稚園に対し補助を行うことにより、保護者負担の軽減が図られました。
- 保育教諭、幼稚園教諭や保育士に対する各種研修により資質の向上が図られ、貸付事業や保育士・保育所支援センターの設置、保育士等キャリアアップ研修等により、教育・保育を支える人材の確保に向けた取組が進んでいます。

### 【施策の課題】

- 子育て安心プラン実施計画の着実な推進により待機児童を早期に解消するため、保育の受け皿整備と併せて、保育人材の確保に向けた取組を推進していく必要があります。  
また、潜在待機児童は増加傾向にあり、幼児教育の無償化による影響も加味しつつ、潜在的なニーズも含めた保育需要の把握が必要です。
- 夜間保育や休日保育については、地域によって取組の差が生じていることから、様々な働き方や生活形態に応じた保育サービスが受けられるよう、引き続き、提供体制の計画的な整備の促進が必要です。

施策目標	主な取組
10 放課後児童の健全育成	(22)放課後児童の健全育成
11 地域における子育て支援体制等の充実	(23)子育て支援拠点等の整備 (24)相談体制の整備

### 【主な施策の取組状況】

- 放課後児童クラブ、放課後子供教室の運営を支援
- 新・放課後子ども総合プラン関係者の資質向上や情報交換を図るための研修会の開催  
(各年11回開催)

### 【施策の効果】

- 放課後の安全・安心な居場所の確保や児童の健全育成、保護者の悩みの解消や不安の軽減、地域における育児の相互援助活動の推進、家庭の教育力の充実につながりました。

### 【施策の課題】

- 放課後児童クラブの待機児童が年々増加傾向のため、受け皿の量的拡充が必要であり、地方においては、放課後児童支援員のなり手が不足しており、人材の確保と資質の向上に向けた取組を進める必要があります。

施策目標	主な取組
12 ひとり親家庭等への支援の充実	(25) 相談機能の充実 (26) 就業支援の充実 (27) 生活・経済的支援の充実 (28) 母子・父子福祉団体等の支援・連携の充実

### 【主な施策の取組状況】

- 全道6か所の母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、就業相談、就業支援講習会等、一貫した就業支援等を実施するとともに、児童扶養手当受給者等に対し、個々のケースに応じた自立支援プログラムを策定
- 自立支援教育訓練給付金や、必要な資格の取得を促進するため高等職業訓練促進給付金を支給
- 道立女性相談援助センターにおける要保護女子及び暴力被害女性の相談、保護、自立支援を実施

### 【施策の効果】

- 就業相談や高等職業訓練促進給付金等による経済的支援により、就業率の上昇や雇用形態における正規の職員・従業員の割合の増加など、ひとり親家庭等の自立の促進に資することができました。
- 道立女性相談援助センターにおいて、民間シェルターや社会福祉施設などと協働しながら、配偶者暴力防止や被害者の保護・自立支援に資することができました。

### 【施策の課題】

- ひとり親家庭の多くは厳しい就業状況や生活実態に置かれており、引き続き、総合的な支援策を推進することが必要です。
- 相談、自立支援等の活動が適切に行われるよう、職務関係者に対する研修を一層推進する必要があります。

施策目標	主な取組
13 家庭での養育に恵まれない子どもへの支援の充実	(29) 社会的養護体制の整備 (30) 家庭的養護の推進

#### 【主な施策の取組状況】

- 児童養護職員等の職員に対して、ケアの責任者である基幹的職員となるための研修の実施や児童相談所職員を対象とした各種研修時に聴講を可能とするなど研修機会を充実
- 民間児童養護施設等の職員に対して、人材確保と育成を目的とした処遇改善を実施
- 児童養護施設等の小規模化や地域分散化、里親やファミリーホームの活用を推進
  - ・小規模グループケア等（H30 年度末：19 か所）
  - ・ファミリーホーム（H30 年度末：25 か所）

#### 【施策の効果】

- できる限り家庭的な環境のもとでの養育を推進することにより、子どもの健やかな成長に資することができています。

#### 【施策の課題】

- 国の新たな「社会的養育推進計画の策定要領」により、新たな取組や目標の設定が必要です。



施策目標	主な取組
14 障がい等のある子どもへの支援等の充実	(31)特別支援教育の確保等 (32)障がい児への支援

### 【主な施策の取組状況】

- 市町村で配置している特別支援教育支援員を対象とした研修会を開催
  - ・ ㉗ 4 会場、㉘ 5 会場、㉙ 5 会場、㉚ 7 会場
- 発達障がいを含む障がいのある幼児や児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じて、乳幼児期から就労に至るまでの一貫した支援体制の充実を図るための事業を実施
- 身近な地域において適切な相談支援及び発達支援を受けることができるよう、市町村が指定する子ども発達支援センターにおいて実施
- 身近な地域における関係機関による継続的な支援に結びつけるよう、発達障害者支援センターにおいて、専門的な助言を実施
- 医療的ケアの必要な在宅重症心身障がい児（者）に対し、社会活動への参加を確保するため、医療的ケア支援事業を実施する市町村に補助金を交付
  - ・ ㉗ 7 市町 13 名、㉘ 7 市町 13 名、㉙ 7 市町 13 名、㉚ 7 市町 12 名

### 【施策の効果】

- 各学校においては、特別支援教育コーディネーターの指名や、巡回相談等の活用により、校内における特別支援教育の推進につながっています。
- 子ども発達支援センター（91 施設、168 市町村）により、障がい児が身近な地域で支援を受けられ、処遇困難事例などは、発達障害者支援センター（3 カ所）からの技術的助言や指導が受けられる体制となっており、地域での障がい児支援に資することができています。

### 【施策の課題】

- 特別な教育的支援を必要とする児童生徒への指導や支援、また、障がいの重度・重複化、多様化に対応できるよう、特別支援教育支援員等の専門性向上に資する研修機会の拡充が必要です。
- 障がいのある又は疑いのある子どもとその保護者に対する関係機関と連携した指導や支援、各分野の専門家による助言を得ることが困難な市町村への支援の強化が必要です。
- 障がい児への個別の直接支援に留まらず、幼稚園や学校などの地域の関係機関への支援や連携が求められることから、子ども発達支援センターの質の向上が必要です。
- 医療的ケアが必要な児童に対応する医療機関等が限られることから、研修会等の開催などに引き続き取り組み、関係者間の連携体制の構築をより一層進めることが必要です。

施策目標	主な取組
15 雇用環境の整備	(33)ワーク・ライフ・バランス等に関する気運の醸成 (34)企業等における取組の促進 (35)両立のための環境整備 (36)積極的な企業に対する優遇制度の推進

### 【主な施策の取組状況】

- 企業における働き方改革を支援するため、「ほっかいどう働き方改革支援センター」を設置し、電話、来所等で相談を受けるとともに、出張相談会、アドバイザー（社会保険労務士、中小企業診断士）の派遣を実施
  - ・相談件数：⑳104件 ㉑137件 ㉒187件 ・出張相談会：㉓6地域 ㉔6地域 ㉕14地域
  - ・アドバイザー派遣：㉖7社11回 ㉗47社51回 ㉘38社40回
- 人手不足の業界団体と連携したモデルとなる改革プランの作成、普及・啓発のためのセミナーを開催（㉙㉚）
- 女性の職業生活における活躍や労働者の仕事と家庭の両立に積極的に取り組んでいる企業を「北海道なでしこ応援企業」として表彰
  - ・㉛3企業（両立支援推進企業表彰）㉜4企業、㉝3企業、㉞4企業
- 両立支援促進アドバイザー（㉟13社23回㊱5社10回）、働き方改革アドバイザー（㊲47社51回、㊳38社40回）の派遣
- 一般事業主行動計画の策定状況
  - ・㊴2,614企業（うち策定義務の企業1,566社（93.5%））
  - ・㊵2,938企業（うち策定義務の企業1,646社（97.7%））
- 「北海道あったかファミリー応援企業登録制度」への登録を促進
  - ・㊶283社、㊷411社、㊸421社、㊹487社

### 【施策の効果】

- 「ほっかいどう働き方改革支援センター」を設置し、企業からの相談に対応するとともに、業界団体と連携して働き方改革プランを作成するなど、雇用環境等の整備に資することができました。

### 【施策の課題】

- 人手不足の一層の深刻化による地域産業の停滞が懸念されることから、若者や女性などの活躍促進に向けた就業機会の確保や賃金の引き上げといった就業環境の改善に取り組み、働きやすい環境づくりを推進する必要があります。
- 引き続き、有給休暇等の取得を促進する取組を行う必要があります。

施策目標	主な取組
16 乳児及び幼児等の健康の確保	(37)小児医療の提供体制の整備 (38)母子保健サービスの推進体制の整備 (39)食育の推進
17 子育て世帯の経済的な負担の軽減	(40)経済的な負担の軽減

### 【主な施策の取組状況】

- 夜間に専門の医師等から助言を受けられる小児救急電話相談体制を整備
  - ・ ㉗10,299件、㉘14,393件、㉙15,914件、㉚16,614件
- 長期療養児療育指導のため、療育相談会や訪問指導を実施
  - ・ ㉗137回、㉘44回、㉙97回、㉚48回
- 先天性代謝異常等検査のため、新生児に対し、血液によるマス・スクリーニング検査を実施
  - ・ 実施件数：㉗23,301人、㉘21,176人、㉙21,327人、㉚19,879人
- どさんこ食育推進プランに基づき、北海道の特性を活かし、ライフステージごとに様々なことを学ぶ「食育」を総合的に推進
- 乳幼児（通院及び入院）、小学生（入院）、ひとり親家庭の児童（通院及び入院）及び親（入院）の医療費を助成
- 小児慢性特定疾病児童等の医療費を助成
  - ・ 受給者証交付件数 ㉗2,149件、㉘2,109件、㉙2,121件、㉚2,132件
- 多子世帯の経済的負担を軽減するため、第2子以降の3才未満の乳幼児に係る保育料の無償化を行う市町村への支援（札幌市除く） ㉙150市町村、㉚157市町村

### 【施策の効果】

- 電話による看護師や小児科医師の適切な助言により、保護者の不安が軽減され軽症の小児患者の時間外受診の緩和が図られています。
- 乳幼児健康診査や先天性代謝異常等検査の実施により、疾病の早期発見など乳幼児の健全育成が図られ、乳幼児やひとり親家庭等への医療費助成により、子育て世帯の経済的な負担が軽減されました。
- 多子世帯の経済的負担軽減により、安心して多くの子どもを産み育てられる環境の整備が図られ、家庭の経済状況に関わらず、質の高い幼児教育を提供することができました。

### 【施策の課題】

- 乳幼児の健全育成をより充実させるため、健診未受診児全員の状況確認や新生児聴覚検査の受診率向上などについて市町村への働きかけが必要です。
- 乳幼児家庭やひとり親家庭等への医療費助成について、市町村が独自に拡大を進めてきた結果、自治体間で格差が生じており、全国一律の助成制度が必要です。

施策目標	主な取組
18 総合的な虐待防止の推進	(41) 児童虐待防止等に関する普及啓発 (42) 児童相談所の機能及び市町村支援の充実 (43) 養育支援を必要とする家庭の把握や支援のための体制整備 (44) 里親による養護援助体制の整備 (45) 児童養護施設や児童家庭支援センターによる養護援助体制の整備 (46) 被虐待児の心のケアや親子の再統合への支援 (47) 配偶者暴力相談支援センターとの連携

### 【主な施策の取組状況】

- 児童虐待防止推進月間である 11 月に、オレンジリボンキャンペーンとして街頭啓発を行うとともに、児童虐待防止シンポジウムを開催、児童相談所全国共通ダイヤル「189」、児童虐待の通告先や相談窓口の周知
- 子ども家庭支援における市町村と児童相談所の役割分担・連携に係るガイドラインを策定（29）
- 市町村の体制強化、市町村と児童相談所の役割分担と連携等を推進するための意見交換会を開催：2919 回（156 市町村）
- 市町村を支援するため、要保護児童対策地域協議会への児童相談所の参画や、各児童相談所に「移動相談室」を開設したほか、市町村の相談担当職員育成のための研修事業の実施
- 医療的対応機能事業と法的対応強化事業の実施
  - ・ 医学的助言：27…2 回、28…4 回、29…2 回、30…8 回
  - ・ 法的助言：27…10 回、28…51 回、29…88 回、30…82 回
 （8 児童相談所に弁護士を配置282930）
- 8 児童相談所で道警各地域方面本部との担当者ブロック会議を実施
- 児相における虐待通告案件について、道警・市町村等（要保護児童対策地域協議会）との情報共有（31から開始）
- 虐待予防ケアマネジメントシステムの研修、市町村に対する困難事例に関する技術的支援等
- 児童虐待の発生予防の観点から、妊娠・出産・育児期に養育支援を必要とする者を早期発見するため、医療機関、市町村、保健所との連携を強化
  - ・ 養育者支援、医療機関連携システムによる情報提供数  
 272,711 件、282,830 件、292,654 件、30…2,737 件
- 里親からの相談・援助の求めに応じて養育援助者を派遣し、生活支援や養育相談を実施
  - ・ 援助希望里親（派遣回数）：279 組（延べ 23 回）、2816 組（延べ 40 回）、  
 2914 組（延べ 63 回）、303 組（延べ 5 回）

- 児童家庭支援センター（道内8か所に設置）で、来所、訪問、電話により、相談を実施
  - ・相談件数（8か所）：⑳5,459件（1,638人）、㉑6,039件（3,467人）、
  - ㉒6,811件（2,578人）、㉓6,302件（1,626人）
- 家族再統合研修を実施（入門研修）：㉔32人、㉕12人、㉖21人
- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、相談や一時保護等に関する情報（道ホームページによる相談窓口の周知、DV防止啓発カード、リーフレットの配付、パネル展）を提供
- 地域における連携を促進するため、配偶者暴力相談支援センター・児童相談所等の関係者により情報交換の会議を開催

### 【施策の効果】

- 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の充実を図るための養育者支援保健・医療連携システム事業や子育て世代包括支援センターの全道展開をめざすことにより、児童虐待の発生予防に資しています。
- 街頭啓発やシンポジウムの開催等により、児童虐待防止の普及啓発が図られました。
- DVの未然防止のための啓発や被害者保護などの取組を推進するに当たり、関係部局、各地域や民間企業・団体との連携・協力を効果的に実施しました。
- 地域において、子どもやその家族に対する見守りや適切な支援に繋げるため、児童相談所への虐待通告案件について、道警察や要保護児童地域対策協議会など子どもに関わる関係機関の間での情報共有を開始しました。

### 【施策の課題】

- 児童相談所への児童虐待相談対応件数が年々増加の一途をたどっており、子どもの生命が奪われるといった重大な事件も後を絶たないなど、依然として深刻な社会問題となっているため、子どもの命をも脅かす、決してあってはならない児童虐待の未然防止や早期対応に、引き続き取り組む必要があります。
- 児童虐待防止の推進のため、関係機関との連携、市町村の児童相談体制強化への支援や普及啓発等に引き続き取り組む必要があります。
- 本道の広域性や多様な相談への対応などを考慮し、引き続き、関係機関との連携や協力体制の充実を図っていく必要があります。

#### (4) 子育て・自立のステージ

施策目標	主な取組
19 未来の親となる若者への就労支援	(48) 若年者の雇用の安定
20 子どもの権利及び利益の尊重	(49) 子どもの意見の適切な社会反映
21 家庭での養育に恵まれない子どもへの支援の充実	(50) 児童養護施設等退所児童への自立支援

#### 【主な施策の取組状況】

- 若年者の職業観・勤労観の早期形成を図るため、専修学校を活用し中学生を対象とした就業体験の取組を支援 ⑳323 講座、㉑318 講座、㉒305 講座、㉓318 講座
- 北海道子どもの未来づくり審議会に「子ども部会」を設置し、知事へ建議
- 児童養護施設等を退所した子どもの自立に向け、就職した子どもに対する支度費や大学等に進学した子どもに対する支度費を支給
  - ・就職支度費 : ㉔54 人、㉕49 人、㉖61 人、㉗39 人
  - ・大学進学等自立生活支度費 : ㉘12 人、㉙9 人、㉚14 人、㉛9 人
- 児童養護施設等の退所者で安定した生活基盤の確保が困難な状況にある就職者又は進学者に対し、生活費等の貸付を実施 : ㉜12 人
- 児童養護施設等への入所措置又は委託措置を受けていた者で、自立のための支援を継続して行うことが適当な場合、北海道児童養護施設退所者等自立生活援助事業により、22 歳に達する年度末まで引き続き支援を実施
  - ・社会的養護自立支援事業 : ㉝13 人 ㉞40 人・就学者自立生活援助事業 : ㉟3 人 ㊱2 人

#### 【施策の効果】

- 就業体験の取組により、若年者の職業観・勤労観の早期形成が図られました。
- 子ども部会委員が少子化や子育て支援の現状を理解し、子どもの視点での意見やアイデア等を提言としてまとめ、施策に反映されています。
- 児童養護施設等退所児童に対し、進学のための貸付制度の活用促進や就職・進学に向けた就職支度費、大学進学等自立生活支援費を支給することにより、子どもの円滑な自立につながっています。

#### 【施策の課題】

- 子どもの意見表明を適切に施策に反映する仕組みについて、さらに効果的な手法を検討する必要があります。
- 児童養護施設等退所児童の相談対応や情報提供等のアフターケアに引き続き取り組む必要があります。

施策目標	主な取組
22 子どもの健全育成等の促進	(51)望ましい生活習慣確立のための意識啓発 (52)児童館活動の促進 (53)文化・スポーツ等に親しむ環境の整備 (54)公園、遊び場の整備 (55)食育等の普及 (56)学童期・思春期から成人期に向けた保健対策充実

### 【主な施策の取組状況】

- 保護者をはじめとする地域住民が主体となって子どもの望ましい生活習慣の定着を図る取組を企画・実施する「子ども・地域サポート事業」の実施 ⑳46 市町村、㉑56 市町村
- 遊びを通じ健全育成をめざす児童館や児童センターの整備促進
  - ・児童館 ㉑125 か所 ㉑144 か所、児童センター ㉑121 か所 ㉑122 か所 ※札幌市除く
- 地域で読み聞かせやブックスタートの普及促進、北海道グローバル人材育成事業を実施
- どさんこ食育推進プランに基づき「食育」を総合的に推進、食に関する指導の充実を図るため、栄養教諭を小学校等へ配置 ㉑436 人 ㉑439 人 ㉑326 人 ㉑324 人(札幌市除く)
- 人工妊娠中絶、性感染症、飲酒等などの思春期保健対策の充実のためのピアカウンセリングなどを取り入れた健康教育、道立保健所による思春期相談を実施
  - ・相談件数：㉑177 件、㉑506 件、㉑475 件、㉑451 件

### 【施策の効果】

- 児童館等の活動の推進により、地域における子どもの遊びの環境の充実と健全育成が図られました。
- 市町村の保健、産業振興、教育など関係部署の連携が図られ、食育推進計画作成市町村数が増加し、また、栄養教諭の任用などが進み、学校における食育が推進されました。
- 相談体制の充実により思春期の様々な悩みを受け止め、子どもの心身の健康増進を図りました。また、薬物乱用防止教室の実施校数が年々増加しており、多くの児童・生徒に薬物の危険性について啓発できました。

### 【施策の課題】

- 児童館における遊び及び健全育成には、子どもの心身の健康増進を図り、知識・社会的適応能力を高め、情操を豊かにする役割が求められています。
- すでに食育の取組が行われている市町村や担当部署の人員が不足している市町村の計画作成に向けた誘導が必要です。
- 全国的に若年者による大麻などの乱用事犯が増加していることから、引き続き、広く啓発する必要があります。

施策目標	主な取組
23 教育環境の整備	(57) キャリア教育等の推進 (58) 地域特性を活かした魅力ある教育環境の整備 (59) 家庭及び社会教育への支援の促進 (60) いじめ、非行、不登校等に対する相談、連携体制の整備 (61) 経済的負担の軽減

### 【主な施策の取組状況】

- 学校教育におけるキャリア教育等の充実のため、高校生インターンシップ推進事業や教員研修を実施
  - ・インターンシップの全日制道立高校生の参加
    - ㉗20,822人、㉘21,085人、㉙20,240人、㉚19,289人
- 「新たな高校教育に関する指針」（「これからの高校づくりに関する指針」（H30.3～））に基づき、生徒の興味・関心、進路希望等に応じた魅力ある高校づくりを推進
- 私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、専修学校等の管理運営のため助成
- 「北海道家庭教育サポート企業等制度」の協定締結企業等の拡大を図り、家庭教育を支援するための職場環境づくりを推進
  - ・㉗2,061社、㉘2,262社、㉙2,359社、㉚2,424社
- 体験活動・ボランティア活動支援センターを設置し、体験活動に関する情報を収集・提供するとともに、学校や地域社会の連携によって、子どものボランティア活動等への参加を促す活動を支援
- 臨床心理士等のスクールカウンセラーを小学校、中学校、高校、特別支援学校等に配置するとともに、問題を抱えた児童生徒の問題解決のため、社会福祉士等のスクールソーシャルワーカーを配置
- 不登校児童生徒の学校復帰のため、適応指導教室、民間の施設や学校が連携した指導方法・対処法などの協議を行う不登校児童生徒支援連絡協議会の開催（各年度1回開催）
- 子どもや保護者からの相談対応、関係機関との連携等により、問題解決につなげる支援を行うため、子ども相談支援センターの設置・相談の実施
- いじめの防止等に関係する機関・団体の連携を図るため、北海道いじめ問題対策連絡協議会を開催（㉗2回 ㉘1回 ㉙2回 ㉚2回）したほか、各教育局で地域いじめ問題等対策連絡協議会を開催
- 児童相談所の児童福祉司による指導の一環として、ひきこもり・不登校児童の家庭に、メンタルフレンドを派遣
- 子どもの居場所づくりを行う市町村に対する補助
  - ・㉘2市町村 ㉙7市町村 ㉚5市町村



- ネットパトロール講習会等指導者養成研修会等の実施
  - ・ ネットパトロール講習会：⑳15回（329名）、㉑15回（301名）、  
㉒14回（269名）、㉓14回（260名）
  - ・ 保護者講習会：㉔49回（2,299名）、㉕82回（6,980名）、  
㉖24回（1,982名）、㉗28回（1,641名）
- 経済的理由で就学困難な生徒に対し、奨学資金等を貸し付けることにより経済的負担を軽減
  - ・ 公立高等学校奨学資金貸付金：㉘1,630人、㉙1293人、㉚1,065人、㉛851人
  - ・ 公立高等学校定時制課程及び通信制課程生徒学資金貸付金  
㉜106人、㉝82人、㉞89人、㉟69人
  - ・ 私立高等学校等奨学事業（貸付金）：㊱2,994人、㊲2,666人、㊳2,277人、㊴1,952人
  - ・ 私立高等学校等奨学事業（入学資金貸付金）：㊵139人、㊶145人、㊷107人、㊸81人

### 【施策の効果】

- 高校生インターンシップ推進事業の実施により、学校と地域や産業界等との連携が図られました。
- 家庭教育サポート企業等制度により、働く世代の方々に家庭教育の必要性・重要性について啓発し、企業内において家庭教育に対する意識付けが図られました。
- 体験活動ボランティア活動支援センターが毎月管内別に情報を発信をすることにより、参加希望者へ効果的に情報提供することができました。
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置を拡充し、相談体制の充実が図られました。
- 子ども相談支援センターにおける相談対応により、児童生徒や保護者へ課題解決につながる支援を実施することができました。
- ネットパトロール講習会実施の効果もあり、インターネット上の不適切な書き込みの検出数が減少するなど、着実に効果が表れています。

### 【施策の課題】

- いじめや不登校の未然防止や早期対応のため、相談体制の一層の充実が必要です。
- 依然として多くの児童生徒がいじめに苦しんでいる状況にあり、学校だけでは解決できない場合もあるため、引き続き関係機関・団体における連携を図ることが必要です。
- 不適切な書き込みは減少しているものの、ネット上の個人情報の公開は後を絶たず、いじめや中傷につながることから、ネットパトロール講習会の継続実施等による、ネットトラブルの未然防止や早期発見・早期対応が必要です。
- 少子化等の影響もあり、奨学資金貸付実績については年々減少傾向にあるため、学校での啓発活動等の充実等を図るなど道民への周知が必要です。

施策目標	主な取組
24 若者への雇用環境の整備	(62)若者の就業支援体制の整備 (63)若者が地域にとどまり、働ける就労の場の創出

### 【主な施策の取組状況】

- 若年者の職業観・勤労観の早期形成を図るため、専修学校を活用し中学生を対象とした就業体験の取組を支援
  - ・ ㉗323 講座、㉘318 講座、㉙305 講座、㉚318 講座
- 高等技術専門学院において、訓練生の実践的な技能・技術の習得と産業界のニーズに応じた人材の育成を図ることを目的に職業訓練（施設内訓練）を行い、訓練生を対象としたインターンシップを実施
  - ・ 職業訓練（施設内訓練）：㉗34 科目・㉘34 科目・㉙33 科目、㉚33 科目
  - ・ インターンシップ：㉗331 人・㉘292 人・㉙271 人、㉚261 名
- 若年労働者の雇用対策のため、職業安定機関、教育機関、経済団体等との密接な連携のもとに、地域の就職支援体制を整備し、面接機会を提供
  - ・ ㉗13 回、㉘12 回、㉙12 回、㉚12 回
- 高卒未就業者等の若年者に対し、職業訓練と企業実習を一体化させた実践的な職業能力開発（デュアルシステム訓練）を実施
  - ・ ㉗11 コース、㉘13 コース、㉙9 コース、㉚5 コース
- 私立専修学校等へ支援することにより、実践的職業教育の促進や修学上の経済負担の軽減等を図るなど、生徒が質の高い職業教育を受ける機会の確保
- 農業を担う青年農業者等の育成・確保を図るとともに、新規就農者向け農業基礎講座や交流会などの開催、青年農業者グループの活動支援等を実施
  - ・ 新規就農者向け研修会の開催：㉗3 回、㉘4 回、㉙3 回、㉚4 回
- 北海道漁業就業支援協議会を中心とした新規就業者の確保に向けた情報提供の充実・強化を図るとともに、漁業研修所などを活用した新規就業者に対する技術や知識の習得を促進
  - ・ 総合研修の開催：㉗47 人、㉘45 人、㉙34 人、㉚38 人

### 【施策の効果】

- 新規学卒者の就職内定率が上昇傾向にあるとともに、新規学卒就職者の就職後3年以内離職率も下降傾向にあるため、就業支援による一定の効果がありました。
- 就業体験の取組により、若年者の職業観・勤労観の早期形成が促進され、高等技術専門学院において、訓練生の実践的な技能・技術の習得と産業界のニーズに応じた人材の育成や、実践的な職業能力開発により、安定就労へ円滑な移行が図られました。
- 学校で実施した授業料軽減事業に対する助成により、教育機会の確保や、経済的負担の軽減が図られました。

- 近年、本道の新規就農者数は 600 人弱で推移しており、それら新規就農者が研修会や交流会、青年農業者グループ活動に参加することにより、知識・技術の向上や情報交換・仲間づくりにつながりました。
- 漁業研修終了者は、本道の水産業の次代の担い手として、また、各地域の漁村のリーダーとして活躍しています。

#### 【施策の課題】

- 新規学卒就職者の就職後 3 年以内離職率低下傾向にあるものの、全国に比べ高い状況にあるので、引き続き、関連施策を展開していく必要があります。
- 一人でも多くの新規就農者が参加できるよう、今後とも、普及センターや農協など地域の関係団体と連携し、取り組みを進めていく必要があります。
- 漁業就業者が減少・高齢化する中、漁業就業フェアによる就業機会の提供や各種研修等の実施による新規就業者を確保していく必要があります。

## (5) 地域の環境づくりのステージ

施策目標	主な取組
25 社会全体による取組の推進	(64) 少子化対策に関する推進体制の整備 (65) 地域における取組への支援 (66) 子育て支援団体等の活動の促進 (67) 地域住民等による地域ぐるみの取組の促進

### 【主な施策の取組状況】

- 子育て支援団体や地域子育て支援拠点の従事者、一般の方などを対象に、地域の子育て支援活動の活性化やネットワークの形成を図るため、振興局ごとに「子ども・子育て応援セミナー」を開催（<sup>27</sup>、<sup>28</sup>）
- 地域において子育て支援活動に意欲的に取り組んでいる団体等に対し表彰（ほっかいどう未来輝く子育て大賞）：<sup>27</sup>3 団体、<sup>28</sup>2 団体・1 個人・1 企業  
<sup>29</sup>4 団体、<sup>30</sup>3 団体・1 企業
- 地域の[せわずき・せわやき隊]の組織化を図り、子育てボランティアの参加意識を醸成
- 「北海道すきやき隊（子育て応援団）」の登録促進  
・登録企業等数：<sup>27</sup>101 企業等、<sup>28</sup>101 企業等、<sup>29</sup>107 企業等、<sup>30</sup>103 企業等
- 子育て世帯が買い物や施設利用の際に特典が受けられる「どさんこ・子育て特典制度」の導入促進 ・導入市町村数：<sup>27</sup>54 市町村、<sup>28</sup>179 市町村、<sup>29</sup>179 市町村、<sup>30</sup>179 市町村
- 第三期計画の内容や少子化対策の取組の普及啓発を図るため、全振興局管内及び札幌市において、「少子化対策パネル展」を開催
- 高齢者が増加する中で、地域での身近なボランティア活動や交通安全活動、世代間交流における地域伝承活動等を行う老人クラブの取組を支援

### 【施策の効果】

- 市町村との連携により、地域の課題や先進的な取組などの情報共有ができました。
- 少子化対策パネル展やせわずき・せわやき隊、どさんこ・子育て特典制度の取組により、道の少子化対策の周知・広報、子育て支援の必要性についての市町村との協働、地域における活動の促進が図られました。

### 【施策の課題】

- 地域における子育てを支援する取組が一層進むよう、引き続き、市町村や活動団体等への支援が必要です。
- せわずき・せわやき隊等の登録件数の拡大に向けて、活動事例の情報共有などを積極的に行っていく必要があります。

施策目標	主な取組
26 教育環境の整備 27 生活環境の整備	(68)木育の促進 (69)子育てに配慮した住宅の供給促進 (70)安全な道路交通環境等の整備 (71)子育てバリアフリー等の整備 (72)犯罪に巻き込まれない安全で安心な地域づくり等の促進

### 【主な施策の取組状況】

- 地域材を活用した学校関連施設等の木造化・内装木質化（[27](#)[28](#)[29](#)）
- 子どもからお年寄りまで安心して暮らせる住まいの実現を目標として計画的に道営住宅を整備
- 子育て世帯等の入居を拒まない賃貸住宅の登録や賃貸住宅への入居に係る情報提供・相談などの生活支援を行う居住支援法人の指定により、子育て世帯の民間賃貸住宅への入居に関する支援を実施
- 「北海道福祉のまちづくり条例」に基づき公共的施設において、授乳用のスペースの設置など、生活空間全体のバリアフリー化を推進
- 授乳やおむつ交換ができる場所を有する施設を「北海道赤ちゃんのほっとステーション」として登録
  - ・登録数：[27](#)275 施設、[28](#)279 施設、[29](#)290 施設、[30](#)322 施設
- 地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業（スクールガードリーダーの巡回指導、スクールガード育成講習会、スクールガード養成講習会、子どもたちの見守り活動）を実施
- 北海道青少年健全育成条例に基づき、有害情報の制限やインターネットの利用に係る健全な環境の整備などの諸対策を推進（立入調査、有害情報対策（道民フォーラム））
- 学校や地域の実情に応じた安全教育の普及や子どもを守る体制の整備（[28](#)[29](#)[30](#)）
  - ・学校安全教室：[28](#)3 管内、[29](#)3 管内、[30](#)3 管内
  - ・学校安全推進会議：[28](#)14 管内、[29](#)14 管内
- 学校、保護者、関係機関等が連携した防犯等に関する実践資料の作成・配布（[28](#)[29](#)[30](#)）

### 【施策の効果】

- 学校関連施設などの公共施設の木造化・木質化により、道民が木材にふれあう機会が創出されました。
- 子育て世帯が民間賃貸住宅に入居しやすい体制が整備されました。

- 子どもに対する交通安全教育の一層の充実を図ることができました。  
また、ボランティアの協力による通学路の安全確保など、関係機関や地域との連携を強化することができました。
- 地域と連携した取組等を掲載した安全教育実践事例集の作成及び活用を促進し、安全教育の推進に資することができました。
- 北海道福祉のまちづくり条例に基づくバリアフリー化の推進、北海道赤ちゃんのほっとステーション登録等促進事業により、乳幼児を抱える親子が安心して外出できる環境整備が図られました。
- 道民フォーラムにより、インターネットのトラブルや安全・安心な利用に関する意識醸成が図られました。

#### 【施策の課題】

- 子育て世帯等の入居を拒まない住宅の登録の更なる供給促進のため、制度の普及啓発が必要です。
- 全ての市町村において、通学路交通安全プログラムを策定する必要があります。
- 北海道赤ちゃんのほっとステーションについて、企業・団体に対する登録促進の一層の働きかけが必要です。

施策目標	主な取組
28 市町村における取組の支援	(73)定住や移住促進に向けた取組への支援 (74)総合振興局・振興局による市町村支援

### 【主な施策の取組状況】

- 移住希望者の総合相談窓口となる「北海道ふるさと移住定住推進センター」を東京で運営、特定の地域を集中的にPRしセミナーや個別相談会を開催する「北海道ウィーク」を実施（[28](#)[29](#)[30](#)）
- 北海道への移住を促進するため、就業体験と体験移住をセットにした移住希望者と市町村のマッチング事業（[27](#)12市町、[28](#)7市町、[29](#)5市町村、[30](#)5町）を実施
- 民間や市町村主体の移住施策を促進し官民連携した取組を主導する「官民連携加速プロデューサー」をNPO法人住んでみたい北海道推進会議に配置（[28](#)[29](#)[30](#)）
- 道外からの人材誘致を促進するため、U・Iターン求人求職情報提供システムによる求人・求職情報の提供を行うとともに、大都市圏の大学の就職相談会や民間就職説明会において道内求人情報の提供
  - ・U・Iターン求人求職情報提供システム  
就職決定者： [27](#)17人（うち、U・Iターンフェア9人）、  
[28](#)10人（うち、U・Iターンフェア3人）、[29](#)7人、[30](#)2人
  - ・首都圏、関西圏の民間就職説明会への参加（開催場所：東京都、大阪府、愛知県）  
[27](#)就職決定者：3名 [28](#)就職決定者：5名 [29](#)就職決定者：3名 [30](#)就職決定者：2名
- 少子化対策圏域協議会を全振興局で運営

### 【施策の効果】

- 北海道ふるさと移住定住推進センターの認知度が高まり、相談件数が増加しており、官民連携加速プロデューサーの配置や地域資源を活かした仕事の掘り起こしにより、移住施策の推進が図られました。
- 北海道U・Iターンフェア等各事業を通じ、多くのU・Iターン希望者に道内求人情報の提供を行い、U・Iターン就職の促進が図られました。

### 【施策の課題】

- 市町村独自で開催する移住イベントでは、集客に苦労することが多く、幅広く多くの方に事業をPRすることが必要です。
- 道内高校卒業者の約3割が道外の大学に進学するなど道外への流出が続き、道内産業の人手不足な顕著となっており、引き続き、道外からU・Iターンの促進を図っていく必要があります。

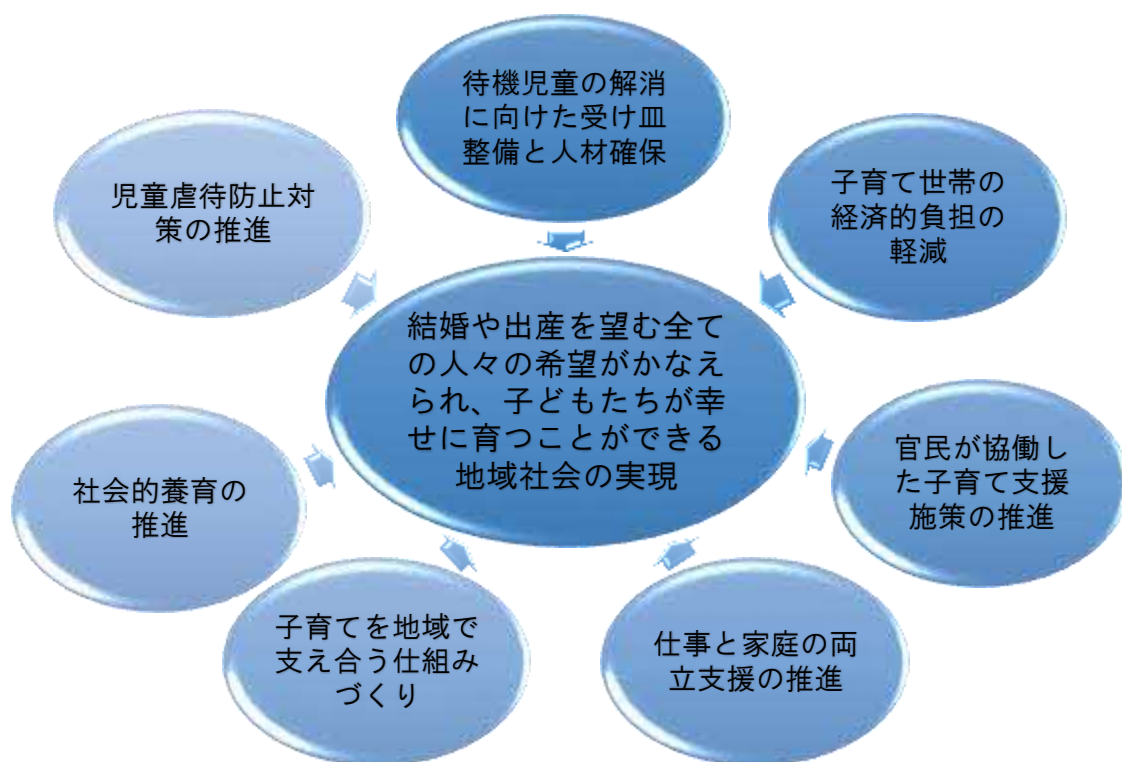
## 第4 第四期計画策定の考え方

### 1 現状や評価を踏まえた今後の対応

現状や評価を踏まえると、女性の就業率の向上や、「安心して子どもを育てられる環境」と感じている人の割合の増加といった一定の効果が認められますが、本道の合計特殊出生率は、全国と比較し、依然として低い状況にあります（⑩1. 27）。

幼児教育・保育、高等教育等の無償化や働き方改革により、出生率の増加が期待されることや児童虐待、子どもの貧困、社会的養育の推進など、最近の社会情勢を踏まえ、当面（今後5年間）の方向性として、①子育て家庭にとって働きやすく子育てしやすい環境づくり、②子どもにとって希望する修学や就業を選択し挑戦できる環境づくりの2つが重要です。

第四期計画では、これら2つの環境づくりを進める上での「基本目標」を定め、その達成に向けた視点を整理し、具体的な取組と指標を設定します。





## 2 計画の基本目標

少子化対策を長期にわたり進めていくためには、施策の効果を的確に検証し、住民の理解促進や意識改革を進める観点などから、だれにでもわかりやすい目標を設定し、取り組むことが重要であることから、計画の基本目標を設定するとともに、関係法令に基づき、道が定めることとされている事項及び少子化対策に関連する指標などを設定し、庁内や関係機関との連携のもと、その計画的な推進や効果の検証などを通じ、目標の実現を図っていきます。

### (1) 計画の基本目標

「結婚や出産を望む全ての人々の希望がかなえられ、子どもたちが幸せに育つことのできる地域社会の実現」を基本目標に掲げ、各般の施策を進めていくこととします。

この基本目標の達成に向けて、本計画期間（R2～R6）内においては、「安心して子どもを育てられる環境の向上（各種調査による、環境が整っていると思う人の割合（H30:54.4%）の増加）を図るとともに、出生率を全国平均まで引き上げることの2つを目標として設定します（H30:全国1.42、道:1.27）。

### (2) 「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」に定めることとされている事項

子ども・子育て支援法により国が定めた「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的指針」に基づき、都道府県が子ども・子育て支援事業支援計画に定めることとされている指標等。

#### ①都道府県設定区域

広大な本道にあっては、子どもたちが居住している市町村内において教育・保育や各種の子育て支援サービスなどを受けられることができる体制を構築することが望ましいことから、道では179市町村を単位として区域を設定します。

なお、この区域は、教育・保育施設の認可、認定の際に行われる需給調整の単位となるものであり、需給調整に当たっては、国の基本方針に基づき行うこととします。

## ②各年度における教育・保育の量の見込み等

市町村が策定する「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、道が設定した区域ごとに、子どもの認定区分に応じた教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）及び特定地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育等）に係る必要利用定員総数などを定めます。

放課後児童クラブなど市町村が実施する地域子ども・子育て支援事業に関して、計画期間中に達成すべき目標事業量を定めることとします。

## ③各年度における認定こども園の目標設置数

認定こども園が幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況などによらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であることを踏まえ、地域住民の利用希望などに沿って利用が可能となるよう、道が設定した区域ごとに目標設置数などを定めます。

## ④特定教育・保育施設及び特定地域型保育を行う者の見込み数

教育・保育の提供が必要な子どもの数を定めた市町村子ども・子育て支援事業計画を基本として、現行の認定こども園や幼稚園、保育所の施設数などを勘案し、必要となる保育教諭、幼稚園教諭、保育士及び家庭的保育者等の見込み数を定めます。

## (3) 「都道府県社会的養育推進計画」に定めることとされている事項

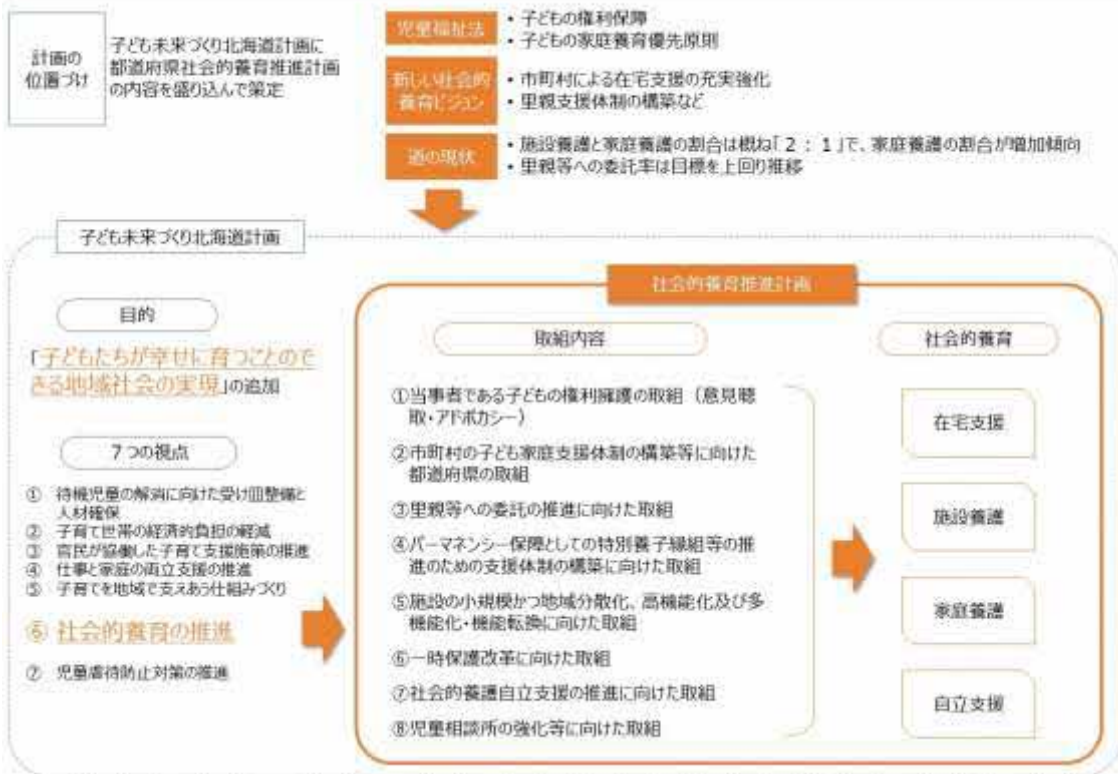
平成 28 年改正児童福祉法では、子どもが権利の主体であることが位置づけられるとともに、子どもの「家庭養育優先原則」が明記されました。

こうした改正児童福祉法の理念を具現化するため、国が設置した検討会で「新しい社会的養育ビジョン」が取りまとめられました。

この「新しい社会的養育ビジョン」では、「家庭養育優先原則」を実現するために、市町村における子どもや家庭への支援の充実を図るための体制構築や代替養育を必要とする子どもの養育の受け皿となる里親を増やし、質の高い里親養育を包括的に行うフォスタリング機関の確保等の取組を行うこと、家庭復帰が困難な子どもについて、永続的で安定した家庭での養育を保障するパーマネンシー保障として、特別養子縁組を推進することのほか、子どもが成人になった際に自立できる社会的基盤の整備が必要とされています。

これを受けて、「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」（平成 30 年 7 月 6 日付け子発 0706 第 1 号厚生労働省子ども家庭局長通知）で示された国の方向性と北海道の現状を踏まえて、第三期計画を見直し、子どもの最善の利益の実現に向けた、社会的養育の体制整備を推進するための基本的な考え方と全体像を示した「北海道社会的養育推進計画」を策定します。

## 社会的養育推進計画の基本的な考え方



## 社会的養育の全体像



#### (4) その他の目標

道の独自項目など第三期計画で設定した項目の目標事業量や他の計画において指標として設定している項目など、計画期間中に達成すべき目標を設定する必要がある項目について、目標を定めることとします。

### 3 目標達成に向けた重点的な視点

現状や評価を踏まえた今後の対応に記載したとおり、基本目標達成のため、施策推進のための7つの視点を以下のとおり定めることとし、重点的に推進していきます。

#### 【第1の視点】待機児童の解消に向けた受け皿整備と人材確保

本道の女性の就業率は増加傾向にあり、特に35歳～44歳の就業率が大きく伸びているなど、子育て世代の就業者が増加しています。

こうした保育所など受け皿の確保が必要な状況を受け、保育所等の整備に努めていますが、女性の就業率の向上に伴い保育所利用希望が継続して増加していることや保育士を確保できず、定員までの受入が困難な状況にあることなどにより、待機児童が発生しています。

この待機児童の解消のため、受け皿整備と人材の確保が重要なことから、以下の取り組みを推進していきます。

#### 【主な取組】

- 市町村の子ども・子育て支援事業計画に基づく保育所及び認定こども園の計画的な整備や地域型保育事業の実施並びに人材の確保などを進め、サービス提供体制の確保を図るとともに、利用者に対する情報の提供や公表を行います。
- 様々な働き方や生活実態に応じた保育サービスが受けられるよう、地域における延長保育、病児・病後児保育や預かり保育、地域型保育事業など多様な子育て支援サービスの提供体制の整備を支援するとともに、利用者に対する情報提供を行います。

#### 【第2の視点】子育て世帯の経済的負担の軽減

道ではこれまで、子育て世帯の経済的な負担軽減に取り組んできましたが、道民意識調査結果によると、理想の子どもを持たない理由として、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから（<sup>⑩</sup>59.2%）」が最も多くなっているなど、子育て世帯の経済的負担感が高い状況です。

このため、幼児教育、高等教育等の無償化も踏まえ、子育て世帯の経済的負担の軽減のため、以下の取組を推進していきます。

### 【主な施策】

- 幼児教育・保育の無償化などの国の制度を活用しながら、出産を控えた世帯や多子世帯などへの生活支援を実施するなど、子育て世帯に対する経済的負担の軽減に努めます。
- 子育て家庭の経済的な負担につながる医療費の軽減を図るため、乳幼児等医療給付事業やひとり親家庭等医療給付事業による経済的支援を行います。
- 医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる特定不妊治療への経済的支援を行います。

### 【第3の視点】官民が協働した子育て支援施策の推進

子育てしやすい環境づくりを進めるためには、官民が協働した取組が必要です。  
このため、以下の取組を推進していきます。

### 【主な施策】

- 地域における子育てを応援する気運の醸成を推進するため、「どさんこ・子育て特典制度」などの子育て支援活動を幅広く展開し、地域の子育て力を高め、子育てしやすい環境づくりを促進します。
- 授乳やおむつ交換ができる施設を登録・紹介する「北海道赤ちゃんのほっとステーション」登録促進事業の更なる拡大をめざし、公共施設や店舗、企業等に積極的に働きかけ、親子が安心して外出できる環境づくりを推進するとともに、子育て世帯に配慮した様々な企業等のサービス情報をサイト等の活用により、わかりやすく情報発信を行います。

### 【第4の視点】仕事と家庭の両立支援の推進

子育て家庭にとって働きやすく子育てしやすい環境づくりを進めるためには、仕事と家庭の両立支援を推進することが重要です。

本道は、女性の就業率は増加傾向にありますが、男性の育児休業制度取得率などは依然低い状況であることから、企業における働き方改革の取組や仕事と家庭の両立ができる職場環境の整備、女性活躍に向けた各種施策について、以下のとおり推進していきます。

### 【主な施策】

- 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定や届出とその積極的な実施について企業に働きかけるとともに、国や関係機関との連携による企業の取組を多方面から支援します。
- 仕事と家庭の両立支援の取組や、女性の職業生活における活躍推進の取組を評価基準の一つとした「北海道働き方改革推進認定制度」を平成31年3月に創設し、認定企業の取組を広く紹介するほか、各種優遇制度を活用し、多くの企業への取組普及を図ります。
- 仕事と育児、介護等家庭生活との両立に関する意識啓発を進め、仕事と家庭の両立のための制度の定着促進を進めます。

### 【第5の視点】子育てを地域で支え合う仕組みづくり

子育て世帯を地域全体で支えるためには、行政機関や子育て支援に取り組む団体などが、その専門性や立場を超えて、地域の中でともに手を携えていくことが重要であり、地域に点在化している支援を面としてつなぎ、ネットワークを形成していくことが不可欠であることから、以下の取組について、推進していきます。

### 【主な施策】

- 市町村が整備を進める「子育て世代包括支援センター」なども活用しながら、身近な地域において、妊娠前から子育てに至るまでのそれぞれのライフ・ステージの中で抱える悩みに的確に対応し、必要な情報を迅速に提供する体制を整備します。
- 子育て世帯が身近な場所で気軽に相談することができるよう、必要な情報の提供や関係機関との連絡調整等を行う地域子育て支援拠点の設置を促進します。
- 地元企業や教育機関等と連携し、様々な既存の地域資源も活用しながら、高齢者や障がいのある方、子ども等、地域住民が集い活動する「共生型地域福祉拠点」の整備を通じて、子育てを地域全体で支える取組を推進します。
- 子どもたちが、地域とのつながりを持ち、安心して暮らすことができるよう、学習支援や食事の提供などを行う地域の居場所づくりを進めるとともに、子どもや保護者の声をしっかりと受け止める仕組みづくりなどについて検討します。  
また、支援を必要としている全ての子どもに「支援情報」を届ける手法について、検討します。

## 【第6の視点】社会的養育の推進

平成28年の児童福祉法改正、平成29年の児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の改正を受けて、平成29年8月「新しい社会的養育ビジョン」が取りまとめられ、「家庭養育優先原則」を徹底し、子どもの最善の利益を実現していくため、新たに「都道府県社会的養育推進計画」を策定することになったことを踏まえ、以下の施策に取り組んでいきます。

### 【主な施策】

- 児童相談所が対応した子どもの権利擁護の観点から、「子どもの権利ノート」を活用し、当事者である子どもの意見聴取等が着実に行われるよう取組を進めるとともに、児童養護施設等における子どもの意見聴取等の機会の確保を促進します。
- 各児童相談所の所管区域ごとに児童家庭支援センターを設置し、児童に関する家庭その他からの専門的な知識及び技術を必要とする相談に対応するほか、児童相談所から受託しての指導や市町村の求めに応じた技術的助言や必要な援助の実施、関係機関との連絡調整などにより、地域の児童、家庭の福祉の向上を図ります。
- 虐待などによって、家庭での生活ができない子どもが「家庭と同様の環境」で支援を受けることができるよう、里親やファミリーホームの制度について広く周知することにより、担い手となる人材の確保を図ります。
- 乳児院・児童養護施設や里親会などの地域資源を活用しながら、行政と民間が一体となったフォスタリング業務の実施体制の構築を進め、里親への支援の充実を図ります。
- 家庭において養育することが困難又は適当ではない子どもについて、子どもの最善の利益を最優先に考え、必要な場合には、養子縁組や特別養子縁組に向けた対応を適切に進め、永続的で安定した養育環境の提供に努めます。
- 児童養護施設等で暮らす子どもたちが、できる限り良好な家庭的環境で支援を受けられるよう、体制整備や人材育成の取組に対する支援を行います。
- 児童養護施設等退所児童の職場への定着や就学の継続を支援するため、家賃や生活費の支給を行うとともに、各施設に担当職員を配置し、相談対応や情報提供等のアフターケアの充実を図ります。



## 【第7の視点】児童虐待防止対策の推進

児童相談所への児童虐待相談対応件数が年々増加の一途をたどり、子どもの生命が奪われる重大な事件も後を絶たないなど、依然として深刻な社会問題となっている中、子どもの命をも脅かす、決してあってはならない児童虐待の未然防止や早期対応を図るため、以下の取組を推進していきます。

### 【主な施策】

- 児童相談所において、専門職員の法令等に基づく増員に加え、児童福祉に精通した職員の採用や研修の充実による人材確保・人材育成を進めるとともに、必要に応じ医師や弁護士から専門的な助言を受けることによる医療的対応力や法的対応力の充実など、児童相談所機能の強化を図ります。
- 地域の関係機関において、子どもの育ち・生活環境に関する情報共有や支援が円滑に行えるよう、児童相談所が要保護児童対策地域協議会へ積極的に参画するとともに、市町村をはじめ、関係者向けの研修を実施し、地域における見守りや相談対応の充実に努めます。
- 地域において、子どもやその家族に対する見守りや適切な支援が行われるよう、児童相談所への虐待通告案件について、道警察や要保護児童地域対策協議会など子どもに関わる関係機関の間での情報共有を徹底します。
- 居住実態が把握できない子どもの発生を未然に防止するとともに、発生した際の子どもの安全確認が円滑に進むよう、市町村や児童相談所をはじめ関係機関の連携の強化を図ります。
- 児童相談所の設置を希望する中核市に対しては、道と市による職員交流や研修機会の確保などにより、円滑な業務開始に向けた支援を行います。

## 第5 計画推進のための取組と指標の設定

### 1 第四期計画の施策目標と取組

少子化対策は、経済・雇用や地域医療・福祉、地域振興、教育など、様々な分野と深く関わっており、本計画においては、条例で定める11本の基本的施策を中心に、社会全体で子育て世代を支える「子どもや子育てをみんなで応援する」ステージのほか、「妊娠や出産を支援する」、「子育てを支援する」、「子育てや自立を支援する」3つのライフ・ステージの4ステージを設定し、各ステージに盛り込まれた少子化に関連する施策や事業を総動員し、官民一体となった取組を総合的かつ計画的に推進していきます。

施策の目標		次世代	母子	子ども	ひとり親	社会的弱者		
子どもや子育てをみんなで応援する	社会全体による取組の推進	結婚支援に関する情報提供 妊娠・出産に関する情報提供 子育てに関する情報提供 少子化対策に関する推進体制の整備 地域における取組の支援 子育て支援団体等の活動の促進 父親の育児への積極的参加の促進 官民協働による地域全体での取組の促進 次世代教育の推進	○	○	○	○	○	
	若者への就業支援	若年者の雇用の安定 若者の就業支援体制の整備 若者が地域にとどまり、働ける就労の場の創出	○	-	-	-	-	
	結婚を望む方への支援	適切な情報提供や相談体制の整備 広域連携による結婚サポート事業の推進	○	-	-	-	-	
	生活環境の整備	子育てに配慮した住宅の供給促進 安全な道路交通環境等の整備 子育てバリアフリー等の整備 犯罪に巻き込まれない安全で安心な地域づくり等の促進	○	-	-	-	-	
	就業環境の改善	企業等における取組の促進 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」の実現に向けた理解や普及啓発の促進 両立のための環境整備 積極的な企業に対する優遇制度の推進 パートタイム労働者や派遣労働者等の雇用環境の整備	○	-	-	-	-	
	男女平等参画の推進	広報・啓発活動の充実 家庭における男女平等教育の推進 仕事と家庭が両立できる働き方改革 働きたい女性の就労・雇用継続支援 相談業務の充実	○	-	-	-	-	
	市町村等関係機関との連携や取組への支援	定住や移住促進に向けた取組への支援 住民主体による支え合いの地域づくり 総合振興局・振興局による市町村支援	○	-	-	-	-	
	国の施策に関する提案	少子化対策の技術強化・拡充 子育て支援等に係る施策の充実 子どもの安全・安心の確保	○	○	○	○	○	
	妊娠や出産を支援する	妊娠・出産に関する支援体制の整備	母子保健サービスの推進体制の整備 相談体制等の整備 産後ケア体制の充実 市町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組	○	○	-	-	○
		周産期医療体制の整備	総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センター等の整備 産婦人科医師の確保等					
		不妊・不育治療等への支援	相談体制の整備					
			経済的負担の軽減					

施策の目標		次世代	母子	子ども	ひとり親	社会的養育	
子育てを支援する	待機児童の解消等	保育サービスの充実 教育・保育を支える人材の確保	○	-	○	-	-
	幼児教育・保育の充実	教育・保育の一体的提供の促進 多様な保育サービスの提供	○	-	○	-	-
		教育・保育の質の向上 良質なサービスの確保					
		子育て支援等に関する情報提供					
		放課後児童の健全育成					
	地域における子育て支援体制等の充実	子育て支援拠点等の整備	○	-	○	-	-
		相談体制の整備					
	ひとり親家庭等への支援の充実	相談支援の充実 子育て・生活支援の充実	○	-	-	○	-
		就業支援の充実					
		養育費の確保支援					
		経済的支援の充実					
		母子・父子福祉団体等の支援・連携の充実					
	社会的養育を必要とする子どもへの支援の拡充	当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー） 市町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組	○	-	-	-	○
		里親等への委託の推進に向けた取組					
		パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組					
		施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組					
		一時保護改革に向けた取組 児童相談所の強化等に向けた取組					
	障がい等のある子どもへの支援等の充実	特別支援教育の確保等 障がい児への支援等	○	-	-	-	-
		小児医療の提供体制の整備					
	乳児及び幼児等の健康の確保	母子保健サービスの推進体制の整備	○	○	-	-	-
食育の推進							
子育て世帯の経済的な負担の軽減	経済的な負担の軽減	○	○	-	-	-	
総合的な虐待防止対策の推進	虐待防止対策等に関する普及啓発 児童相談所・市町村等関係機関が一体となった児童相談体制の強化	○	-	-	-	○	
	養育支援を必要とする家庭の早期把握や支援のための体制整備						
	里親による養護援助体制の整備						
	児童養護施設や児童家庭支援センターによる養護援助体制の整備						
	被虐待児の心のケアや親子の再統合への支援 配偶者暴力相談支援センターとの連携						
子育て自立を支援する	子どもの権利及び利益の尊重	子どもの意見の適切な社会反映 総合的な虐待防止対策の推進	○	-	-	-	○
	社会的養育を必要とする子どもへの支援の充実	社会的養護自立支援の推進に向けた取組					
		一時保護改革に向けた取組					
	子どもの健全育成等の促進	望ましい生活習慣確立のための意識啓発 児童館活動の促進	○	-	-	-	-
		文化・スポーツ等に親しむ環境の整備					
		公園、遊び場の確保					
		食育等の普及					
		学童期・思春期から成人期に向けた保健体制の充実					
	教育環境の整備	キャリア教育等の推進 地域特性を活かした魅力ある教育環境の整備	○	-	-	-	-
		家庭及び社会教育への支援の促進					
いじめ、非行、不登校等に対する相談、連携体制の整備							
経済的負担の軽減							
木育の推進							

※施策の目標を達成するための取組の実施に当たっては、計画期間中における社会経済情勢の変化等を勘案しながら対応していく。

## 2 第四期計画における目標設定項目

### ①学校教育や保育を必要とする量の見込みと確保方策

	令和2年度				令和3年度				
	幼児期の学校教育 を希望する子ども (1号認定)	保育を必要とする子ども			幼児期の学校教育 を希望する子ども (1号認定)	保育を必要とする子ども			
		3歳以上 (2号認定)	1・2歳 (3号認定)	0歳		3歳以上 (2号認定)	1・2歳 (3号認定)	0歳	
量の見込み	55,751 (14,261)	47,939	31,288	7,515	54,377 (13,943)	47,416	30,760	7,484	
確保方策	認定こども園・ 幼稚園・保育所	62,528	50,022	26,728	7,621	61,499	51,131	27,567	7,834
	特定地域型 保育事業			3,064	862			3,181	878
	幼稚園及び 預かり保育	3,051	4,964	172	0	3,016	4,968	172	0
	認可外保育 施設		3,026	1,330	164		2,944	1,319	167
	企業主導型保育施 設(地域枠)		454	726	306		455	723	308
	計	65,579	58,466	32,020	8,953	64,515	59,498	32,962	9,187

	令和4年度				令和5年度				
	幼児期の学校教育 を希望する子ども (1号認定)	保育を必要とする子ども			幼児期の学校教育 を希望する子ども (1号認定)	保育を必要とする子ども			
		3歳以上 (2号認定)	1・2歳 (3号認定)	0歳		3歳以上 (2号認定)	1・2歳 (3号認定)	0歳	
量の見込み	52,289 (13,640)	46,232	30,477	7,453	50,776 (13,413)	45,632	30,187	7,424	
確保方策	認定こども園・ 幼稚園・保育所	61,018	52,078	28,225	7,981	60,693	52,862	28,712	8,095
	特定地域型 保育事業			3,322	901			3,355	918
	幼稚園及び 預かり保育	2,965	4,974	172	0	2,932	4,976	172	0
	認可外保育 施設		2,903	1,296	170		2,890	1,290	175
	企業主導型保育施 設(地域枠)		455	724	308		455	724	307
	計	63,983	60,410	33,739	9,360	63,625	61,183	34,253	9,495

	令和6年度				
	幼児期の学校教育 を希望する子ども (1号認定)	保育を必要とする子ども			
		3歳以上 (2号認定)	1・2歳 (3号認定)	0歳	
量の見込み	49,203 (13,187)	44,846	29,969	7,381	
確保方策	認定こども園・ 幼稚園・保育所	60,650	52,807	28,738	8,110
	特定地域型 保育事業			3,356	935
	幼稚園及び 預かり保育	2,901	4,975	172	0
	認可外保育 施設		2,729	1,248	175
	企業主導型保育施 設(地域枠)		455	724	307
	計	63,551	60,966	34,238	9,527

注 1 「幼児期の学校教育を希望する子ども」のうち、保育も必要とする3歳以上の子どもを内数として括弧内に再掲しており、その確保方策は1号認定（「認定こども園・幼稚園」「幼稚園及び預かり保育」）及び2号認定（認定こども園）を合わせて適切な保育サービス提供体制の確保を図ることとされている。

2 「特定地域型保育事業」：家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育又は事業所内保育を行う事業

### ②認定こども園及び地域子ども・子育て支援事業

項目	平成30年度実績	目標事業量等	目標年次
認定こども園設置数	345か所	518か所	令和6年度
延長保育	837か所	1,042か所	令和6年度
病児・病後児保育	62か所	89か所	令和6年度
一時預かり事業			令和6年度
幼稚園型	567か所	670か所	令和6年度
幼稚園型以外	509か所	635か所	令和6年度
子育て短期支援	39市町村	44市町村	令和6年度
利用者支援事業			令和6年度
基本型・特定型	39市町村	62市町村	令和6年度
母子保健型	34市町村	80市町村	令和6年度
放課後児童クラブ	1,032か所	1,065か所	令和6年度
地域子育て支援拠点	405か所	424か所	令和6年度
ファミリー・サポート・センター	65市町村	71市町村	令和6年度

### ③その他目標設定項目

該当ページ	ステージ	施策目標		数値目標項目	平成30年度実績	目標事業量	目標年次
					新規・継続の別	新規設定の場合理由	
62	子どもや子育てをみんなまで応援するステージ	■社会全体による取組の推進	○子育てに関する情報提供	子育て世代包括支援センター設置市町村数	36市町村	全市町村	令和6年度
					新規設定	計画期間内速やかな設置を目指す	
63	子どもや子育てをみんなまで応援するステージ	■社会全体による取組の推進	○官民協働による地域全体での取組の促進	せわずき・せわやき隊等の組織化	95市町村	全市町村	令和6年度
					継続設定	-	
63	子どもや子育てをみんなまで応援するステージ	■社会全体による取組の推進	○次世代教育の推進	次世代教育のための出前講座実施数(実施校)	28校 (H30単年)	延べ120校	令和6年度
					継続設定 (内容見直し)	実施数(大学)から高校等も追加した実施校に変更	
65	子どもや子育てをみんなまで応援するステージ	■生活環境の整備	○安全な道路交通環境等の整備	地域と連携した通学路の安全確保の取組状況	小: 100.0% 中: 99.6%	100.0%	令和6年度
					継続設定	-	
66	子どもや子育てをみんなまで応援するステージ	■生活環境の整備	子育てバリアフリー等の整備	「北海道赤ちゃんのほっとステーション」登録施設のある市町村数	86市町村	全市町村	令和6年度
					継続設定	-	
67	子どもや子育てをみんなまで応援するステージ	■就業環境の改善	○両立のための環境整備	女性(25~34歳)の就業率	74.5%	全国平均値以上	令和6年度
					継続設定	-	
67	子どもや子育てをみんなまで応援するステージ	■就業環境の改善	○両立のための環境整備	育児休業制度取得率	男性 3.0% 女性 84.9% (H26~H30平均)	男性 12.0% 女性 90.0%	令和6年度
					継続設定	-	
67	子どもや子育てをみんなまで応援するステージ	■就業環境の改善	○両立のための環境整備	年次有給休暇取得率	49.1%	70.0%	令和6年度
					継続設定	-	
67	子どもや子育てをみんなまで応援するステージ	■就業環境の改善	○積極的な企業に対する優遇制度の推進	子育てを支援する企業の割合	大企業 97.3% 中小企業 3.42%	大企業 100.0% 中小企業 25.0%	令和6年度
					継続設定	-	
72	妊娠や出産を支援するステージ	■周産期医療体制の整備	○総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センター等の整備	総合周産期母子医療センターの整備(指定)	4ヶ所	6ヶ所	令和5年度
					継続設定	-	
72	妊娠や出産を支援するステージ	■周産期医療体制の整備	○総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センター等の整備	助産師外来の開設第二次医療圏数	13圏域	21圏域	令和5年度
					継続設定	-	
74	子育てを支援するステージ	■待機児童の解消等	○保育サービスの充実	待機児童数	152人	ゼロ	令和2年度
					継続設定	-	
77	子育てを支援するステージ	■幼児教育・保育の充実	○教育・保育の質の向上	遠隔システムやオンデマンド教材等の活用により各管内で受講できる研修の割合	0.0%	100.0%	令和4年度
					新規設定	幼児教育の質の向上のため、遠隔システム等活用した研修を推進していくため	
77	子育てを支援するステージ	■幼児教育・保育の充実	○教育・保育の質の向上	各振興局(教育局)管内に配置された幼児教育相談員等を活用して園内研修等を実施した管内の割合	42.9%	100.0%	令和4年度
					新規設定	幼児教育相談員等の活用による幼児教育の質の向上を推進していくため	
77	子育てを支援するステージ	■幼児教育・保育の充実	○教育・保育の質の向上	幼児教育施設と小学校間での意見交換や合同の研修会の機会を設けている市町村の割合	86.0%	100.0%	令和4年度
					新規設定	幼児教育施設と小学校との連携を促進していくため	
77	子育てを支援するステージ	■幼児教育・保育の充実	○教育・保育の質の向上	幼児教育施設の意見を踏まえたスタートカリキュラムを作成している小学校の割合	65.1%	100.0%	令和4年度
					新規設定	幼児教育施設と小学校との連携を促進していくため	

該当ページ	ステージ	施策目標		数値目標項目	平成30年度実績	目標事業量	目標年次
					新規・継続の別	新規設定の場合理由	
78	子育てを支援するステージ	■放課後児童の健全育成	○放課後児童の健全育成	放課後子供教室設置市町村数	112市町村	全市町村	令和6年度
					継続設定	-	
78	子育てを支援するステージ	■地域における子育て支援体制等の充実	○子育て支援拠点等の整備	夜間保育設置数	6ヶ所	12か所	令和6年度
					継続設定	-	
78	子育てを支援するステージ	■地域における子育て支援体制等の充実	○子育て支援拠点等の整備	休日保育設置数	32ヶ所	50か所	令和6年度
					継続設定	-	
79	子育てを支援するステージ	■ひとり親家庭等への支援の充実	○子育て・生活支援の充実	ひとり親家庭の子どもの就園率（保育所・幼稚園）	86.0%(H29)	現状値を維持	令和6年度
					新規設定	ひとり親家庭の子育て・生活支援の充実を図るため	
80	子育てを支援するステージ	■ひとり親家庭等への支援の充実	○就業支援の充実	ひとり親家庭の親の就業率（母子世帯）	77.6%(H27)	80.8%	令和6年度
					新規設定	ひとり親家庭の経済的自立を図るため	
80	子育てを支援するステージ	■ひとり親家庭等への支援の充実	○就業支援の充実	ひとり親家庭の親の就業率（父子世帯）	87.8%(H27)	88.1%	令和6年度
					新規設定	ひとり親家庭の経済的自立を図るため	
80	子育てを支援するステージ	■ひとり親家庭等への支援の充実	○就業支援の充実	ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合（母子世帯）	41.4%(H27)	44.4%	令和6年度
					新規設定	ひとり親家庭の経済的自立を図るため	
80	子育てを支援するステージ	■ひとり親家庭等への支援の充実	○就業支援の充実	ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合（父子世帯）	70.2%(H27)	現状からの増加	令和6年度
					新規設定	ひとり親家庭の経済的自立を図るため	
82	子育てを支援するステージ	■社会的養育を必要とする子どもへの支援の拡充	○里親等への委託の推進に向けた取組	里親等委託率	32.7%	現状からの増加	令和6年度
					新規設定	家庭的養護の充実のため新たに設定	
84	子育てを支援するステージ	■障がい等のある子どもへの支援等の充実	○障がい児への支援等	北海道障がい者歯科医療協力医のいる市町村数	78市町村	90市町村	令和4年度
					新規設定	障がい児の歯科医療の充実のため新たに設定	
85	子育てを支援するステージ	■乳児及び幼児等の健康の確保	○母子保健サービスの推進体制の整備	1歳6か月児健康診査受診率	97.6%	100.0%	令和6年度
					継続設定	-	
85	子育てを支援するステージ	■乳児及び幼児等の健康の確保	○母子保健サービスの推進体制の整備	3歳児健康診査受診率	97.1%	100.0%	令和6年度
					継続設定	-	
90	子育てや自立を支援するステージ	■子どもの権利及び利益の尊重	○子どもの意見の適切な社会反映	子どもの意見表明の機会の確保	1部会、年2回H31.3知事に建議	子どもの意見を施策に適切に反映	令和6年度
					継続設定	-	
92	子育てや自立を支援するステージ	■子どもの権利及び利益の尊重	○文化・スポーツ等に親しむ環境の整備	グローバル人材の育成に取り組む学校の割合	64.7%	100.0%	令和4年度
					新規設定	キャリア教育の充実に取り組むため設定	
92	子育てや自立を支援するステージ	■子どもの健全育成等の促進	○食育等の普及	食育推進計画を策定している市町村数	123市町村	全市町村	令和5年度
					継続設定	-	
93	子育てや自立を支援するステージ	■教育環境の整備	○キャリア教育等の推進	体験的な学習活動を経験した生徒の割合	70.0%	100.0%	令和4年度
					継続設定	産業教育の充実に取り組むため設定	

## 子どもや子育てをみんなで応援するステージ ～社会全体で支える基盤づくり～

＜各ライフ・ステージを支えるために＞

- ・ 妊娠・出産、子育て、子育ち・自立の各ライフ・ステージにおける切れ目のない支援を行うためには、社会全体で子どもや子育て世代を支える取組の充実や環境の整備が必要です。
- ・ このことから、多方面からの支援を行うため、子育てに必要な情報の提供、子育てに配慮した住宅の供給促進など生活環境の整備、両立支援の促進、男女平等参画の推進などに取り組んでいきます。
- ・ また、人口減少問題への対応とも連動させるため、市町村における地域の実情に応じた取組への支援や関係機関などと連携した取組を推進していきます。

### ■社会全体による取組の推進

#### ○結婚支援に関する情報提供

・ 道民の方々の結婚や妊娠・出産の希望が実現するよう、結婚・妊娠・出産・育児に関する情報を発信するための総合ポータルサイトを運用し、様々なニーズに合わせた正確な情報をわかりやすく集約し提供します。

#### ○妊娠・出産に関する情報提供

・ 総合ポータルサイトやアプリなどで妊娠や出産に関する正しい知識や助成制度などの普及を図ります。

・ 小・中学校、高等学校などでの健康教育の一環として、妊娠・出産などの正しい知識の習得を促進します。

・ 子どもを生み、育てることに夢や喜びを感じることができる環境づくりを進めるため、妊娠・出産を迎える人々を社会全体で応援する啓発活動を行います。

#### ○子育てに関する情報提供

・ 地域全体で子育て世帯を応援する環境づくりを進めるため、子育て支援サービス等に関する市町村やNPO等の優良な取組事例を収集し、情報提供します。

・子育て世帯が不安なく外出できるよう、地域のバリアフリー施設の情報などを提供します。

・市町村が整備を進める「子育て世代包括支援センター」なども活用しながら、身近な地域において、妊娠前から子育てに至るまでのそれぞれのライフ・ステージの中で抱える悩みに的確に対応し、必要な情報を迅速に提供する体制を整備します。

・各市町村が実施する地域の子ども子育て支援事業の内容などについて、広く情報提供します。

・障がい児に関する子育て支援サービスの情報など、地域におけるすべての子どものニーズに応じた情報を提供し、適切な支援へつなげるため、市町村における体制整備を支援します。

### ○少子化対策に関する推進体制の整備

・地域の実情を踏まえた地域子ども・子育て支援事業を実施するため、総合振興局・振興局ごとに設置した「少子化対策圏域協議会」において、市町村や関係事業者等との連携のもと、地域の課題の把握や情報共有を行うとともに、地域の実情や課題に応じた対策の検討を進めるなど、協議会の積極的な活用を図ります。

### ○地域における取組の支援

・各総合振興局・振興局において、主に若い世代や子育て中の親や子育て支援団体等を対象とするセミナー等を開催し、地域での優良事例の紹介など、地域における子育て支援の取組を促進するとともに、地域の子育てネットワークの構築を支援します。

### ○子育て支援団体等の活動の促進

・身近な地域で子育て家庭の不安や悩み等に対する相談指導や地域の子育てサークル等への支援を行う地域子育て支援拠点の活用が広がるよう、各種広報媒体を活用した周知を図ります。

・地域において子育て支援活動に意欲的に取り組んでいる団体等を表彰（ほっかいどう未来輝く子育て大賞）し、地域における子育て支援活動の紹介や地域の活動の促進を図ります。

・（公財）北海道青少年育成協会による「道民家庭の日」の普及促進、また、「家族ふれあい優待制度」等の活用による家族団らんの機会の促進を図ります。



## ○父親の育児への積極的参加の促進

・父親の育児への積極的な参加を促進するため、総合ポータルサイトによる適切な情報提供や企業と連携した父親の意識醸成を図る講座を開催するほか、就業環境の改善を働きかけます。

## ○官民協働による地域全体での取組の促進

・地域における子育てを応援する気運の醸成や地域住民の積極的な参加による取組を推進するため、「北海道すきやき隊」や地域の「せわずき・せわやき隊」、「どさんこ・子育て特典制度」などの子育て支援活動を幅広く展開し、意欲向上につながる支援策の検討を進めることにより、地域の子育て支援の気運を高め、子育てしやすい環境づくりを促進します。

・少子化に対する問題意識を広めるため、少子化対策パネル展の開催などによる意識啓発を図ります。

・地域の高齢者には、その経験や知恵を活かした子育て支援活動が期待されるため、老人クラブへの加入を促進するとともに、老人クラブ等でのボランティア活動や地域活動への参加拡大を図ります。

・主任児童委員及び民生委員・児童委員は、子育てなど様々な悩みに対応する地域の相談役であることから、研修の実施による資質の向上を図るなど、より積極的な活動を促進します。

## ○次世代教育の推進

・近い将来、結婚して家庭を持つであろう大学生や専門学校生、高校生等を対象に、結婚し家庭を築き、出産という新たな命が誕生することの素晴らしさや夫婦がともに協力しながら子育てしていくことの大切さなどを伝え、自己の将来を考える機会を提供するため、出前講座を開催し、次の世代の親となる若年者に対する意識啓発の取組の充実を図ります。

・「次代の親づくり支援事業プログラムガイド」をホームページに掲載するなど、家庭を持つことの大切さなどについて若年者への理解を深める啓発を行います。

## ■若者への就業支援

### ○若年者の雇用の安定

・若年者が自立して家庭を持てるよう、特に非正規雇用労働者など不安定な就労環境にある若年者等への意識啓発を図り、適職選択による安定就労やキャリア形成に向けた支援を行います。

### ○若者の就業支援体制の整備

・教育部局と労働部局の連携により、早期からの勤労観や職業観の形成のため、保護者への就職に対する意識向上の働きかけや職場体験、インターンシップ等キャリア教育の充実等を図ります。

・関係機関との連携による経済界や企業への雇用に関する要請を行うほか、就職面接会の開催、多様な職業訓練コースの提供を行うなど若年者への就業を支援します。

・職業教育を実践する私立専修学校等に対する支援に努めます。

### ○若者が地域にとどまり、働ける就労の場の創出

・地域の基幹産業である農林水産業への就労を促進するため、農林水産業における担い手の育成・確保を図るとともに、農業経営体の体質強化、栽培漁業や資源管理等による漁業経営の強化、森林資源の循環利用を促進するなど、一次産業の活性化及び安定化を図ります。

## ■結婚を望む方への支援

### ○適切な情報提供や相談体制の整備

・結婚を望む方の希望が実現するよう、婚活情報総合ポータルサイトなどによる適切な情報提供体制の整備や結婚に関する相談・アドバイス等に適切に対応できるサポート体制づくりを進めます。

### ○広域連携による結婚サポート事業の推進

・住み慣れた地域で結婚し、暮らしていくことを望んでいる方々が多くの出会いの機会に恵まれるよう、近隣市町村等が共同で実施する婚活事業など、広域的な連携による結婚サポート事業への支援を行います。

## ■生活環境の整備

### ○子育てに配慮した住宅の供給促進

・公営住宅にユニバーサルデザインの導入を図るとともに、子育て世帯に配慮した公営住宅などの供給を推進し、子育て世帯の居住の安定確保を図ります。

・新たな住宅セーフティネット制度による、子育て世帯等の入居を拒まない賃貸住宅等の登録を促進します。

・シックハウス症候群などの不安解消に向け、相談対応や検査体制などの維持に努めるとともに、建築基準法に基づくシックハウス対策の遵守について、指導に努めます。

### ○安全な道路交通環境等の整備

・子どもを交通事故の被害から守るため、「北海道交通安全基本条例」に基づき、交通安全施設等の整備や子どもに対する交通安全教育を推進します。

・チャイルドシートの正しい使用の徹底を図るため、チャイルドシートの使用効果及び正しい使用方法について普及啓発活動を積極的に展開するとともに、幼児の保護者等に対する指導・助言、情報提供等の充実を図るなど、チャイルドシートを利用しやすい環境づくりを進めます。

・子どもの自転車運転時の乗車用ヘルメットの着用及び幼児同乗用自転車の幼児用座席におけるシートベルトの着用を推進するなど、安全利用に係る情報提供等を推進します。

### ○子育てバリアフリー等の整備

・「北海道福祉のまちづくり条例」等に基づき、妊産婦や子育て家庭が安心して外出できるよう、道路や公園、公共施設等におけるバリアフリー化を推進します。

・妊産婦等への配慮など社会全体が互いに思いやり助け合う社会の実現に向け、「心のバリアフリー」化を進めるため、「マタニティマーク」や「妊婦さんの日」が多くの人に浸透するよう、広報啓発に取り組みます。

・授乳やおむつ交換ができる施設を登録・紹介する「北海道赤ちゃんのほっとステーション」登録促進事業の更なる拡大をめざし、公共施設や店舗、企業等に積極的に働きかけ、親子が安心して外出できる環境づくりを推進するとともに、子育て世帯に配慮した様々な企業等のサービス情報をサイト等の活用により、わかりやすく情報発信を行います。

## ○犯罪に巻き込まれない安全で安心な地域づくり等の促進

・ボランティアの協力による通学路の安全確保のほか、「子ども110番の家」等の緊急避難場所や地域の危険箇所等を掲載した通学安全マップの作成・活用など、関係機関との連携のもと、子どもたちを見守る体制づくりを促進します。

・登下校時における通学路の安全確保に向けた警戒活動や、自主防犯活動を行う団体等への支援、犯罪の発生状況や防犯情報等の提供による住民の自主防犯行動の促進等を図ります。

・スクールガードの養成やスクールガードリーダーの巡回指導など、市町村における地域ぐるみの安全体制づくりを支援します。

・青少年を犯罪被害から守るため、インターネットなどからの有害情報の閲覧や有害図書類の販売など青少年に有害な環境の浄化、非行防止に向け地域が一体となって進める啓発活動を支援します。

・携帯電話販売業者などを含む関係機関との連携協働により、インターネットの利用に起因する犯罪被害から青少年を守るため、フィルタリングの普及促進に努めます。

・児童生徒のインターネットの不適切な利用による問題行動の未然防止や早期発見・早期対応のため、学校における計画的なネットパトロールの実施や保護者等への啓発活動等を推進するほか、地域や学校、家庭など道民一丸となって青少年の非行と被害の防止に取り組む「青少年の非行・被害防止道民総ぐるみ運動強調月間」などの活動を展開します。

## ■ 就業環境の改善

### ○ 企業等における取組の促進

・ 国等との連携により、働き方に見合った均衡ある処遇の確保や非正規雇用労働者から正規雇用労働者への転換に係る支援制度の導入などを促進します。

### ○ 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」の実現に向けた理解や普及啓発の促進

・ 企業の事業主や労働者を対象に、仕事と家庭の調和についての理解促進を図るセミナー等を開催します。

・ 労働者や事業主などに対し、仕事と家庭の両立支援に関連する制度や法律についての広報・啓発に取り組みます。

・ 男女平等参画社会の実現に向け、家事や育児など家庭生活への男女の平等参画の促進を図るとともに、企業等における働き方の見直しなどの意識啓発や関係機関との連携による社会的気運の醸成、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進など、様々な制度の定着に向けた啓発を行います。

### ○ 両立のための環境整備

・ 両立支援に向けた働き方の見直しや次世代育成支援対策に取り組む企業や民間団体の事例を広く紹介し、企業側の気運の醸成を図ります。

・ 仕事と生活の調和に関する企業における就業環境の改善のためにアドバイザーを派遣するとともに、セミナーを開催し、企業の両立支援への取組を促進します。

・ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定や届出とその積極的な実施について企業に働きかけるとともに、国や関係機関との連携による企業の取組を多方面から支援します。

### ○ 積極的な企業に対する優遇制度の推進

・ 仕事と家庭の両立支援の取組や女性の職業生活における活躍推進の取組を評価基準の一つとした「北海道働き方改革推進認定制度」を平成31年3月に創設し、認定企業の取組を広く紹介するほか、各種優遇制度を活用し、多くの企業への取組普及を図ります。

## ○パートタイム労働者や派遣労働者等の雇用環境の整備

・地域限定正社員、短時間正社員など「多様な正社員」制度の導入の普及、在職者への職業訓練を通じたスキルアップのほか、パートタイム労働者や派遣労働者などの非正規雇用労働者の正社員化や均衡待遇の確保など、労働条件の改善に向けた取組を推進します。

・企業経営者や労働者等を対象とした労働問題セミナーの開催や労働に関する基礎知識をまとめたガイドブックを配布することにより、関係法令や重要な労働問題に関する周知・啓発を行います。

## ■男女平等参画の推進

### ○広報・啓発活動の充実

・男女平等参画の実現は、社会の多様性と活力を高め、経済の持続的な発展及び男女間の実質的な機会の平等をもたらすことから、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて働き方改革を推進するとともに、男女平等参画の理念等に関する正しい理解が深まるよう、あらゆる広報媒体を有効に活用して、わかりやすい広報、啓発に努めます。

### ○家庭における男女平等教育の推進

・家庭内における固定的な性別役割分担意識にとらわれない個の尊重と家事、育児、介護などについて、男女が平等に共同して担う意識の醸成をはかります。

### ○仕事と家庭生活が両立できる働き方改革

・仕事と家庭の両立のための制度の定着を促進するため、仕事と育児、介護等家庭生活との両立に関する意識啓発を進めます。

### ○働きたい女性の就労・雇用継続支援

・結婚や出産、育児、介護などの女性のライフイベントにおいて離職する女性を減らすため、働く女性が安心して出産や子育てができる職場環境づくりを支援します。

### ○相談業務の充実

・仕事と子育ての両立や復職等について女性のライフ・ステージに応じた専門的な相談等を実施するほか、様々な相談に総合的に対応するとともに、各専門相談窓口とも連携して必要な情報を提供し、女性の活躍を推進します。

## ■市町村等関係機関との連携や取組への支援

### ○定住や移住促進に向けた取組への支援

・道内の各市町村が、安心して結婚、出産・子育てができ、将来に夢や希望を持って生活できる活力あふれる地域となるよう、市町村における移住者の効果的な受入施策の検討を支援し、首都圏などで道内市町村等の魅力を発信し、安定した社会経済環境の推進を図るなど、将来親となる若者の地域への定住や道外在住の子育て世代の道内移住などを促進します。

### ○住民主体による支え合いの地域づくり

・地元企業や教育機関等と連携し、様々な既存の地域資源も活用しながら、高齢者や障がいのある方、子ども等が、地域住民とともに集い交流し、互いに支え合いながら、安心して生活することができる地域づくりが図られるよう、支え合いの活動の「場」として、「共生型地域福祉拠点」の整備を推進します。

### ○総合振興局・振興局による市町村支援

・各地域のニーズに応じた地域子ども・子育て支援事業を実施するため、総合振興局・振興局ごとに設置した「少子化対策圏域協議会」において、市町村や関係事業者等との連携のもと、地域の課題の把握や優良な取組の収集とその情報共有を行うとともに、地域にあった対策の検討を進めるなど、市町村への支援を促進します。

## ■国の施策に関する提案

実効ある少子化対策を推進するためには、国における各種制度の創設や拡充などが不可欠であり、次の各事項について、全国知事会等とも十分連携を図りながら、国に対し提案を行っていきます。

### ○少子化対策の抜本的な強化・拡充

・少子化対策への財源措置の充実を図るとともに、雇用の安定やワーク・ライフ・バランスの推進などの男女の働き方改革を国が主導し推進すること。

・特定不妊治療等の助成制度の拡充及び医療保険適用範囲の拡大、子どもの医療費に関わる全国一律の制度創設など、経済的負担の軽減を図ること。

・産後ケア事業に係る財政支援の充実やマンパワー確保のための方策の立案など、産後の女性等を支えるケア体制の一層の推進を図ること。

### **○子育て支援等に係る施策の充実**

・「子ども・子育て支援新制度」の円滑な実施や保育士等の確保に向けた処遇改善及びキャリアアップ研修の実施などの取組や子育て支援員の養成に支障のないよう、国の責任において財源の確保を図ること。

・市町村から保育所等に支払われる運営費の基準である公定価格を保育所等の運営実態や地域の実情に即して設定すること。

### **○子どもの安全・安心の確保**

・児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応のため、施策の充実を一層図るとともに、市町村や都道府県の取組がさらに進むよう、一層の財源措置を講じること。

・社会的養育の推進に当たり、地域の実情に即した実効的な取組が行えるよう、人材確保や財源措置等の必要な措置を講じること。

・ひとり親家庭等の自立に向けた、生活面や就業面などの総合的な支援の充実を図ること。



**妊娠や出産を支援するステージ**  
～子どもをもちたいと思う人が  
安心して子どもを生むことができる環境づくり～

＜安心して子どもを生むことができる環境を目指して＞

- ・ 少子化や核家族化による家庭や地域における子育て機能の低下から、育児に不安や困難感を持つ人が増えており、リスクの高い妊産婦や新生児に対する高度な医療が求められている中、産科医の減少や地域偏在などにより身近な地域での安全で安心な妊娠・出産が困難になっています。
- ・ 不妊治療費に当たっては、費用・心身両面で大きな負担を伴うため、あきらめてしまうケースもあるなど、子どもを生み育てたいという希望が必ずしもかなわない状況にあります。
- ・ 出産前・出産後の育児について支援が必要な特定妊婦への相談支援体制については、母子保健を中心にした相談支援体制に加え、確実に把握するための相談体制や妊娠期から出産後の母子を継続的に支援する在宅支援などの社会的養護体制などの整備が必要となっています。

こうした状況を踏まえ、特定妊婦を含めた妊産婦に対する相談機能の充実、周産期医療体制の整備や不妊治療等への支援、特定妊婦を支える体制の整備などを行い、子どもをもちたいと思う人が安心して子どもを生むことができる環境づくりに努めていきます。

**■ 妊娠・出産に関する支援体制の整備**

**○ 母子保健サービスの推進体制の整備**

- ・ 家庭の経済状況などに関わらず、身近な地域で安心して妊娠・出産できるよう、妊娠期から健康管理や相談に適切に対応する体制整備を図り、切れ目のない支援を行います。
- ・ 妊娠から出産まで、一貫した保健や医療のサービスの提供が受けられるよう、地域における関係機関のネットワークの構築と連携促進を図ります。
- ・ 市町村が行う妊婦健診の円滑な実施のための支援や、その他母子保健サービスに対する広域的・専門的立場からの必要な助言や技術的支援などを行います。

## ○相談体制等の整備

・妊娠・出産を迎える人や望まない妊娠をした人の不安や悩みを軽減するため、各道立保健所に設置した「女性の健康サポートセンター」などによる、身近な地域で総合的な相談に対応できる体制の充実を図ります。

・育児に対する不安の軽減などを図り、妊娠中からの子育ての仲間づくりのきっかけとするため、地域における妊産婦同士の交流の場となるマタニティサロンなど市町村が実施する交流事業や子育て中の父親向けの情報などについて、ポータルサイトなどで広く情報発信します。

## ○産後ケア体制の充実

・産院退院後の不安や悩みなどの早期解消を図るため、母子保健サービスなどを通じた妊産婦の心身の状況を把握し、早期に支援を行います。

・出産直後から身近な地域で心身のケアや育児サポートなど専門職員によるきめ細やかな支援が受けられるよう、関係機関との連携のもと、体制整備に向けた検討を進めます。

## ○市町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組

・住民に身近な市町村が、子どもの権利擁護・虐待の未然防止等の視点からも、地域における全ての子どもやその家庭などへ適切な支援を行うことができるよう、市町村子ども家庭総合支援拠点の設置を促進します。

## ■周産期医療体制の整備

### ○総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センター等の整備

・総合周産期母子医療センター等における産婦人科医師の確保や圏域内の医療技術向上のための研修等を行い、地域の周産期医療体制を支えるとともに、救急時のスムーズな搬送体制の整備に努めます。

・対応が難しいハイリスクの胎児や新生児に対応するため、特定機能周産期母子医療センターである道立子ども総合医療・療育センターにおける患者の受入や全道の医療従事者を対象とした研修開催などの技術支援を行います。

・身近なところに産科医療機関がない地域でも、安心して妊産婦健康診査や保健指導が受けられるよう、医療機関や関係団体と連携し、助産師外来や院内助産所の設置などを推進します。

・地域で安心して出産できるよう、周産期医療に関する適切な情報提供や相談体制の充実に努めます。

### ○産婦人科医師の確保等

・三育大学や関係機関の協力の下、総合周産期母子医療センター等への優先的かつ重点的な産婦人科医師の確保に努めます。

・産科医療を確保する必要がある地域周産期母子医療センターや地域の病院に対する産婦人科医師の優先的な確保や総合周産期母子医療センター等との連携による支援体制を確保していきます。

・より身近なところで安心して出産できる環境の整備をめざすため、産婦人科医師の勤務環境の改善促進や手当助成制度等によるインセンティブの向上を図るほか、産婦人科医師を希望する若い医師の育成などを行い、産婦人科医師不足の解消に取り組みます。

## ■不妊・不育治療等への支援

### ○相談体制の整備

・子どもを持つことを希望しながら子どもに恵まれない方の心の悩みや専門的な相談に対応するため、不妊専門相談センターによる相談を実施するとともに、ピア・サポートによる相談支援体制を整備します。また、流産を繰り返すなど、不育症に悩む方に対する相談体制や支援の在り方について検討します。

### ○経済的負担の軽減

・医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる特定不妊治療への経済的支援を行います。

## 子育てを支援するステージ ～安心して子どもを育てることができる環境づくり～

＜安心して子どもを育てられる環境を目指して＞

- ・働く女性が増加している一方で待機児童の解消が図られておらず、仕事と育児を両立できる環境が整っていない状況にあります。待機児童は入所申込の増加や保育士を確保できず、受け入れを制限することなどにより発生しており、受け皿整備や保育士確保が喫緊の課題となっています。
- ・地域における子育て支援体制等を充実させるため、市町村の取組を推進するとともに、人材の確保や質の向上を図る必要があります。
- ・本道は、ひとり親世帯の割合が高く、世帯の年収を見ると、母子世帯の8割以上、父子世帯の6割以上が年収300万円未満であるなど、厳しい生活実態にあります。
- ・ひとり親家庭の自立を促進するため、就業支援や相談支援の充実など総合的な支援を推進する必要があります。
- ・理想の子どもの数を持たない理由として、「子育てや教育にお金がかかりすぎる」と答えている割合が約6割にのぼるなど、子育て世代は経済的にも大きな負担感を持っています。
- ・児童虐待対応件数は増加しており、約4割が乳幼児期に発生しています。

こうした状況や保育の無償化などを踏まえ、待機児童の解消のため保育所等受け皿整備や保育士確保対策を推進するとともに、ワーク・ライフ・バランスの推進による仕事と育児の両立支援、経済的な負担の軽減、総合的な虐待防止対策の推進などにより、安心して子どもを育てられる環境づくりを進めます。

### ■待機児童の解消等

#### ○保育サービスの充実

・市町村の子ども・子育て支援事業計画に基づく保育所及び認定こども園の計画的な整備や地域型保育事業の実施並びに人材の確保などを進め、サービス提供体制の確保を図るとともに、利用者に対する情報の提供や公表を行います。

・利用者が求める多様な保育サービスの確保を図るため、各市町村が実施するニーズ調査や体制整備の状況などを把握し、必要に応じ、市町村区域を超えた広域的な調整を図るなどの支援を行います。

・様々な働き方に対応するため、認定こども園の設置や認可外保育施設からの移行の促進を図るとともに、小規模保育や家庭的保育の提供などにより、待機児童の解消をめざします。

## ○教育・保育を支える人材の確保

・市町村子ども・子育て支援事業計画等に基づく教育・保育を提供するために必要な保育教諭や幼稚園教諭、保育士などの養成や確保を推進します。

〈特定教育・保育及び特定地域型保育事業を行う者の必要見込み数〉 (単位：人)

		R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
認定こども園・幼稚園・保育所	保育教諭	7,038	7,327	7,627	7,940	8,265
	幼稚園教諭	4,288	4,185	4,084	3,986	3,891
	保育士	9,270	9,252	9,233	9,215	9,196
特定地域型保育事業	保育士	1,167	1,209	1,252	1,297	1,344
	保育従事者	31	32	33	35	36
	家庭的保育者等	45	46	48	50	51
認可外保育施設	保育士	438	435	431	428	425

必要見込み数：市町村子ども・子育て支援計画に基づく学校教育や保育を必要とする子どもに対する確保方策の人数を、施設種別毎に振り分け、配置実態等に基づき算出。

・幼稚園教諭と保育士の双方の免許や資格を有する従事者を増やすとともに、保育士資格を有さない従事者の資格取得の支援を行います。

・保育士の専門性や保育の質の向上を図り、キャリアパスの明確化による職場定着を図るため保育現場におけるリーダー的職員の育成を目的とした研修等の実施体制の整備を促進します。

・離職時届出制度を広く周知し、潜在保育士の再就職を支援します。

・教育・保育を支える保育士などの処遇改善や負担軽減が図られるよう、賃金や職員配置数など勤務環境の改善に向けた取組を推進します。

・ 保育所や認定こども園における保育士等の勤務環境の改善を図るため、保育補助者として子育て支援員の活用が促進されるよう、保育所等における活用事例等を収集し、周知に努めます。

## ■ 幼児教育・保育の充実

### ○教育・保育の一体的提供の促進

・ すべての子どもの健やかな育ちを保障していくため、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に沿った質の高い教育・保育サービスの普及などにより、発達段階や地域のニーズに応じた子育て支援の充実を図ります。

・ 適切な規模による教育・保育の一体的な提供や、地域における子育て支援体制を充実するため、地域の実情に応じた認定こども園の設置を促進します。

・ 幼稚園及び保育所から認定こども園への移行を促進するため、市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき、必要な施設改修や人材確保に関する支援を行います。

・ 質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供するため、認定こども園、幼稚園及び保育所や地域子ども・子育て支援事業の事業者など関係者相互の連携が図られるよう、各地域に設置している少子化対策圏域協議会などを活用し、必要な情報提供や助言を行います。

### ○多様な保育サービスの提供

・ 様々な働き方や生活実態に応じた保育サービスが受けられるよう、地域における延長保育、病児・病後児保育や預かり保育、地域型保育など多様な子育て支援サービスの提供体制の整備を支援するとともに、利用者に対する情報提供を行います。

・ 地域の多様なニーズに対応できるよう、市町村における新規参入事業者への支援等を促進するとともに、質の高い人材の確保及び資質の向上を図ることなどにより、保育サービスの充実に努めます。

・ 地域におけるすべての子どもに対する支援体制の整備が促進されるよう、市町村における保健、医療、福祉、教育等の関係機関の連携強化を促進します。

## ○教育・保育の質の向上

- ・ 保育教諭や幼稚園教諭、保育士などの資質の向上を図るための研修を実施します。
- ・ 新人保育士の専門性を向上させるための研修を実施するなど、就業継続のための支援を行います。
- ・ 障がい児への対応など専門的な知識や技術の向上を図るため、教育・保育等の担当者を対象とした専門研修を計画的に実施します。
- ・ 幼稚園、保育所、認定こども園と小学校との連携を図るため、それぞれの教員等の合同研究協議の場の設定や幼児と児童の交流機会の確保を図ります。
- ・ 地域において保育や子育て支援等の仕事に関心を持ち、子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する「子育て支援員」を養成し、地域子ども・子育て支援事業等の担い手となる人材の確保に取り組みます。

## ○良質なサービスの確保

- ・ 教育・保育の質の確保や向上のため、各事業者に対し、運営状況の自己点検評価や改善を図る取組を働きかけます。
- ・ 保育所等の利用児童の保育環境の改善を図るため、障がい児受け入れや病児保育事業の実施に必要な改修等を行います。

## ○子育て支援等に関する情報提供

- ・ 地域における子育て支援サービスのネットワークの形成を促進するとともに、市町村やNPO等における先進的な取組事例を収集し、情報の提供を行います。
- ・ 子育て中の保護者同士が交流できるよう、地域子育て支援拠点や認定こども園の活動のPRや子育てに関する相談対応、情報提供、助言その他の援助を行う体制整備などを支援します。
- ・ 子育て世帯が身近な場所で気軽に相談することができるよう、必要な情報の提供や関係機関との連絡調整等を行う地域子育て支援拠点の設置を促進します。

## ■放課後児童の健全育成

### ○放課後児童の健全育成

- ・児童一人ひとりの発達段階に応じたきめ細やかな指導などを確保するため、適切な規模による放課後児童クラブの運営を促進します。
- ・放課後児童クラブ及び放課後子供教室における従事者等を対象とした研修の開催などにより、従事者・参画者等の確保や資質の向上を図ります。
- ・子どもたちの放課後や週末等における安全で安心な活動拠点をつくるため、放課後子供教室未設置市町村への設置を働きかけるほか、活動プログラムの提供や研修会の開催などにより、活動の充実を図ります。
- ・放課後児童クラブに従事する放課後児童支援員の処遇改善を図り、人材確保に向けた取組を推進します。
- ・放課後の安全・安心な居場所の確保や児童の健全育成を図るため、国の新・放課後子ども総合プランに基づき、待機児童の解消を図るとともに、学校の余裕教室を活用した放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的または連携した取組を推進します。

## ■地域における子育て支援体制等の充実

### ○子育て支援拠点等の整備

- ・子育て中の保護者が交流できるよう、子育てに関する相談対応や情報の提供、助言その他の援助を行う地域子育て支援拠点の計画的な整備を進めるとともに、拠点に従事する職員に対し、研修を実施し、資質向上に取り組みます。
- ・地域における子育て支援体制の充実を図るため、子育て支援団体等のネットワークの形成を促進します。
- ・既存の保育サービスで対応できない緊急の保育ニーズに対応するファミリー・サポート・センターの設置促進を図るとともに、相互援助活動の調整等を行うアドバイザーに対し、研修を実施し、資質向上に取り組みます。



## ○相談体制の整備

・子どもの基礎を培う重要な時期である幼児期における子育てに関して、臨床心理士による電話相談や面接相談など、専門的な立場からのアドバイス等が提供できる相談体制の充実を図ります。

## ○子どもの居場所等を活用した地域とのつながり支援

・子どもたちが、地域とのつながりを持ち、安心して暮らすことができるよう、学習支援や食事の提供などを行う地域の居場所づくりを進めるとともに、子どもや保護者の声をしっかりと受け止める仕組みづくりなどについて検討します。

また、支援を必要としている全ての子どもに「支援情報」を届ける手法について、検討します。

## ■ひとり親家庭等への支援の充実

### ○相談支援の充実

・ひとり親家庭等の就業や生活等の様々な悩みに対応するため、福祉事務所に設置する母子・父子自立支援員や母子家庭等就業・自立支援センターの就業相談員等によるひとり親家庭に寄り添った相談を行うとともに、職員の資質の向上に向けた研修等を実施します。

・ひとり親家庭等への各種支援制度や相談窓口の周知を図るため、ホームページ等の広報媒体を活用した普及啓発を図ります。

・関係機関等との連携を更に強化し、各種支援制度の情報をひとり親等にわかりやすく提供するよう努めます。

### ○子育て・生活支援の充実

・ひとり親家庭等の生活の安定の確保やひとり親家庭の子どもの学習支援等を行うため、市町村が実施するひとり親家庭等生活支援事業等に対する支援の充実を促進します。

・母子生活支援施設において、様々な事情から子どもの養育を十分にできない母子家庭を保護し、自立の促進のために生活の支援を行います。

・ひとり親家庭の生活や就業を支援するため、保育所の優先入所等を促進します。

・保護を要する女性の自立を図るため、女性相談援助センターにおいて生活指導や就労支援等を行います。

・ひとり親家庭に安定した住まいを提供するため、公営住宅への優先入居や子育て世帯の入居を拒まない民間賃貸住宅の情報を提供します。

### ○就業支援の充実

・ひとり親家庭等の経済的自立を図るため、母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、就業に関する相談や職業紹介、就業支援講習会、就業情報の提供などの支援を行うとともに、個々の状況に応じた母子・父子自立支援プログラムの策定を促進します。

・ひとり親家庭等の雇用に関する啓発や求人獲得のため、企業訪問を行います。

・ひとり親家庭等の安定した就業に向け、ハローワーク等の関係機関との連携のもと、各種支援制度を活用し、職業訓練などを支援します。

・ひとり親家庭の親等に対し、就職に必要な資格や技能の習得を促進するため、母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金を支給するとともに、母子父子寡婦福祉資金貸付金の活用による起業に対する支援を行います。

・ひとり親家庭等の雇用の促進に資するため、母子・父子福祉団体への優先的な事業の発注や公的な施設内における売店等の設置許可などについて支援を行います。

### ○養育費の確保支援

・ひとり親家庭等の養育費確保を支援するため、母子家庭等就業・自立支援センターによる弁護士相談等を行います。

### ○経済的支援の充実

・経済的に不安定なひとり親家庭等の生活を支援するため、児童扶養手当の支給や母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付けを行います。

・ひとり親家庭の経済的負担につながる医療費の軽減を図るため、ひとり親家庭等医療給付事業による経済的支援を行います。

## ○母子・父子福祉団体等の支援・連携の充実

・ひとり親家庭等の福祉の増進を図るため、総合的な拠点である母子・父子福祉センターの運営を支援するとともに、生活や就業の支援に当たり、母子・父子福祉団体や経済団体等との連携を図ります。

## ■社会的養育を必要とする子どもへの支援の拡充

### ○当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー）

・児童相談所が対応した子どもの権利擁護の観点から、「子どもの権利ノート」を活用し、当事者である子どもの意見聴取等が着実に行われるよう取組を進めるとともに、児童養護施設等における子どもの意見聴取等の機会の確保を促進します。

・子どもの保護や支援に当たって、子どもの意見表明権を保障する仕組みについて、国の方針を踏まえながら、関係機関等と連携して構築に向けた検討を進めます。

### ○市町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組

・地域の子育て支援機関として、母子生活支援施設が活用されるよう関係機関に周知するなど、ひとり親家庭への支援の充実を図ります。

・住民からの相談に対応する市町村職員を対象とした研修の充実を図ります。

・各児童相談所の所管区域ごとに児童家庭支援センターを設置し、児童に関する家庭その他からの専門的な知識及び技術を必要とする相談に対応するほか、児童相談所から受託しての指導や市町村の求めに応じた技術的助言や必要な援助の実施、関係機関との連絡調整などにより、地域の児童、家庭の福祉の向上を図ります。

・複雑・多様化する子どもや家庭の問題に相談者の身近な地域で適切に対応するため、乳児院や児童養護施設による家庭支援の充実を図ります。

・代替養育を必要とする子ども数の見込み

年齢区分	2024年度（令和6年度）				2029年度（令和11年度）			
	3歳未満	3歳以上 就学前	学童期以 降	計	3歳未満	3歳以上 就学前	学童期以 降	計
推計人口	90,591	98,922	536,391	725,904	82,854	89,655	491,590	664,099
代替養育	115	225	1,669	2,009	106	204	1,531	1,841
施設養育	79	155	1,147	1,381	73	140	1,053	1,266
里親等委託	36	70	522	628	33	64	478	575

### ○里親等への委託の推進に向けた取組

・虐待などによって、家庭での生活ができない子どもが「家庭と同様の環境」で支援を受けることができるよう、里親やファミリーホームの制度について広く周知することにより、担い手となる人材の確保を図ります。

・里親やファミリーホームの職員に対する研修を実施するとともに、相互交流の場を設け、養育に関する専門性の向上を図ります。

・乳児院・児童養護施設や里親会などの地域資源を活用しながら、行政と民間が一体となったフォostリング業務の実施体制の構築を進め、里親への支援の充実を図ります。

### **○パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組**

・家庭において養育することが困難又は適当ではない子どもについて、子どもの最善の利益を最優先に考え、必要な場合には、養子縁組や特別養子縁組に向けた対応を適切に進め、永続的で安定した養育環境の提供に努めます。

・新たに特別養子縁組のあっせん業務を行うことを希望する民間機関に対しては、必要な助言等を行うなど、事業開始に向けた支援に取り組みます。

### **○施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組**

・児童養護施設等に義務づけられている第三者評価の受審を徹底することにより、施設の運営や処遇の質の向上を図ります。

・児童養護施設等における処遇の向上と人材の育成を図るため、職員研修の実施を支援するとともに、心理療法担当職員等の専門職員の配置を促進します。

・児童養護施設等の入所児童が、生まれ育った環境に左右されることなく、健やかに成長できるよう、児童の社会性や豊かな人間性の醸成等につながる多様な体験活動の機会を設けるなど、学習の場の充実を図ります。

・児童養護施設等の状況を把握するためのヒアリングや意見交換を随時行いながら、施設の小規模かつ地域分散化等に向けた支援に努めます。

・児童養護施設等の高機能化及び多機能化・機能転換に向け、里親支援専門相談員等の専門職員の配置を進め、里親支援等の機能の強化を図ります。

・児童養護施設等で暮らす子どもたちが、できる限り良好な家庭的環境で支援を受けられるよう、体制整備や人材育成の取組に対する支援を行います。

・複雑・多様化する子どもや家庭の問題に相談者の身近な地域で適切に対応するため、乳児院や児童養護施設による家庭支援の充実を図ります。

### ○一時保護改革に向けた取組

・一人一人の子どもの状況に応じた適切な対応ができるよう、一時保護所の環境整備を図るとともに、国の方針を踏まえ、子どもの権利を保護するための仕組みについて検討を行います。

・里親、児童福祉施設等と連携を強化し、子どもの状況に応じ、委託による一時保護の確保に努めます。

### ○児童相談所の強化等に向けた取組

・児童相談所において、専門職員の法令等に基づく増員に加え、児童福祉に精通した職員の採用や研修の充実による人材確保・人材育成を進めるとともに、必要に応じ医師や弁護士から専門的な助言を受けることによる医療的対応力や法的対応力の充実など、児童相談所機能の強化を図ります。

・地域の関係機関において、子どもの育ち・生活環境に関する情報共有や連携した支援が円滑に行えるよう、児童相談所が要保護児童対策地域協議会へ積極的に参画するとともに、市町村をはじめ、関係者向けの研修会を実施し、地域における見守りや相談対応の充実に努めます。

・児童相談所の設置を希望する中核市に対しては、道と市による職員交流や研修機会の確保などにより、円滑な業務開始に向けた支援を行います。

## ■障がい等のある子どもへの支援等の充実

### ○特別支援教育の確保等

・発達障がいを含む、障がいのある幼児児童生徒の教育的ニーズに応じた指導や支援を行うため、幼稚園、小・中学校、高等学校等のすべての教員の特別支援教育に関する理解が深まるよう研修の充実を推進します。

・障がいのある幼児児童生徒に対して、本人及び保護者の意向を踏まえ、一貫した指導や支援が行われるよう、個別の教育支援計画を作成・活用し、効果的な指導や支援の充実を図ることを推進します。

・特別支援学校における地域の幼稚園、小・中学校、高等学校等に対する学習指導の進め方や個別の指導計画の作成などについての積極的な支援を推進します。

### ○障がい児への支援等

・発達の遅れや障がいのある子どもとその家族が、市町村など身近な地域で早期に支援を受けられるよう、様々な母子保健サービスや子育て支援サービスと子どもの発達支援に対する専門的なサービスが密接に連携し、発達の遅れや障がいのある子どもとその家族を包括的に支援する体制の整備を支援します。

・日常の保育サービスを通じて、発達の遅れや障がいの有無などの早期発見や養育支援が必要な家庭を把握し、一人ひとりの子どもの状況に応じた適切な支援に繋げるため、市町村において、認定こども園や保育所、子育て支援事業者などに対する専門的な助言を行うほか、研修機会を確保するとともに、地域の関係機関による情報共有のための体制整備を図ります。

・障がいのある子どもに対する相談や通所支援などのサービス提供基盤の整備を進めるとともに、医療や教育、労働など関係機関との連携、一般の子育て支援サービスと障がい児支援施策の連携強化や、里親制度の活用による家庭的な養育環境の提供を促進します。

・重症心身障がいなど医療的ケアを必要とする子どもへの支援体制の充実や、自立支援医療等の提供に努めます。

・適切な医療を提供するため、障がいに応じた専門医療機関やかかりつけ歯科医の確保に努めるなど、保健・医療、福祉が連携し、総合的な支援体制を確保します。

- ・障がいのある子どもが自立や社会参加をめざして心豊かにたくましく成長できるよう、学校と障がい児関係機関が連携し、個別の教育支援計画を策定するなど、切れ目のない支援体制を整備します。

- ・障がいのある子どもを育て、不安などを抱える保護者に対し、市町村保健センターや保健所、児童相談所、療育機関などの専門機関による心理的なケアやカウンセリングを実施するほか、ペアレントメンターによる相談活動や親の会などと連携することにより、家族への支援の充実に努めます。

## ■乳児及び幼児等の健康の確保

### ○小児医療の提供体制の整備

- ・できるだけ身近な地域で疾病や症状等に応じた適切な医療が受けられるよう、二次医療圏ごとに小児医療の中核的な役割を担う医療機関を選定し、体系的な小児医療提供体制の充実に努めます。

- ・休日・夜間における小児救急患者や入院を要する小児患者などに24時間365日体制で対応するための小児救急医療提供体制の整備を推進します。

- ・子どもを抱える家族からの相談対応や、子どもの症状・状態に応じた小児医療を提供するため、小児救急電話相談や救急医療情報システムの充実に図ります。

- ・小児慢性特定疾病児童等の自立に向けた支援策の充実に努めます。

### ○母子保健サービスの推進体制の整備

- ・母子保健を担当する職員等に対する研修を実施し、専門性の向上を図るほか、医療機関による新生児マス・スクリーニング検査の実施などにより、疾患の早期発見・早期療育につなげるための体制の充実に図ります。

- ・妊娠期から幼児期までの親子の健康確保を図るため、市町村が実施する健康診査や訪問指導、保健指導等に対し、広域的・専門的な支援を行います。

- ・母子保健活動などを通じ、医療機関等や市町村との連携及び情報共有を図ることにより、養育支援を必要とする子どもや妊婦の家庭を把握し、市町村等による支援につなげるための必要な環境整備や市町村等の取組への支援を実施します。

## ○食育の推進

・乳幼児期からの望ましい食習慣や、食を通じた豊かな人間性や家族関係の形成を図るため、保健や教育分野等との連携を深め、市町村食育推進計画の策定に対する技術的支援の実施などにより、計画の策定を重点的に推進し、地域ぐるみでの食育の推進に努めます。

・地域ぐるみでの食育を推進するため、学校・家庭・地域社会が連携した地域における食に関するネットワークづくりを進めます。

・乳幼児健康診査における栄養指導の機会等を活用し、子どもの食事や栄養状態を把握した上で適切な助言指導を行います。

・家庭や地域、福祉、教育分野等との連携により、保育所等児童福祉施設における子どもの状況に応じた栄養管理の実施を推進します。

## ■子育て世帯の経済的な負担の軽減

### ○経済的な負担の軽減

・子育てが家庭の経済的な負担につながる医療費の軽減を図るため、乳幼児等医療給付事業やひとり親家庭等医療給付事業による経済的支援を行います。

・治療が長期化し、高額な医療費負担となる小児慢性特定疾病児童等の保護者に対し、医療費を助成します。

・すべての就学前の子どもが平等で良質な教育・保育を受けられることができるような環境の整備に向けて、市町村と連携し取組を進めます。

・幼児教育・保育の無償化などの国の制度を活用しながら、出産を控えた世帯や多子世帯などへの生活支援を実施するなど、子育て世帯に対する経済的負担の軽減に努めます。

・市町村において、幼児教育・保育の無償化に関する給付が円滑に実施されるよう、認可外保育施設等の運営状況及び監査状況の共有を図るとともに、立入調査や関係法令に基づく是正指導等を行うほか、必要に応じ、市町村区域を超えた広域的な調整を図るなどの支援を行います。



## ■総合的な児童虐待防止対策の推進

### ○児童虐待防止等に関する普及啓発

・児童への重大な人権侵害である虐待を防止するため、民間企業や団体等との連携のもと、オレンジリボンキャンペーンなどの児童虐待防止に関する普及啓発を行います。

・ホームページ等様々な媒体を通じて、児童虐待を発見した際の通告義務について周知を図るとともに、通告先や相談窓口に関する広報を行います。

### ○児童相談所・市町村等関係機関が一体となった児童相談体制の強化

・児童相談所において、専門職員の法令等に基づく増員に加え、児童福祉に精通した職員の採用や研修の充実による人材確保・人材育成を進めるとともに、必要に応じ医師や弁護士から専門的な助言を受けることによる医療的対応力や法的対応力の充実など、児童相談所機能の強化を図ります。【再掲】

・地域の関係機関において、子どもの育ち・生活環境に関する情報共有や支援が円滑に行えるよう、児童相談所が要保護児童対策地域協議会へ積極的に参画するとともに、市町村をはじめ、関係者向けの研修を実施し、地域における見守りや相談対応の充実に努めます。【再掲】

・地域において、子どもやその家族に対する見守りや適切な支援が行われるよう、児童相談所への虐待通告案件について、道警察や要保護児童対策地域協議会など子どもに関わる関係機関の間での情報共有を徹底します。

・居住実態が把握できない子どもの発生を未然に防止するとともに、発生した際の子どもの安全確認が円滑に進むよう、市町村や児童相談所をはじめ関係機関の連携の強化を図ります。

・児童相談所の設置を希望する中核市に対しては、道と市による職員交流や研修機会の確保などにより、円滑な業務開始に向けた支援を行います。【再掲】

### ○養育支援を必要とする家庭の早期把握や支援のための体制整備

・市町村における母子健康手帳交付や乳幼児健康診査等の母子保健活動を通じ、虐待のリスクのある家庭を早期に把握し支援する「虐待予防ケアマネジメントシステム」の活用を促進します。

・ 妊娠期や出産後の早期の段階から医療機関と保健機関が情報を共有し、虐待のリスクのある家庭を把握し支援する「養育者支援保健・医療連携システム」の活用を促進します。

・ 保育所等において虐待のリスクのある家庭を早期に把握し、市町村の母子・福祉部門と連携し支援につなげる「児童虐待予防スクリーニング・保育所連携システム」の活用を促進します。

・ 市町村における乳児家庭全戸訪問事業や養育支援訪問事業の着実な実施により、虐待のリスクのある家庭の早期把握や支援を行います。

・ 「虐待予防ケアマネジメントシステム」等により早期に把握した養育困難家庭に対し、関係者間の緊密な連携のもと、より有効に支援できるよう、要保護児童対策地域協議会の活用の徹底を図るとともに、児童相談所・保健所等による支援の充実を図ります。

### **○里親による養護援助体制の整備**

・ 里親制度やファミリーホームの普及を図るため、様々な機会を通じ、制度の普及啓発を行います。

・ 里親やファミリーホームの職員に対する研修を実施するとともに、相互交流の場を設け、養育に関する専門性の向上を図ります。

### **○児童養護施設や児童家庭支援センターによる養護援助体制の整備**

・ 各児童相談所の所管区域ごとに児童家庭支援センターを設置し、児童に関する家庭その他からの専門的な知識及び技術を必要とする相談に対応するほか、児童相談所からの受託による指導や市町村の求めに応じた技術的助言や必要な援助の実施、関係機関との連絡調整などにより、地域の児童、家庭の福祉の向上を図ります。

### **○被虐待児の心のケアや親子の再統合への支援**

・ 児童虐待や犯罪、いじめ等により被害を受けた子どもの立ち直りを支援するため、専門家によるカウンセリングや保護者への助言など、関係機関と連携したきめ細やかな支援を行います。

## ○配偶者暴力相談支援センターとの連携

・配偶者やパートナーからの暴力は、男女の人権の尊重や男女平等参画を阻害する暴力的行為であるとともに、児童虐待との関連も深いことから、関係機関と連携を図り、適切な対応に努めます。また、被害者の相談や支援の体制を確保し、相談窓口の周知を図ります。

・女性への暴力等の根絶に関する認識や相談窓口を広く道民へ浸透させるため、様々な広報媒体を活用した周知を図ります。

## 子育てや自立を支援するステージ ～次代を担う子どもたちが健やかに成長できる環境づくり～

＜子どもたちが健やかに成長できるように＞

- ・子どもの権利及び利益を尊重するためには、子ども自らの意見を表明する権利を行使することができ、かつ、その意見が適切に社会に反映される環境の整備が必要です。
- ・将来を支える人材の育成を担う教育の役割は重要となっており、学校や地域社会が一丸となって、教育の質の向上に取り組むことが求められています。

こうした状況を踏まえ、子どもの意見の適切な社会反映に取り組むとともに、次代を担う子どもたちが健やかに成長できる環境づくりを進めるため、安全に遊びながら情操豊かな子どもの健全育成が促されるよう、児童館活動の促進や森林、河川など本道の自然環境を活かした公園や遊び場の整備などを推進していきます。

また、将来を担う子どもたちが、夢と希望にあふれ健やかに成長できるよう、教育環境の整備を進めていきます。

### ■子どもの権利及び利益の尊重

#### ○子どもの意見の適切な社会反映

- ・「北海道子どもの未来づくり審議会」に「子ども部会」を設置し、子どもの目線に立って考えた北海道の課題の解決に向けた様々な意見を、道政へ反映させるよう取り組みます。

#### ○総合的な児童虐待防止対策の推進

- ・内容は、「子育てを支援するステージ ■総合的な児童虐待防止対策の推進」を参照してください。

## ■ 社会的養育を必要とする子どもへの支援の充実

### ○社会的養護自立支援の推進に向けた取組

・ 児童養護施設等退所児童に対し、進学のための新たな奨学金制度の周知、活用を促すとともに、就職や進学に向けた支度費を支給するなど、自立に向けたきめ細やかな支援を行います。

・ 児童養護施設等退所児童に対する自立支援を継続するため、基礎的な生活力を身に付けさせるための措置延長や自立援助ホームの活用を図ります。

・ 児童養護施設等退所児童の職場への定着や就学の継続を支援するため、家賃や生活費の支給を行うとともに、各施設に担当職員を配置し、相談対応や情報提供等のアフターケアの充実を図ります。

### ○一時保護改革に向けた取組

・ 内容は、「子育てを支援するステージ ■社会的養育を必要とする子どもへの支援の拡充 ○一時保護改革に向けた取組」を参照してください。

## ■ 子どもの健全育成等の促進

### ○望ましい生活習慣確立のための意識啓発

・ 「生活リズムチェックシート」の活用や「早寝早起き朝ごはん運動」の推進などによる、望ましい生活習慣の定着に向けた取組を推進します。

### ○児童館活動の促進

・ 子どもへの健全な遊びを提供し、自主性や社会性、創造性など情操を豊かにするとともに、子育て家庭の交流の場としての役割を果たすことができるよう、地域のニーズに応じた児童館等の整備や関係機関相互の連携協力体制の構築などを支援します。

### ○文化・スポーツ等に親しむ環境の整備

・ 子どもの豊かな感性や創造力などの育成に向けて、自主的に読書活動に取り組める環境整備を図るため、各地域における読み聞かせやブックスタートの推進について、市町村に対し指導や助言を行います。

・国際理解や異文化への理解を通じ、グローバル社会で活躍できる国際的な視野を持った人材を育成するための環境整備に取り組みます。

・道立の各種文化・体験施設の維持管理に努めるとともに、学習ニーズの変化を踏まえた体験活動の検討を進め、様々な学習の場の充実を図ります。

・森林など北海道の豊かな自然環境を活用した農林漁業体験や自然体験などの多様な体験機会の場を提供するとともに、芸術鑑賞等の優れた文化に触れる機会の充実を図り、地域ぐるみで子どもの社会性や豊かな人間性を育む環境づくりを推進します。

・心身のバランスのとれた子どもの発育発達のため、親子でスポーツに親しむ機会の提供を図るなど、気軽にスポーツに取り組むことができる機会の充実を図ります。

### **○公園、遊び場の整備**

・北海道の豊かな自然環境を感じながら、子どもたちが遊びの中から社会性などを学ぶ機会を確保するため、公園や河川等の安全性を適宜点検し、安全かつ安心して利用できる公園や遊び場の整備、維持に努めます。

### **○食育等の普及**

・保健や教育分野等との連携を深め、全市町村における食育推進計画の策定に向けて、必要な助言等を行い、地域ぐるみでの食育の推進を図ります。

・豊かな人間性をはぐくみ、生涯にわたり健康で豊かな生活を実現するため、学校、家庭、地域社会の連携のもと、ライフ・ステージにあった食育の推進を図ります。

・子どもの頃から木や森との関わりを通じて豊かな感性と思いやりの心を育むため、子育て世代とその子どもを対象とした木育教室の開催などによる子育て支援や各種情報発信による木育に対する理解の醸成を図ります。

・道民の森の活用や木育教室の開催などにより、木製遊具等とふれ親しむ場の創出など、体験学習の機会を充実します。

### **○学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実**

・思春期における様々な悩みを解消するとともに、子どもたちが主体的に考える力を育むため、学校との連携により、ピア・カウンセリングなどを取り入れた健康教育を推進します。

・地域における思春期保健活動を推進するため、道立保健所を中心に、市町村や地域の保健関係機関によるネットワーク会議や研修などを開催し、支援体制の整備を図ります。

・身近な地域において、思春期のこころとからだの悩み、相談に対応するため、道立保健所に設置した「女性の健康サポートセンター」の相談体制を充実します。

・性に関する正しい知識の習得や薬物乱用の有害性・危険性に関する正しい知識を身につけ、適切な判断や行動ができる力を育むため、学校における健康教育の充実や全道各地域での薬物乱用防止啓発活動を進めるとともに、学校や関係機関などとの連携のもと、地域が一体となった取組を推進します。

## ■教育環境の整備

### ○キャリア教育等の推進

・若い世代から学ぶことや働くことの意義を理解し、望ましい勤労観や職業観を育成するため、学校教育における職場体験や本道基幹産業へのインターンシップ等キャリア教育の充実を図ります。

・生徒が未来社会を切り拓くための資質・能力を育成するため、生徒に求められる資質・能力とは何かを社会と共有し連携する「社会に開かれた教育課程」の実現を図ります。

・「これからの高校づくりに関する指針」に基づき、地域の実情等を考慮しながら、適切な高校配置を進めるとともに、総合学科、単位制、中高一貫教育校などの多様なタイプの高校については、それぞれの特性を生かしながら、その機能を一層発揮できるよう、教育活動の充実を図ります。

### ○地域特性を活かした魅力ある教育環境の整備

・道民に幅広い教育の選択の機会を提供し、本道の教育の質の向上が図られるよう、私立学校への支援に努めます。

## ○家庭及び社会教育への支援の促進

- ・企業の自主的な家庭教育環境づくりを推進するため、「北海道家庭教育サポート企業」の拡大に取り組みます。
- ・家庭教育における悩みや課題などに対し、臨床心理士による専門的な面接相談など家庭教育相談窓口の体制を整備するほか、地域における親子の学習機会の充実を図るための情報提供に努めるなど、家庭教育の向上に向けた支援体制を整備します。
- ・コミュニティ・スクールの活用などにより、地域住民と学校が連携を深め、地域一体となった学校教育活動の支援体制の整備を進めます。
- ・子どもの社会性や豊かな人間性を育み、社会の一員としての自覚を促すため、学校と地域社会との連携のもと、市町村が行う地域の特色を生かした社会体験活動やボランティア活動等の体験活動の情報提供に努めるとともに、ボランティア活動等への積極的な参加を促します。
- ・子どもの健やかな成長を支えるため、異世代間の交流や野外活動、自然体験活動等交流体験活動の場として、道立青少年体験活動支援施設などの維持管理を行います。

## ○いじめ、非行、不登校等に対する相談、連携体制の整備

- ・いじめの問題や不登校児童生徒へのきめ細やかな支援を行うため、警察、適応指導教室、学校、家庭等の関係機関などが連携した地域ぐるみの支援体制の整備充実を図ります。
- ・いじめ・不登校等の早期発見・早期対応に向け、児童生徒や保護者への相談体制の充実を図ります。
- ・引きこもりなど社会との関わりが難しくなった子どもに対し、共感し相談しあえる「メンタルフレンド」を派遣するなど、子どもの意欲や社会との関わりの回復を促し、社会的自立へとつなげていきます。
- ・情報モラルやルールの指導と併せて、携帯電話やインターネット等の危険性についての指導や教員の研修の充実を図ります。



## ○経済的負担の軽減

・ 経済的な理由から修学を断念せざるを得ない子どもが少なくなるよう、各種奨学金制度等を継続するなど子育て家庭への経済的負担の軽減を図り、子どもの修学機会の確保に努めます。

・ 国の修学支援新制度の運用状況や課題等を踏まえながら、大学生や高校生等に対する修学支援のあり方などについて検討し、修学機会の確保に努めます。

## ○木育の推進

・ 子どもたちが学校などの場において、木材や森について学ぶ機会などを通じ、心の安定や豊かな感性を育むことが期待できることから、初任段階教員への木育研修の開催や学校利用木育プログラムの開発などにより、教育における木育活動を推進します。

## 第6 計画の推進

### 1 計画の推進体制

#### (1) 道の推進体制

道では、条例第19条に基づき、少子化対策を総合的かつ計画的に推進するため、知事を本部長に、関係部長を本部員とする「北海道人口減少問題対策本部」を設置しており、引き続き、全庁を挙げて少子化対策に取り組みます。

また、「北海道人口減少問題対策本部」の下に、各部関係課長等による「少子化対策推進部会」を設置し、引き続き、計画の進捗状況などの進行管理等を行います。

#### (2) 地域における推進体制

少子化対策を推進する上で、地域の特性や実情を踏まえた取組が重要となることから、振興局ごとに設置している「少子化対策圏域協議会」において、少子化対策に係る情報交換や検討協議を行うとともに、全道連絡会議の開催などを通じて、関係機関と連携した取組を推進します。

#### (3) 北海道子どもの未来づくり審議会

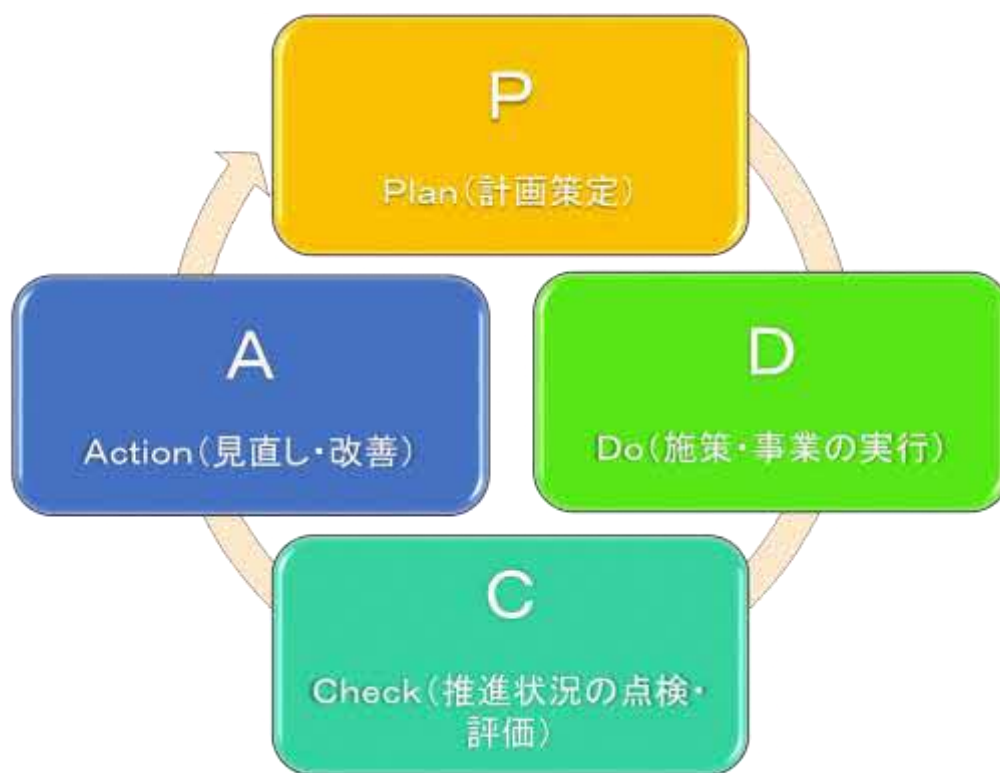
道では、条例第22条に基づき、少子化対策を推進するための知事の諮問機関として、「北海道子どもの未来づくり審議会」（以下「審議会」という。）を設置し、これまで少子化対策の重要事項の調査審議等を行っており、今後とも計画の推進状況や施策等の評価などに関して、審議会からの意見をいただき、計画に搭載する施策や事業の進め方などに反映していきます。

### 2 計画の点検評価

計画の推進状況については、条例第21条に基づき、毎年公表します。

毎年度実施する点検評価に当たっては、各年度の取組や事業指標の達成状況などについて、道民にわかりやすい内容となるよう努めるとともに、道民意識やニーズの変化等を的確に把握するため、必要に応じ、調査等を行います。

また、計画策定・実行・評価・改善（PDCA）のサイクルに基づく点検手法により、施策の内容や取組方法等の不断の見直しを行います。



この計画は、「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals: SDGs）」の達成に資するものです。

※2015年9月の国連サミットで「Transforming our world : the 2030 Agenda for Sustainable Development（我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ）」が採択され、2030年までの先進国を含む国際社会全体の開発目標として、17のゴール（目標）と169のターゲットからなる「持続可能な開発目標（SDGs）」が定められた。

教育・保育の「量の見込み」及び「確保方策」等  
区域（市町村）別一覧

区域名 (市町村)	区分	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度			
		保育を必要とする子ども			保育を必要とする子ども			保育を必要とする子ども			保育を必要とする子ども			保育を必要とする子ども			
		3歳以上 (2号認定)	1-2歳 (3号認定)	0歳 (1号認定)	3歳以上 (2号認定)	1-2歳 (3号認定)	0歳 (1号認定)	3歳以上 (2号認定)	1-2歳 (3号認定)	0歳 (1号認定)	3歳以上 (2号認定)	1-2歳 (3号認定)	0歳 (1号認定)	3歳以上 (2号認定)	1-2歳 (3号認定)	0歳 (1号認定)	
1 夕張市	量の見込み 認定こども園・幼稚園・保育所 特定地域型保育事業 幼稚園及び預かり保育 認可外保育施設 企業主導型保育施設 (地域型) 計	15 (3)	24 (4)	4 (3)	14 (3)	48 (2)	23 (4)	12 (2)	45 (2)	22 (3)	3 (2)	11 (2)	39 (2)	19 (3)	3 (2)	10 (2)	
		70	55	15	25	50	15	25	50	25	15	25	50	20	15	25	
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
2 旭見沢市	量の見込み 認定こども園・幼稚園・保育所 特定地域型保育事業 幼稚園及び預かり保育 認可外保育施設 企業主導型保育施設 (地域型) 計	803 (320)	633	381	143	771 (308)	607	363	137	724 (289)	570	355	133	689 (275)	543	344	129
		517	603	347	115	517	603	347	115	517	603	347	115	517	603	347	115
		320	0	0	0	320	0	0	0	320	0	0	0	320	0	0	0
		42	16	0	0	42	16	0	0	42	16	0	0	42	16	0	0
3 美唄市	量の見込み 認定こども園・幼稚園・保育所 特定地域型保育事業 幼稚園及び預かり保育 認可外保育施設 企業主導型保育施設 (地域型) 計	130 (42)	143	80	6	123 (41)	129	82	6	130 (42)	139	73	6	118 (39)	134	70	6
		93	114	50	6	94	114	50	6	93	114	50	6	96	114	50	6
		42	0	0	0	41	0	0	0	42	0	0	0	39	0	0	0
		75	30	0	0	73	32	0	0	82	23	0	85	20	0	87	18
4 芦別市	量の見込み 認定こども園・幼稚園・保育所 特定地域型保育事業 幼稚園及び預かり保育 認可外保育施設 企業主導型保育施設 (地域型) 計	135	189	80	6	135	187	82	6	135	196	73	6	135	199	70	6
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		102 (0)	50	42	9	93 (0)	47	43	9	94 (0)	48	40	8	98 (0)	49	38	8
		120	72	28	10	120	72	28	10	120	72	28	10	120	72	28	10

区域名 (市町村)	区分	令和2年度					令和3年度					令和4年度					令和5年度					令和6年度				
		幼児期の 学校教育 を必要とする子ども			保育を必要とする子ども		幼児期の 学校教育 を必要とする子ども			保育を必要とする子ども		幼児期の 学校教育 を必要とする子ども			保育を必要とする子ども		幼児期の 学校教育 を必要とする子ども			保育を必要とする子ども		幼児期の 学校教育 を必要とする子ども			保育を必要とする子ども	
		3歳以上 (2号認定)	1-2歳 (3号認定)	0歳 (3号認定)	3歳以上 (2号認定)	1-2歳 (3号認定)	0歳 (3号認定)	3歳以上 (2号認定)	1-2歳 (3号認定)	0歳 (3号認定)	3歳以上 (2号認定)	1-2歳 (3号認定)	0歳 (3号認定)	3歳以上 (2号認定)	1-2歳 (3号認定)	0歳 (3号認定)	3歳以上 (2号認定)	1-2歳 (3号認定)	0歳 (3号認定)	3歳以上 (2号認定)	1-2歳 (3号認定)	0歳 (3号認定)	3歳以上 (2号認定)	1-2歳 (3号認定)	0歳 (3号認定)	
5	赤平市	量の見込み	32 (16)	31	12	30	64	31	12	30	64	31	11	26 (13)	55	30	11	26 (13)	55	30	11	26 (13)	55	29	10	
		認定子ども園・幼稚園・保育所	60	70	35	60	70	35	15	60	70	35	15	60	70	35	15	60	70	35	15	60	70	35	15	
		特定地域型保育事業			0			0	0			0	0			0	0			0	0			0	0	
		幼稚園及び預かり保育	16	0	0	15	0	0	0	15	0	0	0	13	0	0	0	13	0	0	0	13	0	0	0	
		認可外保育施設 企業主導型保育施設 (地域型)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	76	70	35	75	70	35	15	75	70	35	15	73	70	35	15	73	70	35	15	73	70	35	15			
認定子ども園への移行促進のための特別枠	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
認定子ども園設置目標数(か所)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
6	三笠市	量の見込み	45 (0)	60	35	45	60	35	7	45	60	35	7	45 (0)	60	34	6	45 (0)	60	34	6	45 (0)	60	34	6	
		認定子ども園・幼稚園・保育所	45	99	35	45	99	35	10	45	99	35	10	45	99	35	10	45	99	35	10	45	99	35	10	
		特定地域型保育事業			0			0	0			0	0			0	0			0	0			0	0	
		幼稚園及び預かり保育	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		認可外保育施設 企業主導型保育施設 (地域型)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	45	99	35	45	99	35	10	45	99	35	10	45	99	35	10	45	99	35	10	45	99	35	10			
認定子ども園への移行促進のための特別枠	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
認定子ども園設置目標数(か所)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
7	滝川市	量の見込み	439 (191)	253	190	439	253	182	65	420	241	184	63	409 (178)	235	179	62	392 (171)	226	173	59	392 (171)	226	173	59	
		認定子ども園・幼稚園・保育所	248	233	180	248	233	172	60	236	221	174	58	231	215	169	57	221	206	163	54	221	206	163	54	
		特定地域型保育事業			0			0	0			0	0			0	0			0	0			0	0	
		幼稚園及び預かり保育	191	0	0	191	0	0	184	0	184	0	0	178	0	0	0	178	0	0	0	178	0	0	0	
		認可外保育施設 企業主導型保育施設 (地域型)	0	20	10	5	20	10	5	20	10	5	20	10	5	20	10	5	20	10	5	20	10	5	20	
計	439	253	190	439	253	182	65	420	241	184	63	409	235	179	62	392	226	173	59	392	226	173	59			
認定子ども園への移行促進のための特別枠	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
認定子ども園設置目標数(か所)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
8	砂川市	量の見込み	119 (26)	142	51	118	141	44	11	112	134	43	10	113 (24)	135	42	10	103 (22)	123	42	10	103 (22)	123	42	10	
		認定子ども園・幼稚園・保育所	150	164	59	150	164	59	17	150	164	59	17	150	164	59	17	150	164	59	17	150	164	59	17	
		特定地域型保育事業			0			0	0			0	0			0	0			0	0			0	0	
		幼稚園及び預かり保育	0	20	0	0	20	0	0	20	0	0	0	20	0	0	0	20	0	0	0	20	0	0	0	
		認可外保育施設 企業主導型保育施設 (地域型)	0	30	15	5	30	15	5	30	15	5	30	15	5	30	15	5	30	15	5	30	15	5	30	
計	150	214	74	22	150	214	74	22	150	214	74	22	150	214	74	22	150	214	74	22	150	214	74	22		
認定子ども園への移行促進のための特別枠	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
認定子ども園設置目標数(か所)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		



区域名 (市町村)	区分	令和2年度				令和3年度				令和4年度				令和5年度				令和6年度						
		幼児期の 学校教育 を希望する 子ども		保育を必要とする子ども		幼児期の 学校教育 を希望する 子ども		保育を必要とする子ども		幼児期の 学校教育 を希望する 子ども		保育を必要とする子ども		幼児期の 学校教育 を希望する 子ども		保育を必要とする子ども		幼児期の 学校教育 を希望する 子ども		保育を必要とする子ども				
		3歳以上	1・2歳 0歳	3歳以上	1・2歳 0歳	3歳以上	1・2歳 0歳	3歳以上	1・2歳 0歳	3歳以上	1・2歳 0歳	3歳以上	1・2歳 0歳	3歳以上	1・2歳 0歳	3歳以上	1・2歳 0歳	3歳以上	1・2歳 0歳	3歳以上	1・2歳 0歳			
17 月形町	量の見込み 認定こども園・幼稚園・ 保育所 特定地域型保育事業 幼稚園及び預かり保育 認可外保育施設 企業主導型保育施設 (地域枠) 計 認定こども園への移行促進 のための特例枠	16	23	15	2	15	2	22	16	2	15	2	21	12	2	14	2	21	10	2	12	2		
		(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	
		19	31	24	6	19	24	31	24	6	19	24	31	24	6	19	24	31	24	6	19	24	6	
				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
				19	31	24	6	19	31	24	6	19	31	24	6	19	31	24	6	19	31	24	6	6
				(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
				7	20	10	2	6	18	12	2	7	20	10	2	7	20	10	2	7	20	10	2	8
				(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
				10	20	12	3	10	20	12	3	10	20	12	3	10	20	12	3	10	20	12	3	3
						0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
						0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
						0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
						0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
				10	20	12	3	10	20	12	3	10	20	12	3	10	20	12	3	10	20	12	3	3
		(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)		
		62	70	35	3	60	69	32	3	60	69	30	3	65	72	28	3	60	68	26	3	3		
		(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)		
		70	72	35	3	70	72	35	3	70	72	35	3	70	72	35	3	70	72	35	3	3		
				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		70	72	35	3	70	72	35	3	70	72	35	3	70	72	35	3	70	72	35	3	3		
		(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)		
		4	33	9	0	5	31	10	0	4	23	13	0	4	23	14	0	3	24	13	0	0		
		(1)	(1)	(2)	(2)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)		
		10	41	17	2	10	41	17	2	10	41	17	2	10	41	17	2	10	41	17	2	2		
				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		11	41	17	2	12	41	17	2	11	41	17	2	11	41	17	2	10	41	17	2	2		
		(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)		
		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		



区域名 (市町村)	区分	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度									
		保育を必要とする子ども			保育を必要とする子ども			保育を必要とする子ども			保育を必要とする子ども			保育を必要とする子ども									
		幼児期の 学校教育 を希望す る子ども (1号認定)	3歳以上 1・2歳 0歳 (2号認定)	3歳以上 1・2歳 0歳 (3号認定)	幼児期の 学校教育 を希望す る子ども (1号認定)	3歳以上 1・2歳 0歳 (2号認定)	3歳以上 1・2歳 0歳 (3号認定)	幼児期の 学校教育 を希望す る子ども (1号認定)	3歳以上 1・2歳 0歳 (2号認定)	3歳以上 1・2歳 0歳 (3号認定)	幼児期の 学校教育 を希望す る子ども (1号認定)	3歳以上 1・2歳 0歳 (2号認定)	3歳以上 1・2歳 0歳 (3号認定)	幼児期の 学校教育 を希望す る子ども (1号認定)	3歳以上 1・2歳 0歳 (2号認定)	3歳以上 1・2歳 0歳 (3号認定)							
21 秩父別町	量の見込み 認定こども園・幼稚園・ 保育所 特定地域型保育事業 幼稚園及び預かり保育 認可外保育施設 企業主導型保育施設 (地域型) 計 認定こども園への移行促進 のたかの特別校	10 (0)	50	10	4	10	41	10	4	10	4	10	4	10	4	4							
		10	56	10	4	10	56	10	4	10	56	10	4	10	56	10	4						
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
		10	56	10	4	10	56	10	4	10	56	10	4	10	56	10	4						
22 雨竜町	量の見込み 認定こども園・幼稚園・ 保育所 特定地域型保育事業 幼稚園及び預かり保育 認可外保育施設 企業主導型保育施設 (地域型) 計 認定こども園への移行促進 のたかの特別校	3 (0)	28	15	3	3	25	15	3	2	22	12	3	2	21	11	3	2	20	11	2		
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		0	90	24	6	90	24	6	90	24	6	90	24	6	90	24	6	90	24	6	90	24	6
		0	90	24	6	0	90	24	6	0	90	24	6	0	90	24	6	0	90	24	6	90	24
23 北竜町	量の見込み 認定こども園・幼稚園・ 保育所 特定地域型保育事業 幼稚園及び預かり保育 認可外保育施設 企業主導型保育施設 (地域型) 計 認定こども園への移行促進 のたかの特別校	13 (0)	20	7	4	14	21	7	4	15	23	8	4	14	21	8	4	14	22	7	4		
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		0	33	7	4	35	7	4	38	8	4	38	8	4	35	8	4	36	8	4	36	7	4
		0	33	7	4	0	35	7	4	0	38	8	4	0	35	8	4	0	36	8	4	36	7
24 沼田町	量の見込み 認定こども園・幼稚園・ 保育所 特定地域型保育事業 幼稚園及び預かり保育 認可外保育施設 企業主導型保育施設 (地域型) 計 認定こども園への移行促進 のたかの特別校	17 (0)	34	26	3	18	37	25	3	16	36	26	3	17	39	25	4	15	37	24	4		
		17	34	26	3	18	37	25	3	16	36	26	3	17	39	25	4	15	37	24	4		
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		17	34	26	3	18	37	25	3	16	36	26	3	17	39	25	4	15	37	24	4	37	24

区域名 (市町村)	区分	令和2年度				令和3年度				令和4年度				令和5年度				令和6年度				
		幼児期の 学校教育を 希望する 子ども		保育を必要とする子ども		幼児期の 学校教育を 希望する 子ども		保育を必要とする子ども		幼児期の 学校教育を 希望する 子ども		保育を必要とする子ども		幼児期の 学校教育を 希望する 子ども		保育を必要とする子ども		幼児期の 学校教育を 希望する 子ども		保育を必要とする子ども		
		3歳以上	0歳	1-2歳	3歳以上	0歳	1-2歳	3歳以上	0歳	1-2歳	3歳以上	0歳	1-2歳	3歳以上	0歳	1-2歳	3歳以上	0歳	1-2歳	3歳以上	0歳	
25	札幌市	量の見込み																				
		22,678	17,273	12,529	2,560	22,222	17,566	12,267	2,581	21,356	17,481	12,289	2,609	20,753	17,576	12,329	2,644	20,080	17,576	12,404	2,671	
		(6,130)				(6,008)				(5,976)				(6,004)				(6,000)				
		25,371	17,260	10,077	3,058	24,992	18,400	10,748	3,165	24,842	19,353	11,284	3,240	24,713	20,196	11,773	3,318	24,662	20,264	11,776	3,317	
				1,840	460				1,894	468			1,984	468			1,984	468			1,984	468
		0	4,620	104	0	0	4,620	104	0	0	4,620	104	0	0	4,620	104	0	0	4,620	104	0	0
26	江別市	量の見込み																				
		1,610	913	732	182	1,618	974	775	180	1,597	962	745	177	1,541	927	726	174	1,467	927	713	170	
		(594)				(594)				(596)				(566)				(538)				
		1,717	889	468	145	1,717	934	487	151	1,717	986	501	155	1,717	956	501	155	1,717	956	501	155	
				135	33			173	33			207	37			224	39			224	39	
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
27	千歳市	量の見込み																				
		1,729	948	664	156	1,691	988	679	161	1,656	1,008	686	164	1,635	1,023	691	164	1,625	1,033	691	164	
		(432)				(422)				(411)				(406)				(405)				
		1,769	840	472	94	1,724	880	487	99	1,690	900	494	102	1,653	915	499	102	1,692	925	499	102	
				104	52			104	52			104	52			104	52			104	52	
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
28	恵庭市	量の見込み																				
		1,198	405	410	132	1,194	414	421	134	1,189	412	429	138	1,183	426	437	141	1,178	424	444	145	
		(426)				(425)				(423)				(421)				(419)				
		1,410	463	340	117	1,385	523	353	119	1,368	527	361	125	1,344	541	369	128	1,322	539	377	132	
				44	12			44	12			44	12			44	12			44	12	
		0	0	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
1,410	463	410	132	1,385	523	423	134	1,368	527	431	140	1,344	541	439	143	1,322	539	447	147	147		
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9		
		108				117				127				135				15				
		9				9				9				9				9				
		15				15				15				15				15				
		13				13				13				13				13				

区域名 (市町村)	区分	令和2年度						令和3年度						令和4年度						令和5年度						令和6年度										
		幼児期の 学校教育 を希望する 子ども			保育を必要とする子ども			幼児期の 学校教育 を希望する 子ども			保育を必要とする子ども			幼児期の 学校教育 を希望する 子ども			保育を必要とする子ども			幼児期の 学校教育 を希望する 子ども			保育を必要とする子ども			幼児期の 学校教育 を希望する 子ども			保育を必要とする子ども							
		(1号認定)	(2号認定)	(3号認定)	3歳以上	1-2歳	0歳	(1号認定)	(2号認定)	(3号認定)	3歳以上	1-2歳	0歳	(1号認定)	(2号認定)	(3号認定)	3歳以上	1-2歳	0歳	(1号認定)	(2号認定)	(3号認定)	3歳以上	1-2歳	0歳	(1号認定)	(2号認定)	(3号認定)	3歳以上	1-2歳	0歳					
29	北広島市	量の見込み	741	468	321	108	720	454	334	108	711	447	357	108	715	452	359	109	707	444	361	109														
			認定こども園・幼稚園・保育所	974	475	263	101	974	463	283	101	974	478	329	110	974	478	329	110	974	478	329	110													
			特定地域型保育事業			7	3			7	3			7	3			7	3																	
			幼稚園及び預かり保育																																	
			認可外保育施設																																	
			企業主導型保育施設 (地域型)																																	
			計	974	475	295	104	974	463	315	104	974	478	361	113	974	478	361	113	974	478	361	113													
			認定こども園への移行促進 のための増枠数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
			認定こども園設置目標数(か所)			3			3			3				3					3															
			30	石狩市	量の見込み	697	553	340	83	688	546	328	80	641	508	329	77	605	479	331	75	567	449	334	75											
認定こども園・幼稚園・保育所	769	502				360	93	769	553	375	97	769	553	375	97	769	553	375	97	769	553	375	97													
特定地域型保育事業						20	5			20	5			20	5			20	5																	
幼稚園及び預かり保育																																				
認可外保育施設						114	6		114	6	0		64	6	0		64	6	0																	
企業主導型保育施設 (地域型)																																				
計	769	616				386	98	769	667	401	102	769	617	401	102	769	617	401	102	769	617	401	102													
認定こども園への移行促進 のための増枠数	0	0				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
認定こども園設置目標数(か所)						14			14																											
31	当別町	量の見込み				115	93	59	5	114	92	54	4	109	87	52	4	106	80	50	4	99	75	49	4											
			認定こども園・幼稚園・保育所	155	128	82	7	155	128	82	7	155	128	82	7	155	128	82	7	155	128	82	7													
			特定地域型保育事業																																	
			幼稚園及び預かり保育																																	
			認可外保育施設																																	
			企業主導型保育施設 (地域型)																																	
			計	155	128	82	7	155	128	82	7	155	128	82	7	155	128	82	7	155	128	82	7													
			認定こども園への移行促進 のための増枠数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
			認定こども園設置目標数(か所)			2			2																											
			32	新穂津村	量の見込み	4	43	21	0	4	41	20	0	4	40	20	0	4	43	19	0	4	43	19	0											
認定こども園・幼稚園・保育所	0	0				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
特定地域型保育事業						16	3			16	3			16	3			16	3																	
幼稚園及び預かり保育						1	0			1	0			1	0			1	0																	
認可外保育施設						160	40		160	40	0		160	40	0		160	40	0																	
企業主導型保育施設 (地域型)																																				
計	0	160				57	3	0	160	57	3	0	160	57	3	0	160	57	3	0	160	57	3													
認定こども園への移行促進 のための増枠数	0	0				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
認定こども園設置目標数(か所)						0			0				0				0																			

区域名 (市町村)	区分	令和2年度						令和3年度						令和4年度						令和5年度						令和6年度					
		幼児期の 学校教育 を希望す る子ども			保育を必要とする子ども			幼児期の 学校教育 を希望す る子ども			保育を必要とする子ども			幼児期の 学校教育 を希望す る子ども			保育を必要とする子ども			幼児期の 学校教育 を希望す る子ども			保育を必要とする子ども			幼児期の 学校教育 を希望す る子ども			保育を必要とする子ども		
		3歳以上 (2号認定)	1-2歳 (3号認定)	0歳 (3号認定)	3歳以上 (2号認定)	1-2歳 (3号認定)	0歳 (3号認定)	3歳以上 (2号認定)	1-2歳 (3号認定)	0歳 (3号認定)	3歳以上 (2号認定)	1-2歳 (3号認定)	0歳 (3号認定)	3歳以上 (2号認定)	1-2歳 (3号認定)	0歳 (3号認定)	3歳以上 (2号認定)	1-2歳 (3号認定)	0歳 (3号認定)	3歳以上 (2号認定)	1-2歳 (3号認定)	0歳 (3号認定)	3歳以上 (2号認定)	1-2歳 (3号認定)	0歳 (3号認定)	3歳以上 (2号認定)	1-2歳 (3号認定)	0歳 (3号認定)			
33 小樽市	量の見込み	902 (308)	724	493	200	863 (295)	693	467	192	812 (277)	652	446	185	783 (271)	637	429	177	754 (257)	606	411	170										
		988	802	514	190	1,011	802	514	190	1,029	802	514	190	1,035	802	514	190	1,049	802	514	190										
		308	0	0	0	295	0	0	0	277	0	0	0	271	0	0	0	257	0	0	0										
		1,306	802	543	229	1,306	802	543	229	1,306	802	543	229	1,306	802	543	229	1,306	802	543	229										
34 島根県	量の見込み	6 (0)	15	8	1	6 (0)	15	7	1	5 (0)	12	8	1	5 (0)	11	8	1	5 (0)	11	8	1										
		6	16	8	1	6	16	8	1	6	16	8	1	6	16	8	1	6	16	8	1										
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0										
		6	16	8	1	6	16	8	1	6	16	8	1	6	16	8	1	6	16	8	1										
35 東京都	量の見込み	0 (0)	31	9	2	0 (0)	25	10	2	0 (0)	22	12	2	0 (0)	20	11	2	0 (0)	21	10	2										
		0	31	9	2	0	25	10	2	0	22	12	2	0	20	11	2	0	21	10	2										
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0										
		0	31	9	2	0	25	10	2	0	22	12	2	0	20	11	2	0	21	10	2										
36 黒然内町	量の見込み	12 (4)	29	11	4	12 (4)	28	10	2	10 (3)	24	11	2	10 (3)	24	11	2	10 (3)	24	11	2										
		15	30	18	4	15	30	18	2	15	30	18	2	15	30	18	2	15	30	18	2										
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0										
		15	30	18	4	15	30	18	2	15	30	18	2	15	30	18	2	15	30	18	2										

区域名 (市町村)	区分	令和2年度						令和3年度						令和4年度						令和5年度						令和6年度					
		保育を必要とする子ども			幼児期の 学校教育 を希望する 子ども			保育を必要とする子ども			幼児期の 学校教育 を希望する 子ども			保育を必要とする子ども			幼児期の 学校教育 を希望する 子ども			保育を必要とする子ども			幼児期の 学校教育 を希望する 子ども			保育を必要とする子ども			幼児期の 学校教育 を希望する 子ども		
		3歳以上	1・2歳	0歳	1号認定)	2号認定)	3号認定)	3歳以上	1・2歳	0歳	1号認定)	2号認定)	3号認定)	3歳以上	1・2歳	0歳	1号認定)	2号認定)	3号認定)	3歳以上	1・2歳	0歳	1号認定)	2号認定)	3号認定)	3歳以上	1・2歳	0歳	1号認定)	2号認定)	3号認定)
37 鶴岡市	量の見込み	0																													
		0																													
		0																													
		0																													
		0																													
38 二七町	量の見込み	0																													
		0																													
		0																													
		0																													
		0																													
39 真狩村	量の見込み	0																													
		0																													
		0																													
		0																													
		0																													
40 留舞郡村	量の見込み	0																													
		0																													
		0																													
		0																													
		0																													

区域名 (市町村)	区分	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度			
		保育を必要とする子ども			保育を必要とする子ども			保育を必要とする子ども			保育を必要とする子ども			保育を必要とする子ども			
		3歳以上 (3号認定)	1・2歳 (2号認定)	0歳 (1号認定)	3歳以上 (3号認定)	1・2歳 (2号認定)	0歳 (1号認定)	3歳以上 (3号認定)	1・2歳 (2号認定)	0歳 (1号認定)	3歳以上 (3号認定)	1・2歳 (2号認定)	0歳 (1号認定)	3歳以上 (3号認定)	1・2歳 (2号認定)	0歳 (1号認定)	
41 香川県 高松市	量の見込み	5	28	10	3	5	27	10	3	4	30	10	3	1	27	10	3
		(5)	(5)	(5)	(5)	(5)	(5)	(5)	(5)	(4)	(4)	(4)	(4)	(1)	(1)	(1)	(1)
		0	33	10	3	0	32	10	3	0	34	10	3	0	28	10	3
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		0	33	10	3	0	32	10	3	0	34	10	3	0	28	10	3
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
42 京都府 京都市	量の見込み	5	41	16	0	4	35	16	0	4	35	17	0	4	36	17	0
		(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
		5	41	16	0	4	35	16	0	4	35	17	0	4	36	17	0
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		5	41	16	0	4	35	16	0	4	35	17	0	4	36	17	0
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
43 兵庫県 姫路市	量の見込み	219	180	123	26	208	171	126	25	195	159	116	24	195	159	108	22
		(137)	(137)	(130)	(130)	(122)	(122)	(122)	(122)	(122)	(122)	(122)	(122)	(122)	(122)	(122)	(122)
		290	140	126	30	290	140	126	30	290	140	126	30	290	140	126	30
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		0	60	0	0	0	60	0	0	0	60	0	0	0	60	0	0
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		290	200	126	30	290	200	126	30	290	200	126	30	290	200	126	30
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
44 福岡県 福岡市	量の見込み	55	53	42	4	51	50	39	6	49	48	37	6	46	45	35	6
		(25)	(25)	(23)	(23)	(23)	(23)	(23)	(23)	(22)	(22)	(22)	(22)	(21)	(21)	(21)	(21)
		30	52	28	2	28	49	26	3	27	47	24	3	25	44	23	3
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		26	14	2	2	24	13	3	3	23	12	3	3	22	12	3	3
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		30	78	42	4	28	73	39	6	27	70	36	6	25	66	35	6
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

区域名 (市町村)	区分	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度								
		保育を必要とする子ども			保育を必要とする子ども			保育を必要とする子ども			保育を必要とする子ども			保育を必要とする子ども								
		3歳以上 (2号認定)	1・2歳 (3号認定)	0歳 (1号認定)	3歳以上 (2号認定)	1・2歳 (3号認定)	0歳 (1号認定)	3歳以上 (2号認定)	1・2歳 (3号認定)	0歳 (1号認定)	3歳以上 (2号認定)	1・2歳 (3号認定)	0歳 (1号認定)	3歳以上 (2号認定)	1・2歳 (3号認定)	0歳 (1号認定)						
45	岩内町	量の見込み	92	60	11	135	90	60	10	127	85	58	10	116	77	55	9	114	76	53	9	
		認定こども園・幼稚園・保育所	123	48	9	150	123	48	9	150	123	48	9	150	123	48	9	150	123	48	9	
		特定地域型保育事業		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		幼稚園及び預かり保育		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		認可外保育施設	26	22	8	26	22	8	26	22	8	22	8	26	22	8	22	8	26	22	8	22
		企業主導型保育施設 (地域枠)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計	149	70	17	150	149	70	17	150	149	70	17	150	149	70	17	150	149	70	17	17
		認定こども園への移行促進 のための増徴枠	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		認定こども園設置目標数(か所)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		量の見込み	19	9	2	0	18	9	2	0	0	19	9	2	0	18	9	2	0	18	9	2
認定こども園・幼稚園・保育所	19	9	2	0	18	9	2	0	0	19	9	2	0	18	9	2	0	18	9	2		
特定地域型保育事業		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
幼稚園及び預かり保育		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
認可外保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
企業主導型保育施設 (地域枠)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
計	19	9	2	0	18	9	2	0	0	19	9	2	0	18	9	2	0	18	9	2		
認定こども園への移行促進 のための増徴枠	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
認定こども園設置目標数(か所)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
量の見込み	10	6	2	0	10	6	2	0	0	10	6	2	0	10	6	2	0	10	6	2		
認定こども園・幼稚園・保育所	15	10	5	0	15	10	5	0	0	15	10	5	0	15	10	5	0	15	10	5		
特定地域型保育事業		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
幼稚園及び預かり保育		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
認可外保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
企業主導型保育施設 (地域枠)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
計	15	10	5	0	15	10	5	0	0	15	10	5	0	15	10	5	0	15	10	5		
認定こども園への移行促進 のための増徴枠	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
認定こども園設置目標数(か所)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
量の見込み	12	10	6	9	12	9	5	7	7	11	8	5	5	10	8	5	4	9	8	4		
認定こども園・幼稚園・保育所	8	10	6	7	9	9	5	5	5	8	6	4	3	7	6	4	3	6	6	3		
特定地域型保育事業		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
幼稚園及び預かり保育		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
認可外保育施設	6	0	0	0	5	0	0	2	1	5	2	1	5	2	1	4	2	1	4	2		
企業主導型保育施設 (地域枠)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
計	14	10	6	7	14	9	5	5	5	13	8	5	3	12	8	5	3	10	8	4		
認定こども園への移行促進 のための増徴枠	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
認定こども園設置目標数(か所)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

区域名 (市町村)	区分	令和2年度						令和3年度						令和4年度						令和5年度						令和6年度					
		保育を必要とする子ども			幼児期の 学校教育 を希望する 子ども			保育を必要とする子ども			幼児期の 学校教育 を希望する 子ども			保育を必要とする子ども			幼児期の 学校教育 を希望する 子ども			保育を必要とする子ども			幼児期の 学校教育 を希望する 子ども			保育を必要とする子ども			幼児期の 学校教育 を希望する 子ども		
		3歳以上	1・2歳	0歳	3歳以上	1・2歳	0歳	3歳以上	1・2歳	0歳	3歳以上	1・2歳	0歳	3歳以上	1・2歳	0歳	3歳以上	1・2歳	0歳	3歳以上	1・2歳	0歳	3歳以上	1・2歳	0歳	3歳以上	1・2歳	0歳			
49	古平町	量の見込み																													
		認定こども園・幼稚園・保育所																													
		特定地域型保育事業																													
		幼稚園及び預かり保育																													
		認可外保育施設																													
		企業主導型保育施設 (地盤型)																													
		計																													
		認定こども園への移行促進 のための特別枠																													
		認定こども園設置目標数(分所)																													
		50	仁木町	量の見込み																											
認定こども園・幼稚園・保育所																															
特定地域型保育事業																															
幼稚園及び預かり保育																															
認可外保育施設																															
企業主導型保育施設 (地盤型)																															
計																															
認定こども園への移行促進 のための特別枠																															
認定こども園設置目標数(分所)																															
51	余市町			量の見込み																											
		認定こども園・幼稚園・保育所																													
		特定地域型保育事業																													
		幼稚園及び預かり保育																													
		認可外保育施設																													
		企業主導型保育施設 (地盤型)																													
		計																													
		認定こども園への移行促進 のための特別枠																													
		認定こども園設置目標数(分所)																													
		52	赤井川村	量の見込み																											
認定こども園・幼稚園・保育所																															
特定地域型保育事業																															
幼稚園及び預かり保育																															
認可外保育施設																															
企業主導型保育施設 (地盤型)																															
計																															
認定こども園への移行促進 のための特別枠																															
認定こども園設置目標数(分所)																															



区域名 (市町村)	区分	令和2年度						令和3年度						令和4年度						令和5年度						令和6年度					
		幼児期の 学校教育 を希望す る子ども			保育を必要とする子ども			幼児期の 学校教育 を希望す る子ども			保育を必要とする子ども			幼児期の 学校教育 を希望す る子ども			保育を必要とする子ども			幼児期の 学校教育 を希望す る子ども			保育を必要とする子ども			幼児期の 学校教育 を希望す る子ども			保育を必要とする子ども		
		3歳以上	1・2歳	0歳	3歳以上	1・2歳	0歳	3歳以上	1・2歳	0歳	3歳以上	1・2歳	0歳	3歳以上	1・2歳	0歳	3歳以上	1・2歳	0歳	3歳以上	1・2歳	0歳	3歳以上	1・2歳	0歳	3歳以上	1・2歳	0歳			
53 室蘭市	量の見込み	(単位:人)																													
		認定こども園・幼稚園・保育所																													
		特定地域型保育事業																													
		幼稚園及び預かり保育																													
		認可外保育施設 企業主導型保育施設 (地域枠)																													
計																															
54 苫小牧市	量の見込み	認定こども園への移行促進のための増枠数																													
		認定こども園設置目標数(お所)																													
		認定こども園・幼稚園・保育所																													
		特定地域型保育事業																													
		幼稚園及び預かり保育 認可外保育施設 企業主導型保育施設 (地域枠)																													
計																															
55 登別市	量の見込み	認定こども園への移行促進のための増枠数																													
		認定こども園設置目標数(お所)																													
		認定こども園・幼稚園・保育所																													
		特定地域型保育事業																													
		幼稚園及び預かり保育 認可外保育施設 企業主導型保育施設 (地域枠)																													
計																															
56 伊達市	量の見込み	認定こども園への移行促進のための増枠数																													
		認定こども園設置目標数(お所)																													
		認定こども園・幼稚園・保育所																													
		特定地域型保育事業																													
		幼稚園及び預かり保育 認可外保育施設 企業主導型保育施設 (地域枠)																													
計																															

区域名 (市町村)	区分	令和2年度						令和3年度						令和4年度						令和5年度						令和6年度					
		保育を必要とする子ども			幼児期の 学校教育 を希望する 子ども			保育を必要とする子ども			幼児期の 学校教育 を希望する 子ども			保育を必要とする子ども			幼児期の 学校教育 を希望する 子ども			保育を必要とする子ども			幼児期の 学校教育 を希望する 子ども			保育を必要とする子ども			幼児期の 学校教育 を希望する 子ども		
		3歳以上	1・2歳	0歳	(1号認定)	(2号認定)	(3号認定)	3歳以上	1・2歳	0歳	(1号認定)	(2号認定)	(3号認定)	3歳以上	1・2歳	0歳	(1号認定)	(2号認定)	(3号認定)	3歳以上	1・2歳	0歳	(1号認定)	(2号認定)	(3号認定)	3歳以上	1・2歳	0歳	(1号認定)	(2号認定)	(3号認定)
57 豊浦町	量の見込み	1																													
		認定こども園・幼稚園・保育所																													
		特定地域型保育事業																													
		認可外保育施設																													
		企業主導型保育施設 (地域型)																													
計																															
認定こども園への移行促進 のための増設		1																													
認定こども園設置目標数(小所)		1																													
58 社務町	量の見込み	4																													
		認定こども園・幼稚園・保育所																													
		特定地域型保育事業																													
		幼稚園及び預かり保育																													
		認可外保育施設 (地域型)																													
計																															
認定こども園への移行促進 のための増設		0																													
認定こども園設置目標数(小所)		1																													
59 白老町	量の見込み	53																													
		認定こども園・幼稚園・保育所																													
		特定地域型保育事業																													
		幼稚園及び預かり保育																													
		認可外保育施設 (地域型)																													
計																															
認定こども園への移行促進 のための増設		91																													
認定こども園設置目標数(小所)		4																													
60 厚真町	量の見込み	9																													
		認定こども園・幼稚園・保育所																													
		特定地域型保育事業																													
		幼稚園及び預かり保育																													
		認可外保育施設 (地域型)																													
計																															
認定こども園への移行促進 のための増設		10																													
認定こども園設置目標数(小所)		2																													

区域名 (市町村)	区分	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度								
		保育を必要とする子ども			保育を必要とする子ども			保育を必要とする子ども			保育を必要とする子ども			保育を必要とする子ども								
		3歳以上	1・2歳	0歳	3歳以上	1・2歳	0歳	3歳以上	1・2歳	0歳	3歳以上	1・2歳	0歳	3歳以上	1・2歳	0歳						
61 瀬霧湖町	量の見込み	58	102	27	6	58	102	30	6	58	102	28	6	58	102	26	5	58	102	25	5	
		(13)	(13)	(13)	(13)	(13)	(13)	(13)	(13)	(13)	(13)	(13)	(13)	(13)	(13)	(13)	(13)	(13)	(13)	(13)	(13)	(13)
		80	177	60	8	80	177	60	8	80	177	60	8	80	177	60	8	80	177	60	8	
62 安平町	量の見込み	76	105	49	0	76	105	54	3	71	104	50	3	65	95	51	3	68	92	52	3	
		(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
		85	105	55	9	85	105	55	9	85	105	55	9	85	105	55	9	85	105	55	9	
63 むかわ町	量の見込み	22	87	41	8	17	75	34	8	18	69	34	8	17	58	34	7	15	51	33	7	
		(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
		60	105	48	12	60	105	48	12	60	105	48	12	60	105	48	12	60	105	48	12	
64 日高町	量の見込み	103	111	39	15	101	108	39	15	93	108	37	15	88	94	35	15	87	93	33	15	
		(21)	(21)	(21)	(21)	(21)	(21)	(21)	(21)	(19)	(19)	(19)	(19)	(18)	(18)	(18)	(18)	(18)	(18)	(18)	(18)	(18)
		115	200	85	15	115	200	85	15	115	200	85	15	115	200	85	15	115	200	85	15	

区域名 (市町村)	区分	令和2年度						令和3年度						令和4年度						令和5年度						令和6年度										
		幼児期の 学校教育 を希望す る子ども (1号認定)			保育を必要とする子ども (3号認定)			幼児期の 学校教育 を希望す る子ども (1号認定)			保育を必要とする子ども (3号認定)			幼児期の 学校教育 を希望す る子ども (1号認定)			保育を必要とする子ども (3号認定)			幼児期の 学校教育 を希望す る子ども (1号認定)			保育を必要とする子ども (3号認定)			幼児期の 学校教育 を希望す る子ども (1号認定)			保育を必要とする子ども (3号認定)							
		3歳以上 (2号認定)	1・2歳 (3号認定)	0歳	3歳以上 (2号認定)	1・2歳 (3号認定)	0歳	3歳以上 (2号認定)	1・2歳 (3号認定)	0歳	3歳以上 (2号認定)	1・2歳 (3号認定)	0歳	3歳以上 (2号認定)	1・2歳 (3号認定)	0歳	3歳以上 (2号認定)	1・2歳 (3号認定)	0歳	3歳以上 (2号認定)	1・2歳 (3号認定)	0歳	3歳以上 (2号認定)	1・2歳 (3号認定)	0歳	3歳以上 (2号認定)	1・2歳 (3号認定)	0歳								
65 早稲町	量の見込み 認定こども園・幼稚園・ 保育所 特定地域型保育事業 幼稚園及び預かり保育 認可外保育施設 企業主導型保育施設 (地域型) 計	7	111	46	9	7	111	46	9	7	111	46	9	7	111	46	9	7	111	46	9	7	111	46	9	7	111	46	9							
		(0)				(0)				(0)				(0)				(0)			(0)				(0)				(0)							
		7	74	37	9	7	74	37	9	7	74	37	9	7	74	37	9	7	74	37	9	7	74	37	9	7	74	37	9	7	74	37	9			
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
66 新冠町	量の見込み 認定こども園・幼稚園・ 保育所 特定地域型保育事業 幼稚園及び預かり保育 認可外保育施設 企業主導型保育施設 (地域型) 計	59	70	37	8	53	70	38	8	51	69	38	8	51	69	38	8	51	69	38	8	51	69	38	8	51	69	38	8	51	69	38	8			
		(0)				(0)				(0)				(0)				(0)			(0)				(0)				(0)				(0)			
		59	70	37	8	53	70	38	8	51	69	38	8	51	69	38	8	51	69	38	8	51	69	38	8	51	69	38	8	51	69	38	8			
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
67 浦河町	量の見込み 認定こども園・幼稚園・ 保育所 特定地域型保育事業 幼稚園及び預かり保育 認可外保育施設 企業主導型保育施設 (地域型) 計	118	187	63	14	119	138	59	14	109	126	56	13	106	123	54	13	100	116	52	12	100	116	52	12	100	116	52	12	100	116	52	12			
		(0)				(0)				(0)				(0)				(0)			(0)				(0)				(0)				(0)			
		150	145	70	30	150	145	70	30	150	145	70	30	150	145	70	30	150	145	70	30	150	145	70	30	150	145	70	30	150	145	70	30			
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
68 榛似町	量の見込み 認定こども園・幼稚園・ 保育所 特定地域型保育事業 幼稚園及び預かり保育 認可外保育施設 企業主導型保育施設 (地域型) 計	22	42	21	3	21	40	20	2	20	38	19	2	19	36	18	2	18	34	16	2	18	34	16	2	18	34	16	2	18	34	16	2			
		(0)				(0)				(0)				(0)				(0)			(0)				(0)				(0)				(0)			
		22	42	21	3	21	40	20	2	20	38	19	2	20	36	18	2	20	34	16	2	18	34	16	2	18	34	16	2	18	34	16	2			
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

区 域 名 (市町村)	区 分	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度								
		保育を必要とする子ども			保育を必要とする子ども			保育を必要とする子ども			保育を必要とする子ども			保育を必要とする子ども								
		幼児期の 学校教育 を希望す る子ども (1号認定)	3歳以上 1・2歳 (3号認定)	0歳 (2号認定)	幼児期の 学校教育 を希望す る子ども (1号認定)	3歳以上 1・2歳 (3号認定)	0歳 (2号認定)	幼児期の 学校教育 を希望す る子ども (1号認定)	3歳以上 1・2歳 (3号認定)	0歳 (2号認定)	幼児期の 学校教育 を希望す る子ども (1号認定)	3歳以上 1・2歳 (3号認定)	0歳 (2号認定)	幼児期の 学校教育 を希望す る子ども (1号認定)	3歳以上 1・2歳 (3号認定)	0歳 (2号認定)						
69 えい町	量の見込み 認定こども園・幼稚園・ 保育所 特定地域型保育事業 幼稚園及び預かり保育 認可外保育施設 企業主導型保育施設 (地域型)	30	72	48	2	30	70	46	2	30	68	44	2	30	66	42	2	30	64	40	2	
		(0)	(0)	(0)		(0)				(0)				(0)				(0)				
		45	72	48	2	45	70	46	2	45	68	44	2	45	66	42	2	45	64	40	2	
70 新ひだか町	量の見込み 認定こども園・幼稚園・ 保育所 特定地域型保育事業 幼稚園及び預かり保育 認可外保育施設 企業主導型保育施設 (地域型)	120	181	116	37	108	181	109	37	96	160	107	37	86	144	103	37	81	136	99	37	
		(36)				(32)				(29)				(26)				(24)				
		280	217	144	37	280	217	144	37	280	217	144	37	280	217	144	37	280	217	144	37	
				1	0			1	0				1	0							1	0
71 函館市	量の見込み 認定こども園・幼稚園・ 保育所 特定地域型保育事業 幼稚園及び預かり保育 認可外保育施設 企業主導型保育施設 (地域型)	2,527	1,777	1,497	255	2,446	1,697	1,477	260	2,395	1,638	1,416	264	2,388	1,613	1,369	285	2,349	1,563	1,320	271	
		(423)				(409)				(400)				(399)				(393)				
		3,328	2,103	1,337	395	3,370	2,073	1,335	405	3,370	2,073	1,335	405	3,370	2,073	1,335	405	3,370	2,073	1,335	405	
				0	0			0	0				0	0								
72 北斗市	量の見込み 認定こども園・幼稚園・ 保育所 特定地域型保育事業 幼稚園及び預かり保育 認可外保育施設 企業主導型保育施設 (地域型)	770	472	296	121	747	477	290	119	724	482	283	117	702	488	277	115	680	493	271	113	
		(0)				(0)				(0)				(0)				(0)				
		841	491	304	125	841	495	298	122	841	499	291	120	841	503	284	118	841	508	278	116	
				0	0			0	0			0	0			0	0			0	0	

(単位:人)

区域名 (市町村)	区分	令和2年度					令和3年度					令和4年度					令和5年度					令和6年度							
		保育を必要とする子ども					保育を必要とする子ども					保育を必要とする子ども					保育を必要とする子ども					保育を必要とする子ども							
		3歳以上	1・2歳	0歳	幼児期の 学校教育 を希望す る子ども	幼児期の 学校教育 を希望す る子ども	3歳以上	1・2歳	0歳	幼児期の 学校教育 を希望す る子ども	幼児期の 学校教育 を希望す る子ども	3歳以上	1・2歳	0歳	幼児期の 学校教育 を希望す る子ども	幼児期の 学校教育 を希望す る子ども	3歳以上	1・2歳	0歳	幼児期の 学校教育 を希望す る子ども	幼児期の 学校教育 を希望す る子ども	3歳以上	1・2歳	0歳	幼児期の 学校教育 を希望す る子ども	幼児期の 学校教育 を希望す る子ども	3歳以上	1・2歳	0歳
73 松前町	量の見込み	14	54	8	3	15	59	7	3	13	53	7	3	13	53	7	3	13	53	7	3	13	51	7	3	12	46	7	2
		(0)	(0)			(0)	(0)			(0)	(0)			(0)	(0)			(0)	(0)			(0)	(0)			(0)	(0)		
		35	102	14	4	35	102	14	4	35	102	14	4	35	102	14	4	35	102	14	4	35	102	14	4	35	102	14	4
				0	0			0	0			0	0			0	0			0	0			0	0			0	0
		35	0	35	0	35	0	35	0	35	0	35	0	35	0	35	0	35	0	35	0	35	0	35	0	35	0	35	0
74 福島町	量の見込み	7	9	3	63	7	9	3	63	7	9	3	63	7	9	3	63	7	9	3	63	7	9	3	63	7	9	3	
		(28)	(28)			(28)	(28)			(28)	(28)			(28)	(28)			(28)	(28)			(28)	(28)			(28)	(28)		
		35	28	9	3	35	28	9	3	35	28	9	3	35	28	9	3	35	28	9	3	35	28	9	3	35	28	9	3
				0	0			0	0			0	0			0	0			0	0			0	0			0	0
		0	7	0	0	0	7	0	0	0	7	0	0	0	7	0	0	0	7	0	0	0	7	0	0	0	7	0	0
75 知内町	量の見込み	18	46	16	6	15	34	19	6	15	27	19	6	14	32	19	6	14	32	19	6	14	32	19	6	16	31	19	6
		(0)	(0)			(0)	(0)			(0)	(0)			(0)	(0)			(0)	(0)			(0)	(0)			(0)	(0)		
		85	64	20	6	85	64	20	6	85	64	20	6	85	64	20	6	85	64	20	6	85	64	20	6	85	64	20	6
				0	0			0	0			0	0			0	0			0	0			0	0			0	0
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
76 木古内町	量の見込み	6	31	17	6	7	32	19	7	7	32	21	7	6	31	22	7	6	31	22	7	6	31	22	7	7	34	22	7
		(0)	(0)			(0)	(0)			(0)	(0)			(0)	(0)			(0)	(0)			(0)	(0)			(0)	(0)		
		0	31	17	6	0	32	19	7	7	32	21	7	6	31	22	7	6	31	22	7	6	31	22	7	7	34	22	7
				0	0			0	0			0	0			0	0			0	0			0	0			0	0
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

区域名 (市町村)	区分	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度								
		幼児期の 学校教育 を希望する 子ども (1号認定)	3歳以上 1-2歳 (3号認定)	0歳 (3号認定)	幼児期の 学校教育 を希望する 子ども (1号認定)	3歳以上 1-2歳 (3号認定)	0歳 (3号認定)	幼児期の 学校教育 を希望する 子ども (1号認定)	3歳以上 1-2歳 (2号認定)	0歳 (2号認定)	幼児期の 学校教育 を希望する 子ども (1号認定)	3歳以上 1-2歳 (2号認定)	0歳 (2号認定)	幼児期の 学校教育 を希望する 子ども (1号認定)	3歳以上 1-2歳 (2号認定)	0歳 (2号認定)						
77 七穂町	量の見込み	340 (227)	230	194	36	343 (229)	239	191	37	342 (228)	238	185	36	344 (229)	240	180	35	335 (223)	234	175	34	
		345	277	191	34	345	289	200	35	345	289	200	35	345	289	200	35	345	289	200	35	
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
78 鹿野町	認定こども園への移行促進 のための後継校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
		51 (30)	3	10	2	51 (30)	3	10	2	46 (27)	3	10	2	46 (27)	3	10	2	45 (27)	3	10	2	45 (27)
		60	0	0	0	60	0	0	0	60	0	0	0	60	0	0	0	60	0	0	0	
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
79 森町	認定こども園への移行促進 のための後継校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		79 (34)	141	75	12	74 (32)	133	76	12	67 (29)	120	75	12	65 (28)	118	73	11	65 (28)	117	70	11	65 (28)
		80	100	60	0	80	100	60	0	80	100	60	0	80	100	60	0	80	100	60	0	80
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
80 八雲町	認定こども園への移行促進 のための後継校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		64 (35)	229	124	31	59 (32)	219	123	30	60 (33)	209	114	29	60 (33)	209	109	28	58 (32)	202	107	28	58 (32)
		29	178	98	29	29	178	98	29	29	178	98	29	29	178	98	29	29	178	98	29	29
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

区域名 (市町村)	区分	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度					
		保育を必要とする子ども			保育を必要とする子ども			保育を必要とする子ども			保育を必要とする子ども			保育を必要とする子ども					
		幼児期の 学校教育 を希望す る子ども (1号認定)	3歳以上 1・2歳 (3号認定)	0歳 (3号認定)	幼児期の 学校教育 を希望す る子ども (1号認定)	3歳以上 1・2歳 (3号認定)	0歳 (3号認定)	幼児期の 学校教育 を希望す る子ども (1号認定)	3歳以上 1・2歳 (3号認定)	0歳 (3号認定)	幼児期の 学校教育 を希望す る子ども (1号認定)	3歳以上 1・2歳 (3号認定)	0歳 (3号認定)	幼児期の 学校教育 を希望す る子ども (1号認定)	3歳以上 1・2歳 (3号認定)	0歳 (3号認定)			
81	長万部町	量の見込み	35 (0)	52	30	4	33 (0)	51	34	6	32 (0)	50	34	6	31 (0)	47	34	6	
		認定こども園・幼稚園・ 保育所	60	37	18	5	38	43	30	8	39	43	30	8	38	43	30	8	
		特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		幼稚園及び預かり保育	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		認可外保育施設	17	7	0	0	17	7	0	0	0	17	7	0	0	17	7	0	0
		企業主導型保育施設 (地域枠)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計	60	54	25	5	39	60	37	8	39	60	37	8	39	60	37	8	
		認定こども園への移行促進 のための増設校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		認定こども園設置目標数(か所)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		認定こども園設置目標数(か所)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
82	江差町	量の見込み	38 (35)	56	42	7	33 (30)	49	47	7	31 (28)	47	48	7	25 (23)	48	41	45	6
		認定こども園・幼稚園・ 保育所	3	86	42	7	3	74	47	7	3	70	48	7	2	58	48	7	2
		特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		幼稚園及び預かり保育	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		認可外保育施設	5	2	0	0	5	2	0	0	5	2	0	0	0	5	2	0	0
		企業主導型保育施設 (地域枠)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計	3	91	44	7	3	79	49	7	3	75	50	7	2	63	50	7	2
		認定こども園への移行促進 のための増設校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		認定こども園設置目標数(か所)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		認定こども園設置目標数(か所)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
83	上ノ国町	量の見込み	9 (4)	63	39	4	8 (3)	60	36	4	9 (4)	71	29	4	10 (4)	72	29	4	9
		認定こども園・幼稚園・ 保育所	0	105	40	20	0	75	36	12	0	75	30	12	0	75	30	12	0
		特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		幼稚園及び預かり保育	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		企業主導型保育施設 (地域枠)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計	0	105	40	20	0	75	36	12	0	75	30	12	0	75	30	12	0
		認定こども園への移行促進 のための増設校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		認定こども園設置目標数(か所)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		認定こども園設置目標数(か所)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
84	厚沢部町	量の見込み	6 (2)	58	27	8	5 (2)	46	33	8	3 (1)	37	33	8	3 (1)	36	32	8	5
		認定こども園・幼稚園・ 保育所	15	60	36	9	15	60	36	9	15	60	36	9	15	60	36	9	15
		特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		幼稚園及び預かり保育	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		認可外保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		企業主導型保育施設 (地域枠)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計	15	60	36	9	15	60	36	9	15	60	36	9	15	60	36	9	15
		認定こども園への移行促進 のための増設校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		認定こども園設置目標数(か所)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		認定こども園設置目標数(か所)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	



区域名 (市町村)	区分	令和2年度						令和3年度						令和4年度						令和5年度						令和6年度					
		幼児期の 学校教育 を希望する 子ども			保育を必要とする子ども			幼児期の 学校教育 を希望する 子ども			保育を必要とする子ども			幼児期の 学校教育 を希望する 子ども			保育を必要とする子ども			幼児期の 学校教育 を希望する 子ども			保育を必要とする子ども			幼児期の 学校教育 を希望する 子ども			保育を必要とする子ども		
		3歳以上	1・2歳	0歳	3歳以上	1・2歳	0歳	3歳以上	1・2歳	0歳	3歳以上	1・2歳	0歳	3歳以上	1・2歳	0歳	3歳以上	1・2歳	0歳	3歳以上	1・2歳	0歳	3歳以上	1・2歳	0歳	3歳以上	1・2歳	0歳			
85	乙部町	量の見込み																													
		認定こども園・幼稚園・保育所																													
		特定地域型保育事業																													
		幼稚園及び預かり保育																													
		認可外保育施設																													
		企業主導型保育施設 (地域性)																													
		計																													
		認定こども園への移行促進 のための増設																													
		認定こども園設置目標数(小計)																													
		0																													
86	奥原町	量の見込み																													
		認定こども園・幼稚園・保育所																													
		特定地域型保育事業																													
		幼稚園及び預かり保育																													
		認可外保育施設																													
		企業主導型保育施設 (地域性)																													
		計																													
		認定こども園への移行促進 のための増設																													
		認定こども園設置目標数(小計)																													
		0																													
87	今金町	量の見込み																													
		認定こども園・幼稚園・保育所																													
		特定地域型保育事業																													
		幼稚園及び預かり保育																													
		認可外保育施設																													
		企業主導型保育施設 (地域性)																													
		計																													
		認定こども園への移行促進 のための増設																													
		認定こども園設置目標数(小計)																													
		0																													
88	せたな町	量の見込み																													
		認定こども園・幼稚園・保育所																													
		特定地域型保育事業																													
		幼稚園及び預かり保育																													
		認可外保育施設																													
		企業主導型保育施設 (地域性)																													
		計																													
		認定こども園への移行促進 のための増設																													
		認定こども園設置目標数(小計)																													
		1																													

区域名 (市町村)	区分	令和2年度						令和3年度						令和4年度						令和5年度						令和6年度							
		保育を必要とする子ども			幼児期の 学校教育 を希望する 子ども			保育を必要とする子ども			幼児期の 学校教育 を希望する 子ども			保育を必要とする子ども			幼児期の 学校教育 を希望する 子ども			保育を必要とする子ども			幼児期の 学校教育 を希望する 子ども			保育を必要とする子ども			幼児期の 学校教育 を希望する 子ども				
		3歳以上	1・2歳	0歳	3歳以上	1・2歳	0歳	3歳以上	1・2歳	0歳	3歳以上	1・2歳	0歳	3歳以上	1・2歳	0歳	3歳以上	1・2歳	0歳	3歳以上	1・2歳	0歳	3歳以上	1・2歳	0歳	3歳以上	1・2歳	0歳					
89 旭川市	量の見込み	2,883	2,370	747	2,802	2,324	728	2,696	2,281	718	2,618	2,239	708	2,525	2,120	687	2,883	2,370	747	2,802	2,324	728	2,696	2,281	718	2,618	2,239	708	2,525	2,120	687		
		(852)			(829)			(798)			(774)			(747)			(718)			(695)			(664)			(633)			(602)				
		3,433	1,937	647	3,442	1,943	655	3,442	1,943	655	3,442	1,943	655	3,442	1,943	655	3,442	1,943	655	3,442	1,943	655	3,442	1,943	655	3,442	1,943	655	3,442	1,943	655		
			285	85		285	85		285	85		285	85		285	85		285	85		285	85		285	85		285	85		285	85		
			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
			141	96	26		141	96	26		141	96	26		141	96	26		141	96	26		141	96	26		141	96	26		141	96	26
			39	25	8		39	25	8		39	25	8		39	25	8		39	25	8		39	25	8		39	25	8		39	25	8
			3,433	2,343	766	3,442	2,349	774	3,442	2,349	774	3,442	2,349	774	3,442	2,349	774	3,442	2,349	774	3,442	2,349	774	3,442	2,349	774	3,442	2,349	774	3,442	2,349	774	
			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
			36			37			37			37			37			37			37			37			37			37			37
90 名寄市	量の見込み	390	227	207	379	221	193	369	215	178	35	325	237	173	34	305	225	169	34	305	225	169	34	305	225	169	34	305	225	169	34		
		(175)			(170)			(166)					(162)			(158)			(154)			(150)			(146)			(142)			(138)		
		390	181	139	390	181	139	390	181	139	390	181	139	390	181	139	390	181	139	390	181	139	390	181	139	390	181	139	390	181	139	390	
			16	3		16	3		16	3		16	3		16	3		16	3		16	3		16	3		16	3		16	3		
			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
			40	38	2		40	38	2		40	38	2		40	38	2		40	38	2		40	38	2		40	38	2		40	38	2
			0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0
			390	221	193	390	221	193	390	221	193	35	360	251	183	35	360	251	183	35	360	251	183	35	360	251	183	35	360	251	183	35	
			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
			3			3			3			3			3			3			3			3			3			3			3
91 士別市	量の見込み	135	161	102	127	150	97	116	138	92	13	108	128	87	12	101	121	82	11	101	121	82	11	101	121	82	11	101	121	82	11		
		(20)			(19)			(18)					(17)			(16)			(15)			(14)			(13)			(12)			(11)		
		145	129	73	145	129	73	145	129	73	12	145	129	73	12	145	129	73	12	145	129	73	12	145	129	73	12	145	129	73	12		
			0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0	
			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
			87	27	3		87	27	3		87	27	3		87	27	3		87	27	3		87	27	3		87	27	3		87	27	3
			0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0
			145	216	100	145	216	100	145	216	100	15	145	216	100	15	145	216	100	15	145	216	100	15	145	216	100	15	145	216	100	15	
			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
			1			1			1			1			1			1			1			1			1			1			1
92 富良野市	量の見込み	500	147	115	505	147	117	527	147	117	32	500	147	117	32	507	147	117	32	507	147	117	32	507	147	117	32	507	147	117	32		
		(165)			(170)			(175)				(180)			(185)			(190)			(195)			(200)			(205)			(210)			
		335	125	47	335	125	48	335	125	48	12	335	125	48	12	335	125	48	12	335	125	48	12	335	125	48	12	335	125	48	12		
			21	6		21	6		21	6		21	6		21	6		21	6		21	6		21	6		21	6		21	6		
			165	0	0		165	0	0		165	0	0		165	0	0		165	0	0		165	0	0		165	0	0		165	0	0
			22	46	10		22	48	12		22	48	14		22	48	14		22	48	14		22	48	14		22	48	14		22	48	14
			0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0
			670	312	114	670	317	117	684	322	118	33	684	322	118	33	684	322	118	33	684	322	118	33	684	322	118	33	684	322	118	33	
			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
			0			0			0			0			0			0			0			0			0			0			0



区域名 (市町村)	区分	令和2年度						令和3年度						令和4年度						令和5年度						令和6年度					
		幼児期の 学校教育 を希望する 子ども			保育を必要とする子ども			幼児期の 学校教育 を希望する 子ども			保育を必要とする子ども			幼児期の 学校教育 を希望する 子ども			保育を必要とする子ども			幼児期の 学校教育 を希望する 子ども			保育を必要とする子ども			幼児期の 学校教育 を希望する 子ども			保育を必要とする子ども		
		3歳以上 (1号認定)	1・2歳 (2号認定)	0歳 (3号認定)	3歳以上 (1号認定)	1・2歳 (2号認定)	0歳 (3号認定)	3歳以上 (1号認定)	1・2歳 (2号認定)	0歳 (3号認定)	3歳以上 (1号認定)	1・2歳 (2号認定)	0歳 (3号認定)	3歳以上 (1号認定)	1・2歳 (2号認定)	0歳 (3号認定)	3歳以上 (1号認定)	1・2歳 (2号認定)	0歳 (3号認定)	3歳以上 (1号認定)	1・2歳 (2号認定)	0歳 (3号認定)	3歳以上 (1号認定)	1・2歳 (2号認定)	0歳 (3号認定)	3歳以上 (1号認定)	1・2歳 (2号認定)	0歳 (3号認定)			
97	愛別町	量の見込み																													
		認定こども園・幼稚園・保育所																													
		特定地域型保育事業																													
		幼稚園及び預かり保育																													
		認可外保育施設 企業主導型保育施設 (出稼型)																													
計																															
認定こども園への移行促進 のための特例枠																															
認定こども園設置目標数(か所)																															
98	上川町	量の見込み																													
		認定こども園・幼稚園・保育所																													
		特定地域型保育事業																													
		幼稚園及び預かり保育																													
		認可外保育施設 企業主導型保育施設 (出稼型)																													
計																															
認定こども園への移行促進 のための特例枠																															
認定こども園設置目標数(か所)																															
99	東川町	量の見込み																													
		認定こども園・幼稚園・保育所																													
		特定地域型保育事業																													
		幼稚園及び預かり保育																													
		認可外保育施設 企業主導型保育施設 (出稼型)																													
計																															
認定こども園への移行促進 のための特例枠																															
認定こども園設置目標数(か所)																															
100	美瑛町	量の見込み																													
		認定こども園・幼稚園・保育所																													
		特定地域型保育事業																													
		幼稚園及び預かり保育																													
		認可外保育施設 企業主導型保育施設 (出稼型)																													
計																															
認定こども園への移行促進 のための特例枠																															
認定こども園設置目標数(か所)																															

区域名 (市町村)	区分	令和2年度						令和3年度						令和4年度						令和5年度						令和6年度					
		幼児期の 学校教育 を希望す る子ども (1号認定)			保育を必要とする子ども (3号認定)			幼児期の 学校教育 を希望す る子ども (1号認定)			保育を必要とする子ども (3号認定)			幼児期の 学校教育 を希望す る子ども (1号認定)			保育を必要とする子ども (3号認定)			幼児期の 学校教育 を希望す る子ども (1号認定)			保育を必要とする子ども (3号認定)			幼児期の 学校教育 を希望す る子ども (1号認定)			保育を必要とする子ども (3号認定)		
		3歳以上 (2号認定)	1-2歳 (3号認定)	0歳	3歳以上 (2号認定)	1-2歳 (3号認定)	0歳	3歳以上 (2号認定)	1-2歳 (3号認定)	0歳	3歳以上 (2号認定)	1-2歳 (3号認定)	0歳	3歳以上 (2号認定)	1-2歳 (3号認定)	0歳	3歳以上 (2号認定)	1-2歳 (3号認定)	0歳	3歳以上 (2号認定)	1-2歳 (3号認定)	0歳	3歳以上 (2号認定)	1-2歳 (3号認定)	0歳	3歳以上 (2号認定)	1-2歳 (3号認定)	0歳			
101 上高島野町	量の見込み	113	120	81	15	110	116	86	14	95	100	96	14	103	110	94	13	106	113	91	13										
		(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)										
		125	138	86	16	125	138	86	16	125	128	96	16	125	130	94	16	125	133	91	16										
		75	0	0	0	75	0	0	0	75	0	0	0	75	0	0	0	75	0	0	0										
102 中高島野町	量の見込み	32	48	24	12	32	48	24	12	32	48	24	12	32	48	24	12	32	48	24	12										
		(10)	(10)	(10)	(10)	(10)	(10)	(10)	(10)	(10)	(10)	(10)	(10)	(10)	(10)	(10)	(10)	(10)	(10)	(10)	(10)										
		37	80	35	15	37	80	35	15	37	80	35	15	37	80	35	15	37	80	35	15										
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0										
103 南高島野町	量の見込み	3	55	25	2	3	52	19	3	3	55	15	3	3	49	17	3	3	41	17	3										
		(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)										
		0	67	20	3	0	67	20	3	0	67	20	3	0	67	20	3	0	67	20	3										
		0	4	2	0	0	4	2	0	0	4	2	0	0	4	2	0	0	4	2	0										
104 占冠村	量の見込み	6	16	6	3	5	14	8	3	4	11	8	3	4	11	8	3	5	12	8	3										
		(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)										
		0	22	3	0	0	19	4	0	0	15	8	0	0	15	8	0	0	17	8	3										
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0										

区域名 (市町村)	区分	令和2年度						令和3年度						令和4年度						令和5年度						令和6年度					
		幼児期の 学校教育 を希望す る子ども			保育を必要とする子ども			幼児期の 学校教育 を希望す る子ども			保育を必要とする子ども			幼児期の 学校教育 を希望す る子ども			保育を必要とする子ども			幼児期の 学校教育 を希望す る子ども			保育を必要とする子ども			幼児期の 学校教育 を希望す る子ども			保育を必要とする子ども		
		3歳以上 (2号認定)	1・2歳 (3号認定)	0歳 (1号認定)	3歳以上 (2号認定)	1・2歳 (3号認定)	0歳 (1号認定)	3歳以上 (2号認定)	1・2歳 (3号認定)	0歳 (1号認定)	3歳以上 (2号認定)	1・2歳 (3号認定)	0歳 (1号認定)	3歳以上 (2号認定)	1・2歳 (3号認定)	0歳 (1号認定)	3歳以上 (2号認定)	1・2歳 (3号認定)	0歳 (1号認定)	3歳以上 (2号認定)	1・2歳 (3号認定)	0歳 (1号認定)	3歳以上 (2号認定)	1・2歳 (3号認定)	0歳 (1号認定)	3歳以上 (2号認定)	1・2歳 (3号認定)	0歳 (1号認定)	3歳以上 (2号認定)	1・2歳 (3号認定)	
105 和楽町	量の見込み	0	47	23	4	0	45	21	4	0	48	19	4	0	48	18	3	0	48	18	3	0	46	17	3						
		(0)				(0)				(0)				(0)				(0)				(0)									
		0	47	23	4	0	45	21	4	0	48	19	4	0	48	18	3	0	48	18	3	0	46	17	3						
		0	47	23	4	0	45	21	4	0	48	19	4	0	48	18	3	0	48	18	3	0	46	17	3						
		0	47	23	4	0	45	21	4	0	48	19	4	0	48	18	3	0	48	18	3	0	46	17	3						
106 刺瀬町	量の見込み	0	48	21	2	0	60	19	2	0	52	18	2	0	52	17	2	0	52	17	2	0	47	17	2						
		(0)				(0)				(0)				(0)				(0)				(0)									
		0	48	21	2	0	60	19	2	0	52	18	2	0	52	17	2	0	52	17	2	0	47	17	2						
		0	48	21	2	0	60	19	2	0	52	18	2	0	52	17	2	0	52	17	2	0	47	17	2						
		0	48	21	2	0	60	19	2	0	52	18	2	0	52	17	2	0	52	17	2	0	47	17	2						
107 下川町	量の見込み	18	42	16	6	15	36	16	6	15	37	16	6	15	35	16	6	15	36	16	6	15	36	16	5						
		(0)				(0)				(0)				(0)				(0)				(0)									
		20	50	19	6	20	50	19	6	20	50	19	6	20	50	19	6	20	50	19	6	20	50	19	6						
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
108 美深町	量の見込み	25	32	22	2	31	41	18	2	30	42	16	3	29	42	15	3	25	37	15	3	25	37	15	3						
		(0)				(0)				(0)				(0)				(0)				(0)									
		25	32	22	2	31	41	18	2	30	42	16	3	29	42	15	3	25	37	15	3	25	37	15	3						
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					

区域名 (市町村)	区分	令和2年度						令和3年度						令和4年度						令和5年度						令和6年度											
		幼児期の 学校教育を 希望する 子ども			保育を必要とする子ども			幼児期の 学校教育を 希望する 子ども			保育を必要とする子ども			幼児期の 学校教育を 希望する 子ども			保育を必要とする子ども			幼児期の 学校教育を 希望する 子ども			保育を必要とする子ども			幼児期の 学校教育を 希望する 子ども			保育を必要とする子ども								
		3歳以上	1-2歳	0歳	3歳以上	1-2歳	0歳	1号認定	2号認定	3号認定	1号認定	2号認定	3号認定	1号認定	2号認定	3号認定	1号認定	2号認定	3号認定	1号認定	2号認定	3号認定	1号認定	2号認定	3号認定	1号認定	2号認定	3号認定	1号認定	2号認定	3号認定						
1109	普威子府村	量の見込み	6	2	3	0	4	4	3	0	6	2	0	8	1	2	0	5	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
			(2)				(1)				(2)			(2)							(1)																
			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
			4	4	0	0	3	0	0	0	4	6	0	0	6	3	0	0	4	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
			0	0	5	0	0	5	0	0	0	0	5	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
			4	4	5	0	3	5	0	4	6	5	0	6	3	5	0	4	2	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
1110	中川町	量の見込み	13	18	12	3	12	18	12	3	10	18	11	3	11	18	12	3	11	18	12	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
			(0)				(0)				(0)			(0)					(0)			(0)															
			25	22	13	5	25	22	13	5	25	22	13	5	25	22	13	5	25	22	13	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
			25	22	13	5	25	22	13	5	25	22	13	5	25	22	13	5	25	22	13	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
1111	徳加内町	量の見込み	0	19	6	2	0	18	5	3	0	18	5	3	0	12	7	3	0	13	7	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
			(0)				(0)				(0)			(0)					(0)			(0)															
			0	22	5	3	0	22	5	3	0	22	5	3	0	22	5	3	0	22	5	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
			7	2	1	0	7	2	1	0	7	2	1	0	7	2	1	0	7	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
			0	29	7	4	0	29	7	4	0	29	7	4	0	29	7	4	0	29	7	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
1112	留萌市	量の見込み	205	181	84	23	205	172	89	22	188	166	87	22	178	158	82	20	158	150	78	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
			(0)				(0)				(0)			(0)					(0)			(0)															
			240	200	82	18	240	200	82	18	240	200	82	18	240	200	82	18	240	200	82	18	240	200	82	18	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
			240	200	85	24	240	200	95	24	240	200	95	24	240	200	95	24	240	200	95	24	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
			35	19	2	0	35	28	8	0	35	28	8	0	35	28	8	0	35	28	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				

区 域 名 (市町村)	区 分	令和2年度						令和3年度						令和4年度						令和5年度						令和6年度									
		幼児期の 学校教育 を希望する 子ども (1号認定)			保育を必要とする子ども (3号認定)			1-2歳 0歳			3歳以上			1-2歳 0歳			3歳以上			1-2歳 0歳			3歳以上			1-2歳 0歳			3歳以上			1-2歳 0歳			
		(1号認定)	(2号認定)	(3号認定)	(1号認定)	(2号認定)	(3号認定)	(1号認定)	(2号認定)	(3号認定)	(1号認定)	(2号認定)	(3号認定)	(1号認定)	(2号認定)	(3号認定)	(1号認定)	(2号認定)	(3号認定)	(1号認定)	(2号認定)	(3号認定)	(1号認定)	(2号認定)	(3号認定)	(1号認定)	(2号認定)	(3号認定)	(1号認定)	(2号認定)	(3号認定)				
113 増毛町	量の見込み 認定こども園・幼稚園・ 保育園 特定地域型保育事業 幼稚園及び習かり保育 認可外保育施設 企業主導型保育施設 (地域枠) 計	11	43	16	8	7	30	25	7	8	30	28	7	11	42	20	7	12	42	20	7	11	42	20	7	11	43	20	7	12	42	20	6		
		11	43	18	8	11	37	25	7	11	34	28	7	11	42	20	7	11	43	20	7	11	43	20	7	11	43	20	7	11	43	20	6		
		6	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		17	43	18	8	17	37	25	7	16	34	28	7	16	42	20	7	17	43	20	7	17	43	20	7	17	43	20	7	17	43	20	6		
114 小平町	量の見込み 認定こども園・幼稚園・ 保育園 特定地域型保育事業 幼稚園及び習かり保育 認可外保育施設 企業主導型保育施設 (地域枠) 計	74	4	16	0	72	4	16	0	71	4	16	0	71	4	15	0	69	4	15	0	69	4	15	0	68	4	15	0	68	4	15	0		
		90	0	0	0	90	0	0	0	90	0	0	0	0	90	0	0	0	90	0	0	0	90	0	0	0	90	0	0	0	90	0	0	0	
		0	70	0	0	0	70	0	0	0	70	0	0	0	0	70	0	0	0	70	0	0	0	70	0	0	0	70	0	0	0	70	0	0	0
		90	70	20	0	90	70	20	0	90	70	20	0	90	70	20	0	90	70	20	0	90	70	20	0	90	70	20	0	90	70	20	0	90	70
115 苫前町	量の見込み 認定こども園・幼稚園・ 保育園 特定地域型保育事業 幼稚園及び習かり保育 認可外保育施設 企業主導型保育施設 (地域枠) 計	2	54	21	3	2	56	21	3	2	56	21	3	2	56	21	3	2	56	21	3	2	56	21	3	2	56	21	3	2	56	21	3	2	
		5	56	21	3	5	56	21	3	5	56	21	3	5	56	21	3	5	56	21	3	5	56	21	3	5	56	21	3	5	56	21	3	5	
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		5	56	21	3	5	56	21	3	5	56	21	3	5	56	21	3	5	56	21	3	5	56	21	3	5	56	21	3	5	56	21	3	5	
116 羽幌町	量の見込み 認定こども園・幼稚園・ 保育園 特定地域型保育事業 幼稚園及び習かり保育 認可外保育施設 企業主導型保育施設 (地域枠) 計	89	31	36	9	79	31	36	9	71	31	36	9	71	31	35	9	70	31	35	9	70	31	35	9	74	31	35	9	74	31	35	9		
		105	35	36	9	105	35	36	9	105	35	36	9	105	35	36	9	105	35	36	9	105	35	36	9	105	35	36	9	105	35	36	9		
		50	0	0	0	50	0	0	0	50	0	0	0	0	50	0	0	0	50	0	0	0	50	0	0	0	50	0	0	0	50	0	0	0	
		155	35	36	9	155	35	36	9	155	35	36	9	155	35	36	9	155	35	36	9	155	35	36	9	155	35	36	9	155	35	36	9		



区域名 (市町村)	区分	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度								
		保育を必要とする子ども			保育を必要とする子ども			保育を必要とする子ども			保育を必要とする子ども			保育を必要とする子ども								
		幼児期の 学校教育 を希望する 子ども (1号認定)	3歳以上 1-2歳 (2号認定)	0歳 (3号認定)	幼児期の 学校教育 を希望する 子ども (1号認定)	3歳以上 1-2歳 (2号認定)	0歳 (3号認定)	幼児期の 学校教育 を希望する 子ども (1号認定)	3歳以上 1-2歳 (2号認定)	0歳 (3号認定)	幼児期の 学校教育 を希望する 子ども (1号認定)	3歳以上 1-2歳 (2号認定)	0歳 (3号認定)	幼児期の 学校教育 を希望する 子ども (1号認定)	3歳以上 1-2歳 (2号認定)	0歳 (3号認定)						
117 初山別村	量の見込み 認定こども園・幼稚園・ 保育所 特定地域型保育事業 幼稚園及び預かり保育 認可外保育施設 企業主導型保育施設 (地域型) 計	0	23	5	1	0	22	5	1	0	17	5	1	0	14	5	1	0	15	5	1	
		(0)	(0)			(0)					(0)								(0)			
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		0	0	5	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
118 遠別町	量の見込み 認定こども園・幼稚園・ 保育所 特定地域型保育事業 幼稚園及び預かり保育 認可外保育施設 企業主導型保育施設 (地域型) 計	28	24	15	5	25	23	15	5	23	21	15	5	21	21	15	5	21	21	15	5	
		(4)	(3)			(3)				(3)				(2)				(2)				
		30	40	15	5	30	40	15	5	30	40	15	5	30	40	15	5	30	40	15	5	
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
119 天塩町	量の見込み 認定こども園・幼稚園・ 保育所 特定地域型保育事業 幼稚園及び預かり保育 認可外保育施設 企業主導型保育施設 (地域型) 計	5	46	21	5	5	42	22	5	5	47	21	5	5	41	21	5	5	42	21	5	
		(0)	(0)			(0)				(0)					(0)			(0)				
		20	40	25	5	20	40	25	5	20	40	25	5	20	40	25	5	20	40	25	5	
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
120 稚内市	量の見込み 認定こども園・幼稚園・ 保育所 特定地域型保育事業 幼稚園及び預かり保育 認可外保育施設 企業主導型保育施設 (地域型) 計	427	266	144	44	379	235	148	46	359	223	151	48	338	210	153	51	329	205	156	53	
		(96)	(85)			(85)			(80)					(76)			(74)		(74)			
		480	224	126	30	435	214	126	30	405	204	146	48	390	204	148	51	375	204	151	53	
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
120 稚内市	量の見込み 認定こども園・幼稚園・ 保育所 特定地域型保育事業 幼稚園及び預かり保育 認可外保育施設 企業主導型保育施設 (地域型) 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
120 稚内市	量の見込み 認定こども園・幼稚園・ 保育所 特定地域型保育事業 幼稚園及び預かり保育 認可外保育施設 企業主導型保育施設 (地域型) 計	480	284	131	30	435	274	131	30	405	264	151	48	390	264	153	51	375	264	156	53	
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

区域名 (市町村)	区分	令和2年度						令和3年度						令和4年度						令和5年度						令和6年度							
		保育を必要とする子ども			幼児期の学校教育を希望する子ども			保育を必要とする子ども			幼児期の学校教育を希望する子ども			保育を必要とする子ども			幼児期の学校教育を希望する子ども			保育を必要とする子ども			幼児期の学校教育を希望する子ども			保育を必要とする子ども			幼児期の学校教育を希望する子ども				
		3歳以上	1・2歳	0歳	(1号認定)	(2号認定)	(3号認定)	3歳以上	1・2歳	0歳	(1号認定)	(2号認定)	(3号認定)	3歳以上	1・2歳	0歳	(1号認定)	(2号認定)	(3号認定)	3歳以上	1・2歳	0歳	(1号認定)	(2号認定)	(3号認定)	3歳以上	1・2歳	0歳	(1号認定)	(2号認定)	(3号認定)		
121 幌星町	量の見込み 認定こども園・幼稚園・保育所 特定地域型保育事業 幼稚園及び預かり保育 認可外保育施設 企業主導型保育施設 (地域枠) 計	10	0	44	14	4	10	42	13	4	8	35	15	4	8	35	15	4	8	35	15	4	8	35	15	4	8	35	15	4			
		15	50	15	5	15	5	15	5	15	5	15	5	15	5	15	5	15	5	15	5	15	5	15	5	15	5	15	5	15			
122 猿払村	量の見込み 認定こども園・幼稚園・保育所 特定地域型保育事業 幼稚園及び預かり保育 認可外保育施設 企業主導型保育施設 (地域枠) 計	0	79	7	7	5	0	68	10	5	0	67	10	5	0	64	10	5	0	64	10	5	0	64	10	5	0	64	10	5			
		0	79	7	7	5	0	68	10	5	0	67	10	5	0	64	10	5	0	64	10	5	0	64	10	5	0	64	10	5			
123 兵頭別町	量の見込み 認定こども園・幼稚園・保育所 特定地域型保育事業 幼稚園及び預かり保育 認可外保育施設 企業主導型保育施設 (地域枠) 計	19	43	21	4	4	19	43	22	4	18	40	21	4	18	39	20	4	18	39	20	4	18	39	20	4	18	39	20	4			
		75	40	20	5	75	40	20	5	75	40	20	5	75	40	20	5	75	40	20	5	75	40	20	5	75	40	20	5	75	40	20	
124 中頓別町	量の見込み 認定こども園・幼稚園・保育所 特定地域型保育事業 幼稚園及び預かり保育 認可外保育施設 企業主導型保育施設 (地域枠) 計	32	21	6	1	29	20	6	1	28	20	6	1	25	18	6	1	22	14	6	1	22	14	6	1	22	14	6	1				
		10	43	6	1	9	40	6	1	9	39	6	1	8	35	6	1	8	28	6	1	8	28	6	1	8	28	6	1	8	28	6	

区域名 (市町村)	区分	令和2年度						令和3年度						令和4年度						令和5年度						令和6年度											
		保育を必要とする子ども			幼児期の 学校教育 を希望する 子ども			保育を必要とする子ども			幼児期の 学校教育 を希望する 子ども			保育を必要とする子ども			幼児期の 学校教育 を希望する 子ども			保育を必要とする子ども			幼児期の 学校教育 を希望する 子ども			保育を必要とする子ども			幼児期の 学校教育 を希望する 子ども								
		3歳以上	1・2歳	0歳	3歳以上	1・2歳	0歳	3歳以上	1・2歳	0歳	3歳以上	1・2歳	0歳	3歳以上	1・2歳	0歳	3歳以上	1・2歳	0歳	3歳以上	1・2歳	0歳	3歳以上	1・2歳	0歳	3歳以上	1・2歳	0歳									
125 桜葉町	量の見込み	0						0						0						1						0											
		62 (38)						68 (42)						71 (44)						85 (40)						88 (42)						68 (42)					
		105						105						105						105						105						105					
		0						0						0						0						0						0					
		75						75						75						75						75						75					
		0						0						0						0						0						0					
		105						105						105						105						105						105					
		0						0						0						0						0						0					
		0						0						0						0						0						0					
		0						0						0						0						0						0					
		0						0						0						0						0						0					
		126 豊満町	量の見込み	0						0						0						0						0									
7 (0)						6 (0)						6 (0)						6 (0)						6 (0)						6 (0)							
80						80						80						80						80						80							
0						0						0						0						0						0							
0						0						0						0						0						0							
0						0						0						0						0						0							
80						80						80						80						80						80							
0						0						0						0						0						0							
0						0						0						0						0						0							
0						0						0						0						0						0							
0						0						0						0						0						0							
127 礼文町	量の見込み			0						0						0						0						0									
		8 (5)						11 (7)						11 (7)						11 (7)						11 (7)						10 (7)					
		90						90						90						90						90						90					
		0						0						0						0						0						0					
		0						0						0						0						0						0					
		0						0						0						0						0						0					
		90						90						90						90						90						90					
		0						0						0						0						0						0					
		0						0						0						0						0						0					
		0						0						0						0						0						0					
		0						0						0						0						0						0					
		128 利尻町	量の見込み	0						0						0						0						0									
0 (0)						3 (0)						3 (0)						3 (0)						3 (0)						3 (0)							
60						60						60						60						60						60							
0						0						0						0						0						0							
0						0						0						0						0						0							
0						0						0						0						0						0							
60						60						60						60						60						60							
0						0						0						0						0						0							
0						0						0						0						0						0							
0						0						0						0						0						0							
0						0						0						0						0						0							



区域名 (市町村)	区分	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度			
		保育を必要とする子ども			保育を必要とする子ども			保育を必要とする子ども			保育を必要とする子ども			保育を必要とする子ども			
		3歳以上 (2号認定)	1・2歳 (3号認定)	0歳 (1号認定)	3歳以上 (2号認定)	1・2歳 (3号認定)	0歳 (1号認定)	3歳以上 (2号認定)	1・2歳 (3号認定)	0歳 (1号認定)	3歳以上 (2号認定)	1・2歳 (3号認定)	0歳 (1号認定)	3歳以上 (2号認定)	1・2歳 (3号認定)	0歳 (1号認定)	
133 美幌町	量の見込み 認定こども園・幼稚園・ 保育園 特定地域型保育事業 幼稚園及び預かり保育 認可外保育施設 企業主導型保育施設 (地域型) 計 認定こども園への移行促進 のための特別枠	331	45	12	331	45	12	331	45	12	331	45	12	331	45	12	
		(96)			(96)			(96)			(96)			(96)			
		235	113	6	187	158	12	187	158	12	187	158	12	187	158	12	
				4			4			4			4			4	
		105	0	0	105	0	0	105	0	0	105	0	0	105	0	0	
			54	27	10	54	21	10	54	20	10	54	20	10	54	20	10
		340	167	83	16	292	212	115	22	292	212	114	22	292	212	114	22
134 滝川町	量の見込み 認定こども園・幼稚園・ 保育園 特定地域型保育事業 幼稚園及び預かり保育 認可外保育施設 企業主導型保育施設 (地域型) 計 認定こども園への移行促進 のための特別枠	27	54	25	6	25	6	25	54	24	6	25	52	24	6	25	
		(0)				(0)		(0)			(0)			(0)			
		27	54	24	7	27	54	24	7	27	54	24	7	27	54	24	
				0			0			0			0			0	
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		27	54	24	7	27	54	24	7	27	54	24	7	27	54	24	
135 斜里町	量の見込み 認定こども園・幼稚園・ 保育園 特定地域型保育事業 幼稚園及び預かり保育 認可外保育施設 企業主導型保育施設 (地域型) 計 認定こども園への移行促進 のための特別枠	53	197	65	7	31	200	78	11	30	189	71	11	30	189	69	
		(0)				(0)				(0)				(0)			
		53	197	65	7	31	200	78	11	30	189	71	11	30	189	69	
				0			0			0			0			0	
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		53	197	65	7	31	200	79	11	30	189	71	11	30	189	69	
136 清里町	量の見込み 認定こども園・幼稚園・ 保育園 特定地域型保育事業 幼稚園及び預かり保育 認可外保育施設 企業主導型保育施設 (地域型) 計 認定こども園への移行促進 のための特別枠	30	45	20	0	30	45	20	0	30	45	20	0	30	45	20	
		(30)				(30)				(30)				(30)			
		35	80	20	0	35	80	20	0	35	80	20	0	35	80	20	
				0			0			0			0			0	
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		35	80	23	0	35	80	23	0	35	80	23	0	35	80	23	

区域名 (市町内)	区分	令和2年度						令和3年度						令和4年度						令和5年度						令和6年度					
		幼児期の 学校教育 を希望す る子ども			保育を必要とする子ども			幼児期の 学校教育 を希望す る子ども			保育を必要とする子ども			幼児期の 学校教育 を希望す る子ども			保育を必要とする子ども			幼児期の 学校教育 を希望す る子ども			保育を必要とする子ども			幼児期の 学校教育 を希望す る子ども			保育を必要とする子ども		
		1号認定 (1号認定)	2号認定 (2号認定)	3号認定 (3号認定)	1号認定 (1号認定)	2号認定 (2号認定)	3号認定 (3号認定)	1号認定 (1号認定)	2号認定 (2号認定)	3号認定 (3号認定)	1号認定 (1号認定)	2号認定 (2号認定)	3号認定 (3号認定)	1号認定 (1号認定)	2号認定 (2号認定)	3号認定 (3号認定)	1号認定 (1号認定)	2号認定 (2号認定)	3号認定 (3号認定)	1号認定 (1号認定)	2号認定 (2号認定)	3号認定 (3号認定)	1号認定 (1号認定)	2号認定 (2号認定)	3号認定 (3号認定)	1号認定 (1号認定)	2号認定 (2号認定)	3号認定 (3号認定)			
137 小清水町	量の見込み	24	90	35	5	23	87	35	5	22	85	35	5	21	80	35	5	20	78	35	5	19	75	35	5	18	72	35	5		
		(14)				(14)				(13)				(13)				(12)				(12)				(11)					
		10	90	33	5	10	90	33	5	10	90	33	5	10	90	33	5	10	90	33	5	10	90	33	5	10	90	33	5		
		14	0	0	0	14	0	0	0	14	0	0	0	14	0	0	0	14	0	0	0	14	0	0	0	14	0	0	0		
138 訓子府町	量の見込み	14	79	37	4	15	86	37	4	14	79	37	4	13	72	38	4	11	66	38	4	10	63	38	4	9	60	38	4		
		(0)				(0)				(0)				(0)				(0)				(0)				(0)					
		30	120	38	12	30	120	38	12	30	120	38	12	30	120	38	12	30	120	38	12	30	120	38	12	30	120	38	12		
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
139 蘆戸町	量の見込み	11	65	15	7	9	57	18	6	9	58	17	6	7	56	16	6	8	56	17	6	7	55	16	6	8	54	17	6		
		(0)				(0)				(0)				(0)				(0)				(0)				(0)					
		11	65	15	7	9	57	18	6	9	58	17	6	7	56	16	6	8	56	17	6	7	55	16	6	8	54	17	6		
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
140 佐呂間町	量の見込み	11	65	15	7	9	57	18	6	9	58	17	6	7	56	16	6	8	56	17	6	7	55	16	6	8	54	17	6		
		(0)				(0)				(0)				(0)				(0)				(0)				(0)					
		15	45	25		10	55	27		10	55	27		10	55	27		10	55	27		10	55	27		10	55	27			
		18	52	21	4	17	49	22	4	20	57	17	4	19	54	17	4	19	55	18	4	19	55	18	4	19	55	18	4		
140 佐呂間町	量の見込み	18	52	21	4	17	49	22	4	20	57	17	4	19	54	17	4	19	55	18	4	19	55	18	4	19	55	18	4		
		(0)				(0)				(0)				(0)				(0)				(0)				(0)					
		18	52	21	4	17	49	22	4	20	57	17	4	19	54	17	4	19	55	18	4	19	55	18	4	19	55	18	4		
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
140 佐呂間町	量の見込み	18	52	21	4	17	49	22	4	20	57	17	4	19	54	17	4	19	55	18	4	19	55	18	4	19	55	18	4		
		(0)				(0)				(0)				(0)				(0)				(0)				(0)					
		18	52	21	4	17	49	22	4	20	57	17	4	19	54	17	4	19	55	18	4	19	55	18	4	19	55	18	4		
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		



区域名 (市町村)	区分	令和2年度						令和3年度						令和4年度						令和5年度						令和6年度					
		幼児期の 学校教育 を希望する 子ども			保育を必要とする子ども			幼児期の 学校教育 を希望する 子ども			保育を必要とする子ども			幼児期の 学校教育 を希望する 子ども			保育を必要とする子ども			幼児期の 学校教育 を希望する 子ども			保育を必要とする子ども			幼児期の 学校教育 を希望する 子ども			保育を必要とする子ども		
		1-2歳	3歳以上	0歳	1-2歳	3歳以上	0歳	1-2歳	3歳以上	0歳	1-2歳	3歳以上	0歳	1-2歳	3歳以上	0歳	1-2歳	3歳以上	0歳	1-2歳	3歳以上	0歳	1-2歳	3歳以上	0歳	1-2歳	3歳以上	0歳			
145 西興部村	量の見込み	(単位:人)																													
		認定こども園・幼稚園・保育所																													
		特定地域型保育事業																													
		幼稚園及び預かり保育																													
		認可外保育施設																													
		企業主導型保育施設 (地域枠)																													
		計																													
		認定こども園への移行促進 のための特別枠																													
		認定こども園設置目標数(カ所)																													
		量の見込み																													
		認定こども園・幼稚園・保育所																													
		特定地域型保育事業																													
		幼稚園及び預かり保育																													
		認可外保育施設																													
企業主導型保育施設 (地域枠)																															
計																															
認定こども園への移行促進 のための特別枠																															
認定こども園設置目標数(カ所)																															
146 雄武町	量の見込み	(単位:人)																													
		認定こども園・幼稚園・保育所																													
		特定地域型保育事業																													
		幼稚園及び預かり保育																													
		認可外保育施設																													
		企業主導型保育施設 (地域枠)																													
		計																													
		認定こども園への移行促進 のための特別枠																													
		認定こども園設置目標数(カ所)																													
		量の見込み																													
		認定こども園・幼稚園・保育所																													
		特定地域型保育事業																													
		幼稚園及び預かり保育																													
		認可外保育施設																													
企業主導型保育施設 (地域枠)																															
計																															
認定こども園への移行促進 のための特別枠																															
認定こども園設置目標数(カ所)																															
147 大空町	量の見込み	(単位:人)																													
		認定こども園・幼稚園・保育所																													
		特定地域型保育事業																													
		幼稚園及び預かり保育																													
		認可外保育施設																													
		企業主導型保育施設 (地域枠)																													
		計																													
		認定こども園への移行促進 のための特別枠																													
		認定こども園設置目標数(カ所)																													
		量の見込み																													
		認定こども園・幼稚園・保育所																													
		特定地域型保育事業																													
		幼稚園及び預かり保育																													
		認可外保育施設																													
企業主導型保育施設 (地域枠)																															
計																															
認定こども園への移行促進 のための特別枠																															
認定こども園設置目標数(カ所)																															
148 帯広市	量の見込み	(単位:人)																													
		認定こども園・幼稚園・保育所																													
		特定地域型保育事業																													
		幼稚園及び預かり保育																													
		認可外保育施設																													
		企業主導型保育施設 (地域枠)																													
		計																													
		認定こども園への移行促進 のための特別枠																													
		認定こども園設置目標数(カ所)																													
		量の見込み																													
		認定こども園・幼稚園・保育所																													
		特定地域型保育事業																													
		幼稚園及び預かり保育																													
		認可外保育施設																													
企業主導型保育施設 (地域枠)																															
計																															
認定こども園への移行促進 のための特別枠																															
認定こども園設置目標数(カ所)																															



区域名 (市町村)	区分	令和2年度						令和3年度						令和4年度						令和5年度						令和6年度					
		幼児期の 学校教育 を希望す る子ども			保育を必要とする子ども			幼児期の 学校教育 を希望す る子ども			保育を必要とする子ども			幼児期の 学校教育 を希望す る子ども			保育を必要とする子ども			幼児期の 学校教育 を希望す る子ども			保育を必要とする子ども			幼児期の 学校教育 を希望す る子ども			保育を必要とする子ども		
		3歳以上 (1号認定)	1・2歳 (2号認定)	0歳 (3号認定)	3歳以上 (1号認定)	1・2歳 (2号認定)	0歳 (3号認定)	3歳以上 (1号認定)	1・2歳 (2号認定)	0歳 (3号認定)	3歳以上 (1号認定)	1・2歳 (2号認定)	0歳 (3号認定)	3歳以上 (1号認定)	1・2歳 (2号認定)	0歳 (3号認定)	3歳以上 (1号認定)	1・2歳 (2号認定)	0歳 (3号認定)	3歳以上 (1号認定)	1・2歳 (2号認定)	0歳 (3号認定)	3歳以上 (1号認定)	1・2歳 (2号認定)	0歳 (3号認定)	3歳以上 (1号認定)	1・2歳 (2号認定)	0歳 (3号認定)			
149	菅更町	量の見込み	343 (152)	738	343	65	335 (149)	731	340	63	327 (151)	724	336	62	319 (141)	716	333	60	311 (142)	709	329	58									
		認定こども園・幼稚園・保育所	370	762	284	62	370	762	284	62	370	762	284	62	370	762	284	62	370	762	284	62									
		特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
150	土鏡町	量の見込み	15 (0)	117	50	18	13 (0)	99	51	17	12 (0)	96	47	17	12 (0)	94	46	17	12 (0)	93	46	17									
		認定こども園・幼稚園・保育所	25	129	34	17	25	129	34	17	25	129	34	17	25	129	34	17	25	129	34	17									
		特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
151	上土鏡町	量の見込み	17 (0)	124	38	12	16 (0)	120	39	12	16 (0)	119	40	13	15 (0)	113	42	13	16 (0)	116	43	14									
		認定こども園・幼稚園・保育所	17	124	38	12	16	120	39	12	16	119	40	13	15	113	42	13	16	116	43	14									
		特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
152	鹿追町	量の見込み	28 (2)	101	20	14	30 (2)	108	20	15	29 (2)	102	20	15	29 (2)	106	20	15	29 (2)	105	20	15									
		認定こども園・幼稚園・保育所	26	103	20	14	28	110	20	15	27	104	20	15	27	108	20	15	27	107	20	15									
		特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		計	370	793	347	74	370	793	347	74	370	793	347	74	370	793	347	74	370	793	347	74									
		認定こども園への移行促進のため増設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
		認定こども園設置目標数(カ所)	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4				
		量の見込み	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1				
		認定こども園設置目標数(カ所)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1				

区域名 (市町村)	区分	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
		保育を必要とする子ども			保育を必要とする子ども			保育を必要とする子ども			保育を必要とする子ども			保育を必要とする子ども		
		幼児期の 学校教育 を希望す る子ども (1号認定)	3歳以上 1-2歳 (2号認定)	0歳 (3号認定)	幼児期の 学校教育 を希望す る子ども (1号認定)	3歳以上 1-2歳 (2号認定)	0歳 (3号認定)	幼児期の 学校教育 を希望す る子ども (1号認定)	3歳以上 1-2歳 (2号認定)	0歳 (3号認定)	幼児期の 学校教育 を希望す る子ども (1号認定)	3歳以上 1-2歳 (2号認定)	0歳 (3号認定)	幼児期の 学校教育 を希望す る子ども (1号認定)	3歳以上 1-2歳 (2号認定)	0歳 (3号認定)
153 新穂町	量の見込み	25	42	16	20	88	16	18	85	41	14	18	85	40	15	
		(0)			(0)				(0)			(0)				
		100	100	16	100	100	16	100	100	44	16	100	100	44	16	
154 湊水町	量の見込み	38	141	3	31	119	49	3	31	119	50	3	30	114	47	
		(0)			(0)				(0)					(0)		
		38	141	3	31	119	49	3	31	119	50	3	30	114	47	
155 舞臺町	量の見込み	166	266	39	156	237	163	37	140	223	167	35	133	206	152	
		(45)			(43)				(38)					(35)		
		121	289	22	113	269	114	21	102	251	117	20	97	238	111	
156 中札内村	量の見込み	16	63	7	14	57	29	7	13	54	31	7	13	50	33	
		(0)			(0)				(0)					(0)		
		16	63	7	14	57	29	7	13	54	31	7	13	50	33	

区域名 (市町村)	区分	令和2年度				令和3年度				令和4年度				令和5年度				令和6年度								
		保育を必要とする子ども		幼児期の 学校教育を 希望する 子ども		保育を必要とする子ども		幼児期の 学校教育を 希望する 子ども		保育を必要とする子ども		幼児期の 学校教育を 希望する 子ども		保育を必要とする子ども		幼児期の 学校教育を 希望する 子ども		保育を必要とする子ども		幼児期の 学校教育を 希望する 子ども						
		3歳以上 (1号認定)	1・2歳 (3号認定)	0歳	(1号認定)	3歳以上 (2号認定)	1・2歳 (3号認定)	0歳	(1号認定)	3歳以上 (2号認定)	1・2歳 (3号認定)	0歳	(1号認定)	3歳以上 (2号認定)	1・2歳 (3号認定)	0歳	(1号認定)	3歳以上 (2号認定)	1・2歳 (3号認定)	0歳	(1号認定)	3歳以上 (2号認定)	1・2歳 (3号認定)	0歳		
157	栗別村	量の見込み	44	34	13	7	42	34	13	6	39	31	12	6	38	31	12	6	38	31	12	6	38	31	12	6
		認定こども園・幼稚園・ 保育所	135	37	15	7	135	37	15	6	135	34	15	6	135	34	14	6	135	34	14	6	135	34	14	6
		特定地域型保育事業 幼稚園及び預かり保育 認可外保育施設 企業主導型保育施設 (地域型)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
158	大樹町	量の見込み	18	107	47	6	17	102	47	8	16	98	43	8	15	88	50	8	16	93	48	8	16	93	48	7
		認定こども園・幼稚園・ 保育所	30	117	36	7	30	117	36	7	25	100	51	9	25	100	51	9	25	100	51	9	25	100	51	9
		特定地域型保育事業 幼稚園及び預かり保育 認可外保育施設 企業主導型保育施設 (地域型)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
159	瓜屋町	量の見込み	37	87	37	4	38	83	29	4	38	86	22	4	33	73	22	4	26	61	22	4	26	61	22	4
		認定こども園・幼稚園・ 保育所	37	87	37	4	38	83	29	4	38	86	22	4	33	73	22	4	26	61	22	4	26	61	22	4
		特定地域型保育事業 幼稚園及び預かり保育 認可外保育施設 企業主導型保育施設 (地域型)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
160	幕別町	量の見込み	199	396	194	39	190	381	197	40	187	372	194	40	182	361	197	41	173	361	201	41	173	361	201	41
		認定こども園・幼稚園・ 保育所	340	340	140	30	340	340	140	30	340	355	150	35	340	355	150	35	340	355	150	35	340	355	150	35
		特定地域型保育事業 幼稚園及び預かり保育 認可外保育施設 企業主導型保育施設 (地域型)	0	0	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
		計	340	525	197	38	340	525	197	38	340	540	207	43	340	540	207	43	340	540	207	43	340	540	207	43
		認定こども園への移行促進 のための特別枠	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		認定こども園設置目標数(お所)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

区域名 (市町村)	区分	令和2年度						令和3年度						令和4年度						令和5年度						令和6年度					
		保育を必要とする子ども			幼児期の学校教育を希望する子ども			保育を必要とする子ども			幼児期の学校教育を希望する子ども			保育を必要とする子ども			幼児期の学校教育を希望する子ども			保育を必要とする子ども			幼児期の学校教育を希望する子ども			保育を必要とする子ども			幼児期の学校教育を希望する子ども		
		3歳以上	1・2歳	0歳	3歳以上	1・2歳	0歳	3歳以上	1・2歳	0歳	3歳以上	1・2歳	0歳	3歳以上	1・2歳	0歳	3歳以上	1・2歳	0歳	3歳以上	1・2歳	0歳	3歳以上	1・2歳	0歳	3歳以上	1・2歳	0歳	3歳以上	1・2歳	0歳
		(1号認定)	(2号認定)	(3号認定)	(1号認定)	(2号認定)	(3号認定)	(1号認定)	(2号認定)	(3号認定)	(1号認定)	(2号認定)	(3号認定)	(1号認定)	(2号認定)	(3号認定)	(1号認定)	(2号認定)	(3号認定)	(1号認定)	(2号認定)	(3号認定)	(1号認定)	(2号認定)	(3号認定)	(1号認定)	(2号認定)	(3号認定)	(1号認定)	(2号認定)	(3号認定)
161 池田町	量の見込み 認定こども園・幼稚園・保育所 特定地域型保育事業 認可外保育施設 企業主導型保育施設 (地域型) 計	21	81	48	12	23	86	47	12	21	79	45	12	20	78	45	12	20	78	45	12	20	75	44	11						
		(2)	(2)			(2)				(2)				(2)				(2)			(2)										
		19	76	48	12	21	82	46	12	19	79	45	12	18	78	45	12	18	75	44	11										
		2	0	0	0	2	0	0	0	2	0	0	0	0	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0					
162 豊後町	量の見込み 認定こども園・幼稚園・保育所 特定地域型保育事業 認可外保育施設 企業主導型保育施設 (地域型) 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
163 本別町	量の見込み 認定こども園・幼稚園・保育所 特定地域型保育事業 認可外保育施設 企業主導型保育施設 (地域型) 計	42	66	40	14	39	61	42	13	37	58	42	13	33	51	40	13	33	51	40	13	33	51	40	14						
		(20)				(19)				(18)				(16)				(16)			(16)										
		33	70	35	15	33	70	35	15	33	70	35	15	33	70	35	15	33	70	35	15	33	70	35	15	15					
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
164 長崎町	量の見込み 認定こども園・幼稚園・保育所 特定地域型保育事業 認可外保育施設 企業主導型保育施設 (地域型) 計	45	115	42	8	40	95	50	8	40	100	43	8	40	90	43	8	40	90	43	8	40	90	43	8						
		(0)				(0)				(0)				(0)				(0)			(0)										
		40	90	28	0	35	75	28	0	35	75	28	0	30	75	28	0	30	75	28	0	30	75	28	0						
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					

区域名 (市町村)	区分	令和2年度						令和3年度						令和4年度						令和5年度						令和6年度										
		幼児期の 学校教育 を希望す る子ども			保育を必要とする子ども			幼児期の 学校教育 を希望す る子ども			保育を必要とする子ども			幼児期の 学校教育 を希望す る子ども			保育を必要とする子ども			幼児期の 学校教育 を希望す る子ども			保育を必要とする子ども			幼児期の 学校教育 を希望す る子ども			保育を必要とする子ども							
		(1号認定) (1号認定)	(2号認定) (2号認定)	(3号認定) (3号認定)	3歳以上	1-2歳	0歳	(1号認定) (1号認定)	(2号認定) (2号認定)	(3号認定) (3号認定)	3歳以上	1-2歳	0歳	(1号認定) (1号認定)	(2号認定) (2号認定)	(3号認定) (3号認定)	3歳以上	1-2歳	0歳	(1号認定) (1号認定)	(2号認定) (2号認定)	(3号認定) (3号認定)	3歳以上	1-2歳	0歳	(1号認定) (1号認定)	(2号認定) (2号認定)	(3号認定) (3号認定)	3歳以上	1-2歳	0歳					
165	陸別町	量の見込み		0	40	10	0	0	28	10	0	0	0	0	0	0	32	8	0	0	0	0	0	34	8	0	0	0	0	0						
		認定こども園・幼稚園・ 保育所		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
		特定地域型保育事業		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
		認可外保育施設		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
		企業主導型保育施設 (出稼型)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
計		0	70	20	0	0	70	20	0	0	70	20	0	0	70	20	0	0	70	20	0	0	70	20	0	0	70	20	0	0	0					
166	浦郷町	認定こども園への移行促進 のための特例枠		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
		認定こども園設置目標数(か所)		0																																
		量の見込み		34	51	22	5	26	39	20	5	27	40	19	5	25	38	19	5	25	37	18	5	37	18	5	25	37	18	5	25	37	18	5		
		認定こども園・幼稚園・ 保育所		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
		特定地域型保育事業		75	60	24	6	45	60	30	9	45	60	30	9	45	60	30	9	45	60	30	9	45	60	30	9	45	60	30	9	45	60	30	9	
167	劍路市	量の見込み		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
		認定こども園・幼稚園・ 保育所		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		特定地域型保育事業		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		認可外保育施設		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		企業主導型保育施設 (出稼型)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
168	劍路市	認定こども園への移行促進 のための特例枠		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		認定こども園設置目標数(か所)		0																																
		量の見込み		219	186	105	24	169	191	99	24	238	194	103	24	241	195	107	23	241	195	107	23	241	195	107	23	241	195	107	23	241	195	107	23	
		認定こども園・幼稚園・ 保育所		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		特定地域型保育事業		240	221	112	25	240	221	112	25	240	221	112	25	240	221	112	25	240	221	112	25	240	221	112	25	240	221	112	25	240	221	112	25	
認可外保育施設		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
企業主導型保育施設 (出稼型)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
計		240	251	142	25	240	251	142	25	240	251	142	25	240	251	142	25	240	251	142	25	240	251	142	25	240	251	142	25	240	251	142	25			
認定こども園への移行促進 のための特例枠		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
認定こども園設置目標数(か所)		1																																		



区域名 (市町村)	区分	令和2年度						令和3年度						令和4年度						令和5年度						令和6年度					
		保育を必要とする子ども			幼児期の 学校教育を 希望する 子ども			保育を必要とする子ども			幼児期の 学校教育を 希望する 子ども			保育を必要とする子ども			幼児期の 学校教育を 希望する 子ども			保育を必要とする子ども			幼児期の 学校教育を 希望する 子ども			保育を必要とする子ども			幼児期の 学校教育を 希望する 子ども		
		3歳以上	1・2歳	0歳	3歳以上	1・2歳	0歳	3歳以上	1・2歳	0歳	3歳以上	1・2歳	0歳	3歳以上	1・2歳	0歳	3歳以上	1・2歳	0歳	3歳以上	1・2歳	0歳	3歳以上	1・2歳	0歳	3歳以上	1・2歳	0歳			
1173	鶴居村	量の見込み																													
		認定こども園・幼稚園・ 保育園																													
		特定地域型保育事業																													
		幼稚園及びびり保育																													
		認可外保育施設																													
		企業主導型保育施設 (地域型)																													
		計																													
		認定こども園への移行促進 のための特別枠																													
		認定こども園設置数目標数(小所)																													
		計																													
		1174	白旗町	量の見込み																											
認定こども園・幼稚園・ 保育園																															
特定地域型保育事業																															
幼稚園及びびり保育																															
認可外保育施設																															
企業主導型保育施設 (地域型)																															
計																															
認定こども園への移行促進 のための特別枠																															
認定こども園設置数目標数(小所)																															
計																															
1175	根室市			量の見込み																											
		認定こども園・幼稚園・ 保育園																													
		特定地域型保育事業																													
		幼稚園及びびり保育																													
		認可外保育施設																													
		企業主導型保育施設 (地域型)																													
		計																													
		認定こども園への移行促進 のための特別枠																													
		認定こども園設置数目標数(小所)																													
		計																													
		1176	別荘町	量の見込み																											
認定こども園・幼稚園・ 保育園																															
特定地域型保育事業																															
幼稚園及びびり保育																															
認可外保育施設																															
企業主導型保育施設 (地域型)																															
計																															
認定こども園への移行促進 のための特別枠																															
認定こども園設置数目標数(小所)																															
計																															

区域名 (市町村)	区分	令和2年度						令和3年度						令和4年度						令和5年度						令和6年度							
		幼児期の 未就学児 を保育す る子ども			保育を必要とする子ども			幼児期の 未就学児 を保育す る子ども			保育を必要とする子ども			幼児期の 未就学児 を保育す る子ども			保育を必要とする子ども			幼児期の 未就学児 を保育す る子ども			保育を必要とする子ども			幼児期の 未就学児 を保育す る子ども			保育を必要とする子ども				
		3歳以上 (2号認定)	1-2歳 (3号認定)	0歳 (4号認定)	3歳以上 (2号認定)	1-2歳 (3号認定)	0歳 (4号認定)	3歳以上 (2号認定)	1-2歳 (3号認定)	0歳 (4号認定)	3歳以上 (2号認定)	1-2歳 (3号認定)	0歳 (4号認定)	3歳以上 (2号認定)	1-2歳 (3号認定)	0歳 (4号認定)	3歳以上 (2号認定)	1-2歳 (3号認定)	0歳 (4号認定)	3歳以上 (2号認定)	1-2歳 (3号認定)	0歳 (4号認定)	3歳以上 (2号認定)	1-2歳 (3号認定)	0歳 (4号認定)	3歳以上 (2号認定)	1-2歳 (3号認定)	0歳 (4号認定)	3歳以上 (2号認定)	1-2歳 (3号認定)	0歳 (4号認定)		
177	中郷清町	重の見込み	304	214	85	9	284	200	84	9	273	192	81	9	266	181	79	9	251	177	78	8											
		認定こども園・幼稚園・保育所	(109)				(102)				(98)				(92)				(90)														
		特定地域型保育事業		233	81	6	260	233	86	6	260	233	91	6	260	233	96	6	260	233	96	6											
		幼稚園及び預かり保育			0	0			0	0			0	0	0			0	0			0	0										
		認可外保育施設			80	94	9	80	94	9	80	94	9	80	94	9	80	94	9	80	94	9	80	94	9	80	94	9	80	94	9	80	94
178	標津町	重の見込み	390	313	175	15	390	313	180	15	390	313	185	15	390	313	190	15	390	313	190	15											
		認定こども園・幼稚園・保育所																															
		特定地域型保育事業																															
		幼稚園及び預かり保育																															
		認可外保育施設																															
179	雁白町	重の見込み	42	89	43	4	43	91	41	3	45	95	42	4	45	95	42	4	43	90	43	3											
		認定こども園・幼稚園・保育所	(0)				(0)				(0)				(0)				(0)														
		特定地域型保育事業																															
		幼稚園及び預かり保育																															
		認可外保育施設																															
全道計	重の見込み	42	89	43	4	43	91	41	3	45	95	42	4	45	95	42	4	43	90	43	3												
		認定こども園・幼稚園・保育所	(0)				(0)				(0)				(0)				(0)														
		特定地域型保育事業																															
		幼稚園及び預かり保育																															
		認可外保育施設																															



- 1 道内市町村における少子化対策に係る  
主な取組状況
- 2 用語の解説
- 3 各種統計データ
- 4 北海道子どもの未来づくりのための  
少子化対策推進条例

## 1 道内市町村における少子化対策に係る主な取組状況

### 中標津町

～「あつまるまち つながるまち ひろがるまち」～



中標津町は根室管内の中心に位置し、町域は東西約4.2km、南北約2.7kmに及ぶ。基幹産業の酪農のほか、道東根室管内の中核的町として商業も栄えており、近隣町村からの転入者も多い。また、空の玄関口として中標津空港があり、東京・札幌間に計4便が運航するなど、首都圏域等にアクセスしやすい環境にある。

#### 1 町の特徴

- (1) これまで微増ではあるが2万4千人前後で推移してきた人口も平成27年度から減少傾向となり、総人口に占める15歳未満の児童人口も15.0%から、平成30年には13.5%と減少しており、緩やかに少子高齢化が進んでいる。合計特殊出生率は1.63と全道・全国平均よりは高くなっているが、出生数も平成27年以降200人を割る状況が続いている。

【人口】	23,493人
【面積】	684.89km <sup>2</sup>
【出生数】	196人
【世帯数】	11,201世帯
【合計特殊出生率】	1.63

- (2) 母親の就労状況は平成25年度から15.0%増えているのに対し、専業は19.3%も低くなっている状況もあり（※子ども子育て支援事業計画策定時調査に基づく。）、働きやすい環境整備として病児保育、ファミリーサポート事業等の実施、放課後児童クラブの拡充等、子育て支援整備に力を注いできた。

（出典：住民基本台帳（H31.1.1）、人口動態統計（H27））

#### 2 町独自の少子化対策・子育て支援施策

通常の児童館・児童クラブ機能に加え、赤ちゃんから中高校生までが集う異年齢交流の場として、また子どもを取り巻く地域のコミュニケーション拠点として児童センター「みらいる」を核とした子育て支援策を実施している。

##### (1) チャイルドアドバイザー制度

平成18年度から子どもたちの豊かな人間性と創造性を育むことを目的に、子ども達の育ちを見守り、趣味・特技を通して技術を伝える指導者の活動を展開している。将棋、ダンス、手芸、琴、英語など、指導内容は多岐にわたり、地域の方々が様々な事業に参加している（現在、個人・団体合わせて20組が登録・活動中）。



##### (2) 児童館菜園事業（たがやし隊）

児童館と接点の少なかった地域と子どもたちの顔の見える関係づくりを目指し、児童館での「菜園作り」に取り組む地域の方々を「たがやし隊」と名付け、秋の収穫を目指して子どもたちが一体となり取り組んでおり、保護者からも「野菜を食べられるようになった」と好評である。



### (3) じどうかん祭り

子ども達が主体的に企画・立案した内容を、大人実行委員会がサポートする形で実施。平成 28 年度は、各児童館のお祭り会場を連絡バスで巡回させる形で実施し、町内の小学生の半数以上が参加。中高校生のボランティア数も 100 名を超えるなど、毎年、地域の誰もが参加できるイベントとして定着している。



### (4) こんにちは赤ちゃん家庭訪問

保健センターが行う新生児訪問のほかに、生後 4 ヶ月の赤ちゃんの家庭を対象に、親子の心身の状況や養育環境等の把握を行い、乳幼児の健全な育成環境の確保並びに支援・虐待防止を図ることを目的に平成 22 年度から家庭訪問を実施。地域での支援が必要な家庭には児童館指導員も同行するなど、みらいる等の利用の呼びかけを行っている。

### (5) 児童館てらこや事業

根室管内の小学生の学力低下が問題視される中、生きていく上で必要な基礎学力の向上や大人とのかかわりの機会を充実させることを目的に、平成 25 年度から町内の有志で集い立ち上げた「てらこや」事業を学校の長期休業日に児童館で実施している。中高校生も組織に加わり、指導員として参加している。



## 3 施策を実施するに至った背景および今後の展望

児童館は、豊かな健全育成の理念のもと、児童の単なる遊び場ではなく遊びを通して子どもたちの地域生活を保障し、成長を支え、児童文化を育てる視点を重要視する、児童福祉法第 40 条に掲げられる児童福祉施設である。日常の児童の生活支援や子育て家庭の支援や地域組織活動の育成、さらには問題の発生予防・早期発見の対応など、様々な役割が課せられている。遊びを基本とする児童館では、子どもたちのありのままの「素」の表情を垣間見ることができる。社会問題となっている虐待等のケースも含めて、子育てに不安を抱え、支援を必要とする家庭が増加している中で、「素」の表情を捉え、日常のかかわりの中から直接的なサポートができる児童館に着目し、子育て支援の拠点として位置づけた経緯がある。

少子化や核家族等、子どもたちを取り巻く社会環境の変化により、子どもたちの生きる力やコミュニケーション能力の低下が問題になっている。子どもたちの豊かな人間性を育てるためには、幼児期、学童期からの継続した見守りが重要であり、また、経験の積み重ねは大切である。与える指導ではなく子どもの自主性を尊重したうしろからの指導が出来る場所において、地域一丸となった児童館事業の推進を図っている。

自分たちのありのままに居場所を求めた中高校生が建設プロジェクトチームを組織し、平成 27 年度に 0 歳から中高校生、乳幼児親子を対象とした児童センター「みらいる」が建設された。この拠点を中心に、子どもたちが自主的な活動を想像し、企画し、協同して推進していけるよう健全な育成を応援したい。



中標津町児童センター「みらいる」

# 猿払村

～「あつまるまち つながるまち ひろがるまち」～



猿払村は「日本最北の村」として、北海道の最北部にあたる宗谷総合振興局管内のほぼ中央に位置し、カナダのモントリオールとほぼ同緯度。天然ほたて貝の水揚量は、日本有数を誇るまでに安定成長を重ね、毛ガニやサケ、マスと同様にオホーツク海の大自然の恩恵を受けた「さるふつブランド」として、本村の産業振興に大きな貢献をしている。漁業と共に基幹産業となっている農業は、酪農業を主力として安定した農業経営の確立を推進し、村内の広大な農地のほとんどが牧草畑で、村営牧場を中心とする酪農専業地帯が広がっている。

## 1 村の特徴

- (1) 村の人口は、3,120人（平成7年国勢調査）から2,684人（平成27年国勢調査）と減少傾向にある。第1次産業の従事者は545人で、就業者人口のうち34.8%を占めている。出生率（人口千対）は10.4、死亡率（人口千対）10.1であり、自然増加は1人、人口千対0.4と出生が上回っている。
- (2) 村を支える一次産業を軸に商業や観光の発展、雇用の創出に力を入れており「豊かな産業がある村」を目指している。また、福祉の充実に力を入れ「豊かな暮らしを支える環境がある村」、教育や人材交流等で広い視野や心が育まれる「心豊かで素敵な人がいる村」を目指し、政策を勤めている。

【人口】	2,745人
【面積】	598.97km <sup>2</sup>
【出生数】	28人
【世帯数】	1,287世帯
【合計特殊出生率】	1.75

（出典：住民基本台帳（H31.1.1），人口動態統計（H27））

## 2 村独自の少子化対策・子育て支援施策

### (1) さるふつスマイル事業

村が行っている健康増進・子育て支援事業への利用者に対して、マイル（ポイント・点数）を交付し、事業の参加人数を増やすことで、病気の早期発見・健康の保持増進、健康意識や知識の向上、子育て支援及び閉じこもり予防により、医療費や介護給付費の適正化、社会参加の促進を図っている。ボランティア活動に対してもマイルを配付し、その活性化を行っており、最初はマイルを貯めることを目的に参加している人も、参加することで自らが変化することに気づくこと、学んだりボランティアをしたりするよるこびを感じることで、新たな1歩を育むことを長期目的としている。



マイルは「さるふつバター」「さるふつ牛乳」「ホタテ貝柱」などの地場製品の他、「小児用歯ブラシ」「図書カード」等の商品と交換している。

- (2) 特別支援連携協議会で検討・作成した「育ちと学びの支援ファイル」は平成20～28年度まで早期療育や特別支援教育の対象となった児の保護者の同意を得て作成している。平成29年度からは、子育て支援の一環として「子育て支援ファイル『ココロ』」を出生時に配布している。
- (3) 妊娠届出時にアンケートを作成し、妊娠期から子育ての支援を行っている。新生児（乳児）訪問は全戸を対象とし、虐待予防ケアマネジメントシステム（質問票3セット）を使用。乳児健診（3～4か月）では「子育てアンケート」を実施し、「虐待要因チェックシート」を作成し、虐待予防検討会においてアセスメント、子育て支援の対象及び支援方法などを検討している。保育所（村内2施設）では「おやおや安心サポートシステム」を利用し、スクリーニング及び検討を行っている。

### 3 施策を実施するに至った背景および今後の展望

#### (1) さるふつスマイル事業

健康増進・介護予防事業の利用促進から子育て支援事業（子育て支援センター）、ボランティア活動（社会福祉協議会）、図書室の本の貸し出し（教育委員会）と事業を拡大してきた。開始した平成24年度の登録者数は656人（登録率18%）であったが、平成31年には855人（登録率37%）と増加している。今後は、地場製品の活用による地域振興、子育て世代のニーズに合わせた交換商品の充実を図り、登録者数及び事業参加者の増加を目指している。

#### (2) 子育て支援に係る関係機関連携

平成31年4月に子育て世代包括支援センターを設置し、子育て支援の充実を図っている。

また、子育て支援に係る母子保健・児童福祉・保育所・子育て支援センター・教育委員会・小中学校・児童民生委員・児童相談所等と定期的に会議・連絡会を開催しているほか、「ぐう・ちょき・ぱあの会」のお母さん達とのワークショップなどで安心して子育てできる環境整備及び人材育成に取り組んでいる。



【保健師・保育士による新生児訪問】

#### (3) 消防・病院と連携した子育て支援

妊娠や出産等の緊急時に速やかに対応できるよう消防署に登録をする「妊婦情報事前登録制度ママ・サポート119」や子どもの急な発熱やケガ等で家族の対応が困難な場合に限り、村の病院に消防署員が送迎をする「さるふつキッズサポート」を始めている。

また、予防接種や救急相談等を検索できる母子手帳アプリ「さるっこ」もスタートさせている。

今後も、地域や行政が一体となり子育て支援に取り組んでいきたいと考えている。

## 上士幌町

～「このまちが好きだから みんなで創ろう 元気まち かみしほろ」～



北海道十勝地方の北部、日本一広い国立公園である大雪山国立公園の東山麓に位置し、町内の約76%が森林地帯と自然豊かなまち。大自然の恩恵を受けた畑作、酪農といった農業や林業などの第一次産業のほか、源泉かけ流し温泉である、ぬかびら源泉郷や幌加温泉、日本一広いナイタイ高原牧場、北海道遺産旧国鉄士幌線コンクリートアーチ橋梁群などの観光業も盛んである。

### 1 町の特徴

- (1) 町の人口は減少傾向にあるが、子育て・教育施策の充実をはじめとする様々な地方創生に向けた取り組みにより、生産年齢人口の増加を特徴とする社会増がみられている。
- (2) 平成22年から30年までの出生数の平均は34.6人で、ここ数年は30人前後で推移しており、平成27年の合計特殊出生率は1.61と、全国及び全道の数値を上回っている。
- (3) 産業別就業者数は男女とも基幹産業である農業・林業従事者が多く、次いで男性は建設業、公務、卸売業・小売業の順で、女性は医療・福祉、卸売業・小売業、宿泊業・飲食サービス業の順で多くなっている。

【人口】	5,000人
【面積】	696.00km <sup>2</sup>
【出生数】	30人
【世帯数】	2,536世帯
【合計特殊出生率】	1.61

(出典：住民基本台帳 (H31.1.1), 人口動態統計 (H27))

### 2 町独自の少子化対策・子育て支援施策

平成29年、町内に多世代交流施設として生涯学習センターが新設され、これまで点在していた学童保育所や子ども発達支援センター等の子育て支援施設のほか、高齢者が利用する生きがいセンターの機能が集約化されるなど、子どもたちを安心して育む環境の整備が進めている。

平成26年に「上士幌町ふるさと納税・子育て少子化対策夢基金」を創設し、一部子育て関連事業に活用している。

- (1) 保育料の完全無料化  
平成28年から認定こども園で給食費も含め、全児童対象に無料化
- (2) 乳幼児から高校生までの医療費助成  
医療費・インフルエンザ予防接種の全額助成
- (3) 認定こども園「ほろん」に国際交流推進員(英語指導助手)を常駐  
英語に親しみ、外国文化への関心や世界に開かれた心の育成を目指している。



「認定こども園ほろん」



「認定こども園ほろんの森」



「認定こども園国際交流推進員」

- (4) 中学生以下の子どもがいる世帯に対し少子化対策住宅建設助成金を交付  
住宅を新築した場合：子ども1人当たり100万円  
土地付き中古住宅購入の場合：子ども1人当たり50万円

- (5) 町内の購買力流失防止を合言葉に、子育て世帯の経済的な負担を軽減する取組として、高校生以下の子どもがいる世帯を対象に、共通ポイントカード「バルーンスタンプ子育て支援カード」を配布している。通常、ポイント満点で500円分の商品券と交換できるが、本カードは10倍の5000円分の商品券と交換可能。このことにより、安心して子育てできる環境が充実し購買力流失防止の起爆剤となり、地域経済の活性化に繋げることができた。利用者から大変好評を得ており、今後も継続を望む声が高くある。



「バルーン子育て支援カード」

- (6) 町内すべての小学校と中学校に学校運営協議会を設置し、地域総ぐるみで子どもの育ちに関わる仕組みづくりを行っている。平成28年度から各学校運営協議会を総括する「上士幌町コミュニティスクール委員会」を設置し、コーディネーターを配置しているほか、町内の企業・団体・個人などが、子どもと関わり、学び合う活動や環境づくりを行う「ゆめ育応援団」も設立・運営している。

- (7) 過疎化問題に立ち向かうべく、町が中心となって生活体験を実施してきたが、よろず相談ができる総合窓口が課題となった。そのため、移住定住対策として、平成17年に役場にワンストップ窓口の設置や、移住ホームページの立ち上げを行った。その後、平成22年に町内企業が連携し、「NPO法人上士幌コンシェルジュ」を立ち上げ、現在、移住体験の受け入れや情報発信など、まちの移住相談窓口の中核を担っている。



「移住者による誕生日会」

移住を検討される方の生活体験者はNPOが事業運営してから飛躍的に伸びており、平成30年度には56組132人の方が生活体験に参加している。移住者の移住後の在り方についても気を配っており、例えば毎月1回、移住者の誕生日会を開催する等、移住者と生活体験者や地元町民等のコミュニティの架け橋となるような取組も行っている。今後も、移住・定住のトップランナーとして取組を進めていく。

### 3 施策を実施するに至った背景および今後の展望

少子高齢化の時代ではあるが、しっかりとした教育や子育て環境があれば、地方で暮らし仕事をしたいという若い世代がいると考えて支援を継続してきた。経済的な援助以上に教育や保育の質を大切に考えている。豊かな自然を体感しながら、子どもの能力や個性を最大限伸ばす支援、親が安心して仕事に専念できる環境も大切にしている。「就学前の保育・教育の充実」、「手厚い医療・保健・福祉支援」、「子育て世代が安心できる住環境」など、ふるさと納税を財源とした保育・医療の無料化といったさまざまな施策を実施し、町の人口は2015年から2018年の間で、若年層を中心に100人以上増加した。また、産業振興の成果が具体的に見えてきており、今後は情報化社会に向け、より一層の対応を行っていきたいと考えている。



「タウシュベツ」



「バルーンフェスティバル」



「ナイトハイ高原牧場」

## 清水町

～「みんなで生き生き 豊かさ育むまち とかちしみず」～



渋沢栄一が中心となって設立した「十勝開墾合資会社」によって開拓された町。日高山脈に抱かれた豊かな大地と清らかな水の恵みを受けて、生乳や肉用牛、小麦、豆類、てん菜、馬鈴薯の生産など農産加工も盛ん。高速道路インターチェンジ、ＪＲ十勝清水駅には札幌からの特急が停車するなど交通アクセスに恵まれている。地元食材を使った新・ご当地グルメ「十勝清水牛玉ステーキ丼」など、清水町の食は好評を博している。アイスホッケーや第九の町民合唱など、文化・スポーツ活動も盛ん。

### 1 町の特徴

- (1) 合計特殊出生率(平成27年国勢調査)は北海道平均1.25、全国平均1.38を上回っているが、十勝管内11位の1.53。人口は平成27年(国勢調査)と令和元年11月末(住民基本台帳)では225人(2.34%)減で推移している。出生率(対千人)は全道平均7.3及び全国平均8.4を下回り、十勝管内12位の7.0。平成30年度の社会増減は26人減、自然増減62人減であり、自然減少の対策が課題である。
- |           |                       |
|-----------|-----------------------|
| 【人口】      | 9,494人                |
| 【面積】      | 402.25km <sup>2</sup> |
| 【出生数】     | 47人                   |
| 【世帯数】     | 4,724世帯               |
| 【合計特殊出生率】 | 1.53                  |
- (2) 移住定住・結婚少子化などの人口減少施策として、移住者や子育て世帯の住宅取得等に係る奨励事業や出産祝金、奨学金貸付事業など子育てや教育支援に重点をおく施策を展開している。

(出典：住民基本台帳(H31.1.1)，人口動態統計(H27))

### 2 町独自の少子化対策・子育て支援施策

#### ○「清水町コイノヨカプロジェクト」

町民12人の出会いサポーターと清水町役場職員10人のワーキングチームメンバーがタッグを組み、出会いを求める清水町の独身男女の背中を後押しする活動を行っている。主な内容は、出会いのイベントを企画・運営、参加者へのサポートとアフターケアである。

また、町内に在住又は町内に通勤する独身男性をモデルに「清水男子図鑑」を発行しており、仕事風景をモデルとした「働く男子編」や町のオススメスポットで見せるOFFの表情を捉えた「旅する清水編」などで、町外向けに町の魅力を、町内向けには郷土愛の醸成を、男性のPRと同時に発信している。出会いのイベントは、堅苦しくない、いつでも気軽に集える居心地の良い空間の提供をコンセプトに、定期的開催している。



出会いのイベントの様子



「清水男子図鑑」



### 3 施策を実施するに至った背景および今後の展望

人口ビジョン・総合戦略の基本目標「若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえることを実現するための具体的施策として、本町は、子どもの医療費、保育料第二子以降の無料化、義務教育費の軽減等の子育て支援策を展開している。

清水町コイノヨカンプロジェクトは、子育て支援策とは別の結婚・少子化対策として、子どもが生まれてこない現状を打破するものであり、結婚したい、子どもを持ちたいという希望をかなえられないでいる人の阻害要因を解消し、まちぐるみで結婚を応援する事業である。様々な角度から結婚対策を進めることで、町の出生率を高め、持続可能な未来につながることを目的としている。

清水男子図鑑掲載者やイベント参加者などのコイノヨカンプロジェクトで関わった独身男性で、結婚した方が1名、カップリング成立者が3名。必ずしもイベント等で出会ったことがこれら成果の直接的な要因ではないにしても、独身男性の勇気や、彼らに限らず独身男女の背中を後押ししたいという町民の意識は確実に醸成されてきており、手ごたえを感じているところである。

今後においては、出会いの場の継続提供に加えて、結びつきを強化させていく仕掛けを進めていくことに重点をおいて事業展開する。

また、本町の出産、子育て、教育、福祉といった充実した支援に次いで、働き盛りで新生活をスタートする新婚世帯への支援をスタートさせる。これにより、全ての世代の町民の安心した生活をフォローする仕組みを作ることができると考えている。



# 富良野市

～「住み続けたいまち、子どもたちに誇れるまち」～



北海道の中心に位置し、十勝岳連邦や夕張山地に囲まれた富良野盆地の中心都市。市域の約7割を山林が占め、その約半分が東大演習林。農業と観光が主産業。ワイン、スキー、へそ祭り、ラベンダーなど、比較的観光資源が豊富。テレビドラマ「北の国から」の放送の影響が大きく、全国的な知名度がある。ブランド総合研究所の魅力度ランキングでトップ10に入り続けている。

## 1 町の特徴

- (1) 市内人口は27,876人(昭和60年)から22,936人(平成27年)と推移しており、減少傾向である(国勢調査)。そのうち第3次産業の従業者は7,584人で、就業人口のうち64%を占めている。
- (2) 近年では特に、「フラノマルシェ」をはじめとする中心市街地活性化の取組が、国土交通大臣賞を受賞するなど、まちづくりをけん引する先進事例として注目されている。

【人口】	21,921人
【面積】	600.71km <sup>2</sup>
【出生数】	164人
【世帯数】	10,896世帯
【合計特殊出生率】	1.44

(出典：住民基本台帳(H31.1.1)，人口動態統計(H27))

## 2 町独自の少子化対策・子育て支援施策

- (1) 「出会い総合サポート室」を設置(少子化対策事業)
- 地方創生、人口減少への国の取り組みに合わせ、人口減少対策の具体案としてサポート室の設置を掲げ、平成28年度から専任職員を配置して、行政として結婚のきっかけとなる「出会い」の支援をスタートした。(現在は専任ではない)
- サポート室では主に、①出会いを求める方を応援するボランティア「出会いサポーター」の取り組み、②出会い登録・紹介制度「らぶ縁だあ」の実施、③民間団体と富良野市が協働で行う出会いイベントなどを実施している。結果を指標として捉えにくい施策ではあるが、これらの施策を通して市民の意識改革を進めながら、サポーターを中心に、人をつなぐ効果は表れつつある。
- (2) 子育て×農業「子育て応援ファーム」
- 農業労働力の高齢化や農作業ヘルパーの確保が年々難しい状況になってきていることから、将来的に農作業の担い手として期待できる農作業経験の少ない子育て中の女性を就労に導き、その後の定着をはかることを目的とし、人手不足を解消したい農家と、子育ての合間に短時間でも働きたい母親をつなげる取り組みとして平成28年から開始した事業である。富良野市営農業活性化対策協議会のもとに「労働力確保対策部会」を設置し子育て中の女性を確保する仕組みを検討及び試行をした。



子育てママのための1日インターンシップ・農業編の様子

具体的な取組みとしては、①子育て中の女性だけを対象とした農作業体験会の開催、②子育てをしながら短時間でも働きたい女性と子育てに理解のある農家をマッチングする登録制度の実施、③農業従事に対するイメージ改善のための情報発信を行った。取組の実施により、「農業」が子育て中の女性の働く選択肢の一つとして定着してきた。

また、インターンシップを開催することで、事前に農場の状況や作業内容がわかるため、雇用のミスマッチがなく、定着率が高くなっている（通算マッチング件数 33 件、登録農家数 16 件）。

### 3 施策を実施するに至った背景および今後の展望

#### (1) 「出会い総合サポート室」

結婚や子育てに関するアンケート調査結果（平成 27 年度）では、9 割以上が結婚に対して何らかの意思はあり、独身でいる理由の最多は「結婚相手にまだめぐり合っていないから」であることがわかった。このような結果をふまえ、「富良野市まち・ひと・しごと創生 人口ビジョン・総合戦略」を平成 27 年度に策定し、人をつなぐ戦略のひとつ「結婚を希望する独身者の支援対策」として、平成 28 年度から「出会い総合サポート室」を設置。この間、合計特殊出生率が回復している（H28：1.37、H29：1.49、H30：1.60(年度)）。実績としては、参加者・登録者の中から 3 組が結婚、交際中 5 組、イベント参加者延べ 417 人、イベントなどによるマッチング数 34 組、登録制度によるお見合い 4 組、出会いサポーター登録者 21 人などがある。（令和 2 年 1 月現在）

地方からの人口流出に歯止めがかからず、富良野市でも平成 15 年に自然増から自然減になっている。社会減とあわせて人口減少をいかに緩やかにするかが課題であり、今後も支援する側・される側を問わず、人をつなぐことによって得られる「まちづくり」「ひとづくり」を意識した取り組みが重要である。

#### (2) 子育て×農業「子育て応援ファーム」

減反政策が始まってすぐに野菜への転換を他産地に先駆けて進め、玉ねぎ・人参を中心とした野菜産地を形成していった。野菜産地として地位を確立できた背景には、豊富な雇用労働力があり、その確保先は、周辺の産炭地や離農世帯の主婦であった。近年は、そうした雇用労働力の高齢化によって労働力供給基盤が弱体化し、これに代わる方法として、コントラクター組織（アグリプラン H6～）によるオペレーターの派遣、農業ヘルパー制度の構築（H8～）等が始まった。自家労働力及び外部労働力がともに減少するとともに、他産業との労働力獲得競争の激化等により労働力不足が顕著になってきており、労働力の確保は喫緊の課題である。

今後の展望としては、これまで同様に総合産地（野菜や酪農もある）を維持するため、働き手が望む雇用環境を整備する等「働き手確保対策」や、スマート農業技術等の導入促進を図る「省力化対策」を重点施策に位置付け、取組みを実施していく必要があり、多様な働き方の一環として子育て応援農家と働きたい子育て世代の女性を繋げ、農業者と労働力のマッチングを推進していきたい。



## 東川町

～「人と自然がおりなす 輝きの大地 ひがしかわ」～



北海道のほぼ中央に位置し、中核都市である旭川市と隣接し、その中心部から車で約 20 分、旭川空港からは車で約 10 分のアクセスも良好。東西に長い町域の東部の一部は、日本最大の自然公園「大雪山国立公園」となっており、町の面積の半分近くが大雪山国立公園の面積となっている。北海道最高峰の大雪山連峰旭岳も所在し、その美しい自然景観と豊富な森林資源は高く評価され、平成 19 年には道内初の景観行政団体の指定を受けた。大雪山の恩恵を受けた良質で豊かな地下水が、町内全戸に行き渡っており、上水道のない全国でも珍しい町である。町の基幹産業である農業は、冷涼な気候、大雪山の清流、肥沃な土壌を活かし、道内随一の米どころとして発展を遂げ、これまで数々の賞を受賞している。また、全国的に名高い旭川家具の 3 割が本町で生産されており、多くの家具職人が集う町である。

### 1 町の特徴

- (1) 町内人口は 7,211 人（平成 7 年国勢調査）から 8,111 人（平成 27 年国勢調査）と推移しており、増加傾向にある。第 1 次産業の従業者は 817 人で、就業者人口のうち 21% を占めている。（総務省「国勢調査」2015 年）

【人 口】	8, 3 8 2 人
【面 積】	2 4 7 . 0 3 km <sup>2</sup>
【出生数】	4 7 人
【世帯数】	3, 9 4 7 世帯
【合計特殊出生率】	1 . 4 3

(出典：住民基本台帳 (H31.1.1), 人口動態統計 (H27))

- (2) 国際交流や日本語・日本文化研修等による世界に開かれたまちづくり・ひとづくりが挙げられる。国際交流員の招聘や高校生・中学生の海外派遣・受入事業、5 か国の各地域に本町独自の事務所を設置し、相互のネットワークを構築している。平成 27 年には全国初の公立日本語学校である、町立東川日本語学校を開校し、300 名を超える留学生・研修生が滞在しており、町民との交流も進んでいる。



日本語学校クラス発表会の様子

### 2 町独自の少子化対策・子育て支援施策

- (1) 新婚姻届・新出生届

平成 17 年から、婚姻および出生の戸籍届出時に台紙付の写しを記念品として贈り、町を挙げて祝福することにより、結婚から出産、子育てまでのきめ細かなサービスを展開し、少子化対策の一助としている。

- (2) 「君の椅子」事業

平成 18 年から、子どもに生まれた日と名前が刻まれた木製の椅子を贈呈し、「健やかに育てほしい、君の居場所はここだよ」というメッセージを贈っている。



「新出生届・新婚姻届」

### 3 施策を実施するに至った背景および今後の展望

#### (1) 新婚姻届・新出生届

町職員が道外民間研修中に関東のテレビ番組でテーマであった婚姻届を見て、こんな素敵な婚姻届があったら良いなと感銘し、デザイン会社へコンタクトをとり、実現したものである。全国初の取り組みだったため、メディア等にも取り上げられ、開始当初より年々届出件数が増え続け、一時期はスタート時の約10倍に件数が増えるほどであった。婚姻・出生の届出は住所地や本籍地以外での提出も可能なため、他市町村からの届出が7割以上を占めている。この届出を通して東川町を知った方も多く、町の知名度向上にも一躍担っている。最近では町への移住者も増えつつあるが、今後も届出があった際には町の紹介等を積極的に行い、将来の移住先の選択肢に東川町が入るきっかけとなるよう取り組んでいく。



「新婚姻届」

#### (2) 「君の椅子」事業

本事業は元北海道副知事の磯田憲一氏（現旭川大学大学院客員教授）が、「誕生する子どもを迎える喜びを地域の人たちと分かち合いたい。そして、誕生した子どもに“君の居場所はここだよ！”と家族の愛に包まれ、健やかに育ててほしい。」との発言を、学生達にしたことがきっかけとなり、このことに共鳴した町長が「君の椅子ひがしかわ実行委員会」を組織し、地域の人々が生まれてくる子どもたちに地域特産の旭川家具の椅子をプレゼントする「君の椅子事業」が2006年に実現し、今年で14年目を迎える。これまで約750名の子ども達に「健やかに育ててほしい、君の居場所はここだよ」との思いが込められた「君だけの椅子“君の椅子”」（道産の無垢材を使用し、シリアルナンバー、名前、生年月日の刻印あり）が、町民代表として町長・副町長からプレゼントしている。本取り組みにより、東川町に住む人々のつながりや絆が強くなったように感じられるとともに、年間約50～60脚の「君の椅子」を制作・贈呈しており、町内の木工業の振興に大きく貢献している。「君の椅子」事業は東川町だけの事業ではなく、翌年の2007年に剣淵町、2010年に愛別町、2012年以降に東神楽町他3町村が「君の椅子」プロジェクトに参加している。この素晴らしい思いの事業を1市町村でも多く参加してもらえるように、今後も関係者が協力しながら取り組んでいきたいと考えている。



「君の椅子」贈呈場面



旭岳



# 恵庭市

～「花・水・緑 人がつながり 夢ふくらむまち えにわ」～



恵庭市は、札幌市と新千歳空港のほぼ中間に位置し、恵まれた交通アクセスと穏やかな気候風土を持つまちで、早くから住宅整備を進めると共に、公共下水道や大学・専門学校、工業団地などの都市基盤の整備が進められ着実に人口が増えてきている。「白扇の滝」や「ラルマナイの滝」などが点在し、観光スポットとして、また、最近では市民主導による花のまちづくりが盛んで「ガーデニングのまち」として全国的に知られている。

## 1 市の特徴

(1) 市内人口は 62,351 人（平成 7 年国勢調査）から 69,702 人（平成 27 年国勢調査）と推移しており、増加傾向にある。しかし一方で、年少人口（15 歳未満）については、11,335 人（平成 7 年国勢調査）から 9,132 人（平成 27 年国勢調査）へと減少。総人口に占める年少人口比率についても、同期間に 18.2%から 13.1%へと減少しており、少子化が進んでいる。

(2) 北海道の米づくり普及の地である恵庭市は、今では質の高い野菜や花苗など収益性の高い都市近郊型農業で成長を続けており、札幌や新千歳空港とのアクセスの良さ、漁川ダムや支笏湖の伏流水の湧き水など、豊富で良質な水資源に恵まれ、企業立地として好環境を誇っている。

【人 口】	69,850人
【面 積】	294.65km <sup>2</sup>
【出生数】	430人
【世帯数】	33,317世帯
【合計特殊出生率】	1.29

（出典：住民基本台帳（H31.1.1），人口動態統計（H27））

## 2 市独自の少子化対策・子育て支援施策

### (1) えにわ赤ちゃん登校日

子育てや家庭生活の基盤となる関係性を地域全体で体系的・継続的に育むために、人格形成期における乳幼児親子とのふれあいなど子育てを学習の一環として位置づけ、平成 28 年度から実施している。

生徒には、「基本的マナー・挨拶、コミュニケーション」「考え・捉え方の多様性」「赤ちゃんとの関わり方」を事前授業で行い、3 回に分けて生徒と親子がペアになり、妊娠・出産・子育てについて聴き、継続して親子と関わっている。これまでに 100 組を超える赤ちゃん親子の参加があり、参加親子からは孤立感の解消や子育てに対する自信に繋がった、生徒からは子育てに関する理解が深まったというアンケート結果があった。



### (2) えにわっこサポート事業（えにわっこサポートカード）

平成 20 年 5 月より、市内の店舗や企業等の幅広い理解と協力をいただき、子育て中の家庭を地域全体で支援・応援し、買い物などの際に割引等の特典が受けられるようにすることを目的として始めたもので、年々協賛店舗を拡充し、令和 2 年 1 月現在 171 の店舗・企業等に加盟いただいている。



(3) 恵庭市子育て世代包括支援センター「<sup>ここねっと</sup>Coconetえにわ」

令和元年10月から愛称を「<sup>ここねっと</sup>Coconetえにわ」とし、利用者支援事業（母子保健型）を活用して母子保健コーディネーター（保健師）1名を配置し、妊娠期から子育て期の切れ目ない支援を実施する相談窓口を開始した。

また、母子健康手帳交付時に妊娠期から乳児期までの情報等をまとめたプラン集であるサポートファイルを配布、適宜見直しを図るほか、1歳6か月・3歳児健診時にも幼児期応援プランの配布・作成を行い、利用者目線と専門的知見の両方の視点を活かした切れ目ない支援を実施している。

また、本センター開設に当たり、「母子健康手帳アプリ」の導入を開始し、乳幼児健診、予防接種、教室事業、各種手続等、市からの情報を適時発信するとともに、健診や予防接種の記録、成長日記などを保護者が無料で利用できるようにした。今後は、地域の子育て支援等を円滑に利用できるよう、支援する（仮称）利用者支援員（1名）も配置予定であり、さらなる子育て支援の充実を図っていく。

(4) えにわ子育て応援隊

恵庭で子ども生み、育てたい市民を応援し、子どもたちの健やかな成長を見守り、地域全体で支えあうことを目的として、平成30年7月にえにわ子育て応援隊を発会し、令和2年1月現在、175の事業・団体等に加入いただいている。具体的には、子育てに関わるイベント・事業の周知・参加、地域や職場での子育て支援の実践、子育てに関わるセミナーの開催等を行っている。



### 3 施策を実施するに至った背景および今後の展望

恵庭市は、札幌市の近郊都市として、総人口は微増ながらも増加し、令和元年度には人口7万人に達している。5歳から24歳の人口比率は全国及び北海道と比較すると上回っているものの、地域の若者を取り巻く環境は、核家族化や少子高齢化による地域の関係性の希薄化などにより、家族のあり方や地域社会の結びつきが変化し、様々な年代との関わりを体験することなく、子どもや若者が育ち、学校や家庭あるいは地域での人間関係やコミュニケーションがうまくいかず、生きにくさを抱えていることも少なくない。

この問題の解決に向けて、学校、家庭、地域で人との関わり体験を継続的に学習する機会を設けるため、「えにわ赤ちゃん登校日」事業を開始した。事業開始から4年が経過し、参加した中学生が、成長や命の尊さを実感しながらコミュニケーションについて学び、相手を大切に思う気持ちや自己肯定感の醸成など、豊かな人間性を育む授業となっており、目の前にいる赤ちゃんを愛おしく感じることで、将来、自身が子どもを持つことが身近なことと捉える意識を形成でき、次代の親を育成する一助になっている。参加した親にとっても、中学生との関わりを通して我が子への愛着を一層深め、親としての喜びや役立ち感を実感することで自信を得るとともに、将来の子どもの成長を期待でき、地域との関わりを持つ機会となっている。

さらに、「えにわ子育て応援隊」を発足し、市民や企業など地域全体で子育て家庭を応援し、支えあう取組みを実施している。市内協賛店での割引制度や従業員等の結婚支援、仕事と家庭の両立ができる職場環境を整備している企業等の表彰制度を設け、子育てに対する支援を行っている。

このような事業を広く発信し続けることで、市民全体で子育てを応援する機運を高め、恵庭で子どもを産み・育てたい市民が増えることを目指していきたいと考えている。

# 千歳市

～「子育てするなら、千歳市」～



千歳市は、北海道の空の玄関「新千歳空港」をはじめ、鉄道や高速道路（IC）も充実し抜群の交通アクセスを誇る。また、国立公園の支笏湖やサケが遡上する千歳川など豊かな自然に囲まれた道央圏の中核都市である。市民の平均年齢は道内市町村の中で最も低く、若い。人口増加の要因の約7割は自然増によるものであり、さらなる人口増加を目指すため、“子育てするなら、千歳市”をキャッチフレーズに、妊娠・出産から子育てまでの切れ目のない支援を実施し、子育て世代がしあわせを実感できる「子育てのまち」を目指している。

## 1 市の特徴

- (1) 平均年齢が42.92歳（平成27年国勢調査）で、全道一若いまち。人口が5年間で2,044人増加し（平成22年→平成27年国勢調査（確定値））、道内では札幌市に次ぐ第2位、増加率では道内市部で第1位の伸びである。
- (2) 平成28年3月に「千歳市人口ビジョン・総合戦略—みんなで97,000プロジェクト」を策定し、平成30年4月には約2年前倒しでその目標を達成し、現在も増加を続けている。今後は新たな目標である10万人達成に向け、「売り込め千歳！」を市全体のスローガンとし、企業誘致の推進などによる雇用の創出、観光資源を活かした交流人口の拡大、さらには子育て支援や教育環境の充実などの取組を着実に推進していく。

【人口】	97,061人
【面積】	59,450km <sup>2</sup>
【出生数】	776人
【世帯数】	49,196世帯
【合計特殊出生率】	1.50

（出典：住民基本台帳（H31.1.1）、人口動態統計（H27））

## 2 市独自の少子化対策・子育て支援施策

### (1) 子育てブランディング事業

平成26年度からブランドネームを“子育てするなら、千歳市”とし、他地域との差別化や様々なPR手法を用い、子育て世代が「子育ての価値」を実感できる政策を目指している。妊娠・出産・子育てまでの切れ目のない支援など先進的な事業や地域特性や強みを生かした事業を展開するほか、事業名称にも工夫をこらし、“子育てするなら、千歳市”と感じてもらえるようなプロモーション活動を実施している。



### (2) ちとせ子育て特典カード

妊娠中の方・中学生以下の子どもがいる世帯に特典カードを配布し、子どもと一緒に買い物や施設などを利用する際に、特典カードを提示することで、協賛店から様々なサービスを受けられる子育て家庭を支援する取り組みを、平成20年度から実施している。



### (3) ちとせ版ネウボラ

フィンランド発祥の「ネウボラ」を参考に、保健センターにネウボラ相談室を平成28年度から整備し、5つの支援プランを作成するなど、切れ目のない相談体制に取り組んでいる。



### 3 施策を実施するに至った背景および今後の展望

#### (1) 子育てブランディング事業

本市人口の増加要因の約7割は自然増によるものであり、さらなる人口増加を目指すため、“子育てするなら、千歳市”をキャッチフレーズに、妊娠・出産から子育てまでの切れ目のない支援を実施し、子育て世代がしあわせを実感できる「子育てのまち」を目指している。

これまで、市のホームページや地域情報誌などによるPR手法のほか、令和元年度から子育て支援団体との協働事業によるSNSなどを活用した情報発信「ママからnet.」によるPR活動を実施。ママからnet.では、現役のママが取材班となり、アメブロ、Twitter、LINE、Instagramの4つのSNSを活用し、子育て情報をタイムリーに配信しており、市民目線で、子育て中の親が今、求めている情報をいち早く発信している。また、市外にも発信できるため、千歳市に引越し予定のある方が事前にSNSで千歳市の子育て情報を取得することができる。



今後も市内外に子育て環境をPRするため、引き続き事業を実施していくとともに、時代に即した新たなPR手法を検討し、「子育てするなら、千歳市」のPRに努めていく。

#### (2) ちとせ子育て特典カード

次代を担う子どもたちが健やかに成長できるよう、地域社会全体による子育て支援の機運を高め、子育て世代の経済的負担の軽減を図るため実施している（令和元年12月現在の登録店舗数は92店舗）。協賛店舗拡大が利用者増加につながることから、より多くの子育て家庭が申請して特典サービスを利用できるよう、今後も引き続き商店街組合連合会や企業等に協力をお願いして市内協賛店の拡大を図るとともに、ポケットサイズの協賛事業所一覧やパンフレットの配布などにより制度の周知に努めていく。また、令和2年度から対象範囲を中学校修了までの子どもがいる世帯から18歳までの子どもがいる世帯までに拡大し、子育て支援の充実を図る。

#### (3) ちとせ版ネウボラ

母子健康手帳交付の際の「妊婦ネウボラ」においては、母子保健コーディネーター（保健師・助産師）がすべての妊婦と面接し、妊娠期間を心身ともに安全で安心して過ごせるように相談支援を行い、妊娠期支援プランの作成や子育ての情報を綴った「ネウボラファイル」を配布している。「こども・妊婦ネウボラ」では、妊娠・出産・子育てに対する不安の軽減や解消が図れるよう、母子保健コーディネーター（保健師・助産師）や子育てコンシェルジュが、保健センター、市内の子育て支援センターにおいて、相談支援や子育て支援プランの作成を行っている。妊娠期から子育て期（こどもが概ね18歳）までの家庭を対象とし、妊産婦や子育て中の保護者が気軽に相談でき、相互に交流が図れる機会としている。親を指導するのではなく、ともに考え、寄り添い、必要時は、関係機関と連携し、チームで支援を行うことにより妊娠・出産や子育ての不安を解消し、産後うつ、育児ノイローゼ、児童虐待の予防へつなげている。



共働き家庭、片働き（専業主婦）家庭、ひとり親家庭などに対する子育て支援を充実させることで、千歳の未来を創り、女性が社会で活躍し、定住促進による人口増加や地域経済を活性化させ、市のイメージアップを図り、まちの価値を高める政策を推進する。

# 八雲町

～「八雲発！自然と人を未来へつなぐ」～



八雲町は平成 17 年に旧八雲町と旧熊石町が合併し、太平洋と日本海 2 つの海に面する日本で唯一の町。北海道渡島半島のほぼ中央に位置し、総合病院や官公庁出張所など道南北部地域の中心地域として都市機能がコンパクトに整備されている。基幹産業である一次産業は、農業が酪農を中心に水田・畑作、漁業が噴火湾ではホタテ養殖、日本海側ではイカ漁が中心となっている。

## 1 町の特徴

- (1) 合計特殊出生率は、平成 22 年度(1.69)以降微増減し、平成 30 年度は 1.40 (全道 1.27、全国 1.42) と全道平均より高い。出生数(出生率(対千人)/年度)は、減少傾向にある(H24:152人(8.22)→H28:94人(5.43)→H30:104人(6.21))。
- (2) 基幹産業は漁業及び酪農業であり、医療・福祉、卸売・小売業に次ぎ、漁業従事者が第 3 位 11.2% (平成 27 年国勢調査)。一次産業に関連し、多世代同居がある一方で、官公庁出張所や航空自衛隊駐屯基地などがあり、転勤による転出入も多く、核家族世帯が全世帯の 53%にのぼる。
- (3) 渡島総合振興局管内で最大面積のまちであり、「八雲地域」「落部地域」「熊石地域」の 3 地域に区分される。保育所(5)、幼稚園・認定こども園(各 1)、小学校(8)。各地域に保育施設があり、子育て支援センターに併設された専用スペースで一時預かり事業(一般型)を実施するほか、幼稚園型一時預かり(2か所)も委託実施している。

【人口】	16,685人
【面積】	956.08km <sup>2</sup>
【出生数】	105人
【世帯数】	8,530世帯
【合計特殊出生率】	1.59

(出典：住民基本台帳(H31.1.1)，人口動態統計(H27))

## 2 町独自の少子化対策・子育て支援施策

### (1) 放課後の居場所づくり

八雲地域では、子どもわくわく教室や放課後児童クラブを開設しており、令和元年度から子どもの居場所づくりとして、落部地区で「落部レクリエーションセンター」、熊石地区で「ふれあい交流センターくまいし館」の一般開放を実施している。令和 2 年度から「ふれあい交流センターくまいし館」では、放課後子ども対策事業として、見守りスタッフを配置し、より安全面に配慮した居場所づくりを推進するとともに町内会等の団体との連携、特技や経験豊富な高齢者の協力を得ながら、子どもを対象とした各種教室(行事・プログラム)の検討を進める。

「落部レクリエーションセンター」においても、今後は、一般開放するだけでなく、子どもを対象とした各種教室(行事・プログラム)を、町内会等の団体との連携や特技や経験豊富な高齢者の協力を活用した取組を推進する。



子育てサロンの様子



給食の様子

(2) 各種子育て世帯の経済的負担の軽減のための事業

- ① 学校給食無償化事業（平成30年4月から小中学校給食費を完全無償化）
- ② 子ども医療費助成制度（令和元年8月診療分から18歳の年度末までの入院、通院、調剤、訪問看護、補装具等の費用（一部除外あり）で保険適用分を無償化）
- ③ 幼稚園、認可保育所、認定こども園の利用者負担金軽減事業（平成30年4月から、全児童について国基準額保育料より30%軽減を実施）
- ④ 障がい児保育事業（私立保育所、私立認定こども園で障がいを有する児童を受け入れるための加配職員の賃金補助）
- ⑤ 空き家対策事業（平成30年4月から、空き家の有効活用や子育て世代の街なか居住を推進するため、子育て世代所有の空き家を改修し、居住する場合の改修費の一部補助。（工事費用の2分の1以内の額（限度額500万円））



空き家対策事業による改修物件の様子

### 3 施策を実施するに至った背景および今後の展望

子育てしやすい環境づくりの推進や子どもの健全育成に資する取組として、八雲町では経済的負担の軽減や一時預かり事業など多様な施策を実施している。

子どもの放課後の居場所づくりは、少子化や支援員確保が困難であるため新規の放課後児童クラブ開設が難しい地域においても、放課後に子どもが集う場所が欲しいとのニーズに対応できるよう、公共施設の無料一般開放やプログラム実施の検討を進めている。

各種の経済的負担軽減施策では、給食費無償化の実施や医療費無償化範囲の拡大により、家計の負担が減ることで喜ばれており、貯蓄などに回すことができているとの声がある。

八雲町内には産婦人科・小児科を備えた町立総合病院があり、妊婦健康診査助成制度とあわせ、八雲総合病院産婦人科を受診する妊婦の方は妊婦外来医療費助成制度の対象となり、町内では妊娠期から医療費が軽減され、安心して産み育てられる環境づくりを推進できている。教育・保育施設の入所率も増加し、平成28年度当初62%が、平成31年度当初72%となり、障がい児通所施設含めると、3歳児以上はおおむね100%利用している。八雲町では、今後も各種助成・軽減施策を継続しながら、出生率向上に向けた取り組みを推進していく。



八雲町の風景

## 2 用語の解説

### <ア行>

#### □アドボカシー

虐待を受けた子どもの声を第三者が聞き取り、児童相談所などに伝える「代弁者制度」のこと。

#### □育児・介護休業制度（育児休業制度）

育児・介護休業法に基づき、労働者が育児や家族の介護のために、一定期間休業できる制度。

#### □一時預かり

日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間、保育所等において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業。

#### □一次医療

身近な地域で日常的な疾病への治療や疾病予防、健康管理などを含めた包括的な医療。主に地域の診療所や病院が担う。

#### □一般事業主行動計画

仕事と家庭の両立のため、事業主の実施する職場環境の整備等のための取組に関する計画。常時雇用する労働者の数が100人を超える一般事業主は策定義務がある。

#### □医療圏

地域の医療需要に対応して、医療資源の適正な配置と医療提供体制の体系化を図るための地域的な単位。北海道では、第一次医療圏が179圏域、第二次医療圏が21圏域、第三次医療圏が6圏域。

#### □インターンシップ

生徒に望ましい勤労観や職業観を身に付けさせるため、企業などで行う就業に関わる体験的な学習のこと。

#### □院内助産所

緊急時の対応が可能な医療機関において、助産師が妊産褥婦とその家族の意向を尊重しながら、妊娠から産褥1か月頃まで、正常・異常の判断を行い、助産ケアを提供する機関。

#### □延長保育

市町村から保育認定を受けた児童について、通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において、保育所、認定こども園等で保育を実施する事業。

園内研修

幼児教育施設内の全教職員が自園の教育・保育目標に対応した幼児教育施設としての課題を解決するために、共通のテーマを設定し、幼児教育施設全体で組織的、計画的に取り組む研修

オレンジリボンキャンペーン

児童虐待のない社会の実現を目指すため、毎年11月の「児童虐待防止推進月間」にオレンジリボンを身につけ、街頭啓発やパネル展を開催することなどにより、虐待をなくしたいという気持ちを一人一人に伝えていく運動。

親子の再統合

虐待による施設入所等で親子分離となった場合、その後、家族の調整や支援などにより、再び、親と同居できるようになることや親子関係の修復を図ること。

オンディマンド教材

インターネットに接続したパソコンやタブレットから視聴することができる動画などの研修教材

<カ行>

核家族

夫婦のみ、夫婦と未婚の子のみ、ひとり親と未婚の子のみのいずれかの構成の家族。

学生

高等教育（大学、高等専門学校）を受ける者（学校教育法）。

家庭的保育

家庭的保育者（市町村が行う研修を修了した保育士など）の居宅やその他の場所において、少人数（利用定員5人以下）の保育を行う事業。

家庭（的）養護

社会的養護が必要な子どもを、養育者の住居で生活をともにし、家庭で家族と同様な養育をする里親やファミリーホーム、または、施設において家庭的な養育環境を目指す小規模化の取組を指す。「家庭養護」は「施設養護」に対する言葉として用いる。

完全失業率

「労働力人口」に占める「完全失業者」の割合。

キャリア教育

児童生徒が社会人・職業人として、主体的に自分の人生を生きるために必要な能力や態度を育てることを通して、自分らしい生き方を実現している過程を促す教育。

虐待予防ケアマネジメントシステム

母子保健事業における児童虐待発生予防体制を推進するため、市町村が実施する乳幼児健診等において、育児困難な状況を抱えていたり虐待の可能性があると認められる家庭の早期発見及び適切な援助体制。

救急医療情報システム

医療機関、消防機関、救急医療情報案内センターをコンピュータネットワークで結び、休日、夜間の救急医療対応医療機関情報の道民への提供や、消防機関・医療機関における救急対応に必要な情報収集・提供等を行うシステム。

共生型地域福祉拠点

高齢者や障がいのある方、子どもなどが地域住民と共に集い、互いに支え合う取組の実践の場

居宅訪問型保育

保育を必要とする乳幼児の居宅において、家庭的保育者による保育を行う事業。

合計特殊出生率

その年次の15～49歳の女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が、仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に子どもを生むと仮定したときの子どもの数に相当する。

国際理解教育

姉妹都市や姉妹校との児童生徒の交流活動や外国人等による講演会の開催など異なる文化や生活習慣を持つ人々と協調して生きていく態度を培うための教育。

子育て支援員

国で定めた「基本研修」及び「専門研修」を修了し、「子育て支援員研修修了証書」の交付を受けたことにより、保育や子育て支援分野の各事業等に従事する上で必要な知識や技術等を修得したと認められる者。

子育て世代包括支援センター

保健師等を配置し、妊産婦等からの相談に応じ、健診等の「母子保健サービス」と地域子育て支援拠点等の「子育て支援サービス」を一体的に提供できるよう、必要な情報提供や関係機関との調整、支援プランの策定などを行う機関

子育て短期支援事業

母子家庭等が安心して子育てをしながら働くことができる環境を整備するため、市町村が一定の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合に児童を児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所、ファミリーホーム等で預かる短期入所生活援助（ショートステイ）事業、夜間養護等（トワイライトステイ）。

子育てバリアフリー

妊産婦や乳幼児連れを対象とした外出環境の整備。

子ども

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（子ども・子育て支援法）

子ども・子育て支援給付

施設型給付（認定こども園、幼稚園、保育所）、地域型保育給付（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育等）、施設等利用費（未移行幼稚園、特別支援学校、預かり保育事業、認可外保育施設等）、児童手当を指す。

子ども・子育て支援事業計画

5年を1期とする幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他新制度に基づく業務の円滑な実施のため市町村が定める計画。

子ども総合医療・療育センター（愛称：コドモックル）

保健・医療・福祉の機能の有機的な連携の下に胎児期からの生育環境における一貫した医療・療育体制の構築を図るため、平成19年9月に開設。

子どもの権利ノート

施設に入所する児童に渡す、自らの権利や意思を伝える方法を掲載した手引き書。

コミュニティ・スクール

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育委員会が任命した保護者や地域住民等により構成される「学校運営協議会」を設置している学校を指し、一定の権限と責任を持って学校運営の基本方針を承認したり、教育活動について意見を述べることができる制度。

これからの高校づくりに関する指針

高校を取り巻く環境の変化に対応し、未来を担う人材を育む教育機能の維持向上を図るため、これからの高校づくりに当たっての基本的な考え方と具体的な施策を示すものとして、平成30年3月に北海道教育委員会が策定したもの。

婚活

結婚活動。結婚相手を探すことや、結婚へ向けての様々な活動。

<サ行>

栽培漁業

卵から稚魚の時期を人間が管理・育成し、天然の水域へ放流した上で適切な管理を行うことにより、水産資源の安定化と増大を図り、その資源を持続的に利用していくもの。

里親制度

保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童を、都道府県知事が適当と認めた個人の家庭（里親）に一時的に又は継続的に委託して養育する制度。

□産後ケア

産後の母子への心身のケアや育児のサポートなどを行うこと。

□仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自らが希望するバランスで展開できる状態。

□「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」

仕事と生活の調和の必要性、仕事と生活の調和が実現した場合の社会の姿とその実現に向けた関係者が果たすべき役割を示した憲章。

□施設養護

児童養護施設や乳児院等で養育すること。

□次代の親づくり支援事業プログラム

市町村が、次代の親となる若い世代を対象として、子育ての意義などの理解を深める体験学習事業を実施する際に、事業の進め方などの参考となるよう、平成18・19年度に道教委が28市町村で実施したモデル事業を検証して開発した子育て体験学習プログラム。

□シックハウス症候群

住居に由来する様々な健康障害（皮膚・粘膜刺激症状と精神神経症状）の総称。

□児童

18歳に満たない者（児童福祉法）。

なお、教育関連施策に係る「児童」は、初等教育を受ける者（学校教育法）。

□児童家庭支援センター

地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に関する家庭その他からの相談のうち専門的な知識及び技術を必要とする相談に応じ、必要な助言を行うとともに市町村の求めに応じ、必要な援助を行うほか、総合的な援助を行う施設。

□児童館

児童福祉法に定められている児童福祉施設で、安全に遊びながら、情操豊かな健全な児童を育てることを目的とした施設であり、地域における児童健全育成活動の拠点。

□児童虐待予防スクリーニング・保育所連携システム（おや？おや？安心サポートシステム）

保育所等の子育て支援機能を活用し、子育て困難家庭や放置すれば虐待につながる危険性のある親子を早期に発見し、適切な支援を展開する体制。保育士等がスクリーニング票を用いて親子を観察し、気になる子について関係機関で事例検討を行い適切な支援を行う。



□児童センター

小型児童館（小地域を対象とした児童館）の機能に加えて、遊びを通じての体力増進を図ることを目的とする事業・設備のある施設。

□児童相談所

子どもに関する家庭などからの相談に応じ、子どもが有する問題や子どものニーズ、子どもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、子どもや家庭に適切な援助を行い、子どもの福祉を図るとともに、その権利を擁護することを目的とした機関。

□児童の権利に関する条約

世界の多くの児童が、今日なお、貧困や飢え等の困難な状況に置かれていることを鑑み、すべての子どもに基本的人権と人間の尊厳が保障されることを願い国際連合で採択され、平成6年に日本も批准。18歳未満のすべての子どもに大人と同様に、意見表明権や思想、良心、宗教、結社の自由などの市民的権利を保障。

□児童福祉司

児童相談所長の命により、児童の保護その他児童の福祉に関する事項について、相談に応じ、専門的技術に基づいて必要な指導を行う等児童の福祉増進に努める都道府県知事の補助機関である職員。

□児童福祉施設等

助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センター、自立援助ホーム（自立援助事業所）、ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業所）。

□児童養護施設

保護者のいない児童、虐待されている児童その他環境上養護を必要とする児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設。

□社会的養護

保護者のない児童や保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと。

□周産期医療

周産期とは妊娠22週から出生後7日未満のことをいい、周産期医療とは妊娠、分娩に関わる母体・胎児管理と出生後の新生児管理を主に対象とする医療。

□需給調整

都道府県が、都道府県計画に定める必要利用定員総数に基づいて行う認定こども園、幼稚園及び保育所の認可・認定の可否の判断。

主任児童委員、民生委員・児童委員

厚生労働大臣が委嘱する民間の奉仕者。住民の生活状態の適切な把握、要援助者への相談・援助、福祉サービスの情報提供、社会福祉事業者との連携・支援、関係行政機関の業務協力など社会福祉の精神に基づく活動を職務。

生涯未婚率

50歳時点で一度も結婚をしたことのない人の割合。45～49歳の未婚率と50～54歳の未婚率の平均。

小規模グループケア

施設内または地域の中で施設から独立した家屋等において、6人程度の子どもたちを家庭に近い環境の中で養育する形態。

小規模保育

保育を必要とする乳幼児を保育することを目的とする施設（利用定員が6人以上19人以下であるもの）において、保育を行う事業。

少子化対策圏域協議会

地域ごとに、保健、医療、福祉、労働、教育等の幅広い分野で構成し、総合的かつ地域に応じた少子化対策を推進する組織。

食育

様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、豊かで健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

食育推進計画

食育推進基本計画を基本として、都道府県や市町村が作成する、その区域内における食育の推進に関する施策についての計画。

女性の健康サポートセンター

妊娠（不妊にかかる一般相談も含む）、出産、子育ての悩み、思春期の体や心、更年期の健康上の悩みなど女性の健康上の相談について総合的に対応する窓口。全道の道立保健所に設置。

女性相談援助センター

保護を必要とする女性及び配偶者からの暴力被害女性の早期発見に努め、必要な相談、調査、判定、指導・援助、一時保護等を行う機関。

女性プラザ

女性の自立と社会参加を促進するとともに男女平等参画を推進するため、女性の諸問題及び男女平等参画についての情報発信や調査研究、相談対応などを行う機関。

情報モラル

プライバシーの保護、著作権に対する正しい認識、コンピュータセキュリティ（事故や犯罪等に対する情報の保護・保全）の必要性に対する理解、情報の受発信におけるエチケットの遵守など、情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度。

助産師外来

緊急時の対応が可能な医療機関において、助産師が産科医師と役割分担をし、妊産褥婦とその家族の意向を尊重しながら、健康診査や保健指導を行う機関。

新生児マス・スクリーニング検査

生後4～7日目のすべての赤ちゃんを対象とした先天性代謝異常等検査。内分泌疾患（ホルモンの異常）2疾患と代謝異常症（栄養素の利用障害）の17疾患のほか7疾患の発見が可能。（一財北海道薬剤師会公衆衛生検査センター資料から抜粋）

自立援助ホーム

義務教育を終了した20歳未満の児童であって、児童養護施設等を退所したもの又はその他の都道府県知事が必要と認めたものに対し、これらのものが共同生活を営む住居。相談その他の日常生活上の援助、生活指導、就業支援等を行う。

自立支援医療（育成医療）

障がい児（身体に障がいのある児童に限る。）の健全な育成を図ることを目的とし、生活能力を得るために必要な医療。

スクールガード

学校や通学路等での巡回パトロールや危険箇所の監視など、子どもたちを見守るボランティア。

スクールカウンセラー

学校において、児童生徒のいじめや不登校、生活上の悩みなどの相談に応じ、臨床心理に関する専門的な知識や技術を用いて指導・助言を行う専門家。

スクールソーシャルワーカー

虐待や育児放棄、経済的な困窮など深刻な問題を抱える家庭の保護者や子どもに対し、専門的な見地に対応する専門家。

スタートカリキュラム

幼児期における遊びを通じた総合的な学びから、各教科等における、より自覚的な学びに円滑に移行できるよう、入学当初において、生活科を中心とした合科的・関連的な指導などを行う工夫

生活リズムチェックシート

子どもの望ましい生活習慣の定着に向けて、早起きや学習・読書・運動の時間確保など、子どもの個別の目標に対応し、生活習慣を親子で改善するためのもの。

青少年体験活動支援施設

青少年の体験活動や道民の生涯学習の支援、道内各地の子どもたちへの体験活動の場の提供や、学校の要望に応じた研修プログラムを提案作成するなど、体験活動等を通じた子どもの豊かな感性と創造性を育むための施設。

せわずき・せわやき隊

地域の住民、高齢者や子育て経験者等のボランティア組織。子どもや子育て中の家庭に対する日常からの声かけや身近で子育て支援を行う地域ぐるみの活動組織。

生徒

中等教育（中学校、高校）を受ける者（学校教育法）。

潜在待機児童

保育の必要性の認定を受け、特定教育・保育施設または特定地域型保育事業の利用の申込みがされている児童のうち、企業主導型保育事業などで保育されている児童や、特定の保育所等を希望するなどにより待機している児童。

総合学科

普通科及び専門学科（工業科、商業科など）に並ぶ新たな学科。普通科目と専門科目にわたる幅広い選択科目の中から、興味・関心、進路希望等に応じて、生徒自らが科目を選択し、学習することができる。

総合周産期母子医療センター

母体又は児におけるリスクの高い妊娠に対する医療及び高度な新生児医療等の周産期医療を行うことができる機能を備える施設。

<タ行>

待機児童

保育の必要性の認定を受け、特定教育・保育施設または特定地域型保育事業の利用の申込みがされているが、定員等の関係で利用することができない児童。

第三者評価

事業者のサービスの質の向上や利用者への情報提供を目的に、公正・中立な第三者評価機関が、書面や訪問による調査、利用者への調査などにより実施する評価。（第三者評価事業推進機構ホームページから引用）

単位制高等学校

学年の区分を設けず、生徒が希望する科目を主体的に選択・学習し、所定の単位数を習得すれば、卒業が認められる高等学校。

男女平等参画

男女が、その人権を尊重され、社会の対等な構成員として、社会的文化的に形成された性別にとらわれず、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、男女が平等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うこと。

地域子育て支援拠点事業

地域において子育て親子の交流の促進や子育て等に関する相談、子育て関連情報の提供、助言等の援助を実施する事業。

地域子ども・子育て支援事業

市町村が子育て家庭等を対象として行う利用者支援、地域子育て支援拠点、一時預かり、延長保育、病児・病後児保育、放課後児童クラブ、妊婦健診等の事業。

地域周産期母子医療センター

周産期に係る比較的高度な医療行為を行うことができる機能を備える施設。

地域小規模児童養護施設

地域社会の民間住宅等を活用して近隣住民との適切な関係を保持しつつ、家庭的な環境の中で養護を実施し、子どもの社会的自立を促進する施設。

中高一貫教育校

中学校と高等学校の6年間を接続し、ゆとりある学校生活の中で計画的・継続的な教育を行う学校。連携型、併設型、一体型の3つの形態がある。

デュアルシステム

教育訓練機関における「座学」と企業等における「実習」を一体的に組み合わせた実践的な職業訓練

道民の森

自然や森林とふれあい、自然とともに生きる心を培うことを目的に、当別町と月形町にまたがる道有地の中に宿泊施設や学習センター、キャンプ場などを設けている森林の総合利用施設。

特定機能周産期母子医療センター

総合周産期センターでは対応が難しいハイリスクの胎児や新生児に対応する機能を備える施設。道内では道立子ども総合医療・療育センター。

特定教育・保育施設

施設型給付費の支給を受ける教育・保育施設（認定こども園、幼稚園及び保育所）

特定地域型保育事業

家庭の保育、小規模保育、居宅訪問型保育又は事業所内保育を行う事業

特定不妊治療

不妊治療の中でも高度生殖医療である「体外受精及び顕微授精」をいう。

特別支援学校

視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）に対し、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授ける学校。

特別支援教育

従来の特殊教育の対象の障がいだけでなく、知的な遅れのない発達障がいも含めて障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人一人の教育的ニーズを把握して、その持つ力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うもの。

どさんこ・子育て特典制度

市町村や商店街等が連携し、子育て世帯が買い物や施設などを利用する際に特典が受けられる制度。

ドメスティックバイオレンス

配偶者やパートナーなどの親密な関係にある者から相手方に振るわれる暴力。

トワイライトステイ

保護者が、仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となり家庭において児童を養育することが困難となった場合、その他の緊急の場合において、その児童を実施施設において保護し、生活指導、食事の提供等を行うもの。

<ナ行>

乳幼児

満一歳に満たない者（乳児）及び満一歳から小学校就学の始期に達するまでの者（幼児）

乳児院

保護者の養育を受けられない乳幼児を養育する施設。乳幼児の基本的な養育機能に加え、被虐待児・病児・障がい児などに対応できる専門的養育機能を持つほか、保護者支援や退所後のアフターケアを含む親子再統合支援を行う施設。

□乳児家庭全戸訪問事業

すべての乳児がいる家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供に結びつけることを通じて、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図ることを目的とした、広く一般を対象とした子育て支援事業。

□乳幼児等医療給付事業

乳幼児等の疾病の早期診断と早期治療を促進し、保健及び福祉の向上を図るために市町村が実施する事業に対し、その事業費の一部を助成する事業。

□認定こども園

就学前の幼児教育・保育を提供する機能及び地域における子育て支援を行う機能を備える施設として認可・認定を受けた幼稚園、保育所及び幼保連携型認定こども園。

□認可外保育所

子どもを預かる施設であって、都道府県や市町村から児童福祉施設や家庭的保育事業及び認定こども園としての認可を受けていないもの

□ネットパトロール

インターネット上のウェブサイト等への学校や児童生徒に対する誹謗中傷や個人情報の公開などの不適切な書き込みについて、監視をする取組。

□農業経営体

農業経営を行う者、または、農作業受託を行う者のうち、一定以上の経営耕地面積、若しくは農産物販売金額を有する者。

<ハ行>

□パーマネンシー

「恒久的」「永続的」を意味する英語。要保護児童が「施設でもない、里親でもない、恒久的な家庭」で育てられること（子どもの成長のために継続的かつ安定した養育者と養育環境）を意味する。

□配偶者暴力相談支援センター

配偶者暴力防止法に基づく相談窓口。配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、相談対応や、専門機関の紹介、保護命令制度、自立のための情報提供等の援助を行う。

□発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群、学習障害、注意欠陥多動性障害などの脳機能障害であって、通常、低年齢において発現する。

発達障害者支援（地域）センター

発達障がい者（児）や家族への相談に応ずるとともに、関係施設等との連携により地域の支援体制整備等の活動を行う支援拠点。

母になる人への贈りもの運動

北海道が出産や子育てにやさしい地域となることをめざし、「妊婦さんの日（毎月 22 日）のPRや安心して外出できる環境の整備、男性の家事・育児参加の促進を図り、少子化に対する理解促進や意識醸成、出産や育児の不安と喜びを社会全体で支える取組。

ピアカウンセリング

ピア「Peer」とは、「仲間」を意味し、同じ年代の人達が対等な立場で同じ仲間として行われるカウンセリングのこと。主に高校生、大学生の協力で実施されている。

非正規雇用労働者

正社員以外のパート、アルバイト、契約社員、派遣社員などの労働者（就業形態）。

ひとり親家庭等医療給付事業

ひとり親家庭等の母又は父及び児童の健康の保持と福祉の増進を図るために市町村が実施する事業に対し、その事業費の一部を助成する事業。

病児・病後児保育

子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合、病院・保育所等において病気の児童の一時的な保育や保育中に体調不良となった児童への緊急対応等を行うもの。

ファミリー・サポート・センター

育児の援助を行いたい者と育児の援助を受けたい者等からなる会員組織で、保育所等までの送迎、保育所等の開始前や終了後に子どもを預かること、冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際に子どもを預かることなどを行う。

ファミリーホーム

養育者の住居において5～6人の複数の児童による関わりを活かしつつ、委託児童の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養い、児童の自立支援を図る。

不育症

2回以上の流産・死産もしくは早期新生児死亡の既往があること。

フィルタリング

インターネット上の、子どもたちに見せたくない出会い系サイトやアダルトサイト等、有害情報が含まれるサイトを画面に表示しないように制限する機能。



□フォスタリング業務

里親のリクルートやアセスメント、研修、子どもと里親家庭のマッチング、里親養育への支援といった、児童福祉法に規定された都道府県が行う里親への業務。

□ブックスタート

地域の保健センターなどで行われる乳幼児健診等の機会に、すべての赤ちゃんと保護者にメッセージを伝えながら絵本を手渡す運動。

□ペアレント・メンター

発達障がい者の子育て経験のある親であって、その経験を行かし、子どもが発達障がいの診断を受けて間もない親などに対して相談や助言を行う人。

□保育教諭

学校教育と保育を一体的に提供する幼保連携型認定こども園の中心となる職員。幼稚園教諭免許状と保育士資格の両方の免許・資格を有していることを原則としている。

□保育サービス

保育所保育指針では、保育においては「養護」と「教育」が一体となって展開されることに留意することとされており、「保育サービス」は、「子どもの健全な育ちを支援する対人サービス（社会保障審議会少子化対策特別部会保育第一専門委員会資料より）」とすることができる。

□放課後子供教室

放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用し、地域住民の参画を得て、子どもたち（主に小1～小6）に勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等を行う事業。（平成19年度から開始）

□新・放課後子ども総合プラン

全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備等を進めるための計画。

□放課後児童支援員

放課後児童クラブの指導員に必要な資格であり、保育士等の資格を有し、都道府県知事が行う研修を修了した者。

□放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

仕事などで、昼間保護者のいない小学校に就学している児童を対象に、学校の空き教室や児童館、集会所などで放課後、健全に充実した生活が送れるよう遊びの指導や生活指導、安全管理などを行う事業（いわゆる学童保育）。

母子家庭等自立支援給付金

母子家庭の母の就職の促進を図るため、教育訓練や資格取得の際に生活費等の負担軽減のため給付する。

母子家庭等就業・自立支援センター

母子家庭の母等の自立を促進するため、就業相談、技能習得、就業情報提供に至るまでの一貫した就業支援サービスなどを提供する事業。

母子生活支援施設

配偶者のいない女子またはこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者の自立促進のためにその生活を支援し、退所した者については、相談その他の援助を行う施設。

母子父子寡婦福祉資金貸付金

母子家庭、寡婦及び父子家庭などの経済的自立を助け、扶養している児童の福祉を増進することを目的に貸し出す事業資金や修学資金、技能習得資金や生活資金などの貸付金。

母子・父子自立支援員

母子及び寡婦福祉法に基づき道内の福祉事務所に配置。母子家庭の母等の自立に必要な情報提供、相談、職業能力の向上や求職活動等の支援を行う者。

母子・父子自立支援プログラム

個々の児童扶養手当受給者の状況やニーズに応じ、ハローワーク等と連携の上、きめ細かな自立・就労支援を実施するための自立支援計画。

母子・父子福祉センター

母子家庭等に対する低廉な金額による宿泊施設の提供や、生活や就労に関する相談事業等を行い、母子家庭等の福祉の増進を図るための総合的な活動拠点。

母子・父子福祉団体

配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの福祉又はこれに併せて寡婦の福祉を増進することを主たる目的とする法人で、役員の大半数が配偶者のない女子又は配偶者のない男子であるもの。

母子保健サービス

妊産婦健康診査や乳幼児健康診査、新生児マス・スクリーニング検査などの健康診査等、母子健康手帳の交付や両親学級などの保健指導等、新生児訪問指導や未熟児訪問指導などの訪問指導等、未熟児養育医療や小児慢性特定疾患治療研究事業等の療養援護等。

ポータルサイト

インターネットに接続した際、最初に訪れる入り口（ポータル）となる様々な情報が集約されたサイト。

□「北海道赤ちゃんのほっとステーション」登録等促進事業

子育て中の親子などが安心して外出できる環境づくりを進めるために、「授乳」と「おむつ替え」の両方が無料で利用できる施設を「赤ちゃんのほっとステーション」として登録し、ホームページ等で広く情報提供する取組。

□北海道家庭教育サポート企業等制度

家庭教育を支援するための職場環境づくりに取り組む企業等と北海道教育委員会が協定を締結し、相互に協力して、北海道における家庭教育の一層の推進を図るための制度。

□北海道交通安全基本条例

陸上交通の安全に関し基本理念を定め、道、道路等の設置者、事業者、車両の運転者、歩行者等の責務を明らかにするとともに、道の施策の基本を定めることにより、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図り、交通事故に対する不安のない安全な生活の確保に寄与することを目的に制定した条例

□北海道すきやき隊

育児休業制度の導入など家庭と仕事の両立に資する職場環境の整備や地域における子育て支援活動の応援などに取り組む企業、団体などによる全道規模の組織で、平成18年10月に結成。

□北海道青少年健全育成条例

青少年の健全な育成に関し、基本理念を定め、道、保護者、事業者、青少年及び道民の責務等を明らかにし、道の施策の基本となる事項を定めることにより、青少年の健全な育成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るとともに、青少年を取り巻く社会環境の整備を促進し、その福祉を阻害するおそれのある行為を防止し、もって次代の社会を担う青少年が健全に育成される社会の実現に資することを目的に制定された条例。

□北海道働き方改革推進企業認定制度

働き方改革に積極的に取り組む企業を、その取組の段階に応じて道が認定し、取組を広く紹介することで、道内企業の働き方改革の取組を促進し、もって道内企業の持続的発展や労働者の福祉の増進に資することを目的とした制度

□北海道福祉のまちづくり条例

障がいのある方やお年寄りなどをはじめすべての道民が、日常生活等における様々な障壁が取り除かれることにより、等しく社会参加の機会を有することができることとともに、自立した生活を送ることができる地域社会づくりをめざし、平成9年10月に制定した条例。

□北海道幼児教育振興基本方針

全ての幼児教育施設が質の高い教育を提供するための研修機会の確保や助言体制をはじめ、家庭や地域等、多様な場における幼児教育の充実のための基本的な方向を示した方針。

<マ行>

マタニティマーク

妊産婦が交通機関等を利用する際に身につけ、周囲が妊産婦への配慮を示しやすくするためのマーク。交通機関、職場、飲食店、その他の公共機関等が、その取組や呼びかけ文を付してポスターなどとして提示し、妊産婦に優しい環境づくりを推進するもの。

メンタルフレンド

児童福祉司等の助言・指導のもとに、ひきこもり、不登校児童の家庭を訪問し、当該児童とのふれあいなどを通じて福祉の向上を図るためのボランティア。

木育

子どもの頃から木を身近に使っていくことを通じて、人と森林や木材の「つながり」を重視し、豊かな「人づくり」と「社会づくり」を目指す北海道発の概念。

<ヤ行>

夜間保育

開所時間が概ね午前11時頃から午後10時頃までの11時間の保育を行うもの。

ユニバーサルデザイン

全ての人々が利用しやすいように考慮された製品、建物、環境等のデザイン。

養育支援訪問事業

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言を行うことにより、当該家庭の適切な養育を確保することを目的とした事業。

幼児教育相談員

幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有し、道・道教委の委嘱を受け、要請のあった幼児教育施設等を巡回し、研修の支援や課題解決に向けた助言等を行う者

幼児教育・保育の無償化

令和元年10月から始まった消費税率の引上げによる財源を活用し、生涯にわたる人格形成やその後の義務教育の基礎を培う幼児教育の重要性と、子育てや教育にかかる費用負担の軽減を図るという少子化対策の観点から、幼稚園、保育所及び認定こども園等の費用の無償化を図るもの

幼稚園等における預かり保育

認定こども園、幼稚園又は特別支援学校幼稚部において、当該施設に在籍する者に対し、教育に係る標準的な一日当たりの時間及び期間の範囲外に、教育・保育を提供する事業。

□要保護児童対策地域協議会

医療、福祉、教育、警察等の分野の関係する機関（病院、学校、保健所、児童相談所等）及び関係団体（NPO、ボランティア等）などが連携・協力し、被虐待児など要保護児童やその保護者等に関する情報交換や支援内容の協議を行うためのネットワーク。

□幼保連携型認定こども園教育・保育要領

「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」に基づき、幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項を定めたもの。

<う行>

□利用者支援事業

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業（「基本型」のほか、主として保育に関する施設や事業を円滑に利用できるように支援を行う「特定型」、保健師等が、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に対応する「母子保健型」に区分される）。

### 3 各種データ

#### (1) 人口の推移

(単位：人)

区分	総人口	年少人口	生産年齢人口	老年人口
昭和30年	4,773,087	1,750,215 (36.7)	2,836,557 (59.4)	186,265 (3.9)
昭和35年	5,039,206	1,681,479 (33.4)	3,145,664 (62.4)	212,063 (4.2)
昭和40年	5,171,800	1,462,123 (28.3)	3,460,359 (66.9)	249,318 (4.8)
昭和45年	5,184,287	1,309,487 (25.3)	3,575,731 (69.0)	299,069 (6.9)
昭和50年	5,338,206	1,312,611 (24.6)	3,657,884 (68.5)	366,651 (6.9)
昭和55年	5,575,989	1,289,324 (23.3)	3,823,808 (68.6)	451,727 (8.1)
昭和60年	5,679,439	1,217,959 (21.4)	3,910,729 (68.5)	549,487 (9.7)
平成2年	5,643,647	1,043,251 (18.3)	3,924,717 (69.5)	674,881 (12.0)
平成7年	5,692,321	898,673 (15.8)	3,942,868 (69.3)	844,927 (14.8)
平成12年	5,683,062	792,352 (13.9)	3,832,902 (67.4)	1,031,552 (18.2)
平成17年	5,627,737	719,057 (12.8)	3,696,064 (65.7)	1,205,692 (21.4)
平成22年	5,506,419	657,312 (11.9)	3,482,169 (63.2)	1,358,068 (24.7)
平成27年	5,381,733	608,296 (11.4)	3,190,804 (59.6)	1,558,387 (29.1)

注：総人口は年齢不詳を含む。( )内は構成割合(%)。

資料：総務省「国勢調査」

#### (2) 家族類型別世帯数等の推移

(単位：世帯数、人)

区分	総数	核家族世帯			単独世帯	その他の 親族世帯	非親族 世帯	1世帯当 たり人員
		夫婦のみ	夫婦と子	片親と子				
昭和50年	1,561,298 (100.0)	250,650 (16.1)	752,211 (48.2)	91,146 (5.8)	203,976 (13.1)	260,809 (16.7)	2,507 (0.2)	3.62
昭和55年	1,823,789 (100.0)	305,773 (16.8)	777,119 (42.6)	105,360 (5.8)	376,396 (20.6)	256,706 (14.1)	2,435 (0.1)	2.99
昭和60年	1,915,016 (100.0)	355,923 (18.6)	752,896 (39.3)	127,017 (6.6)	416,648 (21.8)	258,541 (13.5)	3,991 (0.2)	2.89
平成2年	2,015,275 (100.0)	422,208 (21.0)	714,955 (35.5)	142,172 (7.1)	492,861 (24.5)	241,149 (12.0)	1,930 (0.1)	2.73
平成7年	2,174,122 (100.0)	487,809 (22.4)	686,945 (31.6)	157,854 (7.3)	606,095 (27.9)	229,182 (10.5)	6,237 (0.3)	2.56
平成12年	2,277,968 (100.0)	538,185 (23.6)	659,599 (29.0)	181,292 (7.9)	682,273 (30.0)	207,290 (9.1)	9,329 (0.4)	2.42
平成17年	2,335,185 (100.0)	562,137 (24.1)	621,633 (26.6)	207,380 (8.9)	738,019 (31.6)	190,205 (8.1)	15,811 (0.7)	2.31
平成22年	2,418,305 (100.0)	578,874 (23.9)	587,312 (24.3)	223,889 (9.3)	842,730 (34.8)	164,039 (6.8)	21,189 (0.9)	2.21
平成27年	2,438,206 (100.0)	583,361 (23.9)	553,149 (22.7)	227,308 (9.3)	909,106 (37.3)	142,107 (5.8)	23,175 (1.0)	2.13

注：昭和50年は普通世帯、昭和55年以降は一般世帯

資料：総務省「国勢調査」

## (3) 合計特殊出生率及び出征数の推移

(出生数～単位：人)

区 分	北海道		全国		区 分	北海道		全国	
	合計特 殊出生 率	出生数	合計特 殊出生 率	出生数		合計特 殊出生 率	出生数	合計特 殊出生 率	出生数
昭和30年	2.72	103,678	2.37	1,730,692	平成3年	1.43	53,909	1.53	1,223,245
昭和35年	2.17	93,852	2.00	1,606,041	平成4年	1.40	53,121	1.50	1,208,989
昭和40年	2.13	96,666	2.14	1,823,697	平成5年	1.33	50,925	1.46	1,188,282
昭和41年	1.64	74,230	1.58	1,360,974	平成6年	1.37	52,522	1.50	1,238,328
昭和42年	2.15	99,012	2.23	1,935,647	平成7年	1.31	49,950	1.42	1,187,064
昭和43年	1.98	93,410	2.13	1,871,839	平成8年	1.30	49,784	1.43	1,206,555
昭和44年	1.92	92,477	2.13	1,889,815	平成9年	1.27	48,912	1.39	1,191,665
昭和45年	1.93	91,867	2.13	1,934,239	平成10年	1.26	49,065	1.38	1,203,147
昭和46年	1.98	93,568	2.16	2,000,973	平成11年	1.20	46,680	1.34	1,177,669
昭和47年	1.99	95,200	2.14	2,038,682	平成12年	1.23	46,780	1.36	1,190,547
昭和48年	1.98	95,104	2.14	2,091,983	平成13年	1.21	46,236	1.33	1,170,662
昭和49年	1.94	94,356	2.05	2,029,989	平成14年	1.22	46,101	1.32	1,153,855
昭和50年	1.82	89,631	1.91	1,901,440	平成15年	1.20	44,939	1.29	1,123,610
昭和51年	1.75	86,335	1.85	1,832,617	平成16年	1.19	47,020	1.29	1,110,721
昭和52年	1.70	83,020	1.80	1,755,100	平成17年	1.15	41,420	1.26	1,062,530
昭和53年	1.71	82,012	1.79	1,708,643	平成18年	1.18	42,204	1.32	1,092,674
昭和54年	1.69	78,956	1.77	1,642,580	平成19年	1.19	41,550	1.34	1,089,818
昭和55年	1.64	75,526	1.75	1,576,889	平成20年	1.20	41,074	1.37	1,091,156
昭和56年	1.60	72,380	1.74	1,529,455	平成21年	1.19	40,165	1.37	1,070,035
昭和57年	1.65	72,828	1.77	1,515,392	平成22年	1.26	40,158	1.39	1,071,304
昭和58年	1.68	72,017	1.80	1,508,687	平成23年	1.25	39,292	1.39	1,050,806
昭和59年	1.68	70,210	1.81	1,489,780	平成24年	1.26	38,686	1.41	1,037,231
昭和60年	1.61	66,413	1.76	1,431,577	平成25年	1.28	38,190	1.43	1,029,816
昭和61年	1.59	63,947	1.72	1,382,946	平成26年	1.27	37,058	1.42	1,003,539
昭和62年	1.54	61,219	1.69	1,346,658	平成27年	1.31	36,695	1.45	1,005,677
昭和63年	1.50	59,211	1.66	1,314,006	平成28年	1.29	35,125	1.44	976,978
平成元年	1.41	55,251	1.57	1,246,802	平成29年	1.29	34,040	1.43	946,065
平成2年	1.43	54,428	1.54	1,221,585	平成30年	1.27	32,642	1.42	918,400

資料：厚生労働省「人口動態調査」

※上記表の北海道の合計特殊出生率のうち、昭和30年から昭和57年までは北海道保健福祉部の計算による。

## (4) 平均初婚年齢の推移 (単位: 歳)

区 分	夫		妻	
	北海道	全国	北海道	全国
昭和30年	26.5	26.6	23.3	23.8
昭和35年	26.9	27.2	23.8	24.1
昭和40年	26.8	27.2	23.9	24.5
昭和45年	26.3	26.9	23.7	24.2
昭和50年	26.2	27.0	24.4	24.7
昭和55年	27.2	27.8	25.1	25.2
昭和60年	27.7	28.2	25.4	25.5
平成2年	28.0	28.4	25.8	25.9
平成7年	28.1	28.5	26.2	26.3
平成12年	28.3	28.8	26.8	27.0
平成17年	29.2	29.8	27.8	28.0
平成18年	29.3	30.0	27.9	28.2
平成19年	29.5	30.1	28.1	28.3
平成20年	29.8	30.2	28.2	28.5
平成21年	29.8	30.4	28.4	28.6
平成22年	30.1	30.5	28.7	28.8
平成23年	30.2	30.7	28.7	29.0
平成24年	30.4	30.8	29.0	29.2
平成25年	30.4	30.9	29.1	29.3
平成26年	30.7	31.1	29.2	29.4
平成27年	30.7	31.1	29.3	29.4
平成28年	30.7	31.1	29.4	29.4
平成29年	30.7	31.1	29.3	29.4
平成30年	30.8	31.1	29.5	29.4

資料: 厚生労働省「人口動態調査」

## (5) 未婚率の推移 (単位: %)

区 分	男性		女性	
	北海道	全国	北海道	全国
昭和50年	26.3	29.1	21.6	21.5
昭和55年	26.4	28.5	21.0	20.9
昭和60年	26.8	29.6	21.5	21.7
平成2年	27.8	31.2	22.7	23.4
平成7年	29.0	32.1	23.4	24.0
平成12年	28.9	31.8	23.0	23.7
平成17年	29.1	31.4	22.7	23.2
平成22年	29.9	31.9	22.9	23.3
平成27年	29.8	31.8	22.6	23.2

資料: 総務省「国勢調査」(15~49歳のうち未婚者の割合(「不詳」を含む。))

## (6) 生涯未婚率の推移 (単位: %)

区 分	男性		女性	
	北海道	全国	北海道	全国
昭和50年	1.69	2.12	3.00	4.32
昭和55年	2.13	2.60	3.33	4.45
昭和60年	30.8	3.89	3.48	4.32
平成2年	4.28	5.57	4.07	4.33
平成7年	6.79	8.99	5.53	5.10
平成12年	10.06	12.57	7.14	5.82
平成17年	14.03	15.96	9.26	7.25
平成22年	19.51	20.13	13.49	10.61
平成27年	23.48	23.37	17.22	14.06

資料: 総務省「国勢調査」(45~49歳、50~54歳未婚率(「不詳」を除く。)の平均で、50歳時の未婚率を示す。)

## (7) 労働力人口の推移 (北海道) (単位: 人)

区 分	男性	女性
昭和50年	1,633,701	882,202
昭和55年	1,705,788	963,001
昭和60年	1,713,875	1,030,969
平成2年	1,693,972	1,102,228
平成7年	1,754,654	1,180,553
平成12年	1,681,624	1,186,052
平成17年	1,605,893	1,179,901
平成22年	1,536,498	1,165,326
平成27年	1,421,037	1,132,006

資料: 総務省「国勢調査」



(8) 年間総実労働時間の推移 (9) 育児休業制度の規定及び取得状況の推移

(単位：時間)

区分	北海道	全国
平成元年	2,148	2,088
平成4年	2,015	1,972
平成9年	1,909	1,900
平成11年	1,884	1,842
平成13年	1,870	1,848
平成15年	1,810	1,846
平成17年	1,842	1,829
平成19年	1,848	1,850
平成21年	1,810	1,768
平成23年	1,802	1,788
平成24年	1,810	1,808
平成25年	1,804	1,792
平成26年	1,792	1,790
平成27年	1,785	1,785
平成28年	1,778	1,782
平成29年	1,778	1,781
平成30年	1,755	1,769

資料：厚生労働省「毎月勤労統計調査」  
(事業所規模30人以上)

(単位：%)

区分	育児休業制度の規定状況		育児休業の取得状況			
	北海道	全国	北海道		全国	
			男性	女性	男性	女性
平成16年度	50.1	61.4	1.00	76.6	0.56	70.6
平成17年度	53.9	61.6	1.00	85.4	0.50	72.3
平成18年度	58.2	-	2.83	84.9	0.57	88.5
平成19年度	54.7	-	0.50	70.8	1.56	89.7
平成20年度	53.4	66.4	2.90	73.2	1.23	90.6
平成21年度	57.2	68.0	1.54	81.3	1.72	85.6
平成22年度	55.9	68.3	0.89	80.9	1.38	83.7
平成23年度	56.4	64.5	3.34	88.2	2.63	87.8
平成24年度	61.4	72.4	3.90	84.3	1.89	83.6
平成25年度	64.9	-	2.00	89.4	2.03	83.0
平成26年度	60.7	74.7	3.00	87.9	2.30	86.6
平成27年度	51.0	73.1	4.00	81.2	2.65	81.5
平成28年度	53.5	76.6	2.50	82.5	3.16	81.8
平成29年度	56.1	75.0	2.20	81.5	5.14	83.2
平成30年度	71.7	-	3.50	91.3	6.16	82.2

資料：道「労働福祉実態調査」  
厚生労働省「雇用均等基本調査」「女性雇用管理基本調査」

(10) 完全失業率の推移

(単位：%)

区分	1月～3月		4月～6月		7月～9月		10月～12月		年平均	
	北海道	全国	北海道	全国	北海道	全国	北海道	全国	北海道	全国
平成18年	5.5	4.4	5.4	4.2	5.3	4.1	5.4	3.9	5.4	4.1
平成19年	5.5	4.1	5.3	3.8	4.7	3.7	5.0	3.7	5.0	3.9
平成20年	5.6	4.0	5.0	4.0	4.9	4.0	4.3	3.9	5.1	4.0
平成21年	5.6	4.6	5.4	5.2	5.4	5.4	4.7	5.0	5.5	5.1
平成22年	5.2	5.1	5.5	5.3	5.0	5.1	5.1	4.8	5.1	5.1
平成23年	5.3	4.8	5.9	4.8	5.1	4.5	4.4	4.3	5.1	*4.6
平成24年	5.5	4.5	5.7	4.6	5.0	4.3	4.7	4.0	5.2	4.3
平成25年	5.0	4.3	5.1	4.2	3.7	4.0	4.4	3.7	4.6	4.0
平成26年	4.6	3.7	4.1	3.7	3.4	3.6	4.4	3.3	4.1	3.6
平成27年	3.8	3.5	3.4	3.4	3.3	3.4	3.4	3.1	3.4	3.4
平成28年	3.8	3.2	3.4	3.3	3.9	3.1	3.3	2.9	3.6	3.1
平成29年	3.8	2.9	3.4	3.0	3.2	2.8	2.9	2.6	3.3	2.8
平成30年	3.1	2.5	3.0	2.5	2.8	2.5	2.8	2.4	2.9	2.4

資料：総務省「労働力調査」

注：\*の数値は、東北3県（岩手県、宮城県、福島県）が震災の影響で調査困難となったため、各月の東北3県分の推計結果を他の全国の結果に加算することにより算出した値。

## 4 北海道子どもの未来づくりのための少子化対策推進条例

平成16年10月19日公布：北海道条例第90号

### 目次

#### 前文

#### 第1章 総則（第1条—第6条）

#### 第2章 基本的施策等（第7条—第21条）

#### 第3章 北海道子どもの未来づくり審議会（第22条—第29条）

#### 附則

北海道の将来を担う子どもが、広い大地と豊かな自然の中で、のびのびと心豊かに成長することは、私たち道民すべての願いである。

急速な少子化の進行は、子どもの自主性や社会性が育ちにくくなること、生産年齢人口の減少等により経済や地域社会の活力が低下することなど、北海道の将来に広く深刻な影響を与えることが懸念されている。

少子化には、晩婚化や未婚化などが深く関わっており、さらに北海道においては、核家族化が進んでいること、結婚や子どもを持つことに関して従来の考え方にとらわれない意識が高いこと、子育てと仕事を両立できる雇用環境の整備が不十分なことなどの要因が存在する。

また、こうした核家族化の進行や雇用環境などが、家庭や地域における子育てを支える力の低下と相まって、子育ての不安の増大を招いており、児童虐待の増加など子どもの人権問題にも影響を及ぼしている。

このような状況の中で、結婚、出産、子育てに対する不安や障壁を取り除くことにより、安心して子どもを生み育てることができ、子どもがひとしく健やかに成長できる社会を実現することは、北海道の重要な課題である。

私たちは、子どもの健やかな成長に適した豊かな自然環境など、北海道の特性を十分に生かしながら、社会全体で出産や子育て、子どもの成長をしっかりと支えることができる社会を目指さなければならない。

このような考え方に立って、子どもの未来に夢や希望が持てる活力あふれる北海道の実現のために、道民の総意としてこの条例を制定する。

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この条例は、社会全体で少子化対策を総合的かつ計画的に推進するため、少子化対策の推進に関し、基本理念を定め、並びに道及び事業者の責務並びに道民の役割を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項を定めることにより、安心して子どもを生み育てることができ、かつ、子どもが健やかに成長できる環境を整備し、もって子どもの未来に夢や希望が持てる社会の実現に資することを目的とする。

#### （定義）

第2条 この条例において「少子化対策」とは、安心して子どもを生み育てることができ、子どもが健やかに成長できる社会の実現に向けて行うすべての取組をいう。

#### （基本理念）

第3条 少子化対策の推進に当たっては、次に掲げる事項を基本とする。

- (1) 子どもの権利及び利益を最大限に尊重すること。
- (2) すべての子ども及び子どもを生み育てようとする者への支援に向けて取り組むこと。
- (3) 家庭、学校、地域社会、事業者、行政機関等が、相互の連携の下、社会全体で取り組むこと。
- (4) 保健、医療、福祉、労働、教育その他子どもに関するあらゆる分野において、総合的に取り組むこと。
- (5) 地域の人口構造、産業構造、自然環境その他の地域特性を踏まえて取り組むこと。
- (6) 結婚、出産及び子育てに関する個人の価値観が十分尊重されるよう配慮すること。

#### （道の責務）

第4条 道は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、少子化対策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。

2 道は、少子化対策を推進するに当たっては、国、市町村、事業者、関係団体等と緊密な連携を図らなければならない。

#### （事業者の責務）

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者が家庭と仕事との両立を図ることができるよう、必要な雇用環境の整備に努めるとともに、道が実施する少子化対策に協力する責務を有する。

#### （道民の役割）

第6条 道民は、基本理念に対する理解を深め、家庭や子育てに夢を持ち、かつ、安心して子どもを生み育てることができる社会の実現に資するよう努めるとともに、道が実施する少子化対策に協力しなければならない。

### 第2章 基本的施策等

#### （実施計画）

第7条 知事は、少子化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、少子化対策の推進に関する計画（以下「計画」という。）を定めなければならない。

2 計画は、少子化対策の目標、内容等について定めるものとする。

3 知事は、計画を定めるに当たっては、あらかじめ、道民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、計画を定めるに当たっては、あらかじめ、北海道子どもの未来づくり審議会の意見を聴かななければならない。

5 知事は、計画を定めるときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、計画の変更について準用する。

#### （社会全体による取組の促進）

第8条 道は、少子化の現状及び要因、少子化が北海道の社会経済に与える影響等を把握し、道民、事業者等に広く周知するとともに、少子化対策の意義、目的等について、道民、事業者等の理解を促進するものとする。

2 道は、家庭、学校、地域社会、事業者、行政機関等がそれぞれの責務又は役割を果たすことができるよう支援するとともに、相互の連携の下、社会全体による少子化対策の推進が図られる体制の整備に努めるものとする。

#### （子どもの権利及び利益の尊重）

第9条 道は、子どもの権利及び利益の尊重について普及啓発を図るとともに、子どもが自らの意見を表明する権利を行使することができ、かつ、子どもの意見が適切に社会に反映される環境の整備に努めるものとする。

#### （地域における子育て支援体制等の充実）

第10条 道は、地域において子育てを支える視点並びに子育てに関する不安を抱える親及びその子どもが交流し、相談することができる場の確保を促進するものとする。

2 道は、地域における子育てを支える団体等の活動の促進を図るとともに、高齢者、子育て経験者等の人材及び公民館等の施設の効果的な活用を促進するものとする。

3 道は、母子家庭及び父子家庭の子育てと仕事との両立が図られるよう、地域において就業支援及び生活支援を行う体制の整備を推進するものとする。

4 道は、養育に恵まれない子どもが健やかに成長できるよう、地域において養育支援及び自立支援を行う体制の整備を推進するものとする。

5 道は、発達遅れ又は障害のある子ども及びその家族が必要な療育、相談等を受けられるよう、地域において発達支援を行う体制の整備を推進するものとする。

#### （保育サービス等の充実）

第11条 道は、子育てに関する多様な需要に対応した保育サービス等が提供されるよう、保育所における延長保育、休日保育等及び幼稚園における預かり保育（教育課程に係る教育時間の終了後において、希望する者を対象として行われる教育活動をいう。）、放課後における児童の健全育成に関する活動等並びに地域における子育ての相互援助に関する活動を促進するものとする。

2 道は、保育所への入所の需要に対応するため、市町村との連携の下、児童の計画的な受け入れを促進するものとする。

3 道は、保護者の要請及び地域の実情に応じた多様な保育及び教育を提供できるよう、保育所と幼稚園との連携等を促進するものとする。

4 道は、良質な保育サービス等の提供を確保するため、保育士等の資質の向上を促進するものとする。

5 道は、保育所及び幼稚園の情報その他の子育て支援に関する情報を提供する体制の整備を促進するものとする。

(雇用環境等の整備)

第12条 道は、家庭生活との均衡のとれた働き方及び職場における性別にとられない役割分担に関して、事業者及び労働者の意識の啓発を推進するものとする。

2 道は、労働者の家庭と仕事との両立を促進するため、育児休業制度その他の子育てを支援する制度の事業者及び労働者への普及啓発等を推進するものとする。

3 道は、若年者が自立して家庭を築くことができるよう、就業の支援体制の整備を推進するものとする。

(母子保健医療体制等の充実)

第13条 道は、母子の保健医療体制を充実するため、妊産婦及び乳幼児に対する健康診査、保健指導その他の母子保健サービスの提供及び周産期医療、小児医療等を提供する体制の整備を促進するものとする。

2 道は、子どもを持つことを希望する者の不妊に関する相談体制の整備及び適切な情報提供を推進するものとする。

(児童健全育成等の促進)

第14条 道は、子どもが健やかに成長できるよう、児童館等の活動の促進を図るとともに、都市公園等の整備、河川等自然環境を活用した遊び場の整備その他の子どもが自由に遊び、安全に過ごすことができる環境の整備を促進するものとする。

2 道は、子どもの豊かな心をはぐくむため、子どもの読書活動、地域における文化の伝承活動その他子どもが文化、芸術等に親しむことができる環境の整備を促進するものとする。

3 道は、子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、保健、教育、農林水産その他の関係分野の連携により、健全な食生活等に関する知識の普及等を促進するものとする。

4 道は、性、喫煙、薬物等に関する正しい知識の普及を推進するとともに、子どもの精神保健に関する問題に適切に対応できる体制の整備を促進するものとする。

(児童虐待防止対策の充実)

第15条 道は、児童虐待の未然防止及び早期発見、被虐待児童の保護及び支援、保護者への指導その他の児童虐待の防止対策を総合的に推進するものとする。

2 道は、児童虐待の防止対策を充実するため、地域における保健、医療、福祉、教育、警察等の分野の関係機関及び関係団体の連携に係る体制の整備を促進するものとする。

(教育環境の整備)

第16条 道は、子どもが結婚、子育て等に希望を持つことができるよう、男女が協力して家庭を築くこと及び子どもを生み育てることの意義に関する教育、啓発等を推進するものとする。

2 道は、子どもが豊かな人間性をはぐくみ、たくましく生きる力を身に付けることができるよう、地域特性を生かした魅力のある教育、ゆとりのある教育その他の適切な教育環境の整備を推進するものとする。

3 道は、家庭及び地域社会における教育を充実するため、家庭、学校及び地域社会との連携の下、家庭教育への支援、多様な体験活動の機会の提供等を促進するものとする。

4 道は、いじめ、非行、不登校等の問題に対応するため、相談体制の強化及び家庭、学校、地域社会等との連携に係る体制の整備を促進するものとする。

(生活環境の整備)

第17条 道は、子育てに配慮した良質な住宅の供給等を促進するものとする。

2 道は、子どもが安全に通行できる道路交通環境の整備、交通安全活動等を促進するとともに、子ども及び子どもを生み育てる者が安心して利用できる施設等の整備を促進するものとする。

3 道は、子どもが犯罪に巻き込まれない安全な環境の整備を促進するとともに、子どもの健やかな成長を阻害するおそれのある行為、情報等についての対策を促進するものとする。

(経済的負担の軽減)

第18条 道は、子どもを生み育てる者の経済的負担の軽減を図るため、乳幼児並びに母子家庭及び父子家庭の医療に係る措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

(推進体制の整備)

第19条 道は、少子化対策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第20条 道は、少子化対策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(公表)

第21条 知事は、毎年、少子化対策の推進状況について、公表しなければならない。

### 第3章 北海道子どもの未来づくり審議会

(設置)

第22条 北海道における少子化対策を推進するため、知事の附属機関として、北海道子どもの未来づくり審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第23条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

(1) 知事の諮問に応じ、少子化対策の推進に関する重要事項を調査審議すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、この条例の規定によりその権限に属させられた事務

2 審議会は、少子化対策の推進に関し必要と認める事項を知事に建議することができる。

(組織)

第24条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

(委員及び特別委員)

第25条 委員及び特別委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 少子化対策に関係する団体の役職員

(3) 事業者(法人にあっては、その役職員)

(4) 関係行政機関の職員又は市町村の連絡調整を図る団体の役職員

(5) 公募に応じた者

(6) 前各号に掲げる者のほか、知事が適当と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第26条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第27条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第28条 審議会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会は、審議会から付託された事項について調査審議するものとする。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。

4 部会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。

(会長への委任)

第29条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3章の規定は、平成16年12月1日から施行する。

一部改正〔平成21年条例15号〕

2 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過することにより、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

追加〔平成21年条例15号〕

附 則(平成21年3月31日条例第15号抄)

〔北海道条例の整備に関する条例の附則〕

1 この条例は、公布の日から施行する。(後略)